

接続料の算定等に関する研究会

第八次報告書 (案)

目次

はじめに	1
第1章 「トラヒック・ポンピング」への厳正な対処	4
1. 検討の経緯	4
2. トラヒック・ポンピングに関する調査	5
(1) 調査の概要	5
(2) 調査結果	6
3. 議論の経過	8
4. 考え方	13
第2章 モバイル接続料のさらなる適正化の推進	16
1. 検討の経緯	16
2. モバイル接続料の費用配賦	16
(1) 固定資産価額比の算出方法について	18
(2) 減価償却費及び施設保全費の配賦について	20
(3) 考え方の見直しによる影響評価	22
(4) 省令等の整備等	24
3. 現在の接続料算定における5G (SA方式) に係る費用及び需要の扱い	25
(1) 検討事項	25
(2) 主な意見	28
(3) 考え方	30
4. 予測値の算定方法	30
(1) 検討事項	30
(2) 主な意見	32
(3) 考え方	34
5. 原価の適正性の確保	35
(1) 検討事項	35
(2) 主な意見	36
(3) 考え方	36
6. 利潤の適正性の確保	37
(1) 検討事項	37
(2) 主な意見	38
(3) 考え方	38
7. 需要の適正性の確保	39
(1) 検討事項	39
(2) 主な意見	41
(3) 考え方	46

第3章 卸電気通信役務の適正性の確保(卸検証ガイドラインに基づく検証)	48
1. 光サービス卸における卸料金の検証	50
(1) 検証の結果	50
(2) 主な意見	51
(検証結果)	56
(NTT東日本・西日本で卸料金が同一であることについて／利用者料金との関係／奨励金)	57
(3) 考え方	57
2. モバイル音声卸における代替性の検証	58
(1) 検証の結果	58
(2) 主な意見	68
(3) 考え方	68
第4章 卸電気通信役務の適正性の確保(特定卸電気通信役務の協議の適正化等)	70
1. 検討の経緯	70
2. 固定通信	71
(1) 改正電気通信事業法の施行後の指定設備卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況	71
(2) 卸元事業者・卸先事業者間の協議(固定通信分野については、団体協議を含む。)の状況	71
(3) 制度について検討すべき点	71
(4) 考え方	78
3. 移動通信	80
(1) 改正電気通信事業法の施行後の指定設備卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況、卸元事業者・卸先事業者間の協議の状況等	80
(2) 主な意見	83
(3) 考え方	84
第5章 MNOとMVNOの間のイコールフットingの確保(モバイルスタックテスト)	86
1. 検討の経緯	86
2. 議論の経過	87
3. 検証対象サービス等の選定	89
(1) 主な意見	89
(2) 考え方	93
4. MNOによる検証結果の妥当性	104
(1) 考え方	104
5. 次回以降の検証の進め方	107
(1) 主な意見	107

(2) 考え方	113
第6章 5G(SA方式)時代におけるネットワーク機能開放の推進	117
1. 検討の経緯	117
2. 5G(SA方式)の機能開放に関するMNO・MVNO間の協議状況	119
(1) MVNOにおける5G(SA方式)の導入意向	119
(2) MNOにおける5G(SA方式)のサービス展開の展望	120
(3) MVNOにおける、5G(SA方式)の各類型についてのMNOとの協議状況	121
(4) MNOにおける、5G(SA方式)の各類型についてのMVNOとの協議状況	121
3. 主な意見	122
4. 考え方	123
5. L2接続相当のアンバンドル機能化に向けて	125
(1) 主な意見	125
(2) 考え方	129
第7章 第一種指定電気通信設備に係る接続関連システム経費の適正性の向上	131
1. 検討の経緯	131
2. 議論の経過	134
(1) 検討事項	134
(2) 主な意見	135
3. 考え方	140
第8章 加入光ファイバ等の提供遅延の改善	142
1. 検討の経緯	142
2. 議論の経過	144
(1) 報告の内容	144
(2) 主な意見	157
3. 考え方	163
第9章 市場変化に対応した外国政府等との協定等に関する見直し	168
1. 検討の経緯	168
2. 議論の経過	169
(1) 検討事項	169
(2) 主な意見	170
3. 考え方	176

はじめに

本研究会では、令和5年8月に第七次報告書を取りまとめて以降も、同報告書で挙げられた接続ルールや卸電気通信役務に関する各種課題に加え、オブザーバーである関係事業者・事業者団体から新たに問題提起のあった論点について議論・検証を行ってきた。

令和5年10月の第77回会合からは、モバイル接続料費用配賦ワーキンググループを開催して、モバイル接続料の適正性向上について検討を行った。また、令和6年4月の第83回会合からは、本研究会第七次報告書(令和5年9月6日公表)において、「速やかな解決を要する問題である」とされ、総務省において「状況について定期的に注視していくことが適当」と整理されたトラヒック・ポンピングについて状況把握および議論を行った。さらに、新たな論点として、令和5年11月の第78回会合からは、第一種指定電気通信設備のシステム経費の検証に関する議論、令和6年5月の第84回会合からは、国際ローミング協定認可対象の見直しに関する議論をそれぞれ行った。

加えて、継続的な論点として、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証、移動通信分野のスタックテストに係る検討、5G(SA方式)時代におけるネットワーク提供に係る課題の検討、加入光ファイバ等の提供遅延に係る検討等を実施した。

本報告書は、これらの多岐にわたる論点について、関係者からのヒアリングでの意見や、議論の内容、それらを踏まえた本研究会としての考え方を整理するとともに、今後の考えられ得る検討課題やフォローアップ事項等を提示するものである。

本報告書の内容を踏まえ、関係事業者・団体及び総務省において、適切な取組が行われることを期待する。

【令和5年10月以降の会合開催状況】

日程	開催内容
第77回 令和5年10月23日～ 令和5年10月25日	○「モバイル接続料費用配賦ワーキンググループ」の開催について
第78回 令和5年11月28日	○「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針」の改定及び今後の検証の進め方について ○移動通信分野における接続料等と利用者料金関係の検証の対象サービス等に関するヒアリング ○第一種指定電気通信設備に係る接続関連システム経費の適正性について

第79回 令和5年12月19日	○移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証の対象サービス等に関するヒアリング ○第一種指定電気通信設備に係る接続関連システム経費の適正性に関するヒアリング ○「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証結果について(光サービス卸)
第80回 令和6年2月1日	○「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証」の対象サービス等の案について ○「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証結果(光サービス卸)及び固定通信分野の特定卸電気通信役務に関する規律の運用状況に関するヒアリング ○移動通信分野の特定卸電気通信役務に関する規律の運用状況に関するヒアリング ○東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の接続約款の変更認可申請等について(令和6年度の接続料の改定等)
第81回 令和6年2月21日	○モバイル接続料費用配賦ワーキンググループにおける検討結果の報告 ○「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証結果(光サービス卸)及び固定通信分野の特定卸電気通信役務に関する規律の運用状況に関するヒアリング ○移動通信分野の特定卸電気通信役務に関する規律の運用状況に関するヒアリング ○第一種指定電気通信設備に係る接続関連システム経費の適正性に関するヒアリング
第82回 令和6年3月29日	○移動通信分野の特定卸電気通信役務に関する規律の運用状況等について ○「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証結果(光サービス卸)及び固定通信分野の特定卸電気通信役務に関する規律の運用状況に関する論点整理 ○第一種指定電気通信設備に係る接続関連システム経費の適正性に関する論点整理 ○加入光ファイバ等の提供遅延に係るNTT東日本・西日本か

	らの報告結果について
第83回 令和6年4月16日	○移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証結果について ○加入光ファイバ等の提供遅延に係るNTT東日本・西日本からの報告結果に関するヒアリング ○トラヒック・ポンピングに係る調査の結果について(非公開)
第84回 令和6年5月10日	○モバイル接続料の検証について ○外国政府等との協定等について
第85回 令和6年5月20日	○モバイル接続料の検証に関するヒアリング ○外国政府等との協定等に関するヒアリング ○加入光ファイバ等の提供遅延に係るNTT東日本・西日本からの報告結果に関する論点整理 ○トラヒック・ポンピングに関する検討の方向性(案)について
第86回 令和6年6月7日	○モバイル接続料の適正性向上について ○外国政府等との協定等に関する検討の方向性(案)について ○トラヒック・ポンピングに関する検討の方向性(案)について
第87回 令和6年6月25日	○第八次報告書(案)について

25 第1章 「トラヒック・ポンピング」への厳正な対処

26 1. 検討の経緯

27 電話等の音声サービスに係る接続(以下「音声接続」という。)においては、音声通
28 話の双方向性に応じて、接続する事業者同士が相互に接続料を支払い合う形態が典
29 型的である。総務省においては、音声接続のルールについて累次の検討を加えてき
30 たところ、音声接続における「着信接続料」の在り方についても、議論が深められてき
31 ている。

32 本研究会第七次報告書に向けた検討においては、複数の指定設備設置事業者よ
33 り、固定電話網のIP網への移行により事業者間の関係が双務的に変化する事、現行
34 の音声接続料の仕組みに起因する問題(非指定設備の接続料への過度の利潤の上
35 乗せ、トラヒック・ポンピング等)の発生等を背景に、音声接続における「ビル&キープ
36 方式」の導入も含め、着信事業者が設定する音声接続料に関する制度的な検討が必
37 要ではないかとの論点提起に基づき議論が行われ、事業者ヒアリングにおいては、一
38 部の事業者からビル&キープ方式の原則化の論拠の一つとして「トラヒック・ポンピング」
39 の問題が挙げられた。

40 トラヒック・ポンピングとは、着信インセンティブ契約(音声伝送役務における接続協
41 定¹の一方の電気通信事業者が他方の電気通信事業者の電気通信役務の利用者
42 (以下「利用者」という。)との間で締結する契約であって、着信側の電気通信事業者
43 (以下「着信側事業者」という。)が、発信側の電気通信事業者(以下「発信側事業者」
44 という。)の利用者が当該着信側事業者の利用者に発信するトラヒックの量に応じて当
45 該発信側事業者の利用者に対して金員等²を支払うもの³をいう。)を締結することにより、
46 トラヒックの量を意図的に増大させ、それに伴う接続料収入を増加させることを指すと
47 考えられる。

48
49 その後の検討を踏まえ、トラヒック・ポンピングについて、「速やかな解決を要する問
50 題である」との認識に立った上で、まずは総務省において、トラヒック・ポンピングの実
51 態の検証を行い、電気通信事業法の適用について考え方を示すことが適当と整理し
52 た。これを踏まえ、総務省は、トラヒック・ポンピングにおいて見られる、いわゆる「着信
53 インセンティブ契約」に関する電気通信事業法の適用についての考え方を公表(令和

¹ 発着トラヒックの量に応じて相互に接続料を支払う通常の電気通信事業者間精算方式が採用されて
いるものに限る。

² インセンティブの態様が金員であるか否かを問わないので、例えば、特定の電話番号への通話時間
に応じて懸賞として景品等を提供する場合も含む。

³ 卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者や媒介等業務受託者と契約し、間接的に利用者
に金員等を支払う場合を含む。

5年5月30日)した。また、本研究会第七次報告書においては、今後の進め方について、「総務省においては、トラヒック・ポンピングの状況について定期的に注視していくことが適当」と整理した。

2. トラヒック・ポンピングに関する調査

(1) 調査の概要

総務省は、本研究会第七次報告書公表以降の状況を把握し、総務省の「考え方」をフォローアップするため、以下のとおり、関係する電気通信事業者(MNO及び固定電話事業者計25社)に調査(アンケート及び個別ヒアリング等)を行った。

MNOに対しては、トラヒック・ポンピングに対する調査・協議等の状況や、トラヒック・ポンピングに係る対応の実施による通常の業務や利用者向けサービスへの影響についてアンケート調査を行った。固定電話事業者に対しては、着信インセンティブ契約の有無、卸先事業者・代理店の行うトラヒック・ポンピングに対する対応状況等についてアンケート調査を行った。

その上で、着信インセンティブ契約に対する見解について、アンケート調査に加え、一部事業者⁴に個別のヒアリング等を行った。

<対象事業者>

(MNO)

・株式会社NTTドコモ(以下「NTTドコモ」という。)

・KDDI株式会社(以下「KDDI」という。)
・沖縄セルラー電話株式会社(以下「沖縄セルラー」という。)

・ソフトバンク株式会社(以下「ソフトバンク」という。)

・楽天モバイル株式会社(以下「楽天モバイル」という。)

(固定電話事業者)

・東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)
・西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)(以下「NTT東日本及びNTT西日本」を「NTT東日本・西日本」という。)

・KDDI

・ソフトバンク

・楽天モバイル

・エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「NTTコム」という。)

・株式会社トークネット(旧東北インテリジェント通信株式会社)

・中部テレコミュニケーション株式会社

⁴ MNO、着信インセンティブ契約を締結中の事業者及び調査回答において一定の御意見を示された事業者

- 87 ・株式会社オプテージ(以下「オプテージ」という。)
- 88 ・株式会社エネコム(旧株式会社エネルギア・コミュニケーションズ)
- 89 ・株式会社STNet
- 90 ・株式会社QTNet
- 91 ・アルテリア・ネットワークス株式会社
- 92 ・Coltテクノロジーサービス株式会社
- 93 ・ZIP Telecom株式会社
- 94 ・株式会社アイ・ピー・エス・プロ
- 95 ・株式会社三通
- 96 ・大江戸テレコム株式会社
- 97 ・株式会社コムスクエア
- 98 ・フリービット株式会社(以下「フリービット」という。)
- 99 ・アイテック阪急阪神株式会社
- 100 ・株式会社メディアアドベンチャー
- 101 ・株式会社ハイスタンダード

102 (2)調査結果

103 総務省のアンケート調査に対して、MNO及び固定電話事業者からは、主に以下の
104 回答があった。

105 ① MNOの回答

- 106 ・ トラヒックのモニタリング等の調査を踏まえて、通話定額サービスの従量課金化
107 等の利用者対応を行いつつ、一部の接続事業者とトラヒック・ポンピングに係る
108 事業者間協議を行っているとのことであった。
- 109 ・ 一連の対応により、対応に係る人的コスト、システム改修コスト等が発生している
110 事業者もみられた。
- 111 ・ 事業者間協議を通じたトラヒック・ポンピングの解決に一定の限界をみる立場か
112 ら、総務省の積極的関与(調査、行政指導等)や行政処分の基準の明確化を希
113 望する声があった。

114 ② 固定電話事業者の回答

- 115 ・ 調査対象の固定電話事業者のうち、4社が過去に着信インセンティブ契約を締
116 結しており、2社が現在も契約を締結している。
- 117 ・ 現在も契約している事業者中、契約相手方による契約約款違反行為を把握して
118 いる事業者はいなかったが、文書(通知、誓約書等)のやりとりや着信インセン
119 ティブ契約の規定の工夫等により、契約約款違反行為を防止する取組をしている

とのことであった。

- 過去に契約していた事業者中、トラヒック・ポンピングを防止する観点から契約を解除するための協議を行い、現に全て解除した事業者がいたほか、契約相手方等に対するヒアリング・点検等を行っていた事業者もみられた。
- MNOとの協議においては、トラヒック・ポンピングの対策の主体(MNOか固定電話事業者か)や方法について合意できず、固定電話事業者側は着信インセンティブ契約の解除以外の案を示す等、認識の相違が明らかになった。

また、総務省は、アンケート調査において、事業者から、着信インセンティブ契約の捉え方等に関して様々な意見があったことから、それらを踏まえたヒアリング等を実施し、以下のとおり、得られた意見を整理した。

① 着信インセンティブ契約の合理性に関する意見

- 着信インセンティブ契約の合理性について、一部の固定電話事業者から、「通常の商習慣」等と説明する意見や、「ネットワークの有効利用」の観点から説明する意見があった。
- 一方で、料金設定権⁵に着目すれば、接続協定において一方の電気通信事業者がエンドエンドの料金を定めることに合意した電気通信役務において、着信インセンティブ契約は、自社が料金設定しないサービスについてインセンティブを設定する行為であり、合理的でないとの捉え方の意見があった。
- また、調査の中で、機械的発信に対応する業務が一定程度生じていること、接続協議において、着信インセンティブ契約の問題等に起因して接続料水準の合意に至らず暫定精算が継続している事例があること等、事業者の業務に悪影響が生じていることが示された。

② 着信接続料収入を着信インセンティブ契約の原資とすることに関する意見

- 一部の固定電話事業者から、接続料水準に合意があるのであれば、その用途は着信側事業者の自由であるとの意見があった。
- 一方で、MNOから、接続料規制の有無にかかわらず、接続料は、適正原価・適正利潤で算出すべきものであり、その原則を逸脱するコストを接続料原価に算入することは不適当であるとの意見や、その場合、自社としては接続協定を締結することは許容できないとの意見があった。また、接続料の水準にベンチマー

⁵ 複数の事業者が電気通信設備を相互に接続して利用者にサービスを提供している場合において、当該複数の事業者で合意した接続協定に基づき、特定の事業者が、複数の電気通信役務を通算した利用者料金を設定するとき、当該特定の事業者が「料金設定権を有する」という。

150 ク方式⁶を採用している場合でも、実際網費用との差額を着信インセンティブの
151 原資とすべきでないとの意見があった。

152 ③ 着信インセンティブ契約に係る説明、機械的発信に係る対応に関する意見

- 153 • 一部の固定電話事業者・MNOから、接続事業者の求めに応じ、着信インセン
154 ティブ契約の有無や締結の趣旨について説明すべきとの意見があった一方、一
155 部の固定電話事業者から、契約の存否・内容について契約当事者以外の第三
156 者に開示することは、秘密保持義務違反となるおそれ等があり、困難又は不要、
157 慎重に判断すべきであるとの意見があった。
- 158 • 発信側事業者の措置については、通話定額サービスの利用者の審査に関し、
159 MNOからは、審査の基準・運用等の観点から審査によって解決するというのは
160 現実的に困難との意見があり、合わせて、着信インセンティブ契約の是正により
161 対処すべきとの意見もあったが、一部の固定電話事業者からは、着信側事業者
162 のみで対応することは困難であり、発信側事業者の対応も有効の意見があった。
- 163 • 着信側事業者の措置については、着信インセンティブ契約の契約内容の見直
164 し(機械的発信の禁止、「再着信インセンティブ契約」の禁止)や機械的発信の
165 調査の実施について賛同する意見がMNOを中心にあったものの、機械的発
166 信の定義・調査のルール of 明確化の必要性を指摘する意見、調査の限界を指
167 摘する意見もあった。また、事業者間の協力に関し、必要との意見と抑止効果に
168 乏しいとする意見の双方があった。

169 ④ 行政の取組に関する意見

- 170 • 総務省の「考え方」に賛同する意見のほか、情報開示を拒むこと、他事業者が
171 料金設定する通話にインセンティブを設定すること、接続料原価に着信インセン
172 ティブ原資が含まれること、トラフィック比の基準等について見解の明確化に関す
173 る要望があった。
- 174 • また、定期的な注視・是正措置等の実施の要望や、事業者間協議で開示を拒
175 まれた情報の確認等の事業者間協議への関与を求める意見があった。

176 3. 議論の経過

177 調査結果を踏まえ、着信インセンティブ契約の合理性(着信インセンティブ契約の
178 接続ルール上の取扱い)や、着信接続料収入を着信インセンティブ契約の原資とす
179 ことの適否等に関する論点について、構成員から以下の意見があった。

180

⁶ 合意する接続料について、当事者の電気通信設備との接続に係る費用等ではなく、公表されている他の電気通信事業者の接続料を参照して設定する際に参照される接続料をいう。

181 <全般>

- 182 • トラヒック・ポンピング、あるいは、インセンティブの行為自体は、本来的な通信サ
183 ービスではないため問題であると思っており、毎年、大量の金員が、着信側事業
184 者に流れていくことについては、疑問であり、止めなければならない。
- 185 • 機械による通信を問題行為として規制する方向で議論するのか、着信接続料の
186 中にインセンティブのコスト等が入っているのが問題なのか。着信ボトルネック性
187 も踏まえ、コストベースで着信料金を決めるべきで、そうでない場合にはこのよう
188 な対応がある、のように接続ルールの中で対応するか、改めて、問題行為に対
189 して何らかの判断をしていくのか、どちらかの方向ではないか。その判断によっ
190 ては、接続応諾義務について、総務省の「考え方」で対応できるように変えると
191 いった方法も考えられる。

192 <着信インセンティブ契約の合理性に関する意見>

- 193 • 着信インセンティブ契約の合理性について、一部の事業者から「通常の商習慣」
194 と説明する意見があったところ、「通常の商習慣」とは、関連する法の趣旨に基
195 づいて許容される範囲内であるということが前提であると考えられる。電気通信
196 事業法第1条の「電気通信事業の公共性に鑑み、その運営を適正かつ合理的
197 なものとする」に適合するかどうか、着信インセンティブ契約が及ぼす影響を丁
198 寧に見る、あるいは整理する必要がある。
- 199 • 着信インセンティブ契約が及ぼす影響については、金銭的なダメージというのが
200 MNOの主張の軸にあるが、大量通信でどんなことが起こるのかを説明できるよ
201 うにしておく必要がある。現行の総務省の「考え方」にも大枠書いていると思うが、
202 補足的な説明が必要。
- 203 • 着信インセンティブ契約の合理性について、一部の固定電話事業者から、「ネッ
204 トワークの有効利用」の観点から説明する意見があったところ、ネットワーク全体
205 からすると局所的な部分最適であり、これをもって着信インセンティブ契約に合
206 理性があるとは言えないのではないかと。ネットワーク全体でトラヒック・ポン
207 ピングが発生し、様々な問題が起きているのであれば、これは理由にならず、や
208 はり、この着信インセンティブ契約の問題に関しては、手をつけなければならない。
209
- 210 • 論点で示された考え方に基本的に賛成。米国の FCC 基準のような、発着信時
211 間比率の明確化の要望について、今までのトラヒック・ポンピングに関わる事業
212 者の対応においては、トラヒック・ポンピングが判明しないよう行動していると
213 承知しており、具体的に数値化した基準を設けることについては無理があり、す
214 るりと抜けられてしまうリスクもある。接続拒否事由に該当するといった形で行為
215 を禁じるほうがよいという印象を受けた。
- 216 • 着信インセンティブ契約が、なぜその結果として利用者に不利益が出てくるの

217 か、あるいは、公共の利益が著しく阻害されるのかという因果関係について、現
218 状ではどのような説明を想定しているのか。

219 <接続料収入とインセンティブの原資の関係に関する意見>

- 220 • 接続に関係のないコストを接続料の中に入れること自体が、接続料のそもそ
221 の考え方から反している。この点是对応すべき。
- 222 • 適正な原価に含まれないとすると、そもそもこれを接続とは言わないということに
223 なるのではないか。接続拒否をすれば、それは、自動的に原価の外になる、接
224 続に含まれないと考える、ということであるから、ある意味「接続料収入とインセ
225 ンティブの原資の関係」の論点は「着信インセンティブ契約の合理性」の裏表で
226 ある。
- 227 • 着信インセンティブ契約の原資を接続料の原価に入れることは不適切であると
228 思うが、「適正な利潤」を食い潰す形でキャンペーン的に着信インセンティブ契
229 約を締結することまで不適当であるのかということについては、丁寧に議論した
230 ほうがよい。

231 <着信インセンティブ契約に係る説明、機械的発信に係る対応に関する意見>

- 232 • 着信インセンティブ契約や機械による通信に関して、どれだけ行われているか
233 を判定・判断することは難しいと思われるが、できれば、基準を超えた場合は疑
234 わしいため、一定の情報を提供しなければならない、行為自体に対応するのも
235 一つのやり方かと思う。
- 236 • 「機械的発信」という文言は、「情報伝達を目的としない大量発信」を意味する
237 かと思う。例えば、メーター検針のように、1週間や1か月の間隔で機械が自動
238 的に発信するケースもあるため、機械で発信することがよいのか悪いのかという
239 話ではないことを明確化しておいたほうがよい。

240

241 また、これらの意見を踏まえて、着信インセンティブ契約の接続ルール上の取扱い
242 について整理をするに当たり、構成員から以下の意見があった。

243

- 244 • 他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約⁷を締結した電気通信事業者が、料
245 金を定める電気通信事業者の求めに応じず、そのような契約の有無及びその内
246 容を明らかにしない場合には、利用者の利益の侵害など公共の利益が著しく阻
247 害される可能性があり、他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約を締結した

⁷ 他者料金設定トラヒック:接続協定において他の電気通信事業者が電気通信役務に関する料金設定を行うこととされているトラヒックをいう。

他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約:着信インセンティブ契約のうち、他者料金設定トラヒックの量に応じて金員等を支払うものをいう。

248 電気通信事業者は、業務改善命令の対象となる可能性があると考える。

249 • 他者料金設定トラフィック・インセンティブ契約のように、着信側の電気通信事業者

250 が料金設定に実質上関与することを認める裁定は通常行われたいという指摘は、

251 その通りだと思われる。

252 • 「適正な原価」に販売促進費用(他者料金設定トラフィック・インセンティブ契約に

253 おけるインセンティブの原資を含む。)が含まれるべきではなく、従って実際のコ

254 ストとベンチマークの差額をインセンティブとすることを認めるものでもないという

255 考え方に賛同。

256 • 技術的又は経済的事項にかかる重大な接続協定違反がある場合であって、正

257 当な理由なく是正の求めに応じない場合については、接続拒否ができるように

258 すべきという方向性に賛同。【以上、関口座長代理】

259

260 • 原価主義(コスト主義)の「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利

261 潤を加えた金額」には、今般のようなインセンティブは含むべきでないとの考え

262 方から、他者料金設定トラフィック・インセンティブ契約は、原価主義(コスト主義)

263 に反し、接続料を超える超過分は相手側利用者への転嫁のおそれがあると整

264 理することは妥当と考える。

265 • 他者料金設定トラフィック・インセンティブ契約を締結したい場合は、料金設定権

266 との関係から、着信側事業者(インセンティブ契約を締結する者)が発信側事業

267 者との間で適切かつ合理的な説明の上で合意を得るべきものと考えられる。ま

268 た、合意が存在しているかどうかに関わらず、トラフィック比や問題視される行為の

269 継続期間等一定の閾値を各事業者が設定する等の措置を講ずる等、「情報伝

270 達を目的」としない接続制度の趣旨に反する(趣旨を逸脱する)事象の探知を

271 含めた対応が必要ではないかと思われる。

272 • 他者料金設定トラフィック・インセンティブ契約が確認できない場合であっても、当

273 該契約と内容を同じくするような実態があった場合も含めた事実に基づいた判断

274 に基づいて接続拒否に該当するか否かを判断する場面もあろうかと考える。接

275 続拒否ができるようにすべき、という方向性に賛成。【以上、西村(暢)構成員】

276

277 • 着信インセンティブ契約が問題行為であるという認識。そして、接続料はコスト

278 ベースであり、着信インセンティブは接続にかかわるコストではないので、当事

279 者間の合意がない状況で、着信インセンティブを接続料に含むことは、接続協

280 定に違反すると考える。

281 • 問題解決に向けては、着信インセンティブ契約の締結の有無が不明である、着

282 信インセンティブのコストが接続料に含まれていないことが客観的に示されない

283 などの理由により、トラフィック・ポンピングが疑われ、事業者間協議が合意に至

らない場合の、具体的な対応プロセスを一定程度明確化することが不可欠と考える。

- また、当該プロセスの開始の契機となる、トラヒック・ポンピングを疑うに値する閾値や、問題とする事業者への情報提供を求めることになる基準等についても、今後、検討を進めていく必要があると考える。【以上、佐藤構成員】

- トラヒック・ポンピングは、それそのものが通信の健全な発展とは相反するものであり、全体の方向性を示すと同時に、なるべく早く、こういった行為を禁止できるようにするのが良いのではないかと考えている。あまりゆっくりできない問題だろうと思っている。ただ、電話において、かけ放題サービスができたときに、接続料はトラヒックに比例するため、こういう問題が起きるということは、何となく分かっていたのではないかと。

- 今後、もしかすると、通常のサービスで、発信と着信が例えば1対10になってしまふ等のケースも出ないとも限らないため、とにかくそういう状況が出てきたら、事業法の改正等を考えなくても、早期に手を打てる形で対応していくべき。【以上、酒井構成員】

- 接続拒否事由というのは、最後の刀と言うのでしょうか、電気通信設備間の接続を切ってしまうと、発信側事業者から着信側事業者への通信というのが全部切断されてしまうことになるので、着信側事業者を利用している利用者の中でも、この着信インセンティブ契約のようなものを結んでいる方は少数派だとすると、丸ごと接続を止めるよりは、やはりそれよりも前に、着信インセンティブ契約を結んでいるのではないかとと思われるような利用者に対して、契約を解除するとか、あまりに頻繁な通信を規制するとか、個々の利用者に対する対処をやるのが先であり、実際今、いくつかの事業者はそういったことをしていると思われる。

- これから報告書をまとめるに当たって、個々の状況が直ちに今回整理した新たな接続拒否事由の適用に至るものではないというようなニュアンスを書くと、報告書を読まれる方に誤解を与えることが少ないのではないかと。【相田座長】

- 相田座長の御指摘も非常に重要であり、最後の手段としての接続拒否に至る前の、できるだけ前段階で解決が望ましいことは事実だと思われる。ただ、着信インセンティブ契約を結ぶような着信側事業者は、全くの善意ではなく、言ってみれば、悪意ある利用者と利益を山分けする契約に近いものを締結しているものと理解しており、慎重に適用すべきとは言いながらも、接続拒否事由に該当すると判断できる場合には、整理した事項を粛々と実行することが必要になると思われる。

- それから、今般作成しようとしているガイドラインについて、類似行為がもぐら叩きのように規制をかいぐって出てくるということも想定でき、今後ともガイドラインの改定の必要が出るケースも想定されるので、引き続き注視が必要。【以上、関口座長代理】

4. 考え方

以上を踏まえ、着信インセンティブ契約の接続ルール上の関係について、以下のよう整理をすることが適当である。

電気通信事業者間で合意した接続協定に関して、一方の電気通信事業者が他方の電気通信事業者の同意を得ずに当該接続協定に反する行為を行うことは、通常、接続に関し不当な運営を行っているものであり、他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じるおそれがあると言することができる。

この点、料金設定権を有する電気通信事業者の同意を得ずに、着信インセンティブ契約を締結することは、料金設定に実質上関与し、接続協定に反することとなるため、他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障を生じるおそれがあると考えられる。

特に、料金設定に当たっては、需要の的確な把握が不可欠であるが、他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約を締結した電気通信事業者が、料金を定める電気通信事業者の求めに応じず、そのような契約の有無及びその内容を明らかにしない場合、料金を定める電気通信事業者は、場合によっては、需要の的確な把握が困難となり、料金設定等の適正な実施に支障を生じ、不適切な料金設定や一部のサービスの停止等をせざるを得なくなり、利用者の利益の侵害など公共の利益が著しく阻害される可能性も否定できないと考えられる。

したがって、上記に該当すると考えられる場合には、他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約を締結した電気通信事業者は、業務改善命令の対象となる可能性があると考えられる。

また、利用者料金の設定権の所在に係る総務大臣への裁定申請との関係では、利用者料金の設定権の所在を含む接続協定の細目について、電気通信事業者間の協議が不調であるときは、総務大臣への裁定申請を行うことが可能であるが、利用者料金の設定権の所在に関する裁定については、「利用者料金の設定権に関する裁定方針」（令和4年1月6日総務省）に基づき、当該利用者料金を負担する利用者が当該利用者料金の支払い先として認識し、又は自ら選択していると認められる電気通信事業者（通常の通話であれば、発信側の電気通信事業者）が有することを基本的な方針として裁定することになるから、他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約のように、着信側の電気通信事業者が料金設定に実質上関与することを認める裁定は、通常、行

355 われないと考えられる。

356 加えて、接続料収入とインセンティブ原資の関係について、接続料の水準について
357 裁定申請があった場合、「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」
358 (平成30年1月16日総務省)を基本的な方針として裁定することになるが、当該方針
359 において、一般には「適正な原価」に販売促進費用(他者料金設定トラフィック・インセン
360 ティブ契約におけるインセンティブの原資を含む。)が含まれると考えることは難しい。
361 協議の慣行としてのベンチマークの採用は否定しないものの、その趣旨は「事業者間
362 でネットワーク使用の精算として行われる接続料の支払いは、ネットワークの効率的な
363 構築・利用を促すためにも、実際にかかった費用を超えるものではなく、効率性を踏ま
364 えた金額により行われることが望ましい」⁸との考え方に立つものであり、実際のコストを
365 上回る金額をベンチマークとすることを慫慂するものではなく、実際のコストとベンチマ
366 ークの差額をインセンティブとすることを認めるものでもないと考えられる。

367
368 さらに、電気通信設備の接続拒否事由との関係については、電気通信事業法第32
369 条では、電気通信回線設備との接続に関する請求について、「これに応じなければなら
370 ない。」(接続応諾義務)ことが規定されており、同条各号及び省令に規定する「正当
371 な理由」に該当する場合に限定して、接続請求を拒むことができるとされている。

372 この点、接続請求する事業者が、請求の相手方となる事業者の同意を得ずに、他
373 者料金設定トラフィック・インセンティブ契約を締結する場合であって、客観的な事実
374 より、当該接続により相当程度の利益の損失が発生することを請求を受けた側が合理
375 的に説明できるときは、経営に著しい支障を与え、「電気通信事業者の利益を不当に
376 害するおそれ」(電気通信事業法第32条第2号)があると考えられる。

377 一方、他者料金設定トラフィック・インセンティブ契約の存在が明らかにされない場合
378 や、明らかであっても相当程度の利益の損失が発生することを合理的に説明できない
379 場合(損失の規模が経営に著しい支障を与えるとまでは言えない場合等)には、ただ
380 ちに接続拒否を行うことはできないところ、接続応諾義務を規定した趣旨や、国際協
381 定において技術的に可能な場合には原則接続すべきことが定められていることとの整
382 合性等を勘案した上で、技術的又は経済的事項にかかる重大な接続協定違反がある
383 場合であって、正当な理由なく是正の求めに応じない場合については、接続拒否が
384 できるようにすべきであると考えられる。

385
386 以上のとおり、トラフィック・ポンピングは、トラフィックの量を意図的に増大させ、それに
387 伴う接続料収入を増加させるものであり、他の電気通信事業者の業務への影響のほ
388 か、ネットワークの輻輳や利用者料金の不適正な設定等を発生しかねず、電気通信の

⁸ 平成30年10月16日情報通信審議会答申「平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について」

389 健全な発達や利用者の利益の保護などの公共の利益を著しく阻害するおそれがある。
390 したがって、このような行為を抑止するとともに、このような行為が発生した場合の迅
391 速な解決を図るため、総務省は、以上の整理についてガイドライン等において示すこ
392 とが適当である。

393

394 また、総務省は、着信インセンティブ契約の締結状況や電気通信事業者間の協議
395 の状況について注視するとともに、今後、必要に応じて当該ガイドライン等の見直しや
396 所要の行政上の対応を行っていくことが適当である。

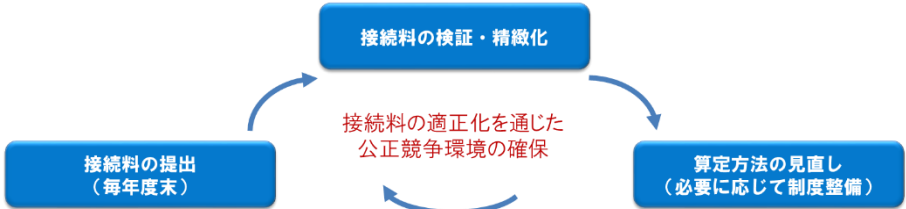
397 **第2章 モバイル接続料のさらなる適正化の推進**

398 **1. 検討の経緯**

399 第二種指定電気通信設備制度における接続料は、電気通信事業法第34条第3項
400 の規定により、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」
401 を超えてはならないとされ、その設定対象機能(アンバンドル機能)や具体的な算定方
402 法は、第二種指定電気通信設備接続料規則(平成28年総務省令第31号。以下「二種
403 接続料規則」という。)で規定されているとともに、電気通信事業法施行規則(昭和60
404 年郵政省令第25号)において、接続料の適正性を検証するための算定根拠の提出に
405 ついて規定されている。

406 接続料の適正性については、接続約款届出の後、接続料の算定根拠を基に総務
407 省で検証を実施し、接続料の算定の精緻化や適正性の更なる向上につなげている。
408 本研究会第七次報告書においても、検証の結果等に基づく提言が行われた。

409 こうした取組については、毎年度、継続的に行い、検証・精緻化のサイクルを循環さ
410 せていくことが望ましいと考えられるところ、今般、これまでの提言を踏まえ提出される
411 こととなった算定根拠等を含め、新たに適用される接続料について接続約款の届出が
412 行われ、総務省において、当該接続料についての検証が行われた。その検証結果を
413 踏まえ、接続料の算定の精緻化や適正性の更なる向上に向けて、検討を行う必要が
414 あると思われる事項について、MNO3社及び一般社団法人テレコムサービス協会M
415 VNO委員会(以下「MVNO委員会」という。)にヒアリングを実施し、議論を行った。

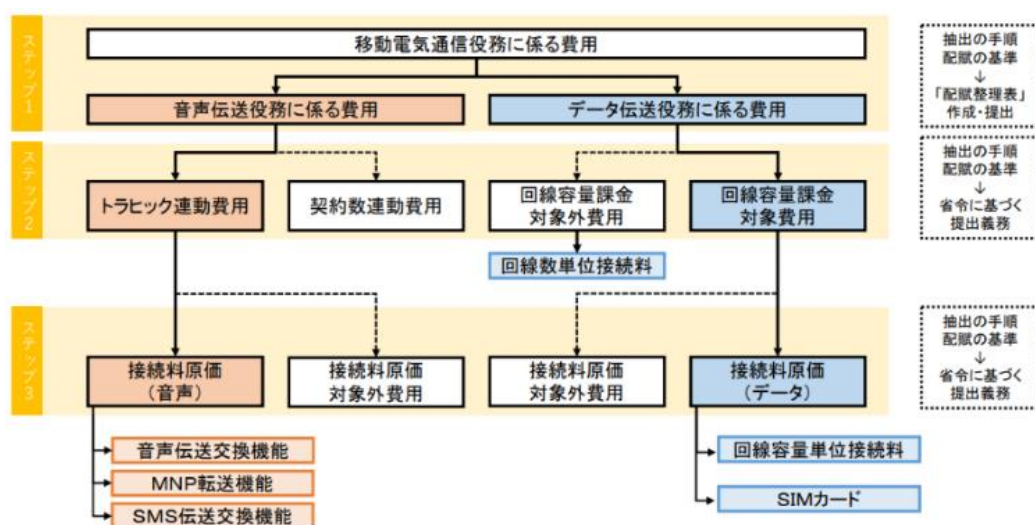


416
417 (出所) 第84回会合資料 84-1(事務局資料)から抜粋

418 **【図2-1 検証・精緻化のサイクル】**

419 **2. モバイル接続料の費用配賦**

420 第二種指定電気通信設備制度における音声接続料及びデータ接続料の原価は、
421 3ステップ(ステップ1: 音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦、ステップ2:トラ
422 ヒック連動費用/回線容量課金対象費用の抽出、ステップ3: 接続料原価の抽出)に
423 基づき抽出される。



(出所) 第 84 回会合資料 84-1 (事務局資料) から抜粋

【図2-2 接続料原価抽出の3ステップの概要】

ステップ1の音声伝送役務／データ伝送役務間の費用配賦に関しては、第二種指定電気通信設備接続会計規則(平成 23 年総務省令第 24 号。以下「二種会計規則」という。)において配賦の基準が示されているとともに、MNO各社に配賦整理書の作成・提出が義務づけられていることから、一定の透明性及び検証可能性が確保されていると見なされ、本研究会においてその適正性については検証されてこなかった。しかし、本研究会第七次報告書における検討の中で、各社のステップ1の考え方の比較を行ったところ、原価の大宗を占める「減価償却費」及び「施設保全費」の音声／データ伝送役務間の配賦に用いられる「固定資産価額比」が、各社独自の考え方に基づいて算出されていることが確認された。この結果を受けて検討を行った結果、本研究会第七次報告書においては、「各社の考え方は、特定の条件下では一定の合理性が認められ得るが、接続料の適正性向上の観点からは、各社の固定資産価額比の算出方法は可能な限り統一されることが望ましく、総務省においては、各社の考え方を十分に確認の上、固定資産価額比の算出方法として最適と認められた方法に基づく算出を各社に求めることが適当である。」との提言が行われた。

今般、以上を踏まえ、モバイル接続料の適正性向上に関し、接続会計における音声伝送役務／データ伝送役務間の費用配賦等について検討を行うため、本研究会の下に、モバイル接続料費用配賦ワーキンググループ(以下「費用配賦WG」という。)を設け、以下の事項について詳細な検討を行った⁹。

- 固定資産価額比の算出方法について
 - 音声伝送役務／データ伝送役務に直課すべき固定資産

⁹ 費用配賦WGの開催状況等については資料編参照。

- 447 • トラヒック比以外の配賦基準を適用すべき固定資産
- 448 • トラヒック比の算出方法(QoSの考慮の必要性、トラヒックの測定箇所等)等
- 449 • 減価償却費及び施設保全費の配賦について
- 450 • 減価償却費及び施設保全費の直課・配賦の在り方
- 451 • その他
- 452 • 考え方の見直しによる影響評価
- 453 • 接続会計・接続料算定への適用時期、激変緩和措置

454 費用配賦WGにおける検討結果は以下(1)から(3)のとおりであり、当該検討結果
 455 について本研究会においても確認を行った結果、各事項について費用配賦WGにお
 456 ける検討結果のとおりとすることが適当との結論を得た。

457 (1)固定資産価額比の算出方法について

458 ① 音声伝送役務及びデータ伝送役務に直課する固定資産

459 二種会計規則においては、「二以上の種類の役務に関連する固定資産は、原則と
 460 して回線数比又は取扱量比によって各種類の役務に配賦すること」とされており¹⁰、個
 461 別の役務に直課できる資産は直課することが原則である。

462 接続料の適正性向上の観点からは、各社の固定資産価額比の算出方法は可能な
 463 限り統一されることが望ましいため、MNO3社で共通して音声伝送役務又はデータ伝
 464 送役務に直課している以下の資産については、原則として、音声伝送役務又はデー
 465 タ伝送役務に直課すべき資産とすることが適当である。

466
 467 【表2-1 音声伝送役務又はデータ伝送役務に直課すべき資産】

音声伝送役務に 直課すべき資産	3G 音声交換機、VoLTE 交換機(P-CSCF、IMS-AGW)、関門交換機 (MGW、MGCF、BGCF、IBCF)、音声回線交換サービス制御装置 (AS)、音声メディア制御装置(MRFC、MRFP)、IMS 呼制御装置(S- CSCF、I-CSCF)、SMS 関連装置(GMSC)及びこれらに係るソフトウェア
データ伝送役務に	3G パケット交換機(GGSN、SGSN)、ISP 提供装置 及びこれらに係るソ

¹⁰ 二種接続料規則第5条では、二種会計規則別表第3の移動電気通信役務収支表に整理された費用
 及び二種会計規則別表第2の役務別固定資産帰属明細表に整理された資産に基づいて、接続料の
 原価及び利潤を算定しなければならないこととされている。

二種会計規則第7条の規定により読み替えて準用する電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省
 令第26号)第11条第2項では、「二以上の種類(別表第二の役務の種類の欄に掲げる種類をいう。)の
 電気通信役務に共用される固定資産は、適正な基準によりそれぞれの役務の勘定に整理しなければ
 ならない。」とされている。

また、二種会計規則別表第三 移動電気通信役務収支表の様式の記載上の注意において、「二以
 上の種類の役務に関連する固定資産は、原則として回線数比又は取扱量比によって各種類の役務に
 配賦すること。」とされている。

直課すべき資産	ソフトウェア
---------	--------

② トラヒック比以外の配賦基準を適用すべき固定資産

本研究会第七次報告書においては、固定資産価額比は原則としてトラヒック比により算出することが適当とされたが、一部の固定資産については、トラヒック比以外の配賦基準を適用することが適当である場合もあることが確認された。

今般、総務省がMNO3社の考え方を確認した上で整理した固定資産価額比の算出方法の見直し案を基に検討した結果、トラヒック比以外の配賦基準を適用すべき固定資産については以下のとおりとすることが適当である。

資産区分	資産の種類	見直し後の配賦基準	資産区分	資産の種類	見直し後の配賦基準
機械設備	以下設備以外（基地局設備、コア網設備等）	取扱量比（トラヒック比）	機械及び装置	オフィス関連資産等	ネットワーク資産額比
	サービス制御系装置	回線数比	車両及び船舶	移動無線車等	ネットワーク資産額比
	電力設備	ネットワーク資産額比	工具、器具及び備品	以下以外（測定機器等）	ネットワーク資産額比
				顧客系システム、料金系システム	回線数比
空中線設備	以下設備以外（アンテナ等）	取扱量比（トラヒック比）	土地		ネットワーク資産額比
	鉄塔、鉄柱等	回線数比	リース資産		リースの対象となる資産に関連する固定資産区分の配賦基準に準じる
市内・市外線路設備	以下設備以外（ケーブル等）	取扱量比（トラヒック比）	建設仮勘定		固定資産全体の固定資産取得価額比
	鉄塔、電柱等	回線数比	無形固定資産	顧客系システム、料金系システム	回線数比
土木設備	管路等	回線数比		交換機系ソフトウェア、障害対策システム等	ネットワーク資産額比
海底線設備	ケーブル等	取扱量比（トラヒック比）		研究開発用ソフトウェア	ネットワーク資産額比
端末設備		ネットワーク資産額比			
建物	設備ビル等	ネットワーク資産額比			
構築物	防壁等	ネットワーク資産額比			

（出所）第 81 回会合資料 81－1（事務局説明資料）から抜粋

【図2－3 トラヒック比以外の配賦基準を適用すべき固定資産】

このうち、鉄塔、電柱、管路等については、鉄塔、電柱、管路等に設置されるアンテナやケーブル等における取扱量比（トラヒック比）に基づき配賦することが考えられる一方で、MNO各社の見直し案としては、回線数比又は取扱量比（総通信時間比）が示された。接続料の適正性向上の観点から各社の固定資産価額比の算出方法は可能な限り統一されることが望ましいこと、総通信時間比については経済的な手法により共通的な測定を行うことが困難と考えられること、一部の事業者から鉄塔数についてトラヒック量よりも回線数との相関関係が高いとの説明があったことを踏まえ、回線数比を配賦基準とすることが適当である。

また、機械設備のサービス制御系装置（サービス制御や位置情報に係る装置）、「機械及び装置」又は「工具、器具及び備品」の顧客系システム、料金系システムについては、トラヒックよりも回線数との連動性が高い資産と考えられ、回線数比とすることにより一定の合理性があることから、回線数比を配賦基準とすることが適当である。

ネットワーク資産額比¹¹については、音声伝送役務／データ伝送役務に直接区分することができない資産・費用について、ネットワーク資産全体の按分比を用いているものであり、一定の合理性があることから、機械設備のうち電力設備、端末設備、建物、構築物、機械及び装置（顧客系システム、料金系システムを除く）、車両及び船舶、工具、器具及び備品（顧客系システム、料金系システムを除く）、土地、無形固定資産（顧客系システム、料金系システムを除く）について、ネットワーク資産額比を配賦基準とすることが適当である。

その他、建物、構築物、車両及び船舶、土地、リース資産、建設仮勘定についても検討を行った結果、建物、構築物、車両及び船舶、土地についてはネットワーク資産額比を配賦基準とすること、リース資産の配賦基準はリースの対象となる資産に関連する固定資産区分の配賦基準に準じるとすること、建設仮勘定の配賦基準は、固定資産全体の固定資産価額（取得価額）比とすることが適当である。

③ トラヒック比の算出方法

本研究会第七次報告書においては、トラヒック比に基づく固定資産価額比を算出する際には、音声通信の特性（QoSにより優先的な通信を行っていることやデータ通信に比して重大な事故の基準／技術基準が厳格であること等）やトラヒックの測定箇所について考慮すべきという点について検討することが適当とされた。

今般、MNO3社のトラヒック比の算出方法について確認したところ、トラヒックの測定箇所に違いがあることが確認されたが、測定されるトラヒックの対象に大きな違いはないものと考えられ、トラヒック測定箇所の違いによる影響を考慮する必要はないと考えられる。また、音声通信はQoSにより優先制御を行っていること等については、現時点では各社から具体的な計算方法が示されず具体的な検討ができないこと、接続料水準への大きな影響はないと想定されること等を踏まえ、トラヒック比へのQoSの考慮については今後必要に応じて検討することとし、現時点では、トラヒック比の算出に当たり、QoSについて特段の処理を行わないとすることが適当である。

（２）減価償却費及び施設保全費の配賦について

① 減価償却費及び施設保全費の直課・配賦の在り方

二種会計規則においては、二以上の種類の役務に関連する営業費用について、原則として、施設保全費は関連する固定資産価額（取得原価）比、減価償却費は関連する固定資産価額（帳簿価額）比によって各種類の役務に配賦することとされている。

¹¹ 移動電気通信役務に係る機械設備、空中線設備、市内・市街線路設備、土木設備及び海底線設備を「ネットワーク資産」とし、これらを音声伝送役務／データ伝送役務に配賦した結果を加重平均した比率をいう。

522 る¹²。

523 個別の役務に直課できる費用は直課することが原則であり、接続料の適正性の向
524 上の観点からは、各社の固定資産価額比の算出方法は可能な限り統一されることが
525 望ましいが、各社で費用把握の考え方が異なることから、MNO3社で共通して音声伝
526 送役務又はデータ伝送役務に直課する減価償却費又は施設保全費を確認すること
527 はできなかった。

528 このため、施設保全費について、音声伝送役務又はデータ伝送役務に直課できる
529 ものは直課した上で、配賦すべきものについては原則として固定資産価額(取得価額)
530 比で配賦すること、減価償却費について、音声伝送役務又はデータ伝送役務に直課
531 できるものは直課した上で、配賦すべきものについては原則として固定資産価額(帳
532 簿価額)比で配賦することが適当である¹³。

533 なお、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号。以下「事業会計規則」
534 という。)において、施設保全費とは「電気通信設備の保全のために直接必要な費用」
535 とされている¹⁴ところ、費用配賦の見直しに当たっては、MNO各社において、施設保
536 全費とすべきではない費用が含まれていないか改めて確認の上、必要に応じて見直
537 しを行うことが適当である。

538 ② その他

539 一部のMNOからは、営業費用のうち通信設備使用料の配賦基準についても見直
540 す考えが示された。通信設備使用料は事業会計規則において、「他の事業者に対し
541 てその設備を使用する対価として支払う費用」とされているところ、通信設備使用料の
542 配賦基準については、当該使用料を支払って使用する通信設備に関連する固定資
543 産区分の配賦基準に準じることが適当である。

544

¹² 二種接続料規則第5条では、二種会計規則別表第3の移動電気通信役務収支表に整理された費用及び二種会計規則別表第2の役務別固定資産帰属明細表に整理された資産に基づいて、接続料の原価及び利潤を算定しなければならないこととされている。

二種会計規則第8条の規定により読み替えて準用する事業会計規則第15条第3項では、「二以上の種類(別表第三の役務の種類の欄に掲げる種類をいう。)の電気通信役務に関連する費用及び収益は、別表第三に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。」とされている。

また、二種会計規則別表第三 移動電気通信役務収支表の様式の記載上の注意において、「二以上の種類の役務に関連する営業費用は、原則として、次の基準によって各種別の役務に配賦すること。」とされ、施設保全費については関連する固定資産価額(取得原価)比、減価償却費については関連する固定資産価額(帳簿価額)比とされている。

¹³ この際の配賦基準としては、移動電気通信役務に係る固定資産全体における固定資産価額比を用いる場合と、施設保全費又は減価償却費のうち直課された分を除く配賦対象部分に対応した固定資産における固定資産価額比を用いる場合が考えられるが、いずれも一定の合理性があると考えられる。

¹⁴ 事業法会計規則 別表第一 勘定科目表

二種会計規則において、事業者は役務別固定資産帰属明細表及び移動電気通信役務収支表を作成する際に準拠した資産の整理の基準及び手順並びに費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類(「配賦整理書」)を作成しなければならないこととされているが、各社の配賦整理書は必ずしも実際の配賦基準が記載されておらず、わかりにくい記述となっている。

配賦整理書について、少なくとも資産及び費用における全ての配賦基準を記載することとし、費用配賦の見直しに併せて、配賦整理書の記載の見直しを各社に求めることが適当である。

(3) 考え方の見直しによる影響評価

① 接続料の試算結果

以上の検討結果を踏まえ、MNO3社に対して、費用配賦見直しの影響について、接続料の試算を依頼した。

MNOによる試算の結果、費用配賦見直しの影響はMNO3社で異なるが、仮に令和4年度接続会計に見直しを適用した場合、当該接続会計を基に算定される音声伝送交換機能の令和5年度届出接続料¹⁵について、約1～4割の値下げ、データ伝送交換機能(回線容量単位接続料)の令和4年度精算接続料及び令和6～8年度の予測接続料について、約5～20%の値上げの影響がそれぞれ見込まれることが確認された。

② 見直しの適用時期及び激変緩和措置

本研究会第七次報告書においては、費用配賦見直しを行う場合、音声接続料原価の一部がデータ接続料原価に振り替えられることとなり、データ接続料原価が現状よりも増加することにより、MVNOのデータ接続料負担の増加、MVNOの予見可能性の低下、データ料金の値上げ等のリスクがあること及び音声接続料原価が現状よりも減少することによりMNOの経営に影響する可能性があることといった指摘については、見直し後の接続料の適用スケジュールを総務省において検討する際に必要に応じて考慮することが適当とされた。

他方、接続料算定の精緻化や適正性の更なる向上を通じて公正競争環境を確保する観点からは、費用配賦見直しについては、可能な範囲で速やかに適用されることが適当と考えられる。

これらを踏まえ、費用配賦見直しの適用時期及び激変緩和措置を検討し、WGにおいてまずは以下の4つの原則を整理した。

(原則1) 費用配賦の見直しは、可能な範囲で、できるだけ早く、MNO3社一斉に適

¹⁵ 令和5年度接続料の精算に利用し、令和6年度に暫定適用する接続料

577 用する。

578 (原則2) データ接続料の増減がMVNOの経営に重大な影響を与えることに鑑み、
579 MVNOの予見可能性は、最大限維持する。

580 (原則3) (音声接続料の) 激変緩和措置は、MNOの経営に与える影響も踏まえ、導
581 入するが、その期間は、必要最小限のものとする。

582 (原則4) 激変緩和措置は、費用配賦の見直しが音声とデータの間の費用の付け替
583 えであるため、原則として、後年度への繰り越しではなく、音声とデータの
584 間の費用の段階的な付け替えにより調整する。

585

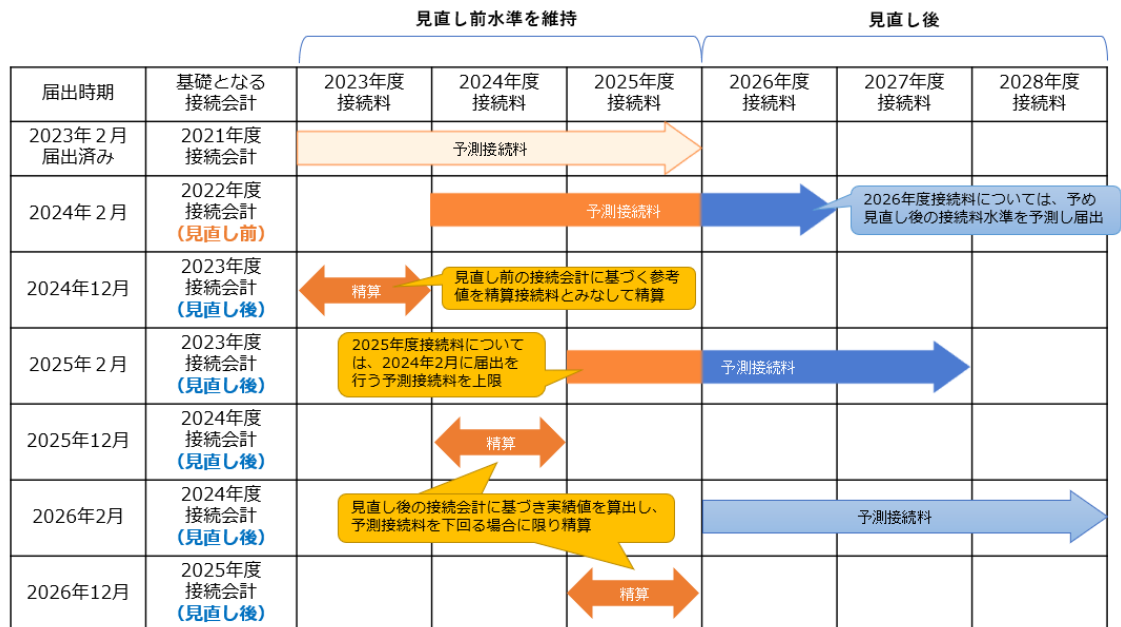
586 次に、これらの原則を踏まえた具体的な適用時期及び激変緩和措置を検討した結
587 果、原則1については、見直しに当たり、帳簿上の 1,000 万件超の固定資産について
588 改めて仕分けが必要であること等を考えると、令和5年度の接続会計から適用すること
589 が最速であり、費用配賦の見直しは、MNO3社一斉に令和5年度の接続会計から適
590 用することが適当である。ただし、できるだけ早く見直しを実現するという趣旨を踏まえ、
591 費用配賦の見直しによる影響が大きいKDDIは、令和4年度接続会計に基づき算定
592 する音声接続料について、自主的な対応を行うことが適当である。

593 原則2については、MVNOの予見可能性を維持するため、令和5～7年度のデー
594 タ接続料(回線容量単位接続料及び回線数単位接続料)は、費用配賦の見直し前の
595 水準を維持することが適当である。ただし、見直し前の接続会計による予測接続料及
596 び精算接続料の算定ができないため、令和5年度接続料は、参考値(見直し前の令
597 和5年度接続会計相当に基づき合理的に算定する令和5年度精算接続料の見込み
598 値)を精算接続料とみなし精算することが適当である。また、令和6及び7年度接続料
599 は、令和6年2月に届出を行う予測接続料を上限とする(見直し後の各年度接続会計
600 により実績値を算出し、上限を下回る場合に限り精算する)ことが適当である。なお、
601 MNO各社は、令和8年度以降も、費用の削減や需要の喚起に取り組み、データ接続
602 料の低廉化に取り組むことが適当である。

603 原則3については、激変緩和措置が適用される期間は、1年間とすることが適当で
604 ある。

605 原則4については、激変緩和措置が適用される期間は、費用配賦の見直しにより増
606 加するデータ接続料原価相当額について、音声接続料(令和6年度届出接続料)の
607 原価に戻すことができるということが適当である。ただし、音声接続料の原価に戻すこ
608 とができる増加分は、激変緩和措置であることを踏まえ、全額ではなく、2分の1を上限
609 とすることが適当である。

610 以上を踏まえ、令和5年度接続会計から費用配賦見直しを適用としつつ、令和5～
611 7年度のデータ接続料は費用配賦の見直し前の水準を維持する場合の、接続会計と
612 データ接続料との関係は以下のとおりである。



(出所) 第 81 回会合資料 81-1 (事務局説明資料) から抜粋
【図2-4 接続会計とデータ接続料との関係】

なお、MVNOの予見性を確保する観点から、令和6年2月届出の令和6～8年度の予測接続料のうち、令和8年度接続料については、予め見直し後の接続料水準を予測し、届出を行うことが適当である。

(4) 省令等の整備等

① 二種会計規則の改正

本研究会第七次報告書においては、毎年度の接続料検証に際して固定資産価額比の算出プロセスの適正性についても検証を行う必要があるため、総務省における毎年度の検証を可能にすることが適当とされた。また、減価償却費及び施設保全費の配分についても、毎年度の接続料届出に際して①直課／配賦の割合、②各役務に直課する費用項目・額、③当該項目について直課とする理由等についても提出を求めることが適当とされた。

これを踏まえ、総務省においては、費用配賦WGの開催に先立って、二種会計規則等の改正について、情報通信行政・郵政行政審議会へ一部諮問のうえ、令和5年9月20日から同年10月19日までの間、意見募集を行い、一部の接続に関する事項については令和5年10月26日から同年11月8日までの間、再意見募集を行い、その結果及び同審議会からの答申を踏まえ、同年12月27日に公布した。当該改正は、令和5年度接続会計から適用される。

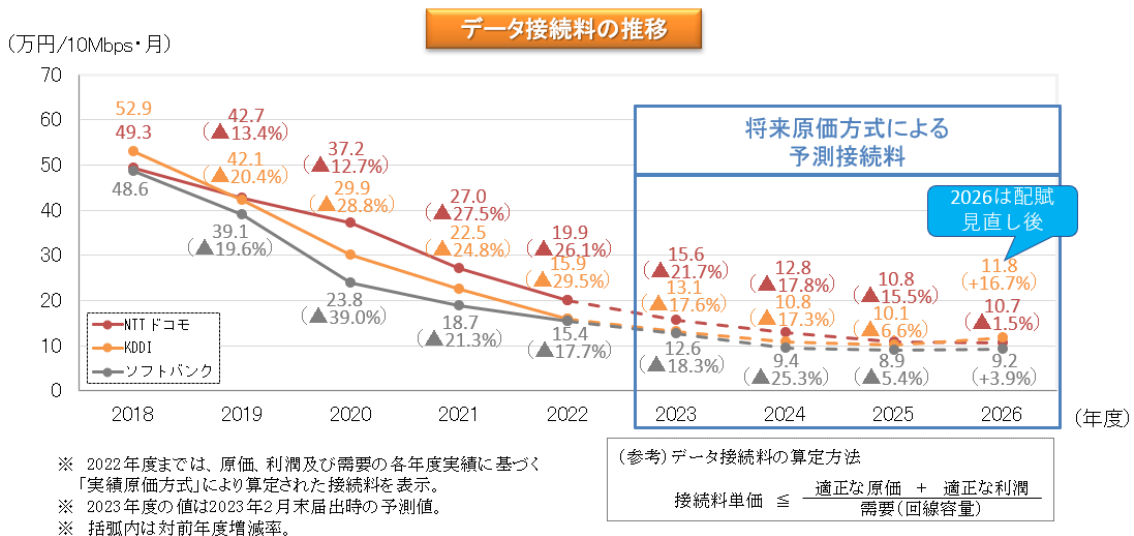
② MVNOガイドラインの改訂等

以上の費用配賦WGにおける検討結果及び本研究会における確認の結果を踏まえ、総務省においては、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(平成14年6月策定。以下「MVNOガイドライン」という。)の改定について、令和6年2月22日から同年3月22日までの間、意見募集を行い、その結果を踏まえ、同年3月29日に改定するとともに、二種指定電気通信設備設置事業者に対して、モバイル接続料の原価算定における音声伝送役務／データ伝送役務間の費用配賦の見直しに関する措置について要請を行った¹⁶。

3. 現在の接続料算定における5G(SA方式)に係る費用及び需要の扱い

(1) 検討事項

令和5年度に届出のあったデータ接続料については、合理的な予測に基づく「将来原価方式」により、令和6～8年度の予測接続料が算定されている。今般の届出によると、接続料は令和7年度までは接続料は引き続き低減傾向、令和8年度は費用配賦見直しの影響もあり、一部事業者で接続料が上昇する見込みとなった。



(出所) 第84回会合資料 84-1(事務局説明資料)から抜粋
 【図2-5 MNO3社のデータ接続料の推移】

¹⁶ 具体的には、令和6年3月8日にKDDI及び沖縄セルラー電話株式会社に対して、令和6年3月に届け出る音声接続料について、自主的に前年度の音声接続料と同額の接続料を設定すること等を要請するとともに、同年3月29日にMNO3社、沖縄セルラー電話株式会社、UQコミュニケーションズ株式会社及びWireless City Planning株式会社に対して、接続会計における費用配賦の見直し、費用配賦見直しを踏まえた接続料の設定及び費用配賦見直しを踏まえた対応を行うことを要請した。

具体的には、NTTドコモについてはデータ接続料の低減が続く見込みであるが、KDDI及びソフトバンクについては令和8年度接続料は上昇に転じる見込みである。

【表2－2 データの予測接続料】

(10Mbps・月当たり)

	予測接続料		
	令和6年度接続料	令和7年度接続料	令和8年度接続料
NTT ドコモ	12.8 万円(▲17.8%)	10.8 万円(▲15.5%)	10.7 万円(▲1.5%)
KDDI・沖縄セルラー・UQ	10.8 万円(▲17.3%)	10.1 万円(▲6.6%)	11.8 万円(+16.7%)
ソフトバンク・WCP	9.4 万円(▲25.3%)	8.9 万円(▲5.4%)	9.2 万円(+3.9%)

※ 括弧内は対前年度増減率

これについて、費用配賦見直しの影響¹⁷のみならず、事業者によって、接続料算定における5G(SA方式)に係る費用及び需要の扱いが異なっている点が影響していると考えられる。このため、現在のデータ接続料及び音声接続料の算定における5G(SA方式)に係る費用及び需要の扱いについて、MNO3社から説明を求めたところ、以下のとおり説明があった。

- 当社は、音声接続料及びデータ接続料について、4G・5G(NSA方式)及び5G(SA方式)を一体として算定。【NTTドコモ】
- データ接続料については、MVNOが利用しない設備は接続料対象から除外して、4G・5G(NSA方式)のみによる算定。音声接続料については、VoNR(Voice over New Radio)による音声提供開始までの期間の設備も含め、音声相互接続事業者が利用しない設備は対象から除外して算定。【KDDI】
- 音声・データ共に接続料原価、及び需要から5G(SA方式)に係るものは除外(現時点におけるMVNOとの利用実態との整合性を確保)。【ソフトバンク】

4G・5G(NSA方式)及び5G(SA方式)に係る接続料を一体として算定する場合、5G(SA方式)に係る設備投資により原価が増加することで、接続料が上昇する可能性がある。また、4G・5G(NSA方式)と5G(SA方式)の接続料を別々に算定する場合、需要の大部分を占めるMNOの利用者が5G(SA方式)に移行することにより、4G・5G(NSA方式)の需要が減少し、4G・5G(NSA方式)の接続料が上昇する可能

¹⁷ 費用配賦見直しの激変緩和措置については本章の「2. モバイル接続料の費用配賦」参照。データ伝送交換接続料(回線容量単位接続料及び回線数単位接続料)について、令和6年度及び令和7年度接続料は費用配賦の見直し前の水準を維持し、令和8年度接続料は予め見直し後の接続料水準を予測し算定することとした。

679 性があり、特に予測接続料については、MNOの需要の予測方法が接続料水準に大
680 きく影響する可能性がある。

681 他方、MNOは既に5G(SA方式)によるサービスの提供を開始しており、少なくとも
682 現行のMVNOのサービスと同等の自由度や柔軟性を確保した形での5G(SA方式)
683 の機能開放が可能な限り速やかに実現される必要があり、特にL2接続相当について
684 は、その要件を満たす場合には速やかにアンバンドル機能と位置づけることが適当と
685 考えられること、5G(SA方式)の機能開放やMVNOも含めた5G(SA方式)の利用を
686 推進する観点からは、導入当初の利用を容易にすることが適当と考えられることを踏ま
687 えれば、4G・5G(NSA方式)及び5G(SA方式)に係る接続料を一体として算定する
688 ことが望ましいとも考えられる。

689 以上の観点も踏まえつつ、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」最終報告
690 書(令和2年2月)においては、4Gに係る接続料と5Gに係る接続料を一体として設
691 定して差し支えないことと整理した際には、4G・5G一体接続料について、4G単独接
692 続料と比較して、料額の水準にどの程度差が生じるのか、それがその後どのように推
693 移していくのかについて検証を行った¹⁸ことを踏まえ、少なくともデータ接続料につい
694 て、4G・5G(NSA方式)及び5G(SA方式)を一体として算定する場合と、4G・5G
695 (NSA方式)のみの接続料を算定する場合のそれぞれの推移の見込みについて、M
696 NOに試算を求め、これを検証することについてどう考えるかについて検討を行った。

¹⁸ 「モバイル市場の競争環境に関する研究会」最終報告書(令和2年3月)においては、

「5G導入当初は、4Gのコアネットワークにより4Gの基地局と5Gの基地局が連携して動作するNSA構成であり、5Gサービスと4Gサービスが一体的に運用されること、また、5Gサービスがまずは4Gサービスを発展させた「大容量・超高速」から開始されるところ、両者は当面同質のサービスと見ることできることを踏まえると、4Gに係る接続料と5Gに係る接続料を一体として設定する方法を採用することには一定の合理性があるものと考えられる。

ただし、5G導入当初においては、基地局等5Gに係る設備整備により原価及び利潤が相当程度増加することが見込まれる一方、5Gに係る需要(回線容量、回線数)の増加は小さいと考えられることから、4Gに係る原価、利潤及び需要を単独で算定し、4Gに係る接続料を単独で設定する場合と比べて、4Gに係る接続料と5Gに係る接続料を一体として算定する接続料の水準は高額となることが想定され、その程度によっては、MVNOの経営に大きな影響を及ぼすこととなる可能性がある。」

「5G導入当初における接続料については、まずは、4Gに係る接続料と5Gに係る接続料を一体として設定する方法を採用することを認めつつ、当該方法により設定された接続料について、総務省において、接続料の検証過程において、4Gに係る接続料を単独で設定する場合と比べてどの程度差が生じるのか検証を行うことが適当である。その結果、差額の程度が大きくMVNOの経営に大きな影響を及ぼしていると判断される場合は、4G単独の接続料の設定を要請する、第二種指定電気通信設備接続料規則(平成28年総務省令第31号。以下「二種接続料規則」という。)の改正により4Gに係るデータ伝送交換機能をアンバンドル化することにより、4G単独の接続料の設定を義務化するといった取組を行うことが適当である。」とされた。

697 (2)主な意見

698 ① 事業者からの意見

699 <4G・5G (NSA方式)と5G (SA方式)を一体算定とする場合と4G・5G (NSA方
700 式)のみの算定とする場合におけるデータ接続料の試算>

- 701 • データ接続料について、4G・5G (NSA方式)と5G (SA方式)の契約数比等を用
702 いて費用を按分した結果、5G (SA方式)に係る費用は一定程度存在。4G・5G
703 (NSA方式)に係る接続料と比べて5G (SA方式)に係る接続料が高額になると想
704 定。【NTTドコモ】
- 705 • (現在、4G・5G (NSA方式)のみによる算定を行っているところ、) 5G (SA方式)と
706 の一体接続料の試算にあたっては十分な検討期間が必要(例えば3ヶ月程度)。
707 【KDDI】
- 708 • (現在、4G・5G (NSA方式)のみによる算定を行っているところ、) 令和6年2月の
709 予測接続料(令和6～8年度)届出時に、5G (SA方式)と一体として算定した接続
710 料を任意で総務省に提示済。追加での試算は、今年度接続料算定作業もあるこ
711 とから困難。【ソフトバンク】

712 <4G・5G (NSA方式)と5G (SA方式)を一体とした接続料算定>

- 713 • 以下の観点から、4G・5G (NSA方式)及び5G (SA方式)に係る接続料を一体と
714 して算定することが適当。【NTTドコモ】
 - 715 ➤ 4G・5G (NSA方式)と5G (SA方式)は、一般的な利用者のユーザ体感に大
716 きな差異はなく、利用者からみたサービスの連続性があること
 - 717 ➤ 新たな機能提供に際しては、先行して設備投資が必要となる一方で、初期需
718 要は小さいことから、当該機能に係る接続料を単独で設定した場合、その水
719 準が高額になるリスクがあること
 - 720 ➤ 実際に4G・5G (NSA方式)と5G (SA方式)のそれぞれについて費用及び需
721 要を大胆に推計した結果、5G (SA方式)に係る接続料が高額になると想定さ
722 れること
 - 723 ➤ MNOとMVNOの同時期提供やMVNOを含めた5G (SA方式)の利用促進
724 を図るため、導入当初の利用を容易にすること
- 725 • 「4G・5G (NSA方式)のみの接続料算定」と「4G・5G (NSA方式)と5G (SA方式)
726 を一体とした接続料算定」のいずれも一定の合理性があると考え。【KDDI】
 - 727 ➤ 「4G・5G (NSA方式)のみの接続料算定」の合理性
 - 728 • MVNOが利用しない5G (SA方式)の設備は除外して算定していること
 - 729 ➤ 「4G・5G (NSA方式)と5G (SA方式)を一体とした接続料算定」の合理性
 - 730 • 基地局設備は5G (SA方式)と一体的に運用されること(但し、コア設備は
731 5G (SA方式)と一体的に運用されていない)

732 • 5G(SA方式)サービスは、まずは、4G・5G(NSA方式)サービスを発展
733 させた「大容量・超高速」から開始されているため、当面は同質のサービ
734 スと考えられること

735 • 以下の観点から、4G・5G(NSA方式)と5G(SA方式)を一体とした接続料算定
736 にも一定の合理性があると考え。【ソフトバンク】

737 ➤ 5G(SA方式)における大容量サービスは、5G(NSA方式)のサービス(スマ
738 ホ利用等)の延長線上と位置づけられること

739 ➤ 一体算定とすれば、5G(SA方式)への移行が進んだ場合も、接続料水準が
740 平準化されることから、MVNOへの影響も軽微となると想定されること

741 • 費用配賦見直しの激変緩和措置が令和6年度・令和7年度適用接続料にて行わ
742 れること、及び現時点において当該機能の開放時期が令和8年度以降と想定され
743 ることを踏まえれば、一体算定とする場合の適用開始時期は、早くとも令和8年度
744 適用接続料からとすることが適当。【ソフトバンク】

745 • なお、「大容量」以外の5G(SA方式)独自のサービス(「多接続」「低遅延」等)の
746 接続料の在り方については、当該サービスの提供状況や実現方法を踏まえ、改
747 めて検討すべき。【ソフトバンク】

748 • 接続料の算定に当たっては、恣意的な費用計上・配賦や需要の算定がなされな
749 いよう、適切かつ共通的な考え方をを用いることが、適正性確保の観点から重要。
750 接続料における5G(SA方式)に係る費用及び需要の取り扱いは、MVNOの経
751 営に大きな影響を及ぼす可能性もあるため、4G・5G(NSA方式)と一体の接続
752 料として算定する場合と、4G・5G(NSA方式)のみの接続料として算定する場合
753 のそれぞれの影響の度合いを試算のうえ検証いただくことを要望。【MVNO委員
754 会】

755 ② 構成員からの意見

756 • 本研究会として5G(SA方式)を推進する立場からすれば、初期の立ち上げを容
757 易にするために一体算定とするほうが良いと考えるが、例外的に、5G(SA方式)
758 導入の意向が全然なく4Gで十分だというMVNOにとっては割高になるのではな
759 いかといった意見もあり、どのような算定方法がよいか慎重に議論したい。

760 • 現在の4G・5G(NSA方式)の接続料は帯域課金になっているが、5G(SA方式)
761 になると、超大容量通信、超高信頼・低遅延通信、超多元接続と、少なくとも3つ
762 の通信モードがある。超大容量通信に関しては今までの延長で問題ないと思うが、
763 超高信頼・低遅延通信、超多元接続については帯域課金が適切なのか、例えばI
764 oTサービスのために超多元接続しか使わないMVNO向けの接続料を帯域課金
765 にするのが適切なのかといったことは、しっかりと検討しなければならない。

766 • 今の段階では、4G・5G(NSA方式)と5G(SA方式)を一体的に算定することで

良いと考える。MNO各社においてしっかりと接続料の試算をいただき、その推移を見ながら必要に応じて議論を深めることとしたい。

- ネットワークの仮想化等が実現し、5G(SA方式)のサービス品質が4G・5G(NSA方式)のサービスと差別化されるようなことになれば、それに見合った接続料が実現できるのではないか。

(3) 考え方

総務省において、MNO各社に対して、データ接続料について、4G・5G(NSA方式)及び5G(SA方式)を一体として算定する場合と、4G・5G(NSA方式)のみの接続料を算定する場合のそれぞれの推移の見込みについて、試算を求めることが適当である。

5G(SA方式)によるサービスは当面の間は4G・5G(NSA方式)サービスの延長線上と位置づけられること、4G・5G(NSA方式)の接続料と5G(SA方式)の接続料をそれぞれ算定する場合、各接続料が需要の大宗を占めるMNOの利用者の5G(SA方式)への移行の状況により、いずれかの接続料が高額になるリスクがあること等を踏まえれば、上述の試算の結果、接続料水準の大幅な上昇等といった特段の問題が生じない見込みであることが確認される場合には、4G・5G(NSA方式)と5G(SA方式)を一体とした算定を共通的な考え方とする方向で検討することが適当である。

その際、データ接続料については、費用配賦見直しの激変緩和措置が令和6年度・令和7年度接続料に適用されることを踏まえれば、少なくとも令和8年度接続料から、4G・5G(NSA方式)と5G(SA方式)を一体とした算定とする方向で検討することが適当である。

音声接続料については、接続料原価に5G(SA方式)に係る費用を算入するかどうかについて、MNO各社で共通的な考え方が採用されることが望ましいことから、費用配賦見直し結果の検証と合わせて、5G(SA方式)に係る資産及び費用について音声／データ伝送役務間で配賦する際の考え方について検討し、できる限り早期の接続料から共通的な考え方を適用することが適当である。

なお、スライシング等の5G(SA方式)ならではのサービスの提供に向けた状況に応じて、5G(SA方式)の接続料の在り方について改めて検討することが適当である。

4. 予測値の算定方法

(1) 検討事項

各種接続料のうち、データ接続料(回線容量単位接続料)については、MVNOにおける予見性を確保し、キャッシュフロー負担軽減を図るとともに、公正競争を確保するため、合理的な予測に基づく「将来原価方式」による算定方式を採用している。将来原価方式においては、①接続料の原価である「設備管理運営費」、②利潤算定に用

いるレートベースの大宗を占める「正味固定資産価額」、③「需要」のそれぞれについて合理的な将来予測を行うこととしている。

本研究会第七次報告書では、次の点について提言した。

- 見込みの粒度：各費目の予測計算式におけるパラメータの設定の見込みの考え方（例：Aの取組によりBに係る費用の低減を見込む）について、具体的かつ細かな粒度で示すことにより見込みとパラメータ設定との間の因果関係を明確化することが適当。
- 要因分析とその反映：「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」が発生する要因の分析及び分析結果の次期算定への反映は、一部のMNOにおいて行われているところ、引き続き積極的に分析結果をフィードバックすることで予測値の算定方法の更なる精緻化に努めることが適当。
- MVNOへの情報開示：「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」について、情報開示告示（平成28年総務省告示第107号）に規定された「予測に用いた算定方法（計算式等具体的な考え方を含む。）」に関する情報の一環として積極的に情報開示を行うことが適当である点はこれまでも指摘されているところ、一部のMVNOからは情報開示が不十分であることが指摘されている。そのため、MNOにおいては、より積極的な情報開示に努めるとともに、総務省において引き続きMNOの情報開示状況を確認することが適当。

今般、令和5年度に届出のあった接続料の予測値の算定方法について、MNO各社の提出内容を比較・確認するとともに、本研究会第七次報告書において提言した点について、MNO各社における進捗状況を確認し、算定方法を更に精緻化すべき点がないか検討を行ったところ、次の点が確認された。

- 「設備管理運営費」「正味固定資産価額」及び「需要」の予測値について、令和6年度及び令和7年度に係る予測値については、MNO各社とも昨年度と同様の考え方に基づき算定が行われている。令和8年度に係る予測値については、費用配賦見直し後の水準を予測する必要がある¹⁹が、費用配賦見直し前の令和4年度接続会計を基礎としつつ、現時点において可能な方法で予測値が算定されている。
- 見込みの粒度：パラメータ設定の考え方について、MNO各社において、少なくとも前回届出と同程度の粒度での説明がなされている。他方で、依然として、見込みとパラメータの増減との間の因果関係が不明確な部分は存在する。
- 要因分析とその反映：「予測値と実績値の差異」については、一部の事業者に

¹⁹ 費用配賦見直しの激変緩和措置については本章の「2. モバイル接続料の費用配賦」参照。データ伝送交換接続料（回線容量単位接続料及び回線数単位接続料）について、令和6年度及び令和7年度接続料は費用配賦の見直し前の水準を維持し、令和8年度接続料は予め見直し後の接続料水準を予測し算定することとした。

833 おいて、令和4年度の予測値と同年度の実績値の乖離が存在している。他方、
834 「予測値と予測値の差異」については、令和3年度予測値と令和4年度予測値
835 の乖離に比べ、令和4年度予測値と令和5年度予測値の乖離は小さくなってお
836 り、予測値算定の精緻化が一定程度、進んでいると考えられる。また、差異が発
837 生する要因の分析及び分析結果の次期算定への反映について、引き続き一部
838 のMNOにおいて行われている。

- 839 • MVNOへの情報開示:「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」
840 に関してMNOからMVNOに対して一定の情報開示が行われている。また一
841 部のMNOからは、MVNOからの要望を踏まえて引き続き情報開示に努めてい
842 く旨の説明があった。

843 この確認結果を受けて、次の論点について、議論を行った。

- 844 • 令和6年度届出からは、費用配賦見直し後の令和5年度接続会計を基礎とした
845 算定が行われるところ、今後の「設備管理運営費」「正味固定資産価額」の予測
846 値の算定に当たっては、費用配賦見直しに対応した予測となるよう、必要に応じ
847 て、算定方法を見直すことが適当か。
- 848 • 特に、「予測値と実績値の差異」が発生しているMNOにおいては、パラメータ
849 設定の考え方を含め、予測値の算定方法について改めて検討する必要がある
850 か。
- 851 • 「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」に関するMVNOへの
852 情報開示については、今後も積極的な情報開示が必要であり、引き続きMNO
853 による情報開示状況を確認することが適当か。

854 (2)主な意見

855 ③ 事業者からの意見

856 <費用配賦見直しに対応した予測値の算定について>

- 857 • 令和5年度接続会計より費用配賦見直しが適用されるため、MNO3社において、
858 費用配賦のルール見直しが適切に反映されているかについて、接続会計の届
859 出後速やかに検証いただきたい。【NTTドコモ】
- 860 • 次回の令和6年度届出においては、費用配賦見直し後の令和5年度会計を基
861 礎とした算定を行う必要があり、弊社としては、見直し後の省令・ガイドラインに
862 基づき、接続料の算定対応を行っていく所存。【KDDI】
- 863 • 当社は令和6年度届出から、費用配賦見直しの影響も反映のうえ、今後の「設
864 備管理運営費」「正味固定資産価額」の予測値の算定を行う考え。【ソフトバンク】

865 <「予測値と実績値の差異」が発生しているMNOにおける予測値の算定方法の見
866 直しについて>

- 867 • 当社は、令和2年度算定からトレンドではなく見込みを用いた算定を採用したこ
868 とで、予測値と実績値の差異は僅少となっている。【NTTドコモ】
- 869 • 「予測値と実績値の差異」については、2年前の需要の予測と実績の差異が拡大
870 したことが主要因であるが、最新の予測接続料の届出に際しては過去の予測
871 の乖離は織り込んで需要予測を行っているため、次回の精算接続料の届出の
872 際に「予測値と実績値の差異」が縮小傾向になり予測値の算定が精緻化したの
873 かどうかを確認した上で、必要に応じて予測値の算定方法の見直し可否を検討
874 するのが良いと考える。【KDDI】
- 875 • 「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」の要因については、当
876 社は細かな費用項目レベルで乖離要因を確認し、様式第17の4の9へ記載して
877 いる。また、その要因が一過性のものではない場合、パラメータ設定の考え方に
878 反映している。12月届出時の分析を踏まえて精緻化を図り、2月届出の値に反
879 映させるなど能動的に対応している。今後も引き続き予測値の精緻化に向けた
880 対応をしていく考え。【ソフトバンク】

881 <MVNOへの情報開示について>

- 882 • 当社は、差異が僅少である予測値と予測値の差異の理由も含めて、これまでも
883 MVNOに対し積極的な情報提供を実施している。MVNOから追加の情報開
884 示の要望はいただいているが、引き続き必要な情報提供に向けて真摯に取り
885 組む考え。【NTTドコモ】
 - 886 ➤ 値上げ要因の説明:今回一部値上げとなった接続料(USIMカードの貸与
887 に係る費用)について、情報開示で定められた事項に加えて、その要因を
888 追加的に情報提供
 - 889 ➤ タイムリーな情報提供:従来、4月に情報開示を行っていたが、今回から、
890 12月に精算接続料を届出した後、予測値と実績値の差異に係る情報を速
891 やかに提供
- 892 • 接続料算定等に関してMVNOから開示要望をいただいている事項については
893 開示済。未開示の情報についても情報開示の要望があれば引き続き情報開示
894 に努めていく考え。【KDDI】
- 895 • 今後も、予測値と実績値の差異・予測値と予測値の差異について、算定根拠と
896 して総務省殿に届出しているものと同様の内容の開示を継続する考え。【ソフト
897 バンク】
- 898 • 一部のMVNOから、「総務省告示(平成28年第107号)に示されている具体的
899 な算定方法(計算式等)が示されず、または示された場合であっても後年度の傾
900 向が分からないため情報として不十分」、「後年度の費用や需要等の傾向が分

かるような情報が必要」との声があり、MVNOにおける予測値の妥当性の確認や予見可能性の確保には至っていない状況と認識。【MVNO委員会】

- また、本研究会第七次報告書において積極的な情報開示に努めることが適当とされた「予測値と実績値の差異及び予測値と予測値の差異」については、一部のMNOからは当該情報の開示がなされている状況ですが、「MNOごとに開示情報の具体性に差が存在する」、「後年度の予測値にも影響を及ぼすものか判断できない」との声があることから、MNO各社の開示情報の同等性確保、開示情報のさらなる充実が望まれる。【MVNO委員会】

④ 構成員からの意見

- MVNOにおいて事業計画を作るためには予見性を高めることが非常に重要であり、予測値と実績値の乖離はMVNOのビジネスに大きな影響を与える。改善はしているが、引き続き予測値の算定方法の精緻化を求めていくことが必要。大きな乖離がある場合、あるいは大きな乖離が継続的に起こっている場合には、MNOにおいてしっかりと説明していただき、本研究会においても、予測値の算定式に問題があるのではないかとといった点や、パラメータの置き方に問題がないかという点について確認する必要がある。
- MNO各社による「予測値と実績値の差異」の理由説明があまりに定性的であり、また、MNOごとに説明の粒度が異なる。精度を上げる観点から、例えば原価であれば原価のどの部分が何%乖離して、最終的な接続料の乖離に何%影響を与えているのかといった定量的な説明をいただきたい。
- 「予測値と実績値の差異」の理由説明について、各社で説明の精粗が異なる点については、MNO各社である程度平仄を合わせる必要があるのではないか。

(3) 考え方

<費用配賦見直しに対応した予測値の算定について>

令和6年度届出からは、費用配賦見直し後の令和5年度接続会計を基礎とした算定が行われるところ、今後の「設備管理運営費」「正味固定資産価額」の予測値の算定に当たっては、費用配賦見直しに対応した予測となるよう、必要に応じて、算定方法を見直すことが適当である。

<予測値と実績値の乖離の検証について>

予測値と実績値の「乖離が生じた理由」については、算定根拠において、予測値と実績値に乖離が生じた理由を具体的に記載することとされているが、当該理由による乖離が、原価、利潤又は需要の乖離にどの程度影響を与えているかといった定量的な説明についても記載することが適当である。その上で、同一の要因により大きな乖離が継続的に生じていること等が確認される場合には、予測値の算定式やパラメータ

935 設定の考え方に問題がないか重点的に検証を行うことが適当である。

936 ＜MVNOへの情報開示について＞

937 「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」に関するMVNOへの情
938 報開示については、今後も積極的な情報開示が必要であり、引き続きMNOによる情
939 報開示状況を確認することが適当である。

940 **5. 原価の適正性の確保**

941 **(1) 検討事項**

942 音声接続料及びデータ接続料の原価は、3ステップ(ステップ1:音声伝送役務／デ
943 ータ伝送役務間の費用配賦、ステップ2:トラヒック連動費用／回線容量課金対象費用
944 の抽出、ステップ3:接続料原価の抽出)に基づき抽出される。

945 このうち、ステップ1の音声伝送役務／データ伝送役務間の費用配賦に関しては、
946 二種会計規則において配賦基準が示されているとともに、MNO各社に配賦整理書
947 の作成・提出が義務づけられているが、本研究会においてその適正性については検
948 証されていなかったこと等から、本研究会第七次報告書において検討が行われた。そ
949 の提言を踏まえ、今般、費用配賦WGにおいて詳細な検討を行った点については、本
950 章の「2. モバイル接続料の費用配賦」に記載のとおりである。

951 接続料原価の抽出・配賦プロセスのうち、ステップ2・3に関しては、抽出・配賦の考
952 え方が不透明であったため、本研究会において累次の議論を実施し、明確化を図っ
953 てきた。特に、本研究会第五次報告書において、算定方法の詳細等について総務省
954 へ提出を求めることが適当等とされたことを踏まえ、算定根拠の様式において、配賦・
955 抽出の状況を報告することとされている。また、本研究会第七次報告書においては、
956 ステップ2・3における配賦・抽出については、各社採用している考え方に一貫性があ
957 ることを担保する観点から、毎年度の届出に際して引き続き状況を確認することが必
958 要とされている。

959 今般、令和5年度に届出のあった接続料の検証に当たっては、当該接続料は令和
960 4年度接続会計における費用の額を基礎として算定しており、費用配賦見直しは未適
961 用であることから、特にステップ2・3において控除が適切に行われているか、抽出・配
962 賦に関する考え方の一貫性が確保されているかといった観点から検証を行った。その
963 結果、ステップ2・3について、引き続きMNO各社で記載の粒度が異なる箇所は確認
964 されたものの、MNO各社とも考え方に大きな変更はなく、一貫性は担保されているこ
965 とが確認された。

966 この確認結果を受けて、次の論点について議論を行った。

- 967 • 令和5年度に届出のあった接続料は費用配賦見直しは未適用であることから、
968 ステップ1の音声伝送役務／データ伝送役務間の費用配賦に関しては、費用

969 配賦見直しが適用される令和6年度届出の際に、改めて検証することが適当か。
970 ・ ステップ2・3について、引き続き毎年度の届出において各社の考え方及び配
971 賦・抽出の状況を確認し、一貫性が担保されていることを確認することが適当か。

972 (2) 主な意見

973 <ステップ1>

- 974 ・ 令和5年度接続会計より費用配賦見直しが適用されるため、MNO3社において、
975 費用配賦のルール見直しが適切に反映されているかについて、接続会計の届
976 出後速やかに検証いただきたい。【NTTドコモ】(再掲)
- 977 ・ 次回の令和6年度届出においては、費用配賦見直し後の令和5年度会計を基
978 礎とした算定を行う必要があり、弊社としては、見直し後の省令・ガイドラインに
979 基づき、接続料の算定対応を行っていく所存。【KDDI】(再掲)
- 980 ・ 各社の配賦整理書や、今後二種会計規則に則り届出予定の各種様式を通じて
981 検証を実施いただき、二種指定事業者の過度な負担とならないよう配慮いた
982 だきたい。【ソフトバンク】
- 983 ・ 今般の音声伝送役務／データ伝送役務間の費用配賦の考え方の見直しにつ
984 いては、MNO各社の算定方法の共通化に繋がり、接続料の適正性の向上に
985 資するものと認識。一方で、算定方法の見直しによるデータ接続料の急激な上
986 昇など、MVNOの事業運営や市場競争に与える影響が大きいと想定されること
987 から、今後、MNO各社が算定する接続料に対しては、費用配賦の見直し後の
988 考え方を踏まえ、その適正性や妥当性について詳細に検証していただくことを
989 要望。【MVNO委員会】

990 <ステップ2・3>

- 991 ・ 費用配賦見直しの結果、ステップ2・3における算定にも影響が出る可能性があ
992 るため、費用配賦見直しを踏まえた検証を行う必要がある。【NTTドコモ】
- 993 ・ 引き続き、一貫性が担保されていることを確認していくことが適当。【KDDI】
- 994 ・ 算定方法は、特別な事情等がなければ継続性の観点から基本的に変わらない
995 ものと考えているため、引き続き算定根拠(様式第17の4の10)にて報告すると
996 もに、算定方法の変更等状況に変化があった場合には当該様式の備考欄へ記
997 載する考え。【ソフトバンク】

998 (3) 考え方

999 <ステップ1>

- 1000 令和5年度接続会計から費用配賦見直しが適用され、当該接続会計における費用
1001 の額を基礎として令和6年度届出接続料が算定されるところ、
1002 ・ 令和5年12月に実施された省令改正により、令和5年度接続会計から、新たに、

1003 移動電気通信役務に係る費用の音声伝送役務／データ伝送役務間の配賦の
1004 詳細が報告されること
1005 • 令和6年度接続料の算定前に、費用配賦の見直しが接続会計に適切に反映さ
1006 れているかを確認することが望ましいこと
1007 を踏まえれば、ステップ1について、令和6年度接続料届出を待たず、MNO3社から
1008 令和5年度接続会計報告書等が提出された後速やかに、費用配賦見直しが接続会
1009 計に適切に反映されているか一定程度の検証を行うことが適当である。

1010 <ステップ2・3>

1011 ステップ2・3について、引き続き毎年度の届出においてMNO各社の考え方及び
1012 配賦・抽出の状況を確認し、一貫性が担保されていることを確認することが適当である。
1013 特に、令和6年度接続料届出においては、費用配賦見直しによりステップ1を見直した
1014 結果、ステップ2・3における配賦・抽出の考え方にも変更が生じる可能性があることを
1015 踏まえた検証を行うことが適当である。

1016 6. 利潤の適正性の確保

1017 (1) 検討事項

1018 利潤の算定には、様々な項目が用いられているが、将来原価方式の導入に当たっ
1019 ては、レートベースの大宗を占める「正味固定資産価額」のみが予測値の算定対象と
1020 された。レートベースを構成する「投資その他の資産」や「貯蔵品」については、本研
1021 究会第四次報告書において「今後、予測値の算定方法の検証を継続的に行っていく
1022 中で、予測接続料に与える影響が相当程度大きいと判断される状況になった場合は、
1023 予測値の算定対象に追加する検討を行っていくことが適当」とされたことを踏まえ、本
1024 研究会において検討を行ってきた。

1025 本研究会第七次報告書においては、「投資その他の資産」及び「貯蔵品」について
1026 は、レートベースに占める割合が引き続き僅少であり、予測接続料への影響は軽微で
1027 あることから、予測の算定対象に追加せず、今後の動向を踏まえて、予測接続料に与
1028 える影響が相当程度大きいと判断される状況になった場合には、予測値の算定対象
1029 に追加する検討を行うことが適当とされた。また、同報告書においては、原価算出にお
1030 けるステップ1に用いる固定資産価額比について、基本的にはトラヒック比により算出
1031 することが適当としたことから、レートベースにおける正味固定資産価額についても同
1032 様の考え方に基づいて算出されることが適当とされた。

1033 今般、以上を踏まえ、令和5年度に届出のあった接続料に関し、「投資その他の資
1034 産」及び「貯蔵品」のレートベース全体に占める割合等について確認したところ、「投資
1035 その他の資産」及び「貯蔵品」がレートベースに占める割合については、前回検証時
1036 から大きな変動はなく、引き続き僅少であった。

- 1037 この確認結果を受けて、次の論点について、議論を行った。
- 1038 ・ 「投資その他の資産」及び「貯蔵品」については、予測の対象とする必要は引き
- 1039 続き認められないか。また、今後もレートベース全体に占める割合の変化を観測
- 1040 し、一定の割合を超過した場合には予測の対象への追加を検討することが適当
- 1041 か。
- 1042 ・ 令和5年度に届出のあった接続料は、令和4年度接続会計における費用の額を
- 1043 基礎として算定しており、固定資産価額比の算出方法を含む費用配賦見直しは
- 1044 未適用であることを踏まえ、正味固定資産価額の算出については、費用配賦見
- 1045 直しが適用される令和6年度届出の際に、改めて検証することが適当か。

1046 (2) 主な意見

1047 <「投資その他の資産」及び「貯蔵品」の予測対象への追加>

- 1048 ・ 「投資その他の資産」及び「貯蔵品」のレートベースに占める割合は僅少である
- 1049 ことから、予測接続料に与える影響は軽微である。【NTTドコモ】
- 1050 ・ レートベースに占める「投資その他の資産」及び「貯蔵品」の割合は小さく影響
- 1051 は軽微であるため、特に予測は不要。なお、一定の割合を超過した場合の取扱
- 1052 いについては、十分な議論が必要。【KDDI】
- 1053 ・ 「投資その他の資産」及び「貯蔵品」については、レートベースに占める割合が
- 1054 小さく予測接続料へ与える影響は軽微であることから、現行通りの考え方で問
- 1055 題ない。【ソフトバンク】

1056 <正味固定資産価額の算出>

- 1057 ・ 令和5年度接続会計より費用配賦見直しが適用されるため、MNO3社において、
- 1058 費用配賦のルール見直しが適切に反映されているかについて、接続会計の届
- 1059 出後速やかに検証いただきたい。【NTTドコモ】(再掲)
- 1060 ・ 次回の令和6年度届出においては、費用配賦見直し後の令和5年度会計を基
- 1061 礎とした算定を行う必要があり、弊社としては、見直し後の省令・ガイドラインに
- 1062 基づき、接続料の算定対応を行っていく所存。【KDDI】(再掲)
- 1063 ・ 各社の配賦整理書や、今後二種会計規則に則り届出予定の各種様式を通じて
- 1064 検証を実施いただき、二種指定事業者の過度な負担とならないよう配慮いた
- 1065 だきたい。【ソフトバンク】(再掲)

1066 (3) 考え方

1067 <「投資その他の資産」及び「貯蔵品」の予測対象への追加>

- 1068 「投資その他の資産」及び「貯蔵品」については、レートベースに占める割合が引
- 1069 き続き僅少であり、予測接続料への影響は軽微であることから、予測の算定対象に追
- 1070 加せず、今後の動向を踏まえて判断することが適当である。

1071 <正味固定資産価額の算出>

1072 令和5年度接続会計から費用配賦見直しが適用され、当該接続会計における費用
1073 の額を基礎として令和6年度届出接続料が算定されること、

1074 ・ 令和5年 12 月に実施された省令改正により、令和5年度接続会計から、新たに、
1075 移動電気通信役務に係る費用の音声伝送役務／データ伝送役務間の配賦の
1076 詳細が報告されること

1077 ・ 令和6年度接続料の算定前に、費用配賦の見直しが接続会計に適切に反映さ
1078 れているかを確認することが望ましいこと

1079 を踏まえれば、原価算出におけるステップ1について、令和6年度接続料届出を待た
1080 ず、MNO3社から令和5年度接続会計報告書等が提出された後速やかに、費用配
1081 賦見直しが接続会計に適切に反映されているか一定程度の検証を行うことが適当で
1082 ある。その上で、レートベースにおける正味固定資産価額については、令和6年度届
1083 出の際に、原価算出におけるステップ1に用いる算出方法と同様の考え方に基づいて
1084 算出されていることを検証することが適当である。

1085 7. 需要の適正性の確保

1086 (1) 検討事項

1087 本研究会におけるこれまでの議論においては、需要の適正性確保に向けて以下の
1088 とおり提言した。

1089 ・ 事業者間で設備の冗長構成及び需要の算定方法は異なるが、各社ごとの設備
1090 運用方針の下で確保した一定の冗長分を除いた、平時に利用可能な設備容
1091 量を需要とする考え方は事業者間で共通。各社ごとの設備運用方針次第で需
1092 要が変動し得ることから、毎年度の接続料の届出において各社の設備運用方
1093 針を総務省に報告し、総務省においてその一貫性を含め各社による恣意的な
1094 運用がなされていないかについて確認することが適当。

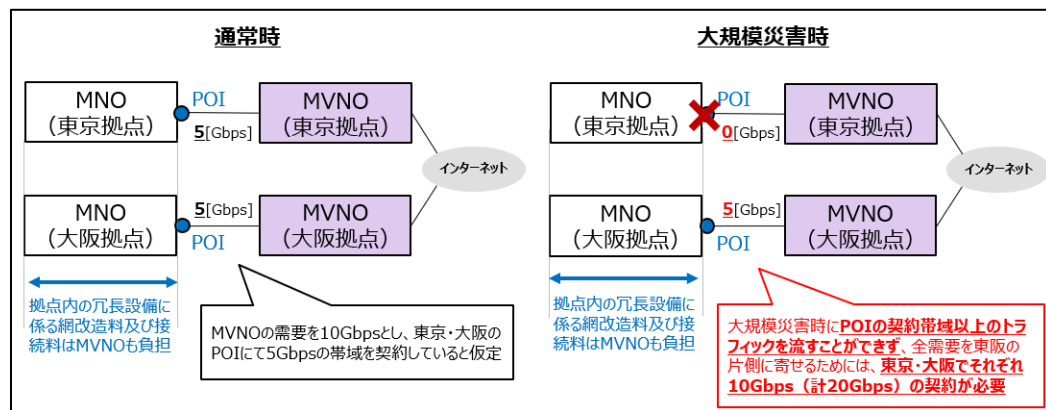
1095 ・ 設備の冗長構成及び需要の算定方法が各社の設備運用方針によって異なる
1096 こと自体に直ちに問題があるとは認められないが、適正な原価との関係におい
1097 て、設備容量が明らかに過大となっていないかについて総務省において確認
1098 することが適当。

1099 ・ 設備の冗長構成及び需要の算定方法が各社ごとに異なることから、冗長分も含
1100 めた設備容量と最繁忙トラヒック(1年のうち最もトラヒックが多い日の値)の比率
1101 を、複数年度(例えば3年度分)にわたって確認しながら、状況を注視すること
1102 が適当。

1103 特に、本研究会第七次報告書では、次の点について提言した。

1104 ・ 各社の設備運用方針について一貫性が確保されていることを確認。引き続き確
1105 認を行うことが適当。

- 1106 • 「MVNOによる冗長設備の利用可能性」について設備運用方針に追記するこ
1107 とが適当。設備運用方針に追記すべき事項については引き続き議論を継続す
1108 ることが適当。
- 1109 • 各社の「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁忙トラヒ
1110 ックの関係」について、他社に比べて著しく設備容量が過大であると考えられる
1111 社は存在しなかった。今後も引き続き確認を行い、他社に比べて著しく設備容
1112 量が過大であるとみなされる事業者が現れた場合には、総務省において設備
1113 容量の設定方法について確認するなどの措置を講ずることが適当。
- 1114 • 各社の音声接続料を算定する上での需要の考え方について、接続料水準に
1115 大きな影響を与えるような違いはないことを確認。算定の考え方に変更が生じ
1116 た場合には、総務省への報告を求めることが適当。
- 1117 今般、以上を踏まえ、令和5年度に届出のあった接続料及び当該届出に際し併せ
1118 て提出のあった各社の設備運用方針を確認したところ、次の点が確認された。
- 1119 • 各社の設備運用方針について、需要の考え方は昨年から大きく変動しておら
1120 ず、一貫性が確保されている。また、各社の設備運用方針において、MVNO
1121 による冗長設備の利用が可能かどうかについての記述がある。
- 1122 • 各社の設備運用方針について、各社において恣意的な運用がなされていない
1123 かについては、例えば、接続料算定の需要に用いる設備容量を任意に設定す
1124 ることにより、接続料水準を恣意的に調整することが考えられるが、各社の接続
1125 料算定の需要に用いる設備容量と最繁忙トラヒックは乖離しておらず、少なくと
1126 もこの点について恣意的な運用はされていないと考えられる。
- 1127 • 「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁忙トラヒックの
1128 関係」については、他社に比べて著しく設備容量が過大であると考えられる社
1129 は存在しなかった。
- 1130 以上を踏まえ、次の論点について議論を行った。
- 1131 • 各社の設備運用方針について、MVNOによる冗長設備の利用が可能である
1132 旨の記述があることは確認されたが、MVNOからは、MNOとMVNO間での
1133 冗長構成についての考え方や、接続料等のMVNOによる費用負担の適正性・
1134 公平性について、重点的な検証を行うことが要望されていることを踏まえれば、
1135 MVNOが要望する冗長構成(大規模災害時等用に東京・大阪で拠点間冗長
1136 を組む)が利用可能なのか等について、MNOからMVNOに対し情報提供す
1137 ることが適当か。



(出所) 第 85 回会合資料 85－5 (MVNO委員会説明資料) から抜粋

【図2－6 MVNOが要望する冗長構成】

- 各社の設備運用方針については、一貫性のある運用が行われているか、恣意的な運用がなされていないかについて、今後も引き続き確認することが適当か。
- 各社の「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁忙時トラフィックの関係」について、今後も引き続き確認し、他社に比べて著しく設備容量が過大であると考えられる社が現れた場合については、設備容量の設定方法について確認する等の措置が必要か。
- 設備運用方針に追加的に記載すべき事項があるか。

(2) 主な意見

⑤ 事業者からの意見

<大規模災害発生時等におけるMVNOによるMNOの冗長設備の利用可能性>

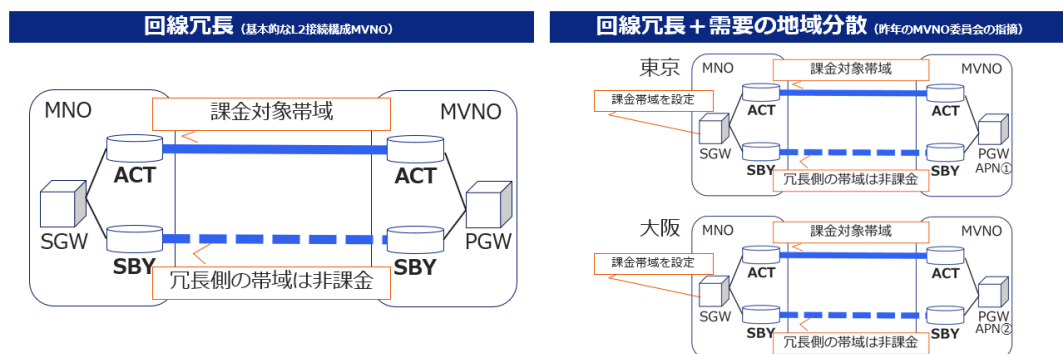
- 装置冗長は基本構成としており、回線容量単位接続料について、稼働帯域分のみの負担で冗長系の設備を利用可能(=冗長系帯域に係る接続料の支払いは不要)。MVNO各社の接続先や契約帯域の規模等に応じて、どのような冗長構成が望ましいかは異なるため、引き続きMVNO各社の要望に応じて対応する考え。【NTTドコモ】



(出所) 第 85 回会合資料 85-2 (NTTドコモ説明資料) から抜粋

【図2-7 NTTドコモがMVNOに提供する冗長構成】

- 当社が基本的なL2接続構成と考えている、拠点間の回線の二重化による冗長構成の場合は、冗長側の帯域は非課金としており、その旨もMVNOに対して情報提供を行っている。地理的に異なる複数の拠点で接続し、平時の需要を分散している場合において、有事の際に特定拠点の需要を他拠点に寄せて救済するための帯域管理・制御は未実現。今後、MVNOから具体的なご要望があれば協議に応じる考え。【KDDI】



(出所) 第 85 回会合資料 85-3 (KDDI説明資料) から抜粋

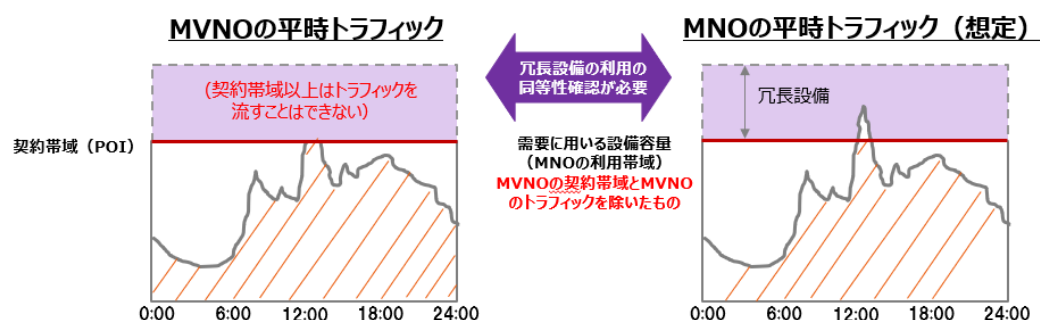
【図2-8 KDDIがMVNOに提供する冗長構成】

- MVNOが要望する冗長構成(大規模災害時等用に東京・大阪で拠点間冗長を組む)は利用可能な状態であり、当該情報提供を実施すべく準備を進める考え。【ソフトバンク】
- MVNOが冗長設備の費用を負担している中、MVNOがPOIを冗長化するには、基本的に冗長系に係る接続料の支払いが必要になるものと認識していたところ、仮に接続料の支払いが不要になるといった場合は、MVNOに対して積

1174 極的に情報提供いただくことが必要と考える。MNOとMVNO間での冗長構成
1175 についての考え方や、接続料等のMVNOによる費用負担の適正性・公平性等
1176 について、重点的に検証いただくことを要望。【MVNO委員会】

1177 <平時におけるMVNOによるMNOの冗長設備の利用可能性>

- 1178 • 本研究会第六次報告書では、MNOの設備運用方針等により一定の冗長系の
1179 設備を需要から除いていることが明らかになった一方で、MVNOも接続料によ
1180 り冗長設備の費用を負担していることから、冗長設備の利用に関するMNOとM
1181 VNO間のイコルフットイングの確保が重要。【MVNO委員会】
- 1182 • 当社ネットワーク内の利用について、当社とMVNOとの間の差分はない。した
1183 がって、特段の手続きは必要なく、MVNOは当社ネットワーク内の冗長構成を
1184 利用可能。【NTTドコモ・第85回参考資料】
- 1185 • MVNOも含めて災害時や障害時においても安定的な通信サービスを提供でき
1186 るよう十分な冗長分を確保しており、自動的にMVNOも冗長分の利用可能。
1187 【KDDI・第85回参考資料】
- 1188 • 当社ネットワーク内の冗長構成を利用するためのMVNO側の手続きは特段不
1189 要であり、自動的に当該冗長構成を利用可能。【ソフトバンク・第85回参考資料】
- 1190 • 平時において、MVNOはPOIの契約帯域以上のトラフィックを流すことはできな
1191 い一方、トラフィック急増等が生じた際に仮にMNOが冗長設備に係る帯域を利用
1192 している場合は、MNOとMVNO間の冗長設備に関する利用の同等性が確保
1193 されていないものと考えられることから、MNOによる平時の冗長設備の利用
1194 有無について検証いただくことが望ましいと考える。(MNOのトラフィックは可能
1195 な限り短い時間単位で確認いただくことが有効な検証になるものと思料。)
1196 【MVNO委員会】



1197 (出所) 第85回会合資料 85-5 (MVNO委員会説明資料) から抜粋

1198 【図2-9 MVNOが要望する、平時における冗長設備の利用の在り方】

- 1200 • 当社は、平時における最繁忙時トラフィックに対応する設備容量を確保しており、通
1201 常、平時における最繁忙時トラフィックにおいて冗長設備を利用することはない。他
1202 方、トラフィック急増等が、大規模災害やネットワーク障害に伴うような状況下では

1203 冗長設備を利用している。最繁時トラヒックは年間で最もトラヒックの多い1時間
1204 のトラヒック量であり、最繁時トラヒックを測定する時間幅は、1時間単位。【NTT
1205 ドコモ・第86回参考資料】

- 1206 • 平時にトラヒックの急増が起きても冗長分は利用しない運用となっている。最繁
1207 時トラヒックは、1時間当たりのトラヒックのうち、年間で最も多いトラヒック量をMb
1208 psに変換したものであり、最繁時トラヒックを測定する時間幅は、現在取得・管理
1209 しているデータは1時間単位が最も細かいもの。【KDDI・第86回参考資料】
- 1210 • 平時にトラヒックの急増等が生じた際に、冗長分として設置した設備を利用する
1211 ことはない。当社で把握しているピーク時のトラヒックは1時間単位。【ソフトバン
1212 ク・第86回参考資料】

1213 ＜設備運用方針の一貫性＞

- 1214 • 今回の検証において、需要に係る適正性が確保されていることが確認されたと
1215 認識している。今後、設備運用方針等に変更が生じた場合には、その旨と理由
1216 を併せて説明する考え。【NTTドコモ】
- 1217 • 今後も引き続き確認していくことが適当。【KDDI】
- 1218 • 本研究会資料84－1において、総務省から「恣意的な運用はされていないと考
1219 えられる」と評価されているとおり、当社はこれまでも恣意的な運用は実施してお
1220 らず、今後も同様に対応していく考え。【ソフトバンク】

1221 ＜「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁時トラヒックの関
1222 係」＞

- 1223 • 今回の検証において、需要に係る適正性が確保されていることが確認されたと
1224 認識している。今後、設備運用方針等に変更が生じた場合には、その旨と理由
1225 を併せて説明する考え。【NTTドコモ】(再掲)
- 1226 • 今後も引き続き確認していくことが適当。【KDDI】(再掲)
- 1227 • 接続料の観点では、「ネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総
1228 回線容量」(MVNOガイドラインp.21)、すなわち現実的にトラヒックを流すことが
1229 できる上限値を需要として設定していれば、その適正性は確保されるものと考え
1230 る。設備容量については、各社のネットワークの伝送容量も含めた設備投資の
1231 結果、ネットワークの品質や安定性といったサービス競争がされているため、こ
1232 のような競争市場での各社の投資を比較して、過大や過少といった評価ができ
1233 るものではないと考える。また、MVNOは利用するMNOのネットワークを選択
1234 する際、MNOのネットワークコストとサービス品質を踏まえ選択することも可能で
1235 あることから、伝送容量の設定については競争市場に委ねるべき。【ソフトバンク】

1236 ⑥ 構成員からの意見

1237 ＜MVNOによるMNOの冗長設備の利用可能性(総論)＞

- 1238 • MVNOは自ら利用を希望しなければMNOの冗長構成を利用できないのか。
- 1239 MVNOがMNOの冗長構成を利用するのに追加のコストが不要なのであれば、
- 1240 利用を希望しないMVNOはいないのではないのか。
- 1241 • MNOのコアネットワークにおける冗長構成はMVNOも平時から利用している
- 1242 が、同一拠点内におけるPOIの冗長についてはそうではない等、MVNOがど
- 1243 のような形でMNOの冗長設備を利用可能かといった点について明確にしてい
- 1244 く必要がある。
- 1245 • 冗長性について、MNOとMVNOのコミュニケーションが不足しており、様々な
- 1246 認識の相違があるようだ。冗長性の件に限らず、情報提供に関してはよくコミュ
- 1247 ニケーションをとっていただきたい。必要に応じて、コミュニケーションのために
- 1248 必要なツールを総務省において検討してはどうか。

1249 ＜大規模災害発生時等におけるMVNOによるMNOの冗長設備の利用可能性＞

- 1250 • 同一拠点内におけるPOIの冗長性の確保について、1つの拠点に2回線を用意
- 1251 していたとしても、災害時には、結構な割合で、拠点ごと故障することで2回線と
- 1252 も使えなくなることもあるのではないのかという疑問があったが、MNOによればほ
- 1253 ぼ独立になっているとのことだったので問題ないと理解した。冗長構成の在り方
- 1254 については、MVNOとMNOとの間できちんと議論し、MVNOにおいては、こ
- 1255 の場合にはこの構成で冗長の意味があることを理解した上で判断いただければ
- 1256 良いと思う。

1257 ＜平時におけるMVNOによるMNOの冗長設備の利用可能性＞

- 1258 • MNOネットワークの中での冗長性についてはMNOが独自に考えており、それ
- 1259 については当然MVNOも接続料原価として負担しているし、MNOも非常時には
- 1260 MVNOのトラヒックも流すのだと理解しているが、平常時にも流しているのか
- 1261 どうかについては難しい問題。確認の結果、MNOもMVNOも平常時には冗長
- 1262 分を使わないということだったので平等性の観点からは問題ないと理解した。個
- 1263 人的には、平常時も冗長設備を使えるようにしたほうが、ピーク時のトラヒックに
- 1264 耐えられるという意味で良いのではないかとも思うが、そうすると確かにMNOと
- 1265 MVNOで公平ではなくなるので、この点は今後の課題かと思う。
- 1266 • 最繁時トラヒックの考え方について、電話の世界では、1日の中の最も通信量の
- 1267 多い1時間について、年間で最も通信量の多い30日分の平均を取るといったこ
- 1268 とを行っている。本当に1年の中のピークの1時間を取るとすると、昔は1月1日
- 1269 の年が明けた直後の「あけおめメール」が送受信される時間帯があり、そのような
- 1270 時には通信規制が行われていたりしたが、そういったピークのトラヒックを採用す

1271 ることが本当に適正なのかという点がある。逆に、1年の間にトラヒック量はどんど
1272 ん増えていくので、最繁時トラヒックにそうした点を考慮しなくていいのかといった
1273 点等、電話とは異なる事情もあるかと思う。どの程度の時間幅で把握することが
1274 適当なのか、1時間単位が適当なのか、また、本当に年間のピークの1時間を取
1275 ることが適当なのかといった点については、継続的に検討する必要があるかと思
1276 う。

1277 (3) 考え方

1278 <MVNOによるMNOの冗長設備の利用可能性>

1279 MNOネットワーク内の冗長設備について、MVNOも特段の手続きは必要なく冗長
1280 設備が利用可能であること、また、MNOは平時における最繁時トラヒックにおいて冗
1281 長設備を利用することはないことが確認された。

1282 POIの冗長化については、MNOは冗長系帯域に係る接続料の支払いは不要と説
1283 明する一方で、MVNO委員会は接続料の支払いが必要と認識しているなど、MNO
1284 とMVNOの間で認識の違いがあったことが明らかになった。このため、MNOにおい
1285 ては、POIの冗長化について、MVNOがどのような冗長構成を取ることが可能なのか、
1286 その場合に接続料の支払いが必要なのか等について、接続事業者向けのガイドブッ
1287 ク等の公表資料やNDA締結後の情報開示資料において、MVNOに対して明示的
1288 に情報提供を行うことが適当である。

1289 最繁時トラヒックの算出方法について、MNO3社の考え方が必ずしも共通となっ
1290 ていないため、平等な検証を行う観点から、できる限り共通の考え方とすることが望ま
1291 いが、具体的な算出方法については引き続き検討することが適当である。

1292 <設備運用方針の一貫性>

1293 各社の設備運用方針については、引き続き一貫性が確保されているかとの観点か
1294 ら確認を行うことが適当である。

1295 設備運用方針に追記すべき事項については、次回以降の設備運用方針において
1296 は、①MVNOも特段の手続きは必要なく冗長設備が利用可能であること、②MNO
1297 は平時における最繁時トラヒックにおいて冗長設備を利用することはないこと、③POI
1298 の冗長化について、MVNOがどのような冗長構成を取ることが可能なのか、その場合
1299 に接続料の支払いが必要なのか等について、MVNOに対して情報提供を行った内
1300 容、について追記することが適当である。また、設備運用方針に追記すべき事項につ
1301 いては引き続き議論を継続することが適当である。

1302 <「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁時トラヒックの関 1303 係」>

1304 「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁時トラヒックの関係」

1305 については、今後も引き続き確認を行い、他社に比べて著しく設備容量が過大である
1306 と考えられる社が現れた場合には、措置を講じることが適当である。

1307

1308

第3章 卸電気通信役務の適正性の確保(卸検証ガイドラインに基づく検証)

電気通信事業者が電気通信役務の提供に当たって他の事業者の電気通信設備を利用する場合には、料金等の提供条件について厳格なルールが適用される「接続」と、相対協議を基本とする「卸役務」による利用形態が並立することにより、提供条件等の適正性確保と柔軟な設備利用のバランスが図られてきた。

しかしながら、指定設備卸役務の料金の適正性については累次の課題が指摘されてきたことから、本研究会としては、指定設備卸役務について、「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申」(令和元年12月17日情報通信審議会答申)における取りまとめ²⁰を踏まえ、接続と卸役務の代替性に関する検証について議論を進め、本研究会の議論を基に策定された「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」(令和2年9月策定)(以下「卸検証ガイドライン」という。)による検証の状況について随時確認をしている。

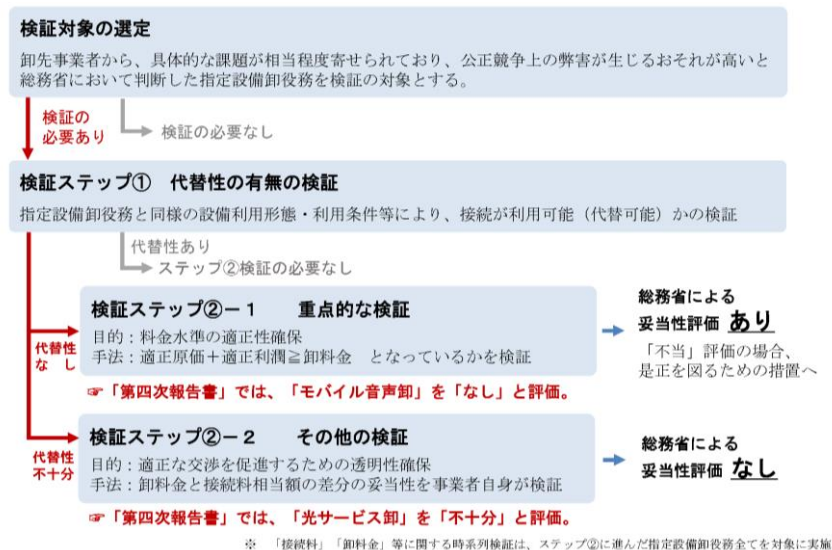
本研究会では、第七次報告書において、「今回の検証では、前2回の検証に引き続き、NTT東日本・西日本から費用項目や卸料金と接続料相当額との差額が示されたことで、一定の透明性の担保に寄与したと考えられるものの、今回の検証においても、事業者・構成員よりNTT東日本・西日本による説明に対する指摘があった。こうした経緯・指摘を踏まえて、NTT東日本・西日本においては、より一層丁寧な説明を行うことが適当である。また、第1章において述べたとおり、総務省においては、改正法の施行後における卸料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況を引き続き注視することが適当であるところ、合わせて、本検証によって卸料金の透明性が確保され、本検証が指定設備卸役務に係る協議の適正性の確保に貢献できているかどうかについても確認されなければならない。この点、次回の検証において、指定設備卸役務の提供に係る協議の状況に改善が見られず、卸料金の算定方法について、卸先事業者等への説明がなお不十分だと認められるような状況となっている場合、総務省においては、本検証の在り方の見直しも含め、必要な措置について検討していくことが適当である。」としているところ、今般、今次検証結果について関係事業者に、卸協議における卸料金の一定の透明性の担保に寄与したか、これまでの経緯・指摘を踏まえた説明が行われているか等といった観点からヒアリングを行った。

固定通信分野においては、NTT東日本・西日本が提供する光サービス卸について、

²⁰ 接続では実質的に代替困難な可能性がある指定設備卸役務について、一層の透明性・適正性・公平性を確保するための措置として、接続料相当額をベンチマークとした卸料金の検証等を示した上で、「一部施策の具体化に当たっては、総務省の研究会等において検討することが適当」とされた。

1339 接続との代替性が不十分とされている²¹ところ、令和2年度に実施した第1回、令和3年
 1340 度に実施した第2回、令和4年度に実施した第3回の検証²²の検証に引き続き、今般、
 1341 第4回の検証結果について総務省から報告を受け、卸先事業者等からヒアリングを実
 1342 施し、議論した。

1343 また、移動通信分野においては、MNO3社が提供するモバイル音声卸について、
 1344 接続との代替性の有無の評価が保留されていたところ、令和4年度に、前回評価時か
 1345 らの状況変化等を踏まえ、MNO3社及びMVNO委員会にヒアリングを実施した上で、
 1346 接続との代替性の再々検証を行った。その結果、第七次報告書においては、引き続
 1347 き評価を保留とするとともに、「総務省においては、MNOとMVNOとの間の情報非対
 1348 称性の解消状況やIMS接続の実装状況等を踏まえて、改めて検証を行うとともに、必
 1349 要に応じて移動通信分野の代替性検証の在り方に関する検討を行うことが適当であ
 1350 る。」としている。これを受け、今般、前回検証以降の状況変化を踏まえ、再度、卸検
 1351 証ガイドラインに基づく代替性の検証を実施した。



1352 (出所) 第 68 回会合資料 68－1(事務局資料)より抜粋
 1353

²¹ 卸役務では、NGN及びアクセス部分（加入光ファイバ）がユーザー単位で利用されている一方、接続では、NGNの接続料は設定されているものの利用されておらず、また、アクセス部分については、ユーザー単位での接続料設定がされていないことから、代替性が不十分と評価されている（本研究会第四次報告書）。このこと等を踏まえ、光サービス卸に関する検証の実施について令和2年10月27日に総務省からNTT東日本・西日本に通知（『指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン』に基づく検証の実施について（通知）」令和2年総基料第270号）。

²² 第1回検証については、令和3年2月9日にNTT東日本・西日本から総務省に報告があり、第42回会合（令和3年2月24日）において総務省から本研究会に報告、議論。第2回検証については、令和3年11月30日にNTT東日本・西日本から総務省に報告があり、第52回会合（令和4年1月31日）において総務省から本研究会に報告、議論。第3回検証については、令和4年11月30日にNTT東日本・西日本から総務省に報告があり、第68回会合（令和5年2月20日）において総務省から本研究会に報告、議論。

1354 【図3-1 卸検証ガイドラインに基づく検証スキームの概要】

1355 1. 光サービス卸における卸料金の検証

1356 (1) 検証の結果

1357 第 79 回会合において、NTT東日本・西日本が卸検証ガイドラインに基づき検証し
1358 た令和3年度の「その他検証」及び「時系列検証」の結果²³について、総務省から報告
1359 があった。その概要は次のとおりである。

1360 ① 「その他検証」の結果

1361 本検証では、卸料金と接続料相当額²⁴の差分において回収しようとしている費用項
1362 目について、NTT東日本・西日本が自ら差分の妥当性を検証した。

1363 NTT東日本・西日本からは、当該差分において回収しようとしている費用項目とし
1364 て、①光サービス卸の運営に係るコスト及び②卸先事業者の支援に係るコストの具
1365 体的な費用項目を示した上で、①と②の合計の概算額が示された。その上で、令和3年
1366 度の卸料金と接続料相当額の差額は、卸料金に対してNTT東日本で概ね4割強、N
1367 TT西日本で4割弱程度²⁵であったが、上述のコストに加えて、

- 1368 ・ 市場環境、競争状況の変化に対応し、新たなサービス開発や設備増強に係る
1369 投資へ対応する必要があること
- 1370 ・ サービス全般の仕組み見直しや運用改善への対応が必要であること
- 1371 ・ 設備の老朽化や技術の進展に伴う設備投資や、卸先事業者の様々な要望に対
1372 応していく必要があること
- 1373 ・ 過去数年の接続料相当額の大幅な低廉化は、新型コロナウイルス感染症の拡
1374 大に伴う光サービスの特需・資本コストの減少、光ファイバの耐用年数の見直し、
1375 乖離額調整の影響といった一時的な要因を含むこと
- 1376 ・ 直近の人件費や原材料費・燃料費の高騰、光サービスの需要の一巡や資本コ
1377 スト減少は一時的な要因だったことを踏まえると、今後はこれまでのようなトレンド
1378 でのコストの低減は見込めないこと
- 1379 ・ 光サービス卸の料金は、サービス提供料金として、コストの変動に応じてリニア
1380 に増減させるものではないこと

1381 等を踏まえると、NTT東日本・西日本それぞれにおいて、当該差分について妥当
1382 であるとの自己評価であった。

²³ 令和5年11月30日付け

²⁴ 卸検証ガイドラインにおいて、役務提供の際に必要な営業費は含まれないこととされている。

²⁵ 第1回検証では「概ね3割程度」、第2回検証においては「NTT東日本は概ね4割程度、NTT西日本は概ね3割程度」であった。

1383 ②「時系列検証」の結果

1384 本検証では、接続料相当額、卸料金、小売料金について、直近3年間の額を時系
1385 列で比較し、コストの変動が適切に卸料金に反映されているか、反映されていない場
1386 合はどのような事由があるかについて、NTT東日本・西日本において自ら検証した。

1387 NTT東日本・西日本からは、卸料金について、今回の検証対象である令和4年度
1388 までに複数回にわたり値下げを実施しており、卸料金については、需要動向、競争状
1389 況、市場価格等の市場環境等、コスト以外の様々な要素も勘案して決定していること
1390 から、「その他検証」で述べたような観点を踏まえれば、令和2年度から令和4年度に
1391 おけるコストの変動と卸料金の関係は、NTT東日本・西日本においてそれぞれ妥当と
1392 の自己評価であった。また、併せて、次の点についても報告があった。

- 1393 • 今般の時系列検証の対象期間以外も含めた値であるが、令和4年度末までに
1394 戸建住宅向け、集合住宅向けとして、累計で相当額の値下げを行ってきた旨が
1395 報告された(具体的な額は非開示)。
- 1396 • 加えて、今般の時系列検証の対象期間ではないが、「これまでのようなトレンド
1397 でのコスト低減は見込めない中ではありますが、光コラボレーション事業者ととも
1398 に純増が低迷する光市場の需要を改めて喚起するため」、令和5年9月に戸建
1399 住宅向けで一定額の値下げを実施したことが報告された(具体的な額は非開示。
1400 なお、本件検証と合わせてNTT東日本・西日本より令和6年度以降の接続料相
1401 当額の試算等のほか、同試算の結果について特定卸電気通信役務に関する
1402 接続料相当額指数として卸先事業者等の団体に自主的に開示する旨、補足説
1403 明があった。(令和6年1月に開示済み))。

1404 (2)主な意見

1405 ③ 事業者からの意見

1406 (総論)

- 1407 • 直近で卸料金の値下げはあったものの、卸料金と接続料の一定の連動性が見
1408 えない中、特に中小規模の加盟事業者においては、将来に向けた積極的な営
1409 業活動や、戦略的な料金設定を行うことが難しく、光コラボレーションによる事業
1410 の継続に不安を抱えている事業者も存在する。【FVNO委員会】
- 1411 • 引き続き、卸協議の適正性や運用の改善について協議を進めていくとともに、
1412 多くの加盟事業者にとって光サービス卸以外の回線調達手段は容易には見い
1413 だしがたい状況である中、協議の基礎となるべき本検証の内容は重要であり、
1414 追加的な説明を求めている。【FVNO委員会】
- 1415 • 事後的な検証・自己検証という位置付けであるため、不十分な説明に対する総
1416 務省や研究会による牽制効果も十分に働かない。これでは、検証の目的である

「適正な交渉を促進するための透明性確保」に資する効果は限定的。仮に部分的な是正が図られたとしても、事後的な検証であるため、有効な効果が得られない可能性が高い。現に、接続料相当額と卸料金の差額について本研究会等で議論を進めている間に接続料の上昇が始まったため、接続料相当額に応じた卸料金の低廉化という目的を達することができず現在に至っている。【JAIPA】

- これまでのNTT東日本・西日本の説明を踏まえれば、卸料金は接続料相当額とは関係なく、独自の理論で設定されていると考えられ、卸料金と接続料相当額の差分の検証により卸料金の透明性を確保するという卸検証の前提が崩れている。【JAIPA】
- NTT東日本・西日本以外の有力な供給者も存在せず、競争も成立していない状況で、現在の仕組みにもはや意味はなく、卸に対する規律・検証の方向性を根本的に見直す時期。接続と同等レベルで規制・検証がなされるべきであり、卸料金のキャリアズレート化を実現すべき。そのような厳正な対応を早急に実施すべきと考えるが、現実的でないのであれば、直近で必須の対応として、卸検証において定量的な説明をロジカルに行うべき。【JAIPA】
- 一般的には、卸料金(小売料金)と接続料では算定方法や投資回収リスクの観点において相違がある。卸料金では、サービス開始時は事業者が設定する投資回収期間の中での想定累計コストを想定累計需要で回収可能な料金設定を行い、需要・コストが想定と乖離する場合、投資未回収リスクがあるが、一定期間経過後は、実コスト・需要との比較や市場環境も踏まえ単価を見直していくもの。接続料(実績原価方式)は、当該年度における実コスト及び実需要から算定され、NTT東日本・西日本と接続事業者の双方が投資リスクを負担している。(一方で、)光サービス卸は、NTT東日本・西日本に価格支配力や市場価格の決定力があり、かつ接続との代替性が不十分であることから、一般的な卸とは異なり、卸料金の透明性や適正性が一層求められる。【ソフトバンク】

こうした意見に関し、NTT東日本・西日本からは、

- NTT東日本・西日本の光サービスは、固定ブロードバンド市場の需要の一巡、他事業者FTTHアクセスサービスとの競争に加え、5G対応ホームルーターをはじめとするワイヤレス固定ブロードバンドとの競争激化により、シェアは年々低下し、今年度に入ってから、当社の光サービス提供開始以来初の純減に転じている。需要の見通しは非常に厳しい状況。
- 代替性が不十分と整理された当初と比べて、当社の光サービスの固定ブロードバンド市場への影響力は低下していることに加え、ワイヤレス固定ブロードバンドへの代替が進んでいることを踏まえると、光サービス卸の代替性再検証の必要はない。

- 意見も踏まえつつ卸料金設定の考え方について協議で丁寧な説明を尽くす考えであり、それにより理解を深めていただきたい。
- 本質的には、卸元・卸先間の取引額の綱引きではなく、双方でコストの効率化やサービスの魅力度の向上を進めてサービスの競争力を高めることが重要。協議では、競争力向上のための施策の観点でも議論したい。当社と卸先事業者は、ともにFTTHアクセスサービス市場を盛り上げていくべきパートナーであり、ともに知恵を絞り、サービスの競争力を高め、市場拡大に向けて取り組んでいきたいので、理解をお願いします。

といった回答があった。

(検証結果① 接続料相当額と卸料金の関係)

- 接続料と卸料金の一定の連動性がないことについて、どのようなスパンでのコスト状況をもとに卸料金を検討しているのか説明を求めたい。卸料金の低減率と接続料相当額の低減率では常に接続料相当額の低減率が大きいため、両者の格差は拡大し、令和5年度の接続料の上昇を経ても解消されないものと想定。接続料と卸料金は一定の連動性はあるべきで、接続料改定と合わせた卸料金改定の検討を希望。【FVNO委員会】
- NTT東日本・西日本の説明を踏まえれば、単年度の接続料相当額指数に基づく情報のみでは、卸料金の適正性を判断できない。複数年度のコスト変動を踏まえて卸料金を決定しているのであれば、「接続料相当額の複数年度の推移」や「卸料金と接続料相当額の差分で回収される費用の複数年度の推移」と卸料金の関係について明らかにしてほしい。【FVNO委員会】
- 平成 28 年度以降接続料が大きく下がった時期に、これまでの実績程度しか卸料金が下がらなかった理由を説明いただきたい。具体的には、どのように「需要動向、競争状況、市場価格等の市場環境等」を勘案してきたのか、具体的に説明いただきたい。【JAIPA】
- 光サービス卸と接続でリスクとリターンが異なること等は理解するが、問題は、卸料金と接続料相当額の乖離が大きくこと、広がっていること。卸役務と接続のリスクとリターンの関係がここ数年で変化したとは思えないが、卸料金と接続料相当額の差額は増加する状況で、どのように「リスクとリターンの構造」を卸料金の算定に反映しているのか、定量的に示すべき。【JAIPA】
- 原価の過半を占める接続料の改定時期と同期が取れていないため、原価の過半を占める接続料の改定に合わせ、年度当初に料金を改定すべき。卸料金の改定が1ヶ月遅れるたび、卸先事業者の負担が増える。【ソフトバンク】

こうした意見に関し、NTT東日本・西日本からは、

- 1489 • (JAIPA のコメントについて) 令和4年度までの卸料金と接続料相当額の差額の
1490 拡大は、コロナ禍におけるリモートワークの急速な普及による光サービスの特需
1491 や、景気悪化に伴う資本コストの減少の影響、光ファイバケーブルの耐用年数
1492 見直し(減価償却費の将来への先送り)、乖離額調整の影響等の一時的な要因
1493 によるものであり、令和5年度には卸料金の値下げや接続料相当額の上昇によ
1494 り縮小する見通し。
- 1495 • 光コラボレーションモデルの拡大に向け、卸料金は中長期で安定的・サステナ
1496 ブルな設定とすべきと考えており、販売や利用者料金への影響を踏まえると、値
1497 上げを実施することは容易ではないと想定されるため、コストの短期的な増減を
1498 リニアに卸料金に反映させることは困難。
- 1499 • 今回の報告では、従来から報告している当年度までの卸料金・接続料相当額及
1500 びその差額に加えて、追加的な定量的情報として、翌年度・翌々年度も含めた
1501 卸料金、接続料相当額及びその差額の推移を報告している。
1502 といった回答があった。
- 1503
- 1504 (検証結果② 設備投資との関係)
- 1505 • これまで卸先事業者は接続料相当額分に加え、多額の負担をしてきており、こ
1506 の負担によりNTT東日本・西日本は将来の需要を見越した設備等への投資を
1507 補って余りある過回収ができています。過年度も含めた光卸における投資と回収
1508 の状況を定量的に示していただきたい。将来の需要を見越した設備等への投
1509 資を卸料金で回収しているのであれば、今後の接続料との間で二重回収となっ
1510 ている可能性。【JAIPA】
- 1511 • 光サービス卸の開始前からフレッツ光の 2,000 万弱の実需要があったことや、光
1512 サービス卸の開始から既に9年経過していることから、FTTHアクセスサービス
1513 の設備に係る初期投資回収リスクは既に解消されている認識。(指定電気通信
1514 役務損益明細表で)FTTHアクセスサービス収支が開示されている範囲では、
1515 累計でNTT東日本では 1.3 兆円、NTT西日本では 0.5 兆円の利益を確保。
1516 【ソフトバンク】
- 1517 • 光サービス卸の特殊性や既に初期投資を回収し利益拡大している状況を踏ま
1518 えると、卸料金は原価(接続料相当額)と一定程度連動した見直しを実施し、市
1519 場へ還元すべき。試算では卸料金と接続料相当額の差は拡大傾向にあるが、
1520 接続料相当額との一定の連動性が求められる。【ソフトバンク】
- 1521
- 1522 こうした意見に関し、NTT東日本・西日本からは、下記のような説明があったところ、
1523 卸先事業者から関連意見があった。
- 1524 • 光サービス卸は、中長期の需要で設備投資を回収するビジネスモデルであり、

1525 その料金は現在のコストのみならず、市場環境や競争環境を総合的に勘案して
1526 設定しており、将来の需要動向、設備の老朽化・技術革新に対応して必要とな
1527 る設備投資(将来的なコスト上昇要因)等を踏まえたもの。
1528 (→ 将来の需要動向や設備投資等をどのように考慮しているか説明されて
1529 いないため、卸先事業者は適正性を判断できる状況にはなく、NTT東日本・
1530 西日本による詳細な説明が必要。【FVNO委員会】
1531 (→ (設備投資の)具体的な内容が示されておらず、どのように卸料金に影響し
1532 ているか判断できないため、より詳細な説明が必要。FTTHアクセスサービス
1533 事業収支上では十分に利益が得られているため、将来に向けた設備投資を
1534 行う場合でも、投資の未回収が発生しない投資計画を立てることが可能。投
1535 資の未回収リスクは低い。【ソフトバンク】
1536 • 過去の設備投資は回収済との指摘について、現時点で費用化されていない未
1537 償却残高は光ケーブルだけでも東西合計で1兆円程度残存している一方、卸
1538 先事業者は他の提供手段(ワイヤレス固定ブロードバンドや他事業者FTTH卸
1539 サービス等)を選択可能であり、光サービス卸を今後も利用し続けることが保証
1540 されない以上、現時点においても過去の投資の未回収リスクは存在。
1541 (→ 設備投資は耐用年数の期間内で減価償却費用として年度毎に均一に計上
1542 され、期間経過までは残存し続けるため、投資回収のリスクを評価する投資回
1543 収の観点では会計上の未償却残高ではなく、FTTHアクセスサービスの事業
1544 収支上の状況を確認すべき。【FVNO委員会】
1545 (→ 未償却残高は会計処理上の値を基に算出した額に過ぎず、実際の設備投
1546 資は発生したタイミングで既に支払い済み。この投資額は年度毎の事業で得
1547 られた収支で充当するという資金の流れであり、投資の未回収リスクを議論す
1548 るのであれば、事業開始時からのフリーキャッシュフローの累計を開示すべき。
1549 営業利益ベースでの試算であれば、十分な利益が得られている状況であり、
1550 過去の投資費用の未回収リスクは低い。【ソフトバンク】
1551 (→ ワイヤレス固定ブロードバンドは電波の届かない高層階等での利用ができ
1552 ず、周辺の電波環境によりサービス品質が変動する等の差がある。他事業者
1553 FTTH卸サービスも提供エリアが限定的であるため、いずれも光サービス卸と
1554 の代替性はない。【ソフトバンク】
1555 (→ 光サービス卸の提供開始から卸先事業者は体制を構築して運用してきてお
1556 り、全国展開できるサービスが他にないこと等から、光サービス卸以外の代替
1557 手段の確保は困難であると卸先事業者各社は捉えている。仮に他サービスを
1558 利用する場合でも、卸先事業者が光サービス卸を継続採用するか判断する
1559 ために、中長期的な卸料金改定の見通しを示していただくことで、将来を見
1560 越して顧客還元を強める等の投資判断が可能となり、結果的に一般消費者

1561 が好む形でのサービス競争に繋がる。【FVNO委員会】

1562

1563 ④ 構成員からの意見

1564 (検証結果)

- 1565 • 接続料と卸料金がリンクしていないという点で、(NTT東日本・西日本の)過去の
1566 説明によれば、単年度でなく複数年度で見ればもう少しリンクするとのことだった
1567 が、今回の検証結果を見たところそうでもないという認識を持った。接続料のトレ
1568 ンドとも必ずしも一致せず、代替性はそれほど強くないと思う。ワニの口までは言
1569 わないまでも開いていて、より相関していない。【佐藤構成員】
- 1570 • 例えば、人件費等のその他の要因をもう少しきちんと示していただければ、NT
1571 T東日本・西日本の主張により納得できると思うので、より詳細なデータを確認し
1572 たい。その他の要因について、数字でコストの増加等を細かく理解できると予見
1573 性が高まる。【佐藤構成員】
- 1574 • 光サービス卸の周辺環境も含め、卸料金が下げづらいことも十分理解できた。
1575 【西村暢史構成員】
- 1576 • 卸先事業者へのヒアリングは、様々な項目において、非常に詳細な説明を求め
1577 ていると受け止めている。【西村暢史構成員】
- 1578 • 卸のための営業費を通信系・非通信系に分類してほしいとの意見もあった。光
1579 サービス卸で新しいビジネス分野への展開を目指す場合、共通的な営業費とは
1580 別に、卸先に合わせた個別のシステム設計費・コンサルティング費等を要求する
1581 方が公平性があるように思われる。【酒井構成員】
- 1582 • 「(接続料の)短期的な増減をリニアに卸料金に反映させることは困難」とのNTT
1583 東日本・西日本の説明がそのとおりならそれで結構だが、卸先事業者の意見は、
1584 接続料の変動を卸料金に反映できないなら、他の様々なコストの要因の説明が
1585 不十分で、結果的に予見性が不十分であるから、その説明をすべきというもの
1586 だった。今回求められているのは、より丁寧な説明や情報開示であり、こういった
1587 説明の流れの中では、適当な要望だと思う。【佐藤構成員】
- 1588 • 設備投資の回収リスクに配慮しなければならないという(NTT東日本・西日本の)
1589 説明だが、設備投資の多くが接続に関する投資であれば、接続料で回収される
1590 はずであり、利用者料金や卸料金についての説明は、また別にあるべき。接続
1591 料が上がっていくとしても、突然需要がなくなることはないので、基本的に接続
1592 料で年々回収する形になっている。あるいは、卸料金が利用者料金マイナス販
1593 促費等で設定されていると見れば、利用者料金はそれなりに利益を出すもので
1594 あり、取り漏れのリスクはそんなに大きくないようにも思う。それほど大きなリスクが
1595 あるのか少し疑問だ。【佐藤構成員】

1596 (NTT東日本・西日本で卸料金が同一であることについて／利用者料金との関係／
1597 奨励金)

- 1598 • 奨励金自体を全否定するわけではないが、奨励金は一定期間だけ・一部の人
1599 だけのキャッシュバックキャンペーン等において運用されていることが多いので
1600 はないか。奨励金に大きなコストがかかっているなら、卸料金の見直しを優先し
1601 てやっていただきたい。【西村真由美構成員】
- 1602 • 東西同一料金について、別にする・しないの議論の前に、どのような考え方で卸
1603 料金が成り立っているのか、決まっているのか自体、そもそも説明されていない。
1604 コストの変動に合わせる場合にはこう変わるが、市場環境を見る場合にはこう変
1605 わる等、きちんと説明いただきたい。まずは、卸料金設定の当事者であるNTT
1606 東日本・西日本の意見を聞くことが議論の出発点として必要なこと。【佐藤構成
1607 員】
- 1608 • 卸料金と利用者料金の関係について、NTT東日本・西日本からは卸料金の累
1609 計値下げ額は総額2,100億円規模との報告があった。これほどの値下げが行わ
1610 れたにもかかわらず、卸先事業者からは、各種経費や奨励金、競争事業者との
1611 関係もあり、卸料金と利用者料金は連動しないという説明があり、大変残念。卸
1612 料金の値下げや競争の果実をユーザに対しても適切に還元できないかという観
1613 点で検討していただきたい。総務省には、主要な光コラボレーション事業者の利
1614 用者料金等の市場動向を引き続き定期的に観測していただきたい。【西村真由
1615 美構成員】

1616 (3) 考え方

1617 光サービス卸については、接続との代替性が「不十分」であるとして、「その他の検
1618 証」及び「時系列検証」が行われている。これら検証の目的は、指定設備卸役務の提
1619 供における適正な交渉を促進するための透明性の確保であり、指定設備設置事業者
1620 たるNTT東日本・西日本において自ら検証を行うが、総務省における妥当性評価は
1621 なされない。

1622 今回の検証で光サービス卸の料金に関する検証は4回目となるが、第3回の検証を
1623 踏まえた、第七次報告書において、それまでの本研究会における議論の経緯・指摘
1624 等を踏まえ、「より一層丁寧な説明を行うことが適当」との提言があったところであるが、
1625 今回の検証におけるNTT東日本・西日本の説明については、昨年度以前と比較した
1626 場合に事業者団体等に対し、今後の接続料相当額指数の推移を示したこと等の点に
1627 おいて、卸料金の透明性に一定の寄与があったと思われ、本研究会としてもその点は
1628 一定の評価をすべきである。

1629 一方、本検証は、NTT東日本・西日本が指定設備のコストも踏まえて卸料金を決定
1630 していることを前提に実施されているものであるが、卸料金と接続料相当額の関係に

1631 関して、卸先事業者・構成員等からの指摘が寄せられており、
1632 ・ どのようなスパンのコスト・市場環境を見据えて卸料金を決定しているのか、
1633 ・ 接続料相当額以外の要素をどのように勘案しているのか、
1634 等の点で、必ずしも詳細かつ説得的な説明を行えているとは言えない。
1635 後述する点も含め、現時点では本検証を含む指定設備卸役務に関する制度の在り
1636 方を見直すべき状況にはないと考えられるが、この点の説明が不十分である場合、
1637 「その他の検証」の目的である適正な交渉を促進する為の透明性が十分に確保できて
1638 いないとの疑念が生じ、結果として前提となる代替性に関する評価にも影響を及ぼしう
1639 る²⁶ことになる。このことを念頭に、NTT東日本・西日本は、単なる時点更新に留まらず、
1640 本研究会の指摘や関係事業者のニーズを真摯に受け止めて、その内容を十分踏まえ
1641 て検証を行い、本研究会はその状況を注視することが重要である。
1642 また、NTT東日本・西日本の説明によれば、令和2年度から令和4年度までにおけ
1643 る卸料金と接続料相当額の差額の拡大は、コロナ禍におけるリモートワーク拡大によ
1644 る需要増・景気悪化による資本コスト減少等が影響しているものであって、今後卸料金
1645 の値下げや接続料相当額の上昇によって縮小していく見通しとされているところ、本
1646 研究会では、差分の適正性に係る説明を注視し、今後の検討に結びつけていくことが
1647 適当である。
1648 なお、卸先事業者等からは、指定設備のコストがNTT東日本とNTT西日本で異な
1649 ること等を踏まえて、卸料金が東西同一であることに対する疑義等が示されたところ、
1650 NTT東日本・西日本からは、多くの事業者から要望があれば、要望に応じて検討・協
1651 議していく考えが示された。
1652 この点については、東西同一料金を設定している理由、背景等について、異なる事
1653 業体であるNTT東日本とNTT西日本から卸先事業者に対して十分な説明を行う必要
1654 がある。その上で、どの程度の卸先事業者が東西別の料金設定を要望しているか
1655 等について、NTT東日本・西日本から卸先事業者に対して確認し、その内容を踏ま
1656 え、NTT東日本とNTT西日本において検討・判断することが適当である。

1657 2. モバイル音声卸における代替性の検証

1658 (1) 検証の結果

1659 ① モバイル音声卸における接続の代替性の再々々検証の経緯

1660 モバイル音声卸については、卸検証ガイドラインに基づき、モバイル音声卸を検証
1661 の対象とすることとし、総務省においてその旨をMNO3社に通知した(令和2年 10 月

²⁶ なお、一部の事業者からは、現在の説明状況を捉えて、事後検証・自己検証という位置付けであるため、総務省等による牽制効果が働かず、検証の目的に資する効果は限定的である等の意見もあったことに留意する必要がある。

27 日)。

当該通知において、MNO3社の提供するモバイル音声卸はいずれも「接続との代替性なし」として、「重点的な検証」の対象とされていたが、令和3年2月にMNO3社からプレフィックス(00XY)自動付与に係る接続機能の実装の報告があったことから、改めて卸検証ガイドラインに基づく代替性の再検証(ステップ①)を実施した。

再検証の結果、本研究会としては、次の理由から、MNO3社の提供するモバイル音声卸について評価を保留することが適当と判断し、総務省においてその旨をMNO3社に通知した(令和3年6月8日)。

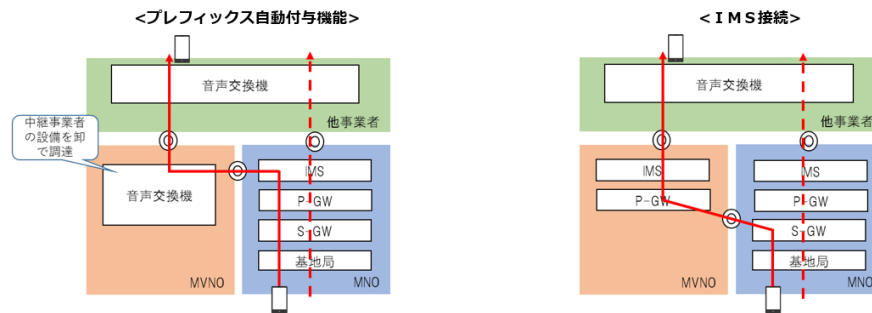
- 一部のMNOにおいて、プレフィックス自動付与機能を利用する際にSIM交換が必要であること
- モバイル音声卸と設備利用形態の同等性があるIMS接続には制度面・技術面・経済面の課題があること
- 接続料と卸料金の差異等に関してMNOとMVNOとの間に情報の非対称性があること

令和4年度には、電気通信番号計画の一部変更等の制度整備(令和5年2月22日施行)によりMVNOが総務大臣から音声伝送携帯電話番号の指定を直接受けることができるようになること等の前回検証以降の状況変化を踏まえ、卸検証ガイドラインに基づく代替性の再々検証(ステップ①)を実施した。

再々検証の結果、本研究会としては、次の理由から、MNO3社の提供するモバイル音声卸について引き続き評価を保留することが適当と判断し、総務省においてその旨をMNO3社に通知した(令和5年3月8日)。

- プレフィックス自動付与機能については、SIM交換等設備利用条件への制約は解消されたものの、設備利用形態がモバイル音声卸とは異なる点、IP網への移行の影響が見通せない点、MNOとMVNOとの間に情報の非対称性がある点等に課題があること
- IMS接続については緊急通報の実現方法等に課題があるほか、実装までには一定の期間を要すること

第七次報告書においては、MNOとMVNOとの情報の非対称性の解消状況やIMS接続の実装状況等を踏まえて改めて検証を行うことが適当としたところ、今般、プレフィックス自動付与機能及びIMS接続について、前回検証時からの状況変化を確認し、その結果を踏まえて総合的に代替性の有無について判断した。



(出所) 第 82 回会合資料 82-1 (事務局資料) より抜粋

【図3-2 プレフィックス自動付与機能に係る接続機能及びIMS接続の概要】

② 関係事業者に対する事実確認

検証に当たり、総務省において、アンケート調査及び本研究会におけるヒアリングを通して、MNO3社及びMVNOに対し事実確認を行った²⁷。MVNOに対するアンケート調査については、MVNO委員会を経由してMVNO委員会に所属するMVNOに回答を求めたところ、

- ・ 日本通信株式会社(以下「日本通信」という。)
- ・ 株式会社朝日ネット(以下「朝日ネット」という。)
- ・ 株式会社インターネットイニシアティブ(以下「IIJ」という。)
- ・ ビッグロブ株式会社(以下「ビッグロブ」という。)
- ・ フリービット
- ・ 株式会社センターモバイル(以下「センターモバイル」という。)
- ・ NTTコム
- ・ オプテージ
- ・ イオンリテール株式会社(以下「イオンリテール」という。)
- ・ 株式会社 シー・ティー・ワイ(以下「CTY」という。)

の10社から回答があった。

事実確認の結果は次のとおりである。

<プレフィックス自動付与機能提供に係る状況>

- ・ (MVNOに対して、)プレフィックス自動付与機能による音声接続／モバイル音声卸契約のどちらを利用しているか。また、その形態を選択した理由は何か。
 - プレフィックス自動付与機能による音声接続には以下の課題があることから、モバイル音声卸契約を利用している。【日本通信】
 - ☆ MVNO自らが中継事業用設備のコストを負担する必要がある。

²⁷ アンケート及びヒアリングは、移動通信分野における改正電気通信事業法の施行後の指定設備卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況等の確認(第4章参照)及び5G(SA方式)の機能開放に関する協議の状況等の確認(第6章参照)と併せて行った。

- 1721 ☆ 着信接続料を得ることができない。
- 1722 ☆ 通信品質がモバイル音声卸と比較して劣る可能性が否めない。
- 1723 ➤ 上位MVNEによる提供と同じタイミングでプレフィックス自動付与機能による音声接続を利用している。【朝日ネット】
- 1724
- 1725 ➤ 利用者の利便性を最低限確保するため、プレフィックス自動付与機能による音声接続を利用している。【ビッグロブ】
- 1726
- 1727 ➤ MVNEがシステム対応したため、現状はプレフィックス自動付与機能による音声接続を利用している。【センターモバイル】
- 1728
- 1729 ➤ コストベースである料金メリット等を踏まえ、プレフィックス自動付与機能による音声接続を利用している。【NTTコム】
- 1730
- 1731 ➤ 弊社は複数のキャリア回線をMVNOとして提供しているところ、いずれの
- 1732 キャリアであっても同条件で調達可能であり、また全体の回線規模を生かした中継事業者との交渉も期待できることから、プレフィックス自動付与機能による音声接続を利用している。【オペテージ】
- 1733
- 1734 ➤ 卸元からの提案があったため、一部プレフィックス自動付与機能による音声接続を利用している。【CTY】
- 1735
- 1736
- 1737 • (MNOに対して、)プレフィックス自動付与機能による音声接続／モバイル音声卸の提供状況はどのようなものか(それぞれの事業者数及び契約者数)。
- 1738
- 1739 ➤ 多くのMVNOが接続を選択。【NTTドコモ／KDDI／ソフトバンク】
- 1740 • MVNOがプレフィックス自動付与機能による音声接続を利用する上での課題は存在するか。
- 1741
- 1742 (MNO)
- 1743 ➤ 特に課題はない。【NTTドコモ／KDDI／ソフトバンク】
- 1744 ➤ なお、前回検証時に一部MVNOからは、中継事業者設備の利用が必要であることが課題であるとの意見があったが、卸ではなく接続である以上、中継事業者の設備を利用するか必要な設備を自前で用意するかは各社の経営判断であり、課題ではないと考える。【ソフトバンク】
- 1745
- 1746
- 1747
- 1748 (MVNO)
- 1749 ➤ 以下の課題を認識。【日本通信】
- 1750 ☆ MVNO自らが中継事業用設備のコストを負担する必要がある。
- 1751 ☆ 着信接続料を得ることができない。
- 1752 ☆ 通信品質がモバイル音声卸と比較して劣る可能性が否めない。
- 1753 ☆ MVNO自らIMS基盤を有する構造ではないため、技術的な自由度が制限される(例えば、海外ローミングやその他付加的なサービスを実装することが困難である)
- 1754
- 1755
- 1756 ➤ 特になし。【朝日ネット／ビッグロブ／センターモバイル／NTTコム／オ

- 1757 プテージ／CTY】
- 1758 ➤ MVNO自らが中継事業を行っていないことがほとんどであることから中継
- 1759 事業者を選定し音声卸提供を受ける必要があるが、中継事業者とのサービ
- 1760 スオーダー、利用者課金連携等のシステム連携は、MNOとの間で構築し
- 1761 たシステム連携と類似のものであり、中継事業者との間における大きな課題
- 1762 はない。【IJ】
- 1763 ➤ 特になし。VoLTEが利用できない中継事業者もあるが、実質的にはVoL
- 1764 TE対応／非対応で品質の差は体感としてないので、通信品質としては気
- 1765 にならないと考える。【フリービット】
- 1766 ➤ 中継事業者の設備において障害が発生した際、代替手段がなく大規模な
- 1767 障害になる可能性が非常に高い。【イオンリテール】
- 1768 ➤ HD通話が適用されず、MNOとの間でサービス品質に差異が生じる。【イ
- 1769 オンリテール】
- 1770 ➤ MNOにおいてプレフィックスを自動付与することにより、中継事業者網に
- 1771 て障害発生した際に、MVNO側としてその回避ができないという課題が存
- 1772 在。【IJ】
- 1773 • IP網への移行によるプレフィックス自動付与機能による音声接続への影響が見
- 1774 込まれるか。
- 1775 (MNO)
- 1776 ➤ 特に影響はない。【NTTドコモ／KDDI／ソフトバンク】
- 1777 (MVNO)
- 1778 ➤ 特に影響は見込んでいない。【朝日ネット／ビッグロブ／フリービット／セ
- 1779 ンターモバイル／NTTコム】
- 1780 ➤ IP網への移行後においてもプレフィックス自動付与機能による接続は継続
- 1781 利用できるものと考えていることから、特段の影響はないものとする。【IJ】
- 1782 ➤ 現時点では、IP網移行後における中継事業者のサービス提供形態が不透
- 1783 明であるため、影響についても見通しが立っていない状況。【オプテージ】
- 1784 • その他、プレフィックス自動付与機能による音声接続について、前回検証時か
- 1785 ら特段の変化があるか。
- 1786 (MNO)
- 1787 ➤ 特段の変化はない。【NTTドコモ／ソフトバンク】
- 1788 (MVNO)
- 1789 ➤ 特段の変化はない。【日本通信／朝日ネット／IJ／ビッグロブ／フリービ
- 1790 ット／センターモバイル／NTTコム／オプテージ】
- 1791 <中継事業市場における競争状況>
- 1792 • 中継事業市場において、前回検証時から競争状況(事業者数、事業者の構成

1793 等)に変化はあるか。

1794 (MNO)

1795 ➤ 事業者数や事業者の構成等は分かりかねるが、MVNOはMNO系列以外

1796 の事業者含め自由に中継事業者を比較・選択をされているものと推察して

1797 おり、公正な競争が働いている状況に変わらないものとする。【ソフトバン

1798 ク】

1799 (MVNO)

1800 ➤ 特段変化を認識していない。【日本通信／朝日ネット／IIJ／ビッグロブ

1801 ／センターモバイル／NTTコム／オプテージ】

1802 ➤ 特に変化はない。中継事業者を変更しようと思えば可能で、当社の判断で

1803 選択できる状況。【フリービット】

1804 • (中継事業者としてMVNOに音声サービスを卸提供している場合、)卸の提供

1805 状況(事業者数、契約者数)及び中継料金の状況(基本料、通話料)はどのよう

1806 なものか。

1807 ➤ 現在当社以外のMNOとL2接続するMVNOへ提供している。当該MVNO

1808 は、当該当社以外のMNOの音声卸料金よりも当社中継料金のほうが安

1809 価であるため、当社中継サービスを利用いただいていると想定。なお、中

1810 継料金及び契約者数については、当社の経営上の機密情報に該当すること

1811 から、回答は差し控える。【ソフトバンク】

1812 • (中継事業者としてMVNOに音声サービスを卸提供している場合、)IP網への

1813 移行による同役務への影響や中継料金の影響が見込まれるか。

1814 ➤ IP網への移行による卸役務、中継料金への影響はない。【KDDI】

1815 ➤ IP網移行に伴い中継事業者側のコストが大きく変動することはないため、

1816 現時点で中継料金への影響はない。【ソフトバンク】

1817 • (中継事業者としてMVNOに音声サービスを卸提供している場合、)費用配賦

1818 見直し等によりMNO各社の音声接続料が低廉化した場合には、中継料金の

1819 値下げを行う考えがあるか。

1820 ➤ 卸料金については、MNO各社の配賦見直し後の音声接続料の水準だけ

1821 でなく、令和6年度に大幅な接続料上昇となったNTT東西接続料(メタルI

1822 P電話)の今後の動向、自社中継網設備コスト、音声の中継市場の競争環境

1823 等も踏まえつつ検討が必要。【KDDI】

1824 ➤ MNO各社の音声接続料が低廉化したことにより、仮にMNOの音声卸料

1825 金が当社提供の中継サービス料金を下回るような状況が予見されれば、当

1826 社中継料金の値下げの可能性はあると考える。【ソフトバンク】

1827 <IMS接続の協議状況>

1828 • (MVNOに対して、)IMS接続についてMNOに対する協議の申入れや、今後

1829 の協議に向けた事前の相談等を行っているか。

1830 行っている場合、MVNOがIMS接続を実現する上での課題(技術的・経済的

1831 な課題を含む)にはどのようなものがあるか。

1832 ➤ NTTドコモ様とIMS接続に関する協議を進めており、令和6年2月 13 日付

1833 で両者合意に至った。【日本通信】

1834 ➤ 協議の申入れや協議に向けた事前相談等を行っていない。現状特に課題

1835 はない。【朝日ネット／ビッグロブ／センターモバイル／NTTコム／CTY】

1836 ➤ 協議を行っている。緊急通報の卸提供方式について現時点では見通しが

1837 立っていない。【オプテージ】

1838 • (MNOに対して、)IMS接続についてMVNOから協議の申入れや、今後の協

1839 議に向けた事前の相談等はあるか。ある場合、MVNOがIMS接続を実現する

1840 上での課題(技術的・経済的な課題を含む)にはどのようなものがあるか。

1841 ➤ 協議状況や技術的な課題についての詳細は、第 81 回研究会における当

1842 社プレゼン資料参照。なお、経済的な課題は、各MVNOの事業運営状況

1843 にもよるため、当社では回答いたしかねる。【NTTドコモ】

1844 ➤ MVNOと協議を実施しているが、その他のMVNOからは要望をいただい

1845 ていない状況。【ソフトバンク】

1846 ➤ 非常時における事業者間ローミング等に関する検討会で議論された課題

1847 (端末仕様により一部端末において接続不可となるケースがあること)と同

1848 様の課題があると考え。【ソフトバンク】

1849 • (MVNOに対して、)緊急通報の実現方法(ネットワーク構成や提供価格等)に

1850 ついてMNOからどのように案内されているか。

1851 また、緊急通報の実現に向けて、MNOからどのような情報の提供が必要か。

1852 ➤ 現状、協議の申入れは行っていないものの、本研究会等でMNOから公開

1853 されている情報を得ている。【NTTコム】

1854 ➤ 当社からの提案に対し、非常時における事業者間ローミングの方式に倣っ

1855 て緊急通報が提供できる旨の案内をいただいている一方で、当該方式で

1856 は緊急通報の発信ができない端末が一部存在することから、実質的にMV

1857 NOでは採用不可の状況になっていると認識。このため、上記課題の解決

1858 のためには、具体的な影響範囲(上記端末の詳細情報等)や技術的な対

1859 応策、その他接続方式案等について、緊急通報やIMSに知見を持つMN

1860 Oとして積極的に情報提供いただくことが求められる状況と考える。【オプテ

1861 ージ】

1862 • (MNOに対して、)MVNOがIMS接続を実施する場合、緊急通報の実現方法

1863 (ネットワーク構成や提供価格等)についてどのように案内している(する予定)

1864 か。

- 1865 ➤ 緊急通報の実現方法等についての詳細は、第 81 回研究会における当社
1866 プレゼン資料参照。提供価格は今後検討予定。【NTTドコモ】
- 1867 ➤ 非常時における事業者間ローミング等に関する検討会で議論された課題
1868 (端末仕様により一部端末において接続不可となるケースがあること)と同
1869 様の課題がある旨を案内している。また、IMS接続に伴う緊急通報の仕様
1870 に関連する内容として、第 10 回非常時における事業者間ローミング等に関
1871 する検討会資料 10-3 も提示している。【ソフトバンク】
- 1872 • IMS接続の接続申込みから実装までにはどの程度の時間を要すると想定して
1873 いるか。
1874 (MNO)
- 1875 ➤ 詳細スケジュールは、第 81 回研究会における当社プレゼン資料参照。【N
1876 TTドコモ】
- 1877 ➤ 具体的な期間の見積もりを行うことは困難だが、現在標準的なL2接続につ
1878 いて接続申込～サービス開始まで最長 18 か月と提示しているところ、新た
1879 な接続形態のため、協議・実装期間を含めるとそれ以上の期間を要するこ
1880 ともあると想定。【ソフトバンク】
- 1881 (MVNO)
- 1882 ➤ 弊社としては、令和8年5月 24 日をサービスインの目標時期に設定してい
1883 る。【日本通信】
- 1884 • (MVNOに対して、)IMS接続に要する網改造費や、IMS接続が実現した場
1885 合の接続料について何らかの課題があるか。
- 1886 ➤ 規模の小さいMVNO事業に対する事業影響は大きいと感じる。【オプテー
1887 ジ】
- 1888 • (MNOに対して、)IMS接続に要する網改造費はいくらか。IMS接続が実現し
1889 た場合の接続料についてどのように算定する考えか。
- 1890 ➤ IMS接続における網改造費は、現時点で見込みの金額があるが、提供機
1891 能が完成した時点で金額が確定するため、実際にかかった金額とは異なる
1892 可能性がある。【NTTドコモ】
- 1893 ➤ 網改造費の算定のためには接続構成や技術仕様等を確定する必要がある
1894 が、具体的な金額を示すことは困難。接続料については、IMS接続を実
1895 現した場合の設備構成や利用する設備の範囲を踏まえて算定する必要が
1896 あると考える。【ソフトバンク】
- 1897 <モバイル音声卸の標準料金の変動状況>
- 1898 • (MNOに対して、)モバイル音声卸の標準料金(基本料、通話料)は前回の検
1899 証後どのように変化しているか。
- 1900 ➤ モバイル音声卸の標準料金は、令和3年度より値下げし、個別の協議によ

- 1901 　　って提供条件に応じた料金設定にも対応していることから、提供料金や提
 1902 　　供条件の柔軟化が進展していると考ええる。また、MVNOはプレフィックス自
 1903 　　動付与機能による接続とモバイル音声卸の比較・選択が可能であり、モバ
 1904 　　イル音声卸を選択するMVNOにとっても競争力のある料金として一定の
 1905 　　評価をいただいているものと考ええる。【KDDI】
- 1906 　　➤ モバイル音声卸の標準料金については、接続料水準の推移等も踏まえ水
 1907 　　準を見直しており、前回検証後、令和5年4月より値下げを実施。また、直
 1908 　　近の水準についても接続料水準の推移等を踏まえ値下げを予定している。
 1909 　　【ソフトバンク】
- 1910 　　・ (MNOに対して、)費用配賦見直し等により音声接続料が低廉化することを踏
 1911 　　まえ、モバイル音声卸の標準料金(基本料、通話料)の値下げを行う考えがある
 1912 　　か。
- 1913 　　➤ モバイル音声卸の標準料金については、MNO各社の配賦見直し後の音
 1914 　　声接続料の水準だけでなく、令和6年度に大幅な接続料上昇となったNT
 1915 　　T東西接続料(メタルIP電話)の今後の動向や、市場動向等も踏まえつつ
 1916 　　検討が必要。【KDDI】
- 1917 　　➤ 音声接続料はモバイル音声卸料金のコストの一要素であることから、音声
 1918 　　接続料の変動がモバイル音声卸料金の水準へ一定程度反映されるものと
 1919 　　考える。【ソフトバンク】
- 1920 　　<その他>
- 1921 　　・ (MVNOに対して、)その他、モバイル音声卸、プレフィックス自動付与機能に
 1922 　　よる音声接続、IMS接続等について課題はあるか。
- 1923 　　➤ 特になし。【日本通信／朝日ネット／ビッグロブ／センターモバイル／N
 1924 　　TTコム／オプテージ／CTY】
- 1925 　　➤ モバイル接続料の費用配賦の見直しにより音声接続料の低廉化が見込ま
 1926 　　れるところ、MNOや中継事業者からMVNOへの音声卸料金に反映が期
 1927 　　待できると想定しており、公正な競争環境の確保の観点から、そちらについ
 1928 　　て定期的な確認・検証をお願いしたい。【IIJ】
- 1929 　　➤ データ接続料については、予見性を確保する観点から将来原価方式によ
 1930 　　り、予測接続料を公表しているが、音声接続料についても同様に予見性を
 1931 　　確保できるような取組みについて検討をお願いしたい。【IIJ】
- 1932 　　➤ モバイル音声卸・プレフィックス自動付与機能による音声接続・IMS接続、
 1933 　　と事業者は自社の考え方によって3つの手段を選択可能な状況であると認
 1934 　　識しており、代替性はあると考えている。【フリービット】

1935 ③ 検証結果案の提示

1936 以上の確認結果を踏まえ、総務省において、卸検証ガイドラインに示された次の4
1937 つの観点から代替性を総合的に評価した。本研究会としては、第 82 回会合において
1938 総務省から検証結果案の提示を受け、議論を行った。

1939 まず、各項目についての評価は次のとおりであった。

1940 ＜a:卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通
1941 信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能
1942 か。＞

- 1943 • プレフィックス自動付与機能については、設備の利用形態はモバイル音声卸と
1944 は異なるものの、利用条件はモバイル音声卸との間で一定の同等性が確保さ
1945 れていると評価する。
- 1946 • ただし、令和7年の固定電話網のIP網への移行後、中継市場の縮小が見込ま
1947 れることから、プレフィックス自動付与機能への影響については引き続き注視す
1948 る必要がある。
- 1949 • IMS接続については、設備の利用形態はモバイル音声卸と同様であるものの、
1950 利用・提供条件は今後の協議により決定される事項であり、現時点で同等性を
1951 判断することは困難である。

1952 ＜b:卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提
1953 供する役務と同様の役務をエンドユーザーに提供可能か＞

- 1954 • プレフィックス自動付与機能については、緊急通報等をコストベースの卸役務
1955 で提供することで実質的に同様の役務を提供可能である。
- 1956 • IMS接続については、一部方式における緊急通報の実現に課題があり協議中
1957 であることから、現時点で同等性を判断することは困難である。

1958 ＜c:指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約
1959 交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。＞

- 1960 • プレフィックス自動付与機能については、同機能の実装後、卸料金が一定程度
1961 低廉化しているが、令和3年6月の検証以降は大幅な卸料金の変更は見られな
1962 い。また、MNOとMVNOの間の情報の非対称性について、令和4年電気通
1963 信事業法改正(令和5年6月施行)等により、特定卸電気通信役務について接
1964 続料と卸料金の差異等の情報を提示する義務が導入されたが、現時点におい
1965 ては、当該制度改正による卸契約交渉の状況の変化や卸料金の低廉化は必
1966 ずしも確認できないことから、引き続き状況を注視することが必要である。
- 1967 • IMS接続については、事業者間で協議が行われている段階であり、現時点で
1968 卸交渉への適正性の寄与を判断することは困難である。

- 1969 <d:その他接続による代替について考慮すべき事由はあるか。>
- 1970 • プレフィックス自動付与機能について、一部のMVNOから、中継事業者の設
- 1971 備において障害が発生した場合にMVNO側で回避できないことが課題として
- 1972 指摘されており、MVNOから解決策について要望があった場合には協議に応
- 1973 じることが適当である。
- 1974 • IMS接続については、事業者間で協議が行われている段階であることに加え、
- 1975 接続することに合意した後も相互接続の開始までに一定の期間を要する。
- 1976 以上の評価を踏まえた代替性検証の結果案は次のとおりであった。
- 1977 • プレフィックス自動付与機能については、設備の利用形態がモバイル音声卸と
- 1978 は異なる点、IP網への移行の影響が見通せない点、中継事業者の設備におい
- 1979 て障害があった場合にMVNO側では回避できない点等に課題がある。また、
- 1980 MNOとMVNOとの間に情報の非対称性について、電気通信事業法改正によ
- 1981 り、特定卸電気通信役務に係る情報提供義務が導入されたが、現時点では卸
- 1982 契約交渉の状況の変化や卸料金の低廉化は必ずしも確認できない。一方、IM
- 1983 S接続は設備の利用形態がモバイル音声卸と同等であるが、一部方式におけ
- 1984 る緊急通報の実現に課題があるほか、相互接続の開始までに一定の期間を要
- 1985 する。
- 1986 • こうした状況を踏まえれば、本検証は引き続き評価を保留とし、交渉状況等を
- 1987 踏まえて改めて検証を行うことが適当である。
- 1988 (2) 主な意見
- 1989 以上の結果について、構成員から次の意見があった。
- 1990 • (IMS接続を実現する上での課題について、) 緊急通報に係る問題については、
- 1991 非常時における事業者間ローミング等の検討においても問題となっている。番
- 1992 号管理の観点も含め、しっかりと連携して協議を進めた方が良い。
- 1993 • (MVNOがプレフィックス自動付与機能による音声接続を利用する上での課題
- 1994 について、) 中継事業者において障害が発生した際についての意見があった
- 1995 が、現在、MNOに障害が起きた際の非常時ローミング等について検討されて
- 1996 おり、MVNOも参加する検討の場が作られているが、非常時にMNOが他の
- 1997 MNOにローミングした場合に何が起こるかといったことについてもよくすり合わ
- 1998 せをしておかなければならないのではないかと。
- 1999 • 事務局から提示された検証結果案のとおり、今回も代替性評価は保留とするこ
- 2000 とでよいのではないかと。
- 2001 (3) 考え方
- 2002 総務省は、本研究会における議論を踏まえ、モバイル音声卸の代替性評価を保留

2003 し、その旨MNO3社に通知した(令和6年3月 29 日)。

2004 総務省においては、MNOとMVNOの間の情報の非対称性の解消状況やIMS接

2005 続の実装状況等を踏まえて、改めて検証を行うとともに、必要に応じて移動通信分野

2006 の代替性検証の在り方に関する検討を行うことが適当である。

2007

2008

2009

2010

2011 第4章 卸電気通信役務の適正性の確保(特定卸電気通信役 2012 務の協議の適正化等)

2013 1. 検討の経緯

2014 卸電気通信役務(以下「卸役務」という。)については、電気通信事業者の創意工夫
2015 により高度かつ多様な電気通信サービスの提供を可能とするため、相対契約を基本と
2016 している。その中で第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備(以下
2017 「指定設備」という。)を用いた卸電気通信役務(以下「指定設備卸役務」という。)は、
2018 例えば光サービス卸²⁸やモバイル音声卸²⁹等の広く一般利用者が利用するサービスの
2019 提供のため多くの事業者により用いられており、事業者間の競争関係や市場に与える影
2020 響が大きくなってきているにもかかわらず、長期にわたる料金の高止まりが指摘されて
2021 いた。

2022 こうした指摘を踏まえ、総務省において、卸検証ガイドラインを整備し、検証を実施
2023 している(第3章を参照)。また、令和4年6月17日に成立した「電気通信事業法の一
2024 部を改正する法律」(以下「改正電気通信事業法」という。)では、

2025 ・ 正当な理由のない限り指定設備卸役務を提供する義務及びそれを担保する措
2026 置
2027 ・ 料金の算定方法その他協議の円滑化に資する一定の事項について、卸先事業
2028 者の求めに応じて卸先事業者により情報を開示する義務及びそれを担保する措置
2029 等が規定されているところ、本研究会では、この法律の施行に向け、事業者間の適
2030 正な競争関係に及ぼす影響が少なくないものとして規制対象とする指定設備卸役務
2031 (以下「特定卸役務」という。)の範囲、

2032 ・ 提示義務を課す情報の範囲
2033 等の規制の対象等に関する事項及び

2034 ・ 固定通信に係る指定設備卸役務への卸先事業者の参入後の協議の在り方、
2035 ・ モバイル音声卸の標準的な料金の公表

2036 等の指定設備卸役務に関するその他の検討事項について整理を行ったところである。

2037 今般、改正電気通信事業法の施行(令和5年6月16日)後一定期間が経過したとこ
2038 ろ、制度の運用状況等について確認することを目的として、施行後の指定設備卸役務
2039 の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況、卸元事業者・卸先事業者間の協
2040 議(固定通信分野については、団体協議を含む。)の状況、その他、制度について検
2041 討すべき点等について、関係事業者の意見も聴取しつつ、所要の検討を行った。

²⁸ FTTHアクセスサービスを提供する事業者向けにNTT東日本・西日本がFTTHアクセスサービス等
を提供する卸電気通信役務

²⁹ MVNO向けにMNOが音声サービスを提供する卸電気通信役務(令和6年6月時点では株式会社
NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社の3社が提供)

2042 2. 固定通信

2043 (1)改正電気通信事業法の施行後の指定設備卸役務の料金の低廉化・
2044 提供条件の柔軟化等の進展状況

2045 <卸先事業者からの主な意見>

- 2046 • 改正電気通信事業法が、卸料金の低廉化にどう影響を与えたかの判断は難し
2047 い。【FVNO委員会】

2048 <NTT東日本・西日本からの主な説明>

2049 NTT東日本・西日本の光サービスの需要の見通しは非常に厳しい状況であり、
2050 加えて、これまでのようなトレンドでのコスト低減は見込めない中ではあるが、卸
2051 先事業者とともに純増が低迷する光サービスの需要を改めて喚起するため、令
2052 和5年9月に更なる卸料金値下げを実施。卸料金は、今回の値下げも含めて複
2053 数回にわたって自主的に値下げを実施してきており、累計値下げ額は 2,100 億
2054 円規模。これは卸先事業者に還元させていただいていると理解いただきたい。

2055 (2)卸元事業者・卸先事業者間の協議(固定通信分野については、団体
2056 協議を含む。)の状況

2057 <卸先事業者からの主な意見>

- 2058 • 運用改善の取り組みについては、光コラボレーションの円滑な運用に向け取り
2059 組んできたところ。要望が多かった改善が令和5年 11 月に実施される等、運用
2060 改善が図られてきており、今後はFVNO委員会運用関係WGの中で更に運用
2061 改善に向けて取り組む。【FVNO委員会】
- 2062 • 卸協議において、卸料金の一定の透明性については、これまで複数回の説明・
2063 回答があったが、加盟事業者すべてが内容を納得しているものではないため、
2064 検証結果の詳細説明を求めるとともに、光コラボの運用改善の取り組みを推進
2065 し、卸協議の適正かつ円滑化を図っていくこととしたい。【FVNO委員会】
- 2066 • 接続料相当額指数のみでは卸料金の妥当性が判断できないため、複数年度の
2067 接続料相当額の推移を踏まえた影響を説明すべき。【ソフトバンク】
- 2068 • 令和5年 12 月にJAIPAとNTT東日本・西日本の間で卸協議のためのNDAを
2069 締結。協議を開始したばかりで具体的な成果は出ていないが、当協会の関与に
2070 による団体協議の役割は重要。引き続き、NTT東日本・西日本が協議の場で不
2071 当な対応をしていないか、総務省の注視を希望。【JAIPA】

2072 (3)制度について検討すべき点

2073 ①情報提示義務の対象

2074 ＜卸先事業者からの主な意見＞

- 2075 • 複数年度の接続料相当額の推移を踏まえた卸料金への影響や、卸料金と営業
2076 費や接続料との中長期的な関係性に関する情報が開示されるべき。【ソフトバン
2077 ク】
- 2078 • 過年度も含めた光卸における投資と回収の状況を定量的に示していただきたい。
2079 【JAIPA】
- 2080 • 投資の未回収リスクを議論するのであれば、事業開始時からのフリーキャッシュ
2081 フローの累計を開示すべき。【ソフトバンク】
- 2082 • 差額で回収するコストは(…)各項目の多寡が定量的に示されるべき。少なくとも、
2083 各項目の金額ベースの構成比を示すべき。【JAIPA】
- 2084 • (卸先事業者の)支援に要しているコストを会計上適切に分離し、定量的に説明
2085 する必要。【JAIPA】
- 2086 • 卸料金の構成要素が制度的に開示されれば、奨励金や支援コストの観点も含
2087 めた様々な協議の促進に繋がるとともに、卸先事業者としても卸検証に対して、
2088 より具体的な確認ができるようになり、結果として卸料金の公正な低減に繋がる。
2089 【JAIPA】
- 2090 • 過去の投資の未償却分の回収リスクや将来のリスクに備えた資金の社内留保
2091 については公開できる。また、非公開とせざるを得ない営業コストについては、
2092 本研究会構成員及び総務省による非公開の第三者検証により、適正性が検証
2093 されなければならない。【JAIPA】
- 2094 • 卸料金の適正性の確認・予見性の向上に資する情報が卸元事業者から開示さ
2095 れることにより、卸料金交渉の深化及びその結果として卸料金の値下げや競争
2096 の促進による利用者利便の向上が見込まれる。また、卸料金の予見性の向上
2097 は、光サービス卸を用いたサービスを行う事業者の安定的経営に、ひいては、
2098 利用者への安定的サービス提供に繋がる。【ソフトバンク】
- 2099 • 実際に情報が開示されれば、卸先事業者の投資回収の見通しが明るくなると
2100 もに、卸料金の価格交渉が活発になることや、結果として市場競争も活性化し、
2101 利用者料金に反映することが可能となり、利用者利益の拡大につながる。【FV
2102 NO委員会】

2103 ＜NTT東日本・西日本からの主な説明＞

- 2104 • 開示できるものとできないものがあるが、当社としても開示できるものを開示して
2105 いきたいというのが基本的なスタンス。
- 2106 • 法令で義務付けられたものに加えて、卸料金の更なる透明性向上のため、自
2107 主的に令和7年度までの接続料相当額指数の見通しを開示し、FVNO委員会
2108 及びJAIPAに個別に説明した。こういった情報を活用しながら卸料金設定の考
2109 え方を協議で丁寧の説明し、卸料金への理解を深めていただくとともに、ともに

2110 市場を盛り上げていくべきパートナーとして、市場拡大に取り組んでいきたい。

2111 • 卸料金と接続料相当額との差額で回収するコスト(営業コスト)については、当

2112 社がどのような販売支援リソースやサービス運営体制で競争市場に向き合っ

2113 ていくかという営業戦略の肝となる情報であり、競争の根幹を成す極めて重要な

2114 経営情報であるため、その開示は当社のみが一方的に競争上の不利益を被る

2115 こととなり、設備構築事業者とサービス提供事業者の間およびサービス提供事

2116 業者の間の健全な競争を歪めることになるため、開示できない。費用項目の構

2117 成比についても、営業コストの凡その規模感が類推可能となることから機密性

2118 は同様。そういった営業の秘密は、(不正競争防止法・行政機関の保有する情

2119 報の公開に関する法律に係る)様々なガイドラインの中でも、秘匿すべきもの、

2120 例外とすべきものとされている。

2121 ＜構成員からの主な意見＞

- 2122 • 卸先事業者の御意見を聞いてみると、情報開示が不十分で(事業者間協議が
- 2123 十分に機能していないとされた改正法施行前の)そのような当時の状況が、な
- 2124 かなか改善されていないと感じた。現在の制度の下では、卸料金の妥当性に関
- 2125 する十分な情報提供や説明がされておらず、卸先事業者は十分な予見性を得
- 2126 られていない状況にあるようだ。例えば情報提示義務の対象について、ガイドラ
- 2127 インや省令で公開すべき情報として営業費関連の情報を入れてはどうか。【佐
- 2128 藤構成員】
- 2129 • 「(接続料の)短期的な増減をリニアに卸料金に反映させることは困難」とのNT
- 2130 T東日本・西日本の説明がそのとおりならそれで結構だが、卸先事業者の意見
- 2131 は、接続料の変動を卸料金に反映できないなら、他の様々なコストの要因の説
- 2132 明が不十分で、結果的に予見性が不十分であるから、その説明をすべきという
- 2133 ものだった。今回求められているのは、より丁寧な説明や情報開示であり、こ
- 2134 ういった説明の流れの中では、適当な要望だと思う。【佐藤構成員】
- 2135 • 昨年6月に改正法が施行され、まだ半年少々経っただけの状況なので、情報
- 2136 提示義務については、もう少し状況を注視することが必要なのではないか。総
- 2137 務省を中心として、市場のチェックを引き続き行った上で、施策が必要かどうか
- 2138 の検討に入るべき。【関口構成員】
- 2139 • 卸役務に関する情報提示は、情報が筒抜けになるリスクもあるので全ては出せ
- 2140 ない点は(NTT東日本・西日本の)言うとおりでと思うが、接続と卸役務の格差
- 2141 の分析に必要な情報がまだ足りないという指摘があるのも確かなので、構成員
- 2142 限り・総務省限りで、NTT東日本・西日本から情報を提供いただくような形で、
- 2143 検証に役立てる情報を引き続き限定開示いただく形で対応してはどうか。【関
- 2144 口構成員】
- 2145 • 情報開示については、開示により、協議が円滑化するとともに、卸先事業者の

2146 予見可能性が高まり、競争が活性化するというのが卸先事業者の説明と理解。
2147 営業費の絶対額、比率等の開示は難しいというのがNTT東日本・西日本の説
2148 明だが、営業費の推移を指数で示すこと等、工夫の余地は否定していないよう
2149 に思われる。今後、具体的な検討に向けて前提条件等の整理を進めて行くこと
2150 が妥当。【佐藤構成員】

2151

2152 ②特定卸電気通信役務の範囲

2153 <卸先事業者からの主な意見>

- 2154 • 双方向番号ポータビリティ開始後の光IP電話の卸役務は電気通信事業者間の
2155 適正な競争関係に及ぼす影響があると考え。現状、光IP電話の市場につい
2156 ては、法人向け需要が重要であるところ、個人向け市場と異なり法人向け市場
2157 においてNTT東日本・西日本と卸先事業者間で競合している状況もあり、競争
2158 に与える影響は少なくない。【FVNO委員会】
 - 2159 • 全ての光IP電話を特定卸役務から除くことは競争上大きな課題がある。メタル
2160 回線による0AB-J音声単独市場は現在においても1,400万契約存在し、電話の
2161 みを需要する利用者ニーズは依然高い一方で、現状においては、メタル回線
2162 廃止後にはひかり電話ネクストの卸役務に代替する小規模法人向けの0AB-J
2163 音声単体サービス(接続や他サービス)が存在しない。
 - 2164 • モバイル0AB-J IP電話は複数チャネル提供不可で、提供地域の制約等
2165 もあり、法人向け代替サービスにはなり得ない。
 - 2166 • NGNの優先パケット転送機能はブロードバンド上での提供が前提で、電話
2167 単体でのサービスが提供できないこと、シェアドアクセス方式の加入光ファイ
2168 バは収容率の課題がありNTT東日本・西日本との価格競争ができないこと
2169 から、接続による代替は困難。
- 2170 (といった理由から、)双方向番号ポータビリティ開始後も、ひかり電話ネクストの
2171 卸役務は引き続き極めて重要な卸役務であり、引き続き特定卸電気通信役務
2172 として提供されることが必須。また、卸役務の料金設定と同一単位での接続料
2173 相当額開示が必須。【ソフトバンク】
- 2174 • ひかり電話ネクストの卸役務は接続による代替が実質的に不可能であることか
2175 ら、適正・公平に提供されることが公正競争上極めて重要であることや、メタル
2176 設備の2035年廃止に向け、メタル回線が一斉に光回線等へ移行する業界とし
2177 ても特別な時期であり、スムーズな移行を実現するためにも不当な競争は事前
2178 に排除し、競争事業者も十分に検討・競争できる環境が必要であることから、卸
2179 検証ガイドラインの検証対象とすることを要望。【ソフトバンク】

2180 ＜NTT東日本・西日本からの主な説明＞

- 2181 • 無料アプリ通話やSNS等の隆盛によって、電話サービスは多様なコミュニケー
2182 ション手段の1つに過ぎなくなっており、特に固定電話市場は既に顧客獲得を
2183 事業者間で競う「競争フェーズ」から、サービスをコストミニマムかつ安定的に提
2184 供する「維持・縮退フェーズ」に移行している状況。競争政策に係る新たな規制
2185 を導入する必要性はない。
- 2186 • 光IP電話の扱いは、昨年度の本研究会での論点整理及びその後の省令改正
2187 で整理された後、当該整理の変更が必要となるような状況変化は特段ない。
- 2188 • ひかり電話ネクストについては、需要の縮退したフレッツ光ライトの後継として提
2189 供開始したサービスであり、その回線数の市場に占める割合（電話サービス市
2190 場全体に対して0.03％、固定電話市場全体に対して0.2％（卸のみでは
2191 0.07％））からも、公正競争に与える影響は限りなく少ない。特定卸の要件（公
2192 正競争上の影響の多寡）や代替性検証の要件（卸先事業者から具体的な課題
2193 が相当程度寄せられており、公正競争上の弊害が生じるおそれが高いと考えら
2194 れる指定設備卸役務）に該当しない。
- 2195 • （「機械的に除外する・しないではなく、よく判断をした上でないと適正な競争関
2196 係に及ぼす影響に係る要件が総合的に判断できるものではない」（第81回会
2197 合・西村暢史構成員）との構成員意見を踏まえ）ひかり電話ネクストについて市
2198 場に影響がないと主張したが、確かに客観的な調査・検証も重要と思っている。
- 2199 • メタルの維持限界への対応に向けた具体的計画・代替サービスは現時点で未
2200 定だが、メタル回線のスムーズな移行に向けては今後、誠意をもって協議させ
2201 ていただきたい。

2202 ＜構成員からの主な意見＞

- 2203 • 特にひかり電話ネクストや光IP電話について、個々の卸役務ごとの精査・現状
2204 の確認が必要ではないか。特に、ひかり電話ネクストについては、双方向番号
2205 ポータビリティが可能となった場合、特定卸から除外すべきというのがNTT東日
2206 本・西日本の意見と認識しているが、制度上、特定卸役務に関しては、事業者
2207 間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものが対象外とされているので、こ
2208 の点の把握が求められている。【西村暢史構成員】
- 2209 • 競争関係への影響という観点からは個々の卸役務ごとの精査を要するが、卸役
2210 務以外の類似サービスがないかという点で、特定の利用者にとっては卸役務以
2211 外の選択肢がない中では、卸先事業者にとってはビジネス上非常に重要な位
2212 置づけになるので、これを踏まえて判断する必要がある。【西村暢史構成員】
- 2213 • 光サービスの市場自体の拡大がない中、ホームルーター等との競争の実態等
2214 について、そもそも利用者から見てホームルーターとFTTHアクセスサービスが
2215 同じ市場なのも含め、「市場規模」や「市場支配力」等の文言や意味の精査

2216 が必要。そうすると、やはり精査に一定の時間が必要かと思うので、機械的に除
2217 外する・しないではなく、よく判断をした上でないと適正な競争関係に及ぼす影
2218 響に係る要件が総合的に判断できるものではない。【西村暢史構成員】

2219

2220 ③総論・その他

2221 <卸先事業者からの主な意見>

- 2222 • NTT東日本・西日本以外の有力な供給者も存在せず、競争も成立していない
2223 状態で、現在の仕組みにもはや意味はなく、卸に対する規律・検証の方向性を
2224 根本的に見直す時期。接続と同等レベルで規制・検証がなされるべきであり、
2225 卸料金のキャリアズレート化を実現すべき。【JAIPA】
- 2226 • 接続による代替性を高めるための方策として、料金の透明性が確保される前提
2227 でNGNのISP接続の実現が重要。NGNのISP接続が実現しない現状では、
2228 光サービス卸は接続との代替性はなく、「代替性なし」の判断を改めて求める。
2229 その上で、NTT東日本・西日本と当協会の協議の再開について、総務省の支
2230 援のもと、準備を進めたい。【JAIPA】
- 2231 • 提供先(接続事業者、卸先事業者)のリスクの大小はNTT東日本・西日本の収
2232 支に全く関係なく、NTT東日本・西日本の料金戦略を正当化する理由にはな
2233 らない。【JAIPA】
- 2234 • NTT東日本・西日本の事業収支上も投資回収リスクはなく、回線単位で十分
2235 に利益が得られる状況にあるため、自己設置・接続・光サービス卸の間の公正
2236 な競争を歪めるおそれはない。【ソフトバンク】
- 2237 • 一般的な卸役務では自由な価格設定が可能だが、光サービス卸は一種指定
2238 設備を利用した卸役務であり、その成り立ちを考慮すれば、接続料と非常に密
2239 接な関係がある。そのため、二種指定設備の接続料との関係性と同様に、接続
2240 料の変動に連動するのが自然。このような事例も鑑み、公正な競争を歪めるお
2241 それがあるかについては議論が必要。【SNC】
- 2242 • 自己設置・接続・光サービス卸でリスクとリターンの構造は異なるため、仮に、リ
2243 ニアに卸料金＝接続料とした場合、光サービス卸のリスクが低いにもかかわらず、
2244 接続と同等のリターンが得られるのであれば、光サービス卸が優遇されてい
2245 ることになる。実際はリスクとリターンの観点だけでなく、接続では独自のサー
2246 ビス展開が可能(他事業者との差別化等が可能)であるため、接続が完全に排除
2247 されるわけではないが、リニアに卸料金＝接続料とした場合、あえてリスクを冒し
2248 て接続で参入する事業者が減少し、又は既に接続で参入している事業者が市
2249 場撤退する等、接続と光サービス卸の競争バランスが歪む可能性はある。【K
2250 DDI】
- 2251 • 実際には、卸料金と接続料相当額には差分があり、仮に卸料金を接続料相当

額にリニアに連動させても、差分の設定次第でリスクは低減可能と考えるが、当該差分が小さい場合にリニアに連動させると、卸先事業者がある程度の期間、光サービス卸を利用し続ける保証がない中では、コストの未回収リスクが発生する可能性があり、その場合、卸先事業者は投資リスク等を負わないため、リスクとリターンの観点からは光サービス卸が優遇されていることになる。そのため、リニアに連動させることで公正な競争を歪めるとまで言い切れるのかは議論が必要。

【KDDI】

- NTT東日本・西日本が接続料にリニアに連動することができないと考えているのであれば、卸料金は接続料相当額とは関係なく、経営的観点からNTT東日本・西日本の匙加減で決められるべきと考えていることとなるが、そうであれば、接続料相当額との関係ではなく、NTT東日本・西日本の経営判断そのものが定量的な検証の対象となるべきということになる。【JAIPA】

<NTT東日本・西日本からの主な説明>

- ホームルーターについては、当社は提供していないので顧客獲得の状況はなかなか分からないが、市場を見ていると、親元を離れた学生や新社会人が、それまで当社の光サービスを利用していたところ、ホームルーターのような工事が不要で手続も簡単なサービスに流れているのではないかと。
- 相対契約を基本とする制度趣旨を踏まえ、卸役務を過剰に規制するべきではない。少なくとも、昨年6月に改正事業法・関連省令が施行され、新たな制度に基づく情報提示と事業者間協議を開始した後、大きな環境変化が生じていない中で、情報開示範囲の見直し等の制度見直しを行うのは拙速。
- 代替性が不十分と整理された当初と比べて、当社光サービスの固定ブロードバンド市場への影響力は低下していることに加え、ワイヤレス固定ブロードバンドへの代替が進んでいることを踏まえると、光サービス卸の代替性再検証の必要はない。
- FTTHアクセスサービスは、自己設置・接続・卸役務といった様々な提供形態が、それぞれの特徴を生かしたサービス・設備競争をバランスよく促進されることが重要であり、「光卸を接続と同等レベルで規制・検証」を行うことは、各形態のリスクとリターンのバランスが崩れ、公正な競争を歪めるおそれがある。

<構成員からの主な意見>

- ホームルーターについて、マーケットが立ち上がったばかりであり、分からないところがある。(NTT東日本・西日本の)説明された理屈は分かるので、今後とも市場を見ていく必要。ホームルーターが本当に競争的なサービスであれば、競争上、卸先事業者の利用者料金が下がってくるはずだが、下がっていないようなので、その点、まだ競争の圧力が足りないのか、何か別な理由があるのか。

2287 【佐藤構成員】
2288 • ホームルーターについて、光サービスほどの安定性はなく、トラフィックが集中
2289 すると速度が落ちるという制約はあるのだと思うが、工事が不要という点は魅力的
2290 であり、その一点だけでも固定ブロードバンド市場の状況は変わってきているこ
2291 とはよく分かる。【関口構成員】

2292 (4) 考え方

2293 ① 総論

2294 昨年6月に関係法令が施行された特定卸電気通信役務制度については、実態把
2295 握の結果、制度開始以降NTT東日本・西日本と事業者団体とのNDAの締結が実現
2296 する等、一定の評価をすべき点が明らかになった。また、昨年9月にはNTT東日本・
2297 西日本によって卸料金の値下げが行われた。

2298 一方、卸先事業者からは、卸料金の値下げはあったものの制度改正の効果といえ
2299 るかは不明であるといった意見や、課題として、更なる競争の促進のためには総務省
2300 による営業コストの妥当性の検証や情報提示義務の対象への追加(少なくとも営業費
2301 に係る情報等)が必要という声や、特定卸電気通信役務の範囲に関する意見が複数
2302 あった。また、NTT東日本・西日本には卸料金を下げるインセンティブが無いとして、
2303 卸料金のキャリアズレート化を含めた規律の強化が必要との意見もあった。

2304 制度開始後半年程度経過したのみであり、今後、事業者間協議が進展する可能性
2305 があることや、上記の通り評価すべき点・注視すべき点が混在していることを踏まえると、
2306 現時点において、更なる制度的対応の要否等について結論を出すべき状況とは言え
2307 ないのが現状といえる。ただし、特定卸電気通信役務制度の趣旨が「事業者間協議が
2308 実質的・活発に行われるための環境整備を図る」ことであることを踏まえると、本研究会
2309 の報告書とりまとめ以降、卸料金の低廉化・提供条件の柔軟化の状況や、事業者間
2310 協議の状況に係る定点把握を継続する必要がある。

2311 その際、本研究会の報告書とりまとめ以降一定期間を経過してもなお、本研究会に
2312 おける確認の結果、卸先事業者と卸元事業者の真摯な協議が十分に進展した等と認
2313 められない場合、事業者間協議の進展を促す観点から、協議の円滑化に資するもの
2314 として提案があった事項を開示対象とすることも含め、追加的な措置を検討することが
2315 適当である。

2316 ② 情報提示義務の範囲

2317 ①で指摘した追加的措置を講じることが必要になった場合には、本研究会で正当
2318 な懸念が示された開示方法等を避けることでNTT東日本・西日本の正当な利益を著
2319 しく害することがないように必要な配慮をした上で、開示すべき情報の具体的な範囲・開
2320 示方法等を検討する必要がある。それまでの間は、卸検証ガイドラインに基づく検証

結果を報告する際に、営業費相当額に係る情報についても総務省に提供し、その結果を基に本研究会等で議論を行うことが適当である。

その際、営業費に関連する情報については、卸先事業者の説明によれば、情報開示義務の対象に加えることで卸先事業者の予見可能性が向上し、事業者間協議の適正性向上による競争の活性化につながるものが強く期待される。一方、NTT東日本・西日本から具体的な額、費用項目の構成比を示すことに対する競争上の懸念等が示されたことを踏まえ、非公開で議論を行うなど、十分な留意が必要である。

また、卸料金の中長期的な決定方法については、NTT東日本・西日本からは一定の説明があったところであるが、これが継続的に明らかにされることで、透明性の確保に資すると考えられる。

③ 対象役務の範囲

特定卸電気通信役務の対象役務の範囲に関して、光IP電話については、NTT東日本・西日本からは

- ・ 第七次報告書において、双方向番号ポータビリティ実現後は特定卸電気通信役務の範囲から除くことが適当と整理されており、その後の状況変化はない
- ・ ひかり電話ネクストについては、需要の縮退したフレッツ光ライトの後継として提供開始したサービスであり、その施設数の割合は電話サービス市場全体に対して 0.03%、固定電話市場全体に対して 0.2% (卸のみでは 0.07%) と公正競争に与える影響は限りなく少ない

との意見があった。

一方、卸先事業者からは

- ・ 光IP電話全般については法人向け市場が重要であるが、法人向けでは卸先事業者と卸元事業者が競合していること、
 - ・ 加入光ファイバを用いた電話単体サービスであるひかり電話ネクストについて、接続機能による代替性もなく、現状ではメタル回線廃止後にひかり電話ネクストの卸役務に代替するサービスが存在しないこと、
- 等を理由として、引き続き特定卸電気通信役務の範囲とすべきとの意見があった。

この点、特定卸電気通信役務は、指定電気通信設備を用いる卸役務を原則対象とし、「事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないもの」を例外的に対象外とするものである。また、ひかり電話ネクストは特定卸電気通信役務の対象を整理する段階では提供されていなかったところ、今回新たに、関係事業者から具体的な懸念も示されたものである。

ひかり電話ネクストは、第七次報告書において整理したひかり電話の性質とは、次のとおり異なる点がある。

- ・ ひかり電話については、NTT東日本・西日本の卸役務のシェアが固定電話中

17%を占めていたが、ひかり電話ネクストについては、0.07%（小売を含めても0.2%）に過ぎない。

- ・ ただし、ひかり電話については、接続により類似サービスの提供が可能。ひかり電話ネクストは、現状、優先パケット転送機能の制約上、同様の対応ができない。

上記の状況を踏まえると、ひかり電話ネクストについては、ひかり電話・フレッツ光・加入電話等既存サービスのいずれとも提供形態等が異なる「光回線を利用した電話単体サービス」であるという性質や、現状接続による代替性がないこと等を踏まえ、双方向番号ポータビリティ実現までの間において、競争環境への影響や代替性等を継続的に検討し、特定卸電気通信役務の範囲から除外するか否かを判断すべきである。ただし、例えば、双方向番号ポータビリティ実現までの間に、メタル回線の縮退を進める場合の代替サービスの具体的な提供計画が必ずしも明らかとならない場合、直ちに特定卸電気通信役務の範囲から除外するという対応は採ることは困難である。

一方、ひかり電話ネクストを卸検証ガイドラインに基づく検証の対象とすることについては、その判断基準が、「適正性に関する具体的な課題が相当程度寄せられており、公正競争上の弊害が生じるおそれが高い」かどうかとされているところ、現時点でそのような状況であると考えことは時期尚早である。

なお、光IP電話に係る接続との代替性については、代替性を有する接続機能として、NGNの優先パケット転送機能が有力であるところ、当該機能の利用を円滑化するための協議が進展することが期待される。

④ その他

構成員からは、利用者・消費者利便向上の観点から、卸料金と利用者料金の関係に着目する必要性について指摘が行われた。このことを踏まえて、総務省は、利用者料金の状況についても、事業者団体に対して定期的に実態把握を行うべきである。

加えて、FTTHアクセスサービスの卸市場が競争的であれば、あるいはワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）等の代替的な電気通信役務の影響が大きければ、卸料金の水準の適正性や、卸元事業者の業務の効率性は自然に確保されることになるため、総務省は、当該市場の状況についても、引き続き精査していくことが適当である。

3. 移動通信

（1）改正電気通信事業法の施行後の指定設備卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況、卸元事業者・卸先事業者間の協議の状況等

移動通信分野については、総務省において、アンケート調査及び本研究会におけるヒアリングを通して、MNO3社及びMVNOに対し、改正電気通信事業法の施行後

の指定設備卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況、卸元事業者・卸先事業者間の協議の状況等について確認を行った³⁰。

その結果、MVNO委員会からのヒアリングにおいては、同委員会が加盟MVNOに対して実施したアンケートにおいて、卸役務に関する協議等の進展状況について、回答企業の約9割(12社中11社)のMVNOが「協議状況等に変化はない・感じていない」と回答しており、また、MNOと直接協議を行っているMVNOの約6割(7社中4社)が「卸元事業者との協議において課題や問題がある」と回答しているとの説明があった。他方で、「卸協議において課題や問題がある」場合の具体的な内容としては、5G(SA方式)の卸協議について、卸元事業者からの情報開示不足や、国際標準化の遅れを理由とした具体的検討の停滞などの課題が生じていることや、IMS接続における緊急通報について「184付き緊急呼」の仕様面で協議が遅延していること等が挙げられた。

また、MNOからのヒアリングにおいては、NTTドコモから、指定設備卸役務の料金低廉化／提供条件の柔軟化等、事業者との協議状況について、KDDIから、特定電気通信役務のMVNOへの提供／対応状況、5G(SA方式)L2接続相当・IMS接続等に係る協議状況、ソフトバンクから、特定卸役務及び5G(SA方式)等の協議状況等について説明が行われた。

本報告書においては、5G(SA方式)の協議の状況を含む、5G(SA方式)時代におけるネットワーク機能開放については第6章、IMS接続の協議の状況を含む、モバイル音声卸における代替性の検証については第3章に記載しており、本章では、その他の卸役務に関する規律や制度等における課題や要望等について記載する。

＜特定卸役務の提供・協議における課題の有無＞ (MNO)

- 指定設備卸役務について、音声は、卸から接続への移行が加速し、直近は多くのMVNOが接続を選択、データは、接続・卸において、接続構成・料金に差がなく、ほとんどのMVNOが卸を選択している。指定設備卸役務の料金について、令和4年度のデータ通信の精算接続料は、平成25年度からの10年間で約80%の低減、令和7年度のデータ通信の予測接続料は、平成25年度と比較すると約90%の低減。さらにMVNOにとって5Gがより使いやすいものとなるよう、新たな施策を準備中。指定設備卸役務の提供条件について、帯域設定変更において、MVNOからの要望(増減速の工事時間の変更)に柔軟に対応している。指定設備卸役務の情報開示の状況について、事業法に則り、当社卸約款に特定電気通信役務の情報開示について規定済み。特定卸役務の提供又は協議において特段の課題はない。【NTTドコモ】

³⁰ アンケート及びヒアリングは、モバイル音声卸における代替性の検証に係る事実確認(第3章参照)及び5G(SA方式)の機能開放に関する協議の状況等の確認(第6章参照)と併せて行った。

- 2423 • 特定卸役務に関する制度が整備されたことも踏まえ、これまで以上に、MVN
2424 Oが実現を希望するサービスの円滑な提供に向け、MVNOとの相互理解を深
2425 めながら、適時適切な情報提供などを行い、真摯に卸協議を進めていく考え。
2426 モバイル音声卸は、特定卸役務に係る改正電気通信事業法の施行に先行して、
2427 料金の低廉化を実施。また、卸先事業者の大半が00XYプレフィックス自動付与
2428 機能を採用する等、MVNOが低廉な水準で音声役務を提供できる環境整備
2429 が着実に進展。データ通信役務は、4G、5G NSA方式について、接続料と同
2430 額でライトMVNOに卸提供中。特定卸電気通信役務のMVNOへの提供につ
2431 いては、MVNOの要望を踏まえながら、協議等を通じて真摯に対応しており、
2432 特段課題はない。【KDDI】
- 2433 • 特定卸役務（携帯電話サービス）に関する協議の状況については、特定卸役
2434 務の協議円滑化に資する事項として、接続料相当額、卸料金と接続料相当額
2435 の差額の用途について、能動的に情報開示を実施し、内容につきご理解いた
2436 だいている。卸料金については、音声卸料金は毎年見直しを実施しており、引
2437 き続き接続料相当額の変動も考慮し、接続料改定と同時期に見直しを検討す
2438 る考え。データ接続料は継続的に大幅な値下げ（当社は業界最安値）となっ
2439 ており、費用配賦見直しについてもMVNOの事業影響や予見性を最大限考慮
2440 すべく令和5～7年度データ接続料の値上げ分をMNOが吸収する（適正な配
2441 賦によるコスト回収を諦める）方向で議論中。特段の課題はない。【ソフトバンク】
2442 （MVNO）
- 2443 • 「緊急通報のみ」の卸提供についても、特定卸の対象役務としていただきたい。
2444 【オプテージ】
- 2445 < 現行の特定卸役務制度に係る課題・要望 >
2446 （MNO）
- 2447 • 一部の二種指定事業者が4Gサービス等の新規受付を終了するとともに提供終
2448 了時期を明らかにした場合は、他の二種指定事業者の動向を確認した上で、
2449 特定卸電気通信役務の範囲から除外すべきか検討いただくことを要望する。
2450 【NTTドコモ】
2451 （MVNO）
- 2452 • MNO各社が光回線の代替として提供している5Gホームルーターサービスに
2453 ついては、特定卸役務の対象外のため、卸提供して頂けない状況。特定卸役
2454 務の対象とすることを要望。【IIJ】
- 2455 • 特定卸でなく卸電気通信役務の規律についてとなってしまうが「ただし、MNO
2456 は、他の一般利用者や他のMVNOに提供していない条件でのサービスを提
2457 供することまでは義務付けられていない。」という前提があるので、MNOが「当
2458 社でも提供していないので出来ない」という門前払いの状況が生まれてしまうの

2459 で、何か別の表記にしていきたい。【フリービット】
2460 • IMS協議において、緊急通報のみを卸提供いただくようMNOに対して要望し
2461 ているものの、技術的課題の解消について目途が立っていないことから、実現
2462 方法や実現時期等について見出すことができていない。【オプテージ】

2463 <その他、MVNO委員会からのヒアリングにおいて示された加盟MVNOのコメント>
2464 (接続・卸料金)

2465 • モバイル接続料の費用配賦の見直しについて、データ接続料の増加が見込ま
2466 れるところ、MVNOの事業運営等に非常に大きな影響を与えるものと想定。こ
2467 の点、接続・卸ともに激変緩和措置の実施等、MVNOの事業運営等への影響
2468 について考慮いただくことを要望。

2469 • 接続料単価について、今後、予告された通りの価格以下で提供されることを希
2470 望。

2471 • 卸価格の低廉化について、当社希望になかなか達しない。

2472 (通信品質)

2473 • MNOサブブランドとのサービスクオリティ(輻輳状況)について、公正な競争環
2474 境の実現に向け、更なる議論が進むことを要望。

2475 (その他)

2476 • LTE-Mサービス、eSIMの卸協議に関し、交渉や協議が停滞してしまうことが
2477 ある。

2478 • 2次MVNOなどへの情報提供についても配慮を求める。例えば、5G(SA方式)
2479 に係る卸協議について、MVNEからサービス提供を受ける当社は情報提供が
2480 遅れる傾向にある。

2481 (2)主な意見

2482 以上の結果について、構成員から次の意見があった。

2483 • 緊急通報に係る問題については、非常時における事業者間ローミング等の検
2484 討においても問題となっている。番号管理の観点も含め、しっかりと連携して協
2485 議を進めた方が良い。

2486 • ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス(共用型)の利用がこれからどん
2487 どん広がっていくのではないかと思います。ホームルータは、コンセントに挿すだけで
2488 手軽に使えるという点はあるが、モバイルルータと比べてルータ代金がとても高
2489 い点、高いにもかかわらずルータの汎用性が著しく低いという点を考えると、サ
2490 ービスとして、この形の提供で良いのかと思うことがある。FTTHアクセスサー
2491 ビスとの比較を真摯に行ったうえでMVNOにも展開いただきたいと考える。気軽
2492 に導入したが、数ヶ月たって解約する時に、ルータ残債の負担があまりにも大き
2493 すぎるという苦情が結構入っており、気になっている。

2494 • MNOにおいては、事業者間協議を経て特定卸役務の提供条件の柔軟化が
2495 行われた好事例について、特定のMVNOのみを優遇することのないよう、他の
2496 MVNOに対して適切に情報提供を行うよう、対応をお願いしたい。

2497 (3)考え方

2498 <モバイル接続料・卸料金について>

2499 MVNO委員会からのヒアリングにおいて、モバイル接続料の費用配賦の見直しに
2500 ついて、データ接続料の増加がMVNOの事業運営等に非常に大きな影響を与える
2501 ことから、激変緩和措置の実施等を要望するとの意見があった。また、個別アンケート
2502 において、一部のMVNOから、費用配賦の見直しにより音声接続料の低廉化が見込
2503 まれるが、MNOや中継事業者からMVNOへの音声卸料金に反映が期待され、公正
2504 な競争環境の確保の観点から、定期的な確認・検証を要望するとの意見があった。こ
2505 れについては、費用配賦の見直し及び激変緩和措置を踏まえ、来年度以降の接続料
2506 の検証及び代替性検証の際に状況を確認していくことが適当である。

2507 <通信品質>

2508 MVNO委員会からのヒアリングにおいて、MNOサブブランドとのサービスクオリテ
2509 ィ(輻輳状況)について、公正な競争環境の実現に向け、更なる議論が進むことを要
2510 望するとの意見があった。MNO・MVNO間の通信品質の同等性については、モバイ
2511 ル接続料の適正性向上の観点等からも、引き続き状況を確認していくことが適当であ
2512 る。

2513 なお、NTTドコモからは、MVNOからの要望を踏まえて、帯域設定変更の柔軟化
2514 を行っているとの説明があった。事業者間協議を経て特定卸役務の提供条件の柔軟
2515 化が行われた好事例と考えられるが、特定のMVNOのみを優遇することのないよう、
2516 MNOにおいてはこのような事例について他のMVNOに対して適切に情報提供を行
2517 うことが望ましい。

2518 <その他>

2519 一部のMVNOから、5Gホームルーターサービスについて特定卸役務の対象とす
2520 ることを要望するとの意見があった。5Gホームルーターサービスは、指定設備を用い
2521 て提供されるデータ伝送役務であり、事業者間の適正な競争関係に及ぶ影響が少な
2522 い役務には当たらないと考えられ、特定卸役務に含まれると考えることが適当である。
2523 ただし、付加的な機能と考えられる位置特定機能や端末設備の提供は特定卸役務に
2524 は該当しないと考えられる。MNO3社からは、具体的な要望があれば真摯に対応す
2525 るとの説明があったところ、当該MVNOにおいては、まずは卸役務の提供について
2526 協議を行うことが適当である。

2527 MVNO委員会からのヒアリングにおいて、例えば5G(SA方式)に係る卸協議につ

2528 いて、MVNEからサービス提供を受ける2次MVNOは情報提供が遅れる傾向にある
2529 ため、2次MVNOなどへの情報提供についても配慮を求めるとの意見があった。MV
2530 NOとMNOとの間の協議の内容が守秘義務の対象となること等により、2次MVNOが
2531 必ずしも1次MVNOと同時期に同内容の情報を入手できないことは、それ自体が問
2532 題になるものではないが、1次MVNOから2次MVNOへの卸役務の提供状況等が2
2533 次MVNOの事業運営等に大きな影響を与えられことから、1次MVNOが2
2534 次MVNOを含めた競争市場に与える影響等について、今後、状況を確認した上で、
2535 必要に応じて検討することが適当である。

2536 NTTドコモから、「一部の二種指定事業者が4Gサービス等の新規受付を終了する
2537 とともに提供終了時期を明らかにした場合は、他の二種指定事業者の動向を確認した
2538 上で、特定卸電気通信役務の範囲から除外すべきか検討いただくことを要望」と
2539 の意見があった。特定卸電気通信役務の範囲については、市場の競争環境の変化
2540 に合わせて柔軟に見直すことが必要と考えられ、新たに特定卸役務に追加すべき卸
2541 役務が提供開始された場合や、役務提供終了等により除外すべき卸役務が明らかと
2542 なった場合には、必要に応じて対応することが適当である。一部のMNOが4Gサービ
2543 ス等の新規受付を終了し、提供終了時期を明らかにした場合については、今後個別
2544 具体的に検討されることが適当である。なお、電気通信事業法第34条の2により、接続
2545 機能の休止及び廃止を行う場合には、原則としてその休止又は廃止の日の3年前ま
2546 でに当該機能を利用する接続事業者に周知を行う必要があるため、仮に4Gに係るデ
2547 ータ伝送交換機能が廃止される場合には、この観点からも対応が必要と考えられる。
2548

第5章 MNOとMVNOの間のイコールフットイングの確保(モバイルスタックテスト)

1. 検討の経緯

接続料と利用者料金の関係の検証(スタックテスト)については、固定通信分野において、接続料の妥当性を検証することを目的として平成11年から検証が行われてきており³¹、平成20年以降は、「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」(平成19年7月策定)³²に具体的な実施方法を定め、検証が行われていた。平成30年には、本研究会第一次報告書の議論を踏まえ、総務省において、利用者料金との関係により不当競争性を判断する旨を明確化するとともに、利用者料金等の他の原因により不当競争性の排除が困難な場合、接続料は適正原価・適正利潤の範囲内で最低水準に設定すること等を規定するため、「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」(平成30年2月策定)を策定した。

移動通信分野においては、令和2年10月以降、MNO3社が新たな大容量の料金プランを相次いで発表したことに伴い、本研究会において、当該プランについて、MNO3社の試算の結果等に基づく携帯電話料金と接続料等の関係に係る検証を行った³³。MNOとMVNOの間のイコールフットイングの適正性の確保の観点から更なる検証を行うため、その後も検討を継続し、本研究会第六次報告書において、移動通信分野におけるスタックテストの実施方法の具体的な考え方について提言した。これを受け、総務省において、「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針」(令和4年11月策定。以下「モバイルスタックテスト指針」という。)を策定した。

令和4年度末には、モバイルスタックテスト指針に基づく検証が実施された。具体的には、本研究会における議論を経て検証対象サービス・料金プラン(以下「サービス等」という。)となった、NTTドコモのahamo(20GB)、KDDIのpovo2.0(3GB)及びソフトバンクのLINEMOミニプラン(3GB)について、MNO3社による検証が行われ、その後、本研究会において当該検証結果等について議論を行った。その結果、本研究会第七次報告書においては、検証対象となっただけのサービス等についても、利用者料

³¹ NTT東日本・西日本あて行政指導「接続料の算定に関する事項」(平成11年8月31日郵電業第101号)及び「接続料と利用者料金の関係等について」(平成13年1月31日総基料第16号)に基づきNTT東日本・西日本が検証・公表するほか、一部のサービスについて総務省が検証を行い、情報通信審議会に報告していた。

³² 「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(平成19年3月30日情報通信審議会答申)を踏まえて総務省が策定。

³³ 検証の結果、「直ちに原価割れの状況だとは言いきれないものの、MVNOがMNO3社の『新料金プラン』に対抗するサービス提供に鑑みてデータ接続料等の水準が適切なものなのかとの観点の疑義は残った」(本研究会第五次報告書)。

2575 金と接続料等との関係は価格圧搾による不当な競争を引き起こすものではないと考え
2576 ることが適当とするともに、モバイルスタックテストにおいてFTTHアクセスサービスとの
2577 セット割引の影響を考慮することが適当³⁴との提言を行った。
2578

2579 2. 議論の経過

2580 本研究会第七次報告書³⁵を受けて、総務省においては、意見募集を経て令和5年
2581 11月にモバイルスタックテスト指針を改定し、検証対象サービス等の選定時及び検証
2582 時には、FTTHアクセスサービスとモバイル契約のセット割引の影響を考慮することと
2583 した。

2584 今般、改定後のモバイルスタックテスト指針に基づき検証を行うに当たり、次の点に
2585 ついて検討を行った。

2586 <検証対象サービス等の選定>

2587 モバイルスタックテスト指針においては、MNOが提供するサービス等³⁶のうち、次の
2588 ①から③までの要件を全て満たすものを検証対象とすることとしている。

2589 ① MNO3社が現に提供しているサービス等のうち、その料金の月額相当額が、M
2590 VNOが現に提供している同等のサービス等の料金の月額相当額を下回る、又
2591 はこれと近接している³⁷もの

2592 ② ①に示すサービス等のうち、MVNO又はその関連団体から具体的な課題³⁸に
2593 基づいて本件検証の対象とすべき旨の要望が寄せられたもの

2594 ③ ②において要望が寄せられたサービス等のうち、本件検証を行う合理性がある

³⁴ 「FTTHアクセスサービスとモバイル契約のセット割引については、競争WGにおいて、固定通信市場の競争環境を不当にゆがめることにならないかという観点で検証が行われてきたが、今般、FTTHアクセスサービスとモバイルサービスの値引き額の按分比（FTTHアクセスサービス：モバイルサービス＝1：2～3）が明らかとなったところ、FTTHアクセスサービス市場よりもモバイルサービス市場において割引額が大きいことを踏まえれば、モバイルスタックテストにおいてもFTTHアクセスサービスとのセット割引の影響を考慮することが適当である」（本研究会第七次報告書）。

³⁵ 「FTTHアクセスサービスとモバイル契約のセット割引については、競争WGにおいて、固定通信市場の競争環境を不当にゆがめることにならないかという観点で検証が行われてきたが、今般、FTTHアクセスサービスとモバイルサービスの値引き額の按分比（FTTHアクセスサービス：モバイルサービス＝1：2～3）が明らかとなったところ、FTTHアクセスサービス市場よりもモバイルサービス市場において割引額が大きいことを踏まえれば、モバイルスタックテストにおいてもFTTHアクセスサービスとのセット割引の影響を考慮することが適当である」（本研究会第七次報告書）。

³⁶ 単一の料金プランの中で、利用者が各自のニーズに応じてデータ通信容量のオプションを選択するものについては、本件検証において、各オプションを個別の料金プランとして取り扱う。

³⁷ MNOのサービス等にFTTHアクセスサービスとのセット割引が存在する場合は、当該セット割引を適用した料金とMVNOのサービス等の料金（MVNOのサービス等にもFTTHアクセスサービスとのセット割引が存在する場合、当該セット割引を考慮した料金）を比較する。

³⁸ 「具体的な課題」の例として、「MVNOからMNO3社へ継続的に利用者が移行していることが定量的に明らかである場合」や「MVNOが①に示すサービス等と同等の価格で競合サービス等を提供することが困難であることが立証出来る場合」等が挙げられる。

2595 ことが有識者会合(本研究会)において認められたもの
2596 また、本研究会第七次報告書において、前回検証対象となったサービス等につい
2597 ては「利用者料金の低廉化や接続料等の上昇等、状況変化がみられない限りにおい
2598 ては、再度の検証を行わないことが適当」としている。
2599 本研究会では、以上を踏まえ、まずはMVNOから検証対象となると考えるサービス
2600 等として提示を受け、それらが条件を満たすかについて検討を行った。
2601
2602 なお、①料金の近接性を確認するに当たっては、MVNOから提示のあったサービ
2603 ス等について、MVNO、MNO3社が、それぞれ異なる条件で料金比較を行っていた
2604 ため、以下の点について検討を行った。
2605 ①－1:音声通話準定額オプションの加算
2606 ・ 音声通話準定額サービスが基本料に含まれていないサービス等について
2607 料金近接性を確認する際に、音声通話準定額オプションの料金を加算して
2608 比較することについてどう考えるか。
2609 ①－2:FTTHセット割引額の控除
2610 ・ 検証対象サービス等の選定後にMNOにおいて検証を行う際には、FTTH
2611 アクセスサービスとのセット割引の割引額について、独立販売価格や当該
2612 セット割引に紐付く回線数を用いてセット割引額を按分し、モバイルサービ
2613 スの利用者料金から控除するが、検証対象を選定するために料金近接性
2614 を確認する際に、セット割引額についてどう考えるか。
2615 ・ MNOのサービス等だけでなく、MVNOのサービス等の料金からもセット割
2616 引額を控除すべきか。
2617 ①－3:GB換算法
2618 ・ 異なる容量のサービス等同士の料金の近接性を確認する際には、同じ容量
2619 になるよう換算した上で比較する必要があるが、一部MNOから、前回、検
2620 証対象サービス等を選定した際とは異なるGB換算法が示されたところ、
2621 どのような手法により換算することが適当か。
2622 <MNOによる検証結果の妥当性>
2623 上記の議論の結果、検証を行う合理性が本研究会において認められたサービス等
2624 について、総務省から当該サービス等を提供するMNO各社に通知した(令和6年2
2625 月1日)。MNO各社は、令和6年3月末、モバイルスタックテスト指針に従って当該サ
2626 ービス等について検証を実施し、その結果を一部公表するとともに総務省に報告した。
2627 本研究会では、MNO各社の検証結果の妥当性について検討を行った。
2628 <次回以降の検証の進め方>
2629 このほか、今回の検証等を踏まえ、モバイルスタックテストの手法に係る各論点につ

2630 いても検討を行った。
2631 具体的には、利用者料金について、モバイルスタックテスト指針の改定により、今回
2632 の検証からFTTHアクセスサービスとモバイル契約のセット割引の影響を考慮すること
2633 とされたところ、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス(共用型)とモバイル契
2634 約のセット割引、家族割及び特定決済方法割引等の影響を考慮するか否かについて
2635 検討を行った。加えて、データ接続料相当額及び営業費相当額については、対象プ
2636 ラン・ブランドの傾向をより正確に反映する観点等から、計算方法の見直しの要否につ
2637 いて検討を行った。
2638 また、MVNO各社からは、MVNOはMNOと同等の通信品質を確保することが困
2639 難である旨の主張がなされたところ、モバイルスタックテストの観点から検討を行った。
2640 最後に、以上の検討結果を踏まえ、次回以降の検証に向けた方針について検討を
2641 行った。

2642 3. 検証対象サービス等の選定

2643 (1) 主な意見

2644 検証対象とすべきサービス等については、MVNO委員会、IIJ、オプテージ及びM
2645 NO3社に対しヒアリングを実施したところ、次のとおり、事業者及び構成員から意見が
2646 あった。

2647 ① 事業者からの意見

2648 < 前回検証対象サービス等の再検証の要否 >

- 2649 • 前回検証対象サービス等のうち、ahamo(20GB)、povo2.0(3GB)及びLINEM
2650 O(3GB)について、MVNOのサービス等と料金が近接しているのではないかと。
2651 【MVNO委員会、IIJ】
- 2652 • ahamo(20GB)については、接続料上昇等の状況変化がないため、改めての検
2653 証は不要ではないかと。【NTTドコモ】
- 2654 • povo2.0(3GB)については、前回検証時から
2655 • 利用者料金の変更は行っていないこと
2656 • 接続料の上昇もないこと(特にデータ接続料水準は大きく低廉化)
2657 から、再度の検証を行う必要はないのではないかと。【KDDI】
- 2658 • LINEMO(3GB)については、前回検証時から利用者料金の変更がなく、接
2659 続料も低下しており、再検証を行うような状況変化は見られないため検証不要
2660 ではないかと。【ソフトバンク】

2661 < 基準①: 料金の近接 >

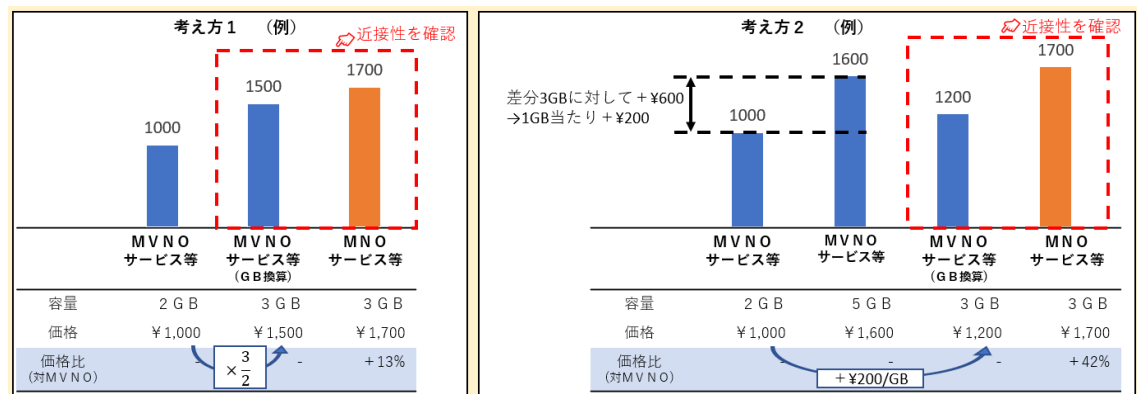
2662 【低容量帯プラン】

- 2663 • MNO3社の提供するサービス等のうち、irumo(3GB)、povo2.0(3GB)及び
2664 LINEMO(3GB)並びにUQ mobile(4GB)及びY!mobile(4GB)について、MV
2665 NOのサービス等と料金が近接しているのではないかと。【MVNO委員会】
- 2666 • MNO3社の提供するサービス等のうち、irumo(0.5GB)、irumo(3GB)、
2667 povo2.0(3GB)及びLINEMO(3GB)並びにUQ mobile(4GB)及び
2668 Y!mobile(4GB)について、MVNOのサービス等と料金が近接しているのでは
2669 ないかと。【IIJ】
- 2670 • MNO3社の提供するサービス等のうち、irumo(3GB)、UQ mobile(4GB)及
2671 びY!mobile(4GB)及びirumo(6GB)について、MVNOのサービス等と料金が
2672 近接しているのではないかと。【オプテージ】
- 2673 • irumo(0.5GB)は、MVNO料金を上回ることに加え、最大通信速度が異なるた
2674 め、検証不要ではないかと。【NTTドコモ】
- 2675 • irumo(3GB／6GB)は、MVNO料金を下回るため、検証対象としても良いの
2676 ではないかと。【NTTドコモ】
- 2677 • UQ mobile(4GB)は、料金近接の基準を満たしていないとみなすことが適当
2678 ではないかと。【KDDI】
- 2679 • Y!mobile(4GB)は、MVNOのサービス等とは一定の料金乖離が認められるの
2680 ではないかと。【ソフトバンク】
- 2681
- 2682 【中容量帯プラン】
- 2683 • MNO3社の提供するサービス等のうち、ahamo、povo2.0、UQ mobile、LINEMO
2684 O及びY!mobile(いずれも20GB、音声準定額込みでの比較)について、MVNO
2685 Oのサービス等と料金が近接しているのではないかと。【MVNO委員会】
- 2686 • MNO3社の提供するサービス等のうち、ahamo、povo2.0、UQ mobile及びLINEMO
2687 (いずれも20GB、音声準定額込みでの比較)について、MVNOのサービス等と料金が近接しているのではないかと。【IIJ】
- 2688
- 2689 • MNO3社の提供するサービス等のうち、UQ mobile(20GB、音声準定額込み
2690 での比較)及びY!mobile(20GB、データ通信料金のみでの比較)について、MVNO
2691 のサービス等と料金が近接しているのではないかと。【オプテージ】
- 2692 • povo2.0(20GB)及びUQ mobile(20GB)は、料金近接の基準を満たしていない
2693 とまでは言えないのではないかと。【KDDI】
- 2694 • LINEMO(20GB)は、前回検証対象となったNTTドコモのahamo(20GB)と類似
2695 プランであるため、検証不要ではないかと。【ソフトバンク】
- 2696 • Y!mobile(20GB)は、MVNOのサービス等とは一定の料金乖離が認められるの
2697 ではないかと。【ソフトバンク】
- 2698

- 2699 【①－1:音声通話準定額オプションの加算】
- 2700 • 全ての低容量帯サービス等について、音声準定額オプション料金を加算せず
- 2701 に料金近接性を確認。【MVNO委員会、IJ、オプテージ】
- 2702 • 一部の中容量帯サービス等に音声準定額サービスが基本料に含まれているこ
- 2703 とを踏まえ、全ての中容量帯サービス等について、音声準定額サービス込みの
- 2704 形で料金近接性を確認。【MVNO委員会、IJ】
- 2705 • 中容量帯サービス等のうち、音声準定額サービスが基本料に含まれているサー
- 2706 ビス等(UQ mobile(20GB))については、自社サービス等にも音声準定額オプ
- 2707 ションを料金を加算して料金近接性を確認。Y!mobile(20GB)は音声準定額サ
- 2708 ービスがオプションであることを踏まえ、音声準定額オプション料金を加算せず
- 2709 に料金近接性を確認。【オプテージ】
- 2710 • 全ての低容量帯サービス等について音声準定額オプション料金を加算せずに
- 2711 料金近接性を確認。【NTTドコモ、KDDI】
- 2712 • MVNOから指摘を受けたサービス等及び当該MVNOのサービス等のいずれ
- 2713 も音声準定額サービスが基本料に含まれていないが、低容量帯／中容量帯の
- 2714 全てのサービス等について音声準定額オプション料金を加算して料金近接性を
- 2715 確認。【ソフトバンク】
- 2716
- 2717 【①－2:FTTHセット割引額の控除】
- 2718 • MNOのサービス等の料金からFTTHアクセスサービスとのセット割引額全額を
- 2719 控除し、MVNOのサービス等の料金からFTTHアクセスサービスとのセット割
- 2720 引額全額を控除せずに料金近接性を確認。【MVNO委員会、IJ、オプテージ】
- 2721 • 当社のFTTHアクセスサービスとのセット割引は、割引額全額をFTTHアクセス
- 2722 サービスの料金から割り引いている。【IJ】
- 2723 • MNOのサービス等の料金からFTTHアクセスサービスとのセット割引額全額を
- 2724 控除し、MVNOのサービス等の料金からFTTHアクセスサービスとのセット割
- 2725 引額全額を控除せずに料金近接性を確認。【NTTドコモ】
- 2726 • MNOのサービス等の料金、MVNOのサービス等の料金いずれについても、F
- 2727 TTHアクセスサービス1回線に対して、モバイルサービス1回線を紐付ける想定
- 2728 でセット割引額を按分、モバイルサービスに係る按分額を控除し、料金近接性を
- 2729 確認。FTTHアクセスサービスの独立販売価格として、戸建て用とマンション用
- 2730 の独立販売価格の平均値を用いる。【KDDI】
- 2731 • MNOのサービス等の料金から、戸建て用FTTHアクセスサービス1回線に対し
- 2732 てモバイルサービス複数回線を紐付ける想定でセット割引額を按分、モバイル
- 2733 サービスに係る按分額を控除。MVNOのサービス等の料金からはセット割引額
- 2734 全額を控除せずに料金近接性を確認。【ソフトバンク】

【①－3:GB換算方法】

- 前回、検証対象サービス等を選定した際と同様、MVNOのサービス等(X[GB])とMNOのサービス等(Y[GB])を比較する際には、MVNOのサービス等の料金を(Y/X)倍することでY[GB]相当に換算する。(以下「考え方1」参照)【NTTドコモ、ソフトバンク】
- X_1 [GB]のMVNOのサービス等の料金と X_2 [GB]のMVNOのサービス等の料金の差分から、MVNOのサービス等の1GB単位の料金を算出し、それを用いてMVNOのサービス等のY[GB] 相当の料金を算出する。(以下「考え方2」参照)【KDDI】



(出所) 第80回会合資料80－1(事務局資料)より抜粋

【図5－1 GB換算方法の考え方1及び考え方2の例】

＜基準②:具体的な課題に基づく要望＞

- 当社サービス等からMNOの廉価プラン及びサブブランドに毎月一定の割合で転出。今年度はMNO各社サブブランドからの新プラン提供開始があり、前年度に比べ廉価プラン・サブブランドへの転出割合は大きく増加している。【IIJ】
- 容量帯を問わず、弊社サービスからMNOのサブブランド等への転出割合は継続して高い傾向。低容量帯についてはirumoへの転出割合も増加傾向。【オプテージ】
- MNPシステムにおける移行先情報の抽出が困難である点はMNOも同様であるため、アンケートによる情報抽出が現実的な対応となり得る。【KDDI】
- 研究会第七次報告書にて「より説得力のあるデータを示すことができるよう、転出する利用者へのアンケート方法等について見直すことも考えられる」とされていたところ、MVNOの提示内容が前回の検証時と比較して「より説得力のあるデータ」となっているのか等についても確認が必要。【KDDI】

2761 <基準③:検証の合理性>
2762 【最大通信速度が制限されたサービス等】
2763 ・ irumo(0.5GB)については、最大通信速度が3Mbpsでありその他のサービス等と
2764 は異なるため、検証不要ではないか。【NTTドコモ】
2765
2766 【低容量帯サービス等の優先的検証】
2767 ・ 低容量帯のサービス等はMVNOの主力領域であることも鑑み、検証対象として
2768 要望したMNOのサービス等のうち、特に3GB～6GBの優先的な検証を要望。
2769 【オペテージ】
2770

2771 ② 構成員からの意見

2772 ・ 基準①料金の近接について、MNOとMVNOの料金を比較すると言っても、F
2773 TTHセット割引の有無、音声通話準定額オプションの有無、容量の差等、様々
2774 な状況を踏まえて比較できるようにするために、考え方が複数あった。今回、理
2775 屈のみで対象を絞ることができなかった部分に関しては、複数の考え方に沿っ
2776 た数字を作った上で判断する形で検討しており、今回はそのような方法で対象
2777 サービス等を絞ることで結構だと考える。ただ、より考え方が精緻化できる点もあ
2778 ると思うので、これからまた経験を重ねて、議論を深めていきたい。
2779 ・ 基準①料金の近接について、今回は、各社が用いた様々な判断手法に逐一对
2780 応した上で判断するし、併せて、③検証の合理性について、何が合理的かとい
2781 う観点から、①料金の近接や②具体的な課題に基づく要望についても総合的
2782 に考慮した形で判断するものと理解している。特に合理性という点に関しては、
2783 今後の検証の蓄積で枠組みが形成されるものと考えている。
2784 ・ 3つの基準にしたがって検討した結果、irumo(3GB及び6GB)、UQ mobile ミニ
2785 ミニプラン(4GB)及びY!mobile シンプル2 S(4GB)について、本件の検証対
2786 象とする合理性を認めることで良いと思う。

2787 (2)考え方

2788 以上の各者意見も踏まえた、検証対象サービス等の選定に係る本研究会の考え方
2789 は次のとおりである。

2790 <前回検証対象サービス等の再検証の要否>
2791 令和4年度に行われた検証の概要は以下のとおりである。
2792 ・ モバイルスタックテスト指針に基づき、本研究会における検討を踏まえ、MVN
2793 Oから要望が寄せられたサービス等のうち、NTTドコモの ahamo(20GB)、KD
2794 DIの povo2.0(3GB)及びソフトバンクのLINEMOミニプラン(3GB)を検証対

- 象サービス等として決定した。
- MNO3社は、検証対象サービス等について、モバイルスタックテスト指針に基づき検証を実施し、いずれも「接続料等」が「利用者料金」を下回っているとの結果を公表した。
 - 本研究会においてMNO3社の検証結果の妥当性を確認したところ、検証対象サービス等の利用者料金と接続料等との関係は、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものではないと考えることが適当とされた。

今般、MVNOから、令和4年度に検証対象となった3サービス等について、令和5年度においても再度要望が寄せられたところ、本研究会第七次報告書において、「今回の検証対象となったサービス等については、利用者料金の低廉化や接続料等の上昇等、今回の検証からの状況変化がみられない限りにおいては、再度の検証を行わないことが適当である。」とされたことを踏まえ、令和5年度の検証対象サービス等を選定する時点において、令和4年度検証時から利用者料金や接続料等について状況変化が見られるかについて確認した。

前回検証 対象サー ビス等	利用者料金 (*1)		接続料等					
			音声接続料等				データ接続料	
			音声接続に係る基本料 (*2)		音声接続料			
	前回検証時 (2023年 3月)	2024年 1月 現在	前回検証時 (2023年 3月)	2024年 1月 現在	前回検証時 (2023年 3月)	2024年 1月 現在	前回検証時 (2023年 3月)	2024年 1月 現在 (*3)
ahamo (20GB)	2,970円	2,970円 (-)			7.54円/3分	7.47円/3分 (▲0.8%)	20.3万円 /10Mbps	15.6万円 /10Mbps (▲23.0%)
povo2.0 (3GB)	990円	990円 (-)			9.35円/3分	8.23円/3分 (▲11.9%)	21.2万円 /10Mbps	13.1万円 /10Mbps (▲38.1%)
LINEMO (3GB)	990円	990円 (-)			9.27円/3分	9.15円/3分 (▲1.2%)	18.8万円 /10Mbps	12.6万円 /10Mbps (▲32.9%)

(*1) 税込表示
 (*2) 緊急通報等に係る卸料金（コストベース）を含む
 (*3) MVNOから本件検証を実施する旨の要望があった時点で、MVNOがMNOに支払っている予測接続料
 (*4) 課金情報提供機能を含む
 (*5) 緊急通報等に係る卸料金（コストベース）は、接続約款に金額を公表していないため、構成員限り

(出所) 第80回会合資料 80-1 (事務局資料) より抜粋

【図5-2 前回検証対象サービス等に係る前回検証時からの状況変化】

その結果、前回検証対象サービス等である ahamo (20GB)、povo2.0 (3GB) 及び LINEMO (3GB) については、いずれも、利用者料金については前回検証時から変化がなく、接続料等については前回検証時よりも低廉化しており、「利用者料金と接続料等との関係は価格圧搾による不当な競争を引き起こすものではないと考えることが適当である」とされた前回検証時から状況変化が見られないと考えられる。このため、今般の検証では、これらのサービス等については、再度の検証は不要とすることが適当である。

< 基準①: 料金の近接 >

【今回の議論の対象となったサービス等】

2822 低容量帯プラン及び中容量帯プランにおいて、今回の議論の対象となったサービ
2823 ス等は以下のとおりである。

MVNO側から料金近接の指摘があったプラン (税込)											
低容量帯 プラン	MVNOプラン				MNOプラン						
	mineo	IIJmio	IIJmio	mineo	irumo	irumo	povo2.0	LINEMO	UQ mobile	Y!mobile	irumo
データ容量	1 GB	2 GB	5 GB		0.5GB	3 GB			4 GB		6 GB
データ通信 料金	¥ 1,298	¥ 850	¥ 990	¥ 1,518	¥ 550	¥ 2,167	¥ 990(*)	¥ 990	¥ 2,365	¥ 2,365	¥ 2,827
FTTHとの セット割引 総額	(- ¥ 330)	(- ¥ 660)	(- ¥ 660)	(- ¥ 330)	セット割 対象外	- ¥ 1,100	セット割 対象外	セット割 対象外	- ¥ 1,100	- ¥ 1,100	- ¥ 1,100
月額料金	¥ 1,298	¥ 850	¥ 990	¥ 1,518	¥ 550	¥ 1,067	¥ 990	¥ 990	¥ 1,265	¥ 1,265	¥ 1,727
備考							前回検証済	前回検証済			

MVNOのFTTHセット割引額は全額FTTHから割り引いているとして、MVNOの料金にはFTTHセット割引を適用せずと比較

MNOの料金にはFTTHセット割引を全額適用して比較

(*) 月額基本料金0円に、30日間有効の3GBトッピング料金990円を加算したもの
※MVNOは、低容量帯については、全てのサービス等について、音声定額料金を含まない形で比較。
※各社プランの内容は2023年12月19日時点のもの
(本研究会第78回MVNO委員会資料、IIJ資料及びオプテージ資料等を参考に総務省で作成)

2824 (出所) 第 80 回会合資料 80－1 (事務局資料) より抜粋
2825
2826 【図5－3 議論の対象となったサービス等 (低容量帯プラン)】
2827
2828

MVNO側から料金近接の指摘があったプラン								(税込)
中容量帯プラン	MVNOプラン		MNOプラン					
	IIJmio	mineo	ahamo	povo2.0	UQ mobile	LINEMO	Y!mobile	
データ容量	20GB		20GB					
データ通信料金	¥ 2,000	¥ 2,178	¥ 2,970	¥ 2,700(*1)	¥ 3,278	¥ 2,728	¥ 4,015	
FTTHとのセット割引 総額	(- ¥ 660)	(- ¥ 330)	セット割対象外	セット割対象外	セット割対象外	セット割対象外	- ¥ 1,650	
音声 5 分定額料金	¥ 500	—	基本料に含む	¥ 550	—	¥ 550	—	
音声10分定額料金	¥ 700	¥ 550	—	—	基本料に含む	—	¥ 880	
月額 料金	データ通信料金のみ	¥ 2,000	¥ 2,178	—	¥ 2,700	—	¥ 2,728	¥ 2,365
	音声5分定額込み	¥ 2,500	—	¥ 2,970	¥ 3,250	—	¥ 3,278	—
	音声10分定額込み	¥ 2,700	¥ 2,728	—	—	¥ 3,278	—	¥ 3,245
備考		(*2)	前回検証済				(*2)	

(*)1 月額基本料金0円に、30日間有効の20GBトッピング料金2,700円を加算したもの
(*)2 MVNOは、MVNOのFTTHセット割引額は全額FTTHから割り引いているとして、MVNOの料金にはFTTHセット割引を適用せず、MNOの料金にはFTTH
セット割引を全額適用して比較。
※各社プランの内容は2023年12月19日時点のもの
(本研究会第78回MVNO委員会資料、IIJ資料及びオプテージ資料等を参考に総務省で作成)

2829 (出所) 第 80 回会合資料 80－1 (事務局資料) より抜粋
2830
2831 【図5－4 議論の対象となったサービス等 (中容量帯プラン)】
2832
2833

2834 【①－1: 音声通話準定額オプションの加算】

2835 今回比較を行うMNO及びMVNOのサービス等のうち、音声準定額サービスが基
2836 本料に含まれるものは、低容量帯においては存在せず、中容量帯においてはUQ
2837 mobile (20GB) のみであった。音声準定額サービスが基本料に含まれているサービス

等との料金近接性を確認する際には、比較の条件を揃えるため、もう一方においても音声準定額オプション料金を加算して比較することが適当である。

一方、一部事業者は、音声準定額サービスが基本料に含まれていないサービス等
同士の料金近接性を確認する際にも、両サービス等に音声準定額オプション料金を
加算して比較しているところ、どのような条件で比較することが適当かについて検討を
行った。

まず、MNOとMVNOの音声準定額オプション料金のみを比較すると、MNOの方
が高い価格設定であるため、MNO、MVNO双方のサービス等に音声準定額オプシ
ョン料金を加算して比較した場合、両サービス等の料金がより近接しない形での比較
となる。

■（参考）MNO及びMVNOの音声通話準定額オプション料金（低容量帯）（税込）

低容量帯 プラン	MVNOプラン				MNOプラン						
	mineo	IIJmio	IIJmio	mineo	irumo	irumo	povo2.0	LINEMO	UQ mobile	Y!mobile	irumo
データ容量	1 GB	2 GB	5 GB		0.5GB	3 GB			4 GB		6 GB
データ通信 料金	¥ 1,298	¥ 850	¥ 990	¥ 1,518	¥ 550	¥ 2,167	¥ 990 ^(※1)	¥ 990	¥ 2,365	¥ 2,365	¥ 2,827
音声 5 分 定額料金	—	¥ 500	¥ 500	—	¥ 880	¥ 880	¥ 550	¥ 550	—	—	¥ 880
音声 10 分 定額料金	¥ 550	¥ 700	¥ 700	¥ 550	—	—	—	—	¥ 880	¥ 880	—
備考							前回検証済	前回検証済			

■（参考）MNO及びMVNOの音声通話準定額オプション料金（中容量帯）（税込）

中容量帯プラン	MVNOプラン		MNOプラン				
	IIJmio	mineo	ahamo	povo2.0	UQ mobile	LINEMO	Y!mobile
データ容量	20GB		20GB				
データ通信料金	¥ 2,000	¥ 2,178	¥ 2,970	¥ 2,700 ^(※2)	¥ 3,278	¥ 2,728	¥ 4,015
音声 5 分定額料金	¥ 500	—	基本料に含む	¥ 550	—	¥ 550	—
音声 10 分定額料金	¥ 700	¥ 550	—	—	基本料に含む	—	¥ 880
備考			前回検証済				

(※1) 月額基本料金0円に、30日間有効の3GBトッピング料金990円を加算したもの。
(※2) 月額基本料金0円に、30日間有効の20GBトッピング料金2,700円を加算したもの
※各社プランの内容は2023年12月19日時点のもの

（総務省作成）

（出所）第 80 回会合資料 80－1（事務局資料）より抜粋
【図5－5 議論の対象となったサービス等の音声通話準定額オプション料金】

これを踏まえると、MNO、MVNOのサービス等のいずれにも音声準定額サービス
が基本料に含まれていない低容量帯においては、音声準定額オプション料金を加算
せずに料金近接性を比較することが適当である。

中容量帯については、一部のサービス等には音声準定額サービスが基本料に含ま
れていること等を踏まえ、データ通信料金のみの場合／音声準定額オプションを加算
する場合の、両方の方法で確認した上で総合的に判断することが適当である。

【①－2:FTTHセット割引額の控除】

モバイルスタックテスト指針においては、MNOのサービス等とMVNOのサービス等との料金近接性を確認する際に、

- MNOのサービス等の料金:FTTHアクセスサービスとのセット割引が存在する場合には、セット割引を適用した料金
- MVNOのサービス等の料金:MNOのサービス等にFTTHアクセスサービスとのセット割引が存在し、MVNOのサービス等にもFTTHアクセスサービスとのセット割引が存在する場合には、セット割引を考慮した料金

を用いることとしている。

今般、MVNOは、MNOのサービス等の料金からFTTHアクセスサービスとのセット割引額全額を控除し、MVNOのサービス等の料金からFTTHアクセスサービスとのセット割引額全額を控除しない形で比較を行った一方、MNOは各社により異なる比較を行ったところ、料金近接性を確認する際にセット割引額をどう考えることが適当かについて検討を行った。

一部のMNOからは、FTTHアクセスサービスとのセット割引総額を一定の仮定に基づき按分し、モバイルサービスに係る按分額をサービス等の料金から控除し、料金近接性の確認を行う考え方が示された。

検証対象サービス等の選定後に実際にMNOにおいて検証を行う際には、ガイドラインに基づき、FTTHアクセスサービスとのセット割引額について、FTTHアクセスサービス及びモバイルサービスの独立販売価格や当該セット割引に紐付く回線数を用いてセット割引額を按分し、モバイルサービスの利用者料金から控除することとされている。このことから、料金近接性の確認を行う際にも、同様の比較を行うことが可能であれば、この考え方により比較することが合理的だが、実際には、各社の内部データを含む多くのデータが必要になり、他社のサービス等の料金を計算することは不可能であるため、これは現実的ではなく、料金近接性の確認の際には、なるべく簡便な方法で比較することが望ましい。

この際、MVNOのサービス等の料金については、

- MVNOから、FTTHアクセスサービスとのセット割引に係る割引額は、全額FTTHアクセスサービスの料金の割引である旨の説明があったこと
- MNOにおいても、3社中2社は、MVNOのサービス等の料金からはセット割引額全額を控除せずに近接性を確認していること
- IIJ及びオプテージによれば、2社のFTTHアクセスサービスとのセット割引は、MNOとは異なり、FTTHアクセスサービス1回線につきモバイルサービス1契約までしか割引を実施していないこと

といった点を踏まえれば、現時点の簡便な方法での比較としては、MVNOのサービ

ス等の料金からはFTTHアクセスサービスとのセット割引額は全額控除せずに料金近接性の確認を行うことに一定の合理性があると考えられる。

一方、MNOのサービス等の料金については、

- NTTドコモについては、当該社及びMVNOの意見のとおり、FTTHアクセスサービスとのセット割引額を全額控除する方法

- KDDI及びソフトバンクについては、FTTHアクセスサービスとのセット割引額を全額控除する方法及び当該各社の意見にあった以下の方法の2通り

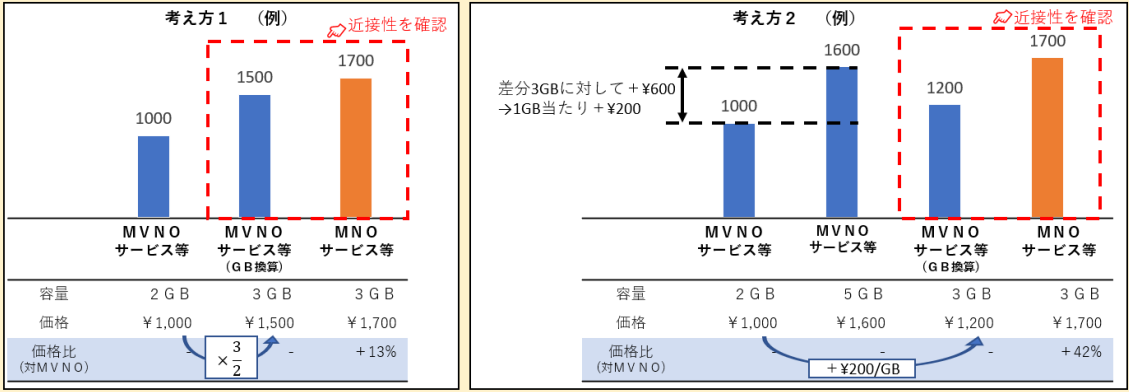
- FTTHアクセスサービスの料金は戸建て用とマンション用の平均値を用いて、FTTHアクセスサービス1回線に対してモバイルサービス1回線を紐付ける想定で、FTTHアクセスサービスとのセット割引額を按分し、控除する方法【KDDI】

- FTTHアクセスサービスの料金は戸建て用のものを用い、FTTHアクセスサービス1回線に対してモバイルサービス複数回線を紐付ける想定で、FTTHアクセスサービスとのセット割引額を按分し、控除する方法【ソフトバンク】

により比較し、総合的に判断することが適当である。

【①－3:GB換算方法】

料金近接性を確認する際に、両サービス等で容量が異なる場合、同じ容量に換算して比較する必要がある。前回、検証対象サービス等を選定した際には、考え方1により料金近接性の確認を行った。今般、一部MNOからはこれとは異なるGB換算方法(考え方2)が示されたところ、今回は両方の手法で比較を行うことが適当である。



(出所) 第80回会合資料 80-1 (事務局資料) より抜粋

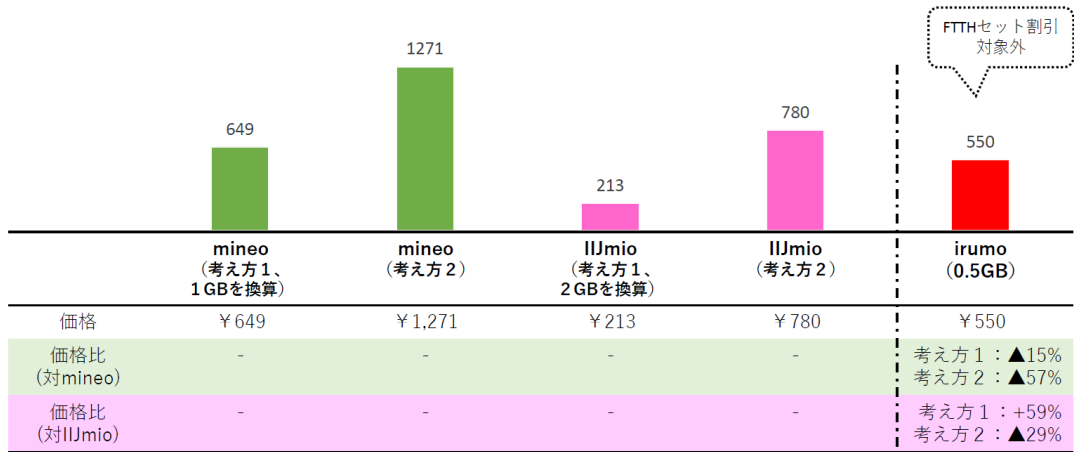
【図5-6 GB換算方法の考え方1及び考え方2】(再掲)

【低容量帯プラン】

まず、0.5GBのサービス等について、料金の近接性を確認した。具体的には、

IIJmio 及び mineo のプランの月額料金を、議論の対象となったMNOのサービス等と同じ容量の 0.5GBに換算し、料金の近接性を確認した。このとき、本節の【①－1：音声通話準定額オプションの加算】のとおり、「MNO、MVNOのサービス等のいずれにも音声準定額サービスが基本料に含まれていない低容量帯においては、音声準定額オプション料金を加算せずに料金近接性を比較する」こととした。

・データ通信料金のみ



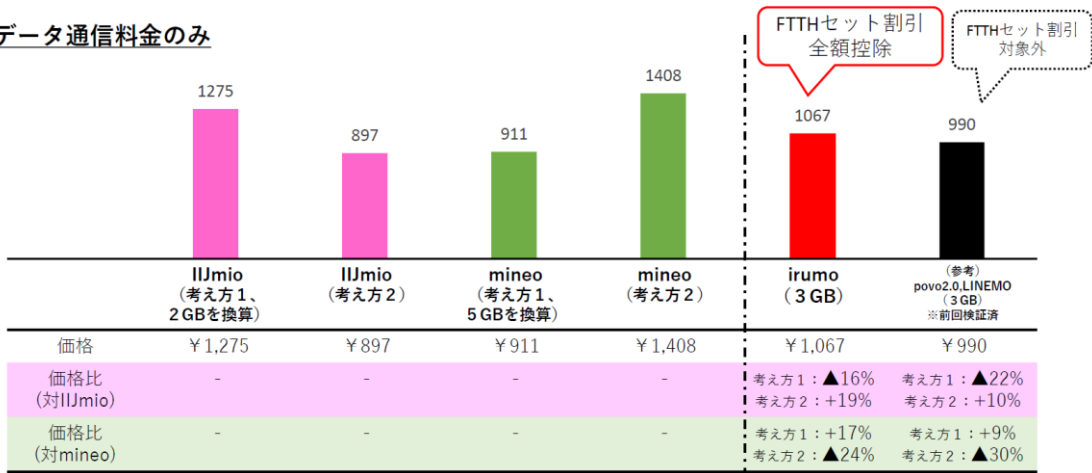
(出所) 第 80 回会合資料 80－1 (事務局資料) より抜粋

【図5－7 料金の近接状況に関する分析(低容量帯プラン(0.5GB))】

この結果、irumo (0.5GB) については、mineo (考え方1及び考え方2) 及びIIJmio (考え方2) の料金を下回っているため、基準①を満たすとみなすことが適当である。

同様に、3GBのサービス等についても、料金の近接性を確認した。

・データ通信料金のみ

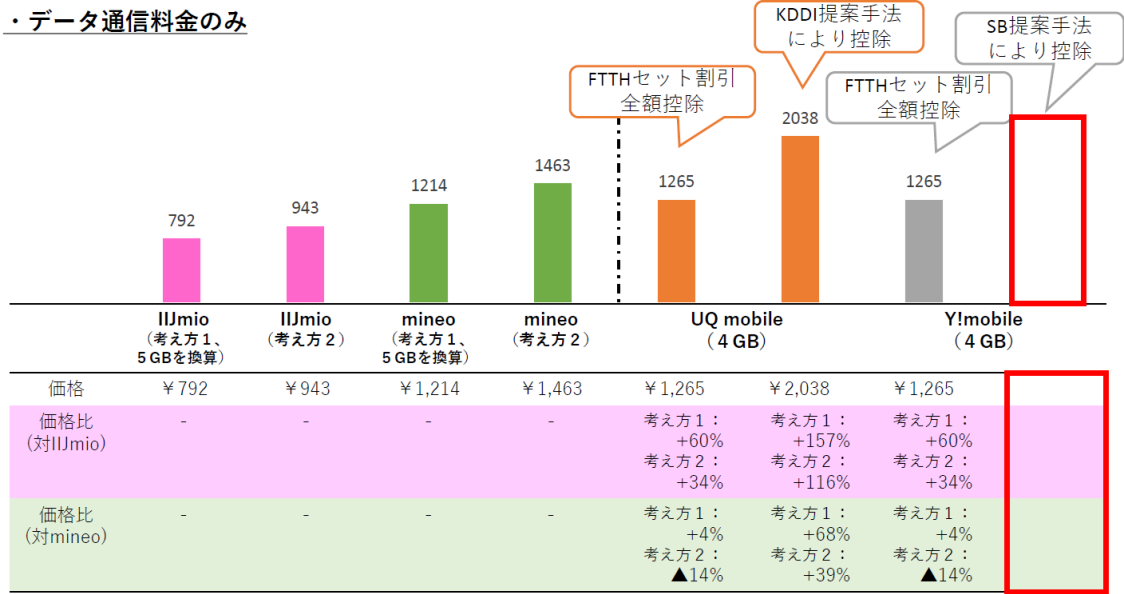


(出所) 第 80 回会合資料 80－1 (事務局資料) より抜粋

【図5－8 料金の近接状況に関する分析(低容量帯プラン(3GB))】

この結果、irumo (3GB)については、FTTHアクセスサービスとのセット割引額を全額控除した場合、IIJmio (考え方1) 及び mineo (考え方2) を下回っているため、基準①を満たすとみなすことが適当である。

同様に、4GBのサービス等についても、料金の近接性を確認した。



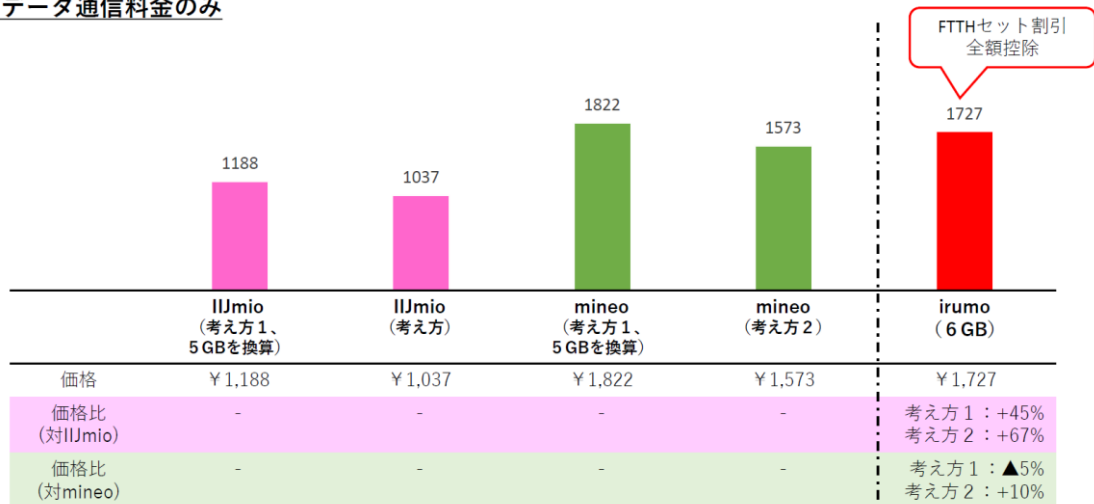
(出所) 第 80 回会合資料 80-1 (事務局資料) より抜粋

【図5-9 料金の近接状況に関する分析(低容量帯プラン(4GB))】

この結果、UQ mobile (4GB) 及び Y!mobile (4GB) について、FTTHアクセスサービスとのセット割引額を全額控除した場合、mineo (考え方2) の料金を下回っているため、基準①を満たすとみなすことが適当である。

同様に、6GBのサービス等についても、料金の近接性を確認した。

・データ通信料金のみ

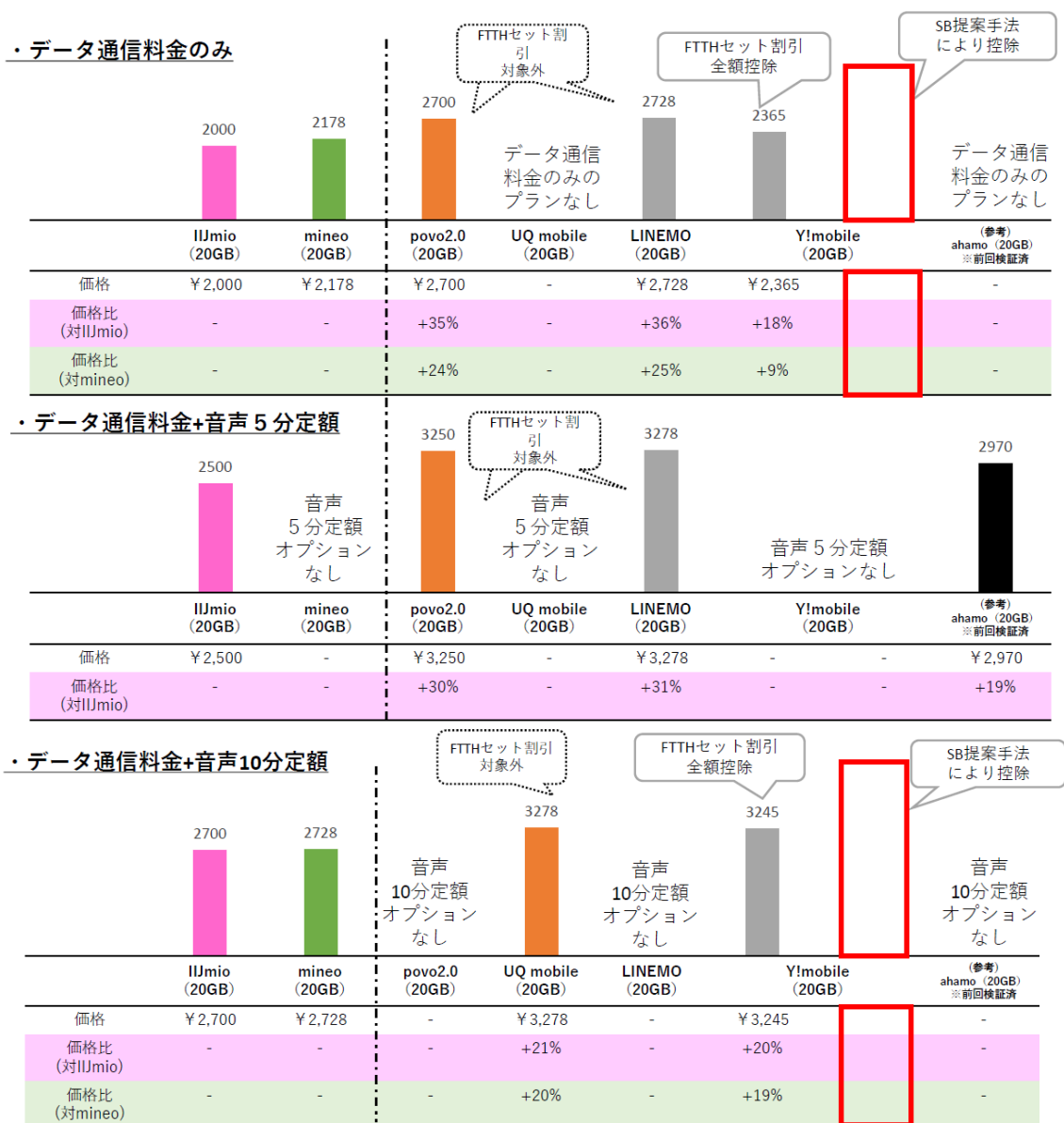


【図5-10 料金の近接状況に関する分析(低容量帯プラン(6GB))】

この結果、irumo(6GB)については、FTTHアクセスサービスとのセット割引額を全額控除した場合、mineo(考え方1)を下回っているため、基準①を満たすとみなすことが適当である。

【中容量帯プラン】

低容量帯プランと同様に、IJmio及びmineoのプランの月額料金を、議論の対象となったMNOのサービス等と同じ容量の20GBに換算し、料金の近接性を確認した。このとき、本節の【①-1:音声通話準定額オプションの加算】のとおり、「中容量帯については、一部のサービス等には音声準定額サービスが基本料に含まれていること等を踏まえ、データ通信料金のみの場合／音声準定額オプションを加算する場合の、両方の方法で確認した上で総合的に判断する」こととした。



(出所) 第80回会合資料 80-1(事務局資料)より抜粋
【図5-11 料金の近接状況に関する分析(中容量帯プラン(20GB))】

この結果、povo2.0(20GB)については、MVNOの料金と一定程度近接している(24%~35%)ため、基準①を満たさないとまでは言えないと考えられる。

UQ mobile(20GB)については、MVNOの料金と一定程度近接している(20%~21%)ため、基準①を満たさないとまでは言えないと考えられる。

LINEMO(20GB)については、MVNOの料金と一定程度近接している(25%~36%)ため、基準①を満たさないとまでは言えないと考えられる。

Y!mobile(20GB)については、FTTHアクセスサービスとのセット割引額を全額

2995 控除した場合、MVNOの料金との近接度合いが高く(9%~20%)、特にmineoとの
2996 乖離が10%未満であることから、基準①を満たすとみなすことが適当である。

2997

2998 ＜基準②:具体的な課題に基づく要望＞

2999 MVNOからは、昨年度と同様、転出する利用者に対して実施した転出先に関する
3000 アンケートの結果により、具体的な転出データが示された。

3001 MVNOから寄せられた利用者の転出に関する課題を踏まえれば、

3002 • 低容量帯においては、irumo(0.5GB)、irumo(3GB)、UQ mobile(4GB)、
3003 Y! mobile(4GB)及びirumo(6GB)が基準②を満たすとみなすことが適当で
3004 ある。

3005 • 中容量帯においては、UQ mobile(20GB)及びY! mobile(20GB)が基準②
3006 を満たすとみなすことが適当である。

3007 なお、本研究会第七次報告書において、「今後は、MVNOが本件検証の要望をす
3008 る際に、より説得力のあるデータを示すことができるよう、転出する利用者へのアンケ
3009 ート方法等について見直すことも考えられる。」とされているところ、今般、IIJ及びオブ
3010 テージが示したデータでは、アンケート集計方法を改善したことにより、前回要望時に
3011 比べてデータ抽出数が増加している。これにより、前回要望時に比べて、より実態に即
3012 した説得力のあるデータが示されたと考えることが適当である。

3013

3014 ＜基準③:検証の合理性＞

3015 **【最大通信速度が制限されたサービス等】**

3016 irumo(0.5GB)については、以下の点から、MVNOのサービス等と同等ではない
3017 と考えられることから、基準③を満たさないとみなすことが適当である。

3018 • 現状、MVNO等のサービスは最大通信速度が制限されていないものが一般
3019 的と考えられること

3020 • 一部のMVNOでは、最大通信速度を3Mbps以下に制限したプランが提供さ
3021 れているが、当該プランには容量制限が存在しないこと

3022

3023 **【低容量帯サービス等の優先的検証】**

3024 UQ mobile及びY! mobileについては、低容量帯(4GB)及び中容量帯(20GB)
3025 の両方において、基準①及び基準②の観点から検証対象となりうるが、現時点におい
3026 ては低容量帯のサービス等がMVNOの主力領域であることを踏まえ、モバイル競争
3027 環境に与える影響の大きさに鑑みて、今回の検証においては低容量帯(4GB)が基
3028 準③を満たすとみなすことが適当である。

3029

3030 <検証対象サービス等について>
3031 基準①、②、③及びこれまでの本研究会における議論を踏まえれば、以下のサービ
3032 ス等について、本件検証の対象とすることが適当である。

3033 【表5－1 検証対象サービス等】

事業者	ブランド等	データ容量	対象サービス等
NTTドコモ	irumo	3GB及び6GB	irumo
KDDI	UQ mobile	4GB	ミニミニプラン
ソフトバンク	Y! mobile	4GB	シンプル2 S

3034
3035 総務省においては、これらのサービス等について当該サービス等を提供するMNO
3036 に通知した(令和6年2月1日)。これを踏まえ、MNO各社は、令和6年3月末、モバイ
3037 ルスタックテスト指針にしたがって当該サービスについて検証を実施し、その結果を一
3038 部公表するとともに総務省に報告した。

事業者	対象サービス等	検証に用いた項目	検証結果
NTTドコモ	irumo (3GB及び6GB)	(1) 設備等費用 ①データ接続料相当額 ②音声接続料相当額 ③その他の設備費用(国際ローミングに係る費用、インターネット接続サービスに係る費用等) (2) 営業費相当額 (3) 利用者料金	○
KDDI	UQ mobile ミニミニプラン (4GB)		○
ソフトバンク	Y!mobile シンプル2 S (4GB)		○

3039
3040 ※検証対象サービス等の利用者料金による収入と当該サービス等の提供に必要な設備等費用の差分が営業費相当額を下回ら
3041 ない場合に、検証結果を”○”とする。

3042 (出所)第 83 回会合資料 83－1(事務局資料)より抜粋
3043 【図5－12 MNO各社における検証結果】

3045 4. MNOによる検証結果の妥当性

3046 (1)考え方

3047 MNO各社が実施した検証結果は、いずれのサービス等についても利用者料金に
3048 よる収入と当該サービス等の提供に必要と考えられる設備等費用の差分が営業費相
3049 当額を下回らないものであり、当該対象サービス等の利用者料金と接続料等との関係
3050 は価格圧搾による不当な競争を引き起こすものではないと考えることが適当である。

3051 なお、検証に用いられた各項目については、本研究会において次のとおり考え方
3052 の妥当性が確認された。

3053 <設備等費用①:データ接続料相当額>

3054 モバイルスタックテスト指針において、データ接続料相当額は次の式にしたがって
3055 算出することとされているが、MNO3社において適切に算出されていることが確認さ

3056 れた。

3057
$$\frac{\text{設備容量の上限値 (Mbps)} \times \text{届出接続料の単価 (円/10Mbps)}}{\frac{\text{最繁時トラヒック量 (GB/BH)}}{\text{最繁時集中率 (\%)}}} \times 30.4 \text{ (日)}$$

3058 なお、以上の式の「設備容量の上限値」、「最繁時トラヒック量」及び「最繁時集中率」
3059 は、令和4年度の検証時と同様、MNO3社いずれも、対象サービス等ごとの値ではな
3060 く、全ブランド共通の値を採用しており、MNO3社で共通した考え方が用いられてい
3061 ることが確認された。

3062 <設備等費用②:音声接続料相当額>

3063 モバイルスタックテスト指針において、音声接続料相当額は、MNOがMVNO(の
3064 利用者)に提供する音声伝送役務に係る全契約数のうちどの程度の割合が接続機能
3065 を利用しているかにより、次のとおり算出することとされている。

3066 • (i) 全契約数の過半数が接続機能を利用している場合
3067 基本料については音声伝送役務に係る届出接続料の基本料により、通話料に
3068 ついては当該届出接続料の通話料に1人当たりの平均通話時間を乗じた額に
3069 より算出する。

3070 • (ii) 接続機能を利用している契約数が全契約数の半数以下の場合
3071 基本料については音声伝送役務に係る卸役務の基本料により、通話料につい
3072 ては音声伝送役務に係る届出接続料の通話料に1人当たりの平均通話時間を
3073 乗じた額により算出する。ただし、接続機能を利用している契約数が全契約数
3074 の半数以下となっている場合であっても、特段の事情により指定設備設置事業
3075 者が音声伝送役務を提供する競争事業者数のうち過半数が接続機能を利用し
3076 ているときには、(i)と同様の方法で算出する。

3077 この点、MNO3社において、各社とも「全契約数の過半数が接続機能を利用して
3078 いる場合」に該当することから、以上のうち(i)に基づいて算出していることが確認された。

3079 <設備等費用③:その他の設備費用>

3080 モバイルスタックテスト指針において、その他の設備費用については、インターネッ
3081 ト接続サービスに係る費用、P-GW³⁹に係る費用、他事業者との接続に際して支払う
3082 費用及び国際ローミングに係る費用の合計により算出することとされているところ、MN
3083 O3社においてモバイルスタックテスト指針に従って算出していることが確認された。

3084 <営業費相当額>

3085 モバイルスタックテスト指針において、営業費相当額は、二種会計規則に基づく移
3086 動電気通信役務収支表の営業収益に対する営業費（社会貢献活動に係る営業費

³⁹ Packet Data Network Gateway

3087 等指定事業者のサービス等(それに付随するものを含む。)の提供を直接目的としな
3088 いものを除く。また、検証対象となったサービス等の提供に際して発生し得ない費用が
3089 ある場合、当該費用については営業費から除く。)の割合の直近5年間の平均値によ
3090 り算出することとされている。

3091 この点、令和4年度の検証においては、検証対象サービス等がいずれもオンライン
3092 限定プランであったため、MNO3社において、対象サービス等の提供に際して発生し
3093 えない営業費(オンライン限定プランにおける店頭販売に係る営業費等)を除外した
3094 上で平成29年度から令和3年度の営業費比率の平均を用いて営業費相当額の割合
3095 を算出していたが、今般の検証対象サービス等は、いずれもオンライン限定プランで
3096 はなく店頭で契約可能なプランであるため、店頭販売に係る営業費等の控除は行わ
3097 ずに、平成30年度から令和4年度の営業費比率の平均を用いて営業費相当額の割
3098 合を算出していることが確認された。

3099

3100 <利用者料金>

3101 モバイルスタックテスト指針において、利用者料金のうち、音声通話に係る料金につ
3102 いては、本件検証の対象サービス等における各音声通話プランへの加入割合及び各
3103 音声通話プラン加入者が支払う平均通話料(定額料金及び従量料金を含む。)に基
3104 づく加重平均により算出することとされている。

3105 この点、MNO3社において、音声通話料は対象サービス等の契約者に占める定額
3106 プラン加入者、準定額プラン加入者及びプラン未加入者の構成比等に基づき算出
3107 していることが確認された。

3108 また、モバイルスタックテスト指針において、利用者料金に関する割引については、
3109 以下に基づき、1人当たり割引相当額を算出し、利用者料金の額から控除することとさ
3110 れている(ただし、社会福祉を目的とする割引であって、公的機関が発行する証明書
3111 の確認を要件とするもの及び非通信サービス等とのセット割引は控除しないこととされ
3112 ている。)

- 3113 • 指定事業者が提供する全てのサービス等に適用される割引にあつては、全ての
3114 利用者に占める現に割引を受ける者の割合に割引額を乗じた金額
- 3115 • 検証対象サービス等を含む一部のサービス等にのみ適用される割引にあつて
3116 は、当該一部のサービス等の利用者に占める現に割引を受ける者の割合に割
3117 引額を乗じた金額
- 3118 • FTTHアクセスサービス(検証対象サービス等を提供する指定事業者以外の電
3119 気通信事業者が提供するものを含む。)とのセット割引にあつては、検証対象サ
3120 ービス等の利用者に占める現に当該セット割引を受ける者の割合に、当該セット

3121 割引の割引額のうち検証対象サービス等に係る割引額を乗じた金額⁴⁰。なお、
3122 検証対象サービス等に係る割引額は、次のとおりとする。

3123 • 検証対象サービス等を提供する指定事業者が提供するFTTHアクセスサ
3124 ービスとのセット割引においては、当該セット割引の割引額の総額を独立
3125 販売価格⁴¹及び当該セット割引に紐づく両者の回線数を基に当該検証対
3126 象サービス等及び当該FTTHアクセスサービスに按分するなど合理的な
3127 方法により算出するものとする。なお、具体的な計算式の例は次のとおりと
3128 する。

検証対象サービス等 α とFTTHアクセスサービス β のセット割引の割引額の総
額： D

α の独立販売価格： P_{α}

β の独立販売価格： P_{β}

当該セット割引に紐づく α の回線数： N_{α}

当該セット割引に紐づく β の回線数： N_{β}

3129
$$\triangleright D \times \frac{P_{\alpha}}{P_{\alpha} \times N_{\alpha} + P_{\beta} \times N_{\beta}}$$

3130 • 検証対象サービス等を提供する指定事業者以外の電気通信事業者が提
3131 供するFTTHアクセスサービスとのセット割引においては、現に検証対象
3132 サービス等の料金に対して適用される割引額とする。

3133 今回の検証においては、FTTHアクセスサービス等とのセット割引についてはいず
3134 れの検証対象サービス等も対象であり、家族割についてはUQ mobile(4GB)及び
3135 Y!mobile(4GB)が対象であったが、利用者料金から、「FTTHアクセスサービスとのセ
3136 ット割引」に係る割引額が控除されるとともに、「検証対象サービス等を含む一部のサ
3137 ービス等にのみ適用される割引」として家族割に係る割引額が控除されており、モバイ
3138 ルスタックテスト指針に従って利用者料金を算出していることが確認された。

3139 5. 次回以降の検証の進め方

3140 (1) 主な意見

3141 ① 事業者からの意見

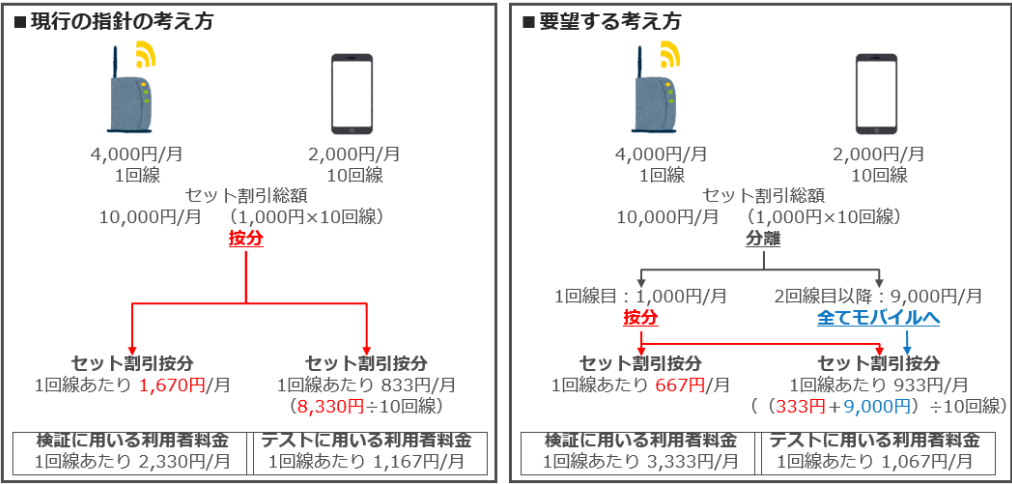
3142 <検証時のFTTHアクセスサービスとのセット割引額の按分方法>

3143 • FTTHアクセスサービス1回線とのセット割引に紐づく検証対象サービス等の1
3144 回線目については、独立販売価格による按分により算出することは妥当である
3145 一方、セット割引に紐づく検証対象サービス等の2回線目以降は、単に検証対
3146 象サービス等を契約したことにより得られる割引であるため、按分せず、全て検

⁴⁰ セット割引が適用されるFTTHアクセスサービスが複数存在する場合は、検証対象サービス等の利用者に占める各セット割引の対象者の割合に基づく加重平均により算出する。

⁴¹ 財又はサービスを独立して企業が顧客に販売する場合の価格。

3147 証対象サービス等に適用することを要望。【IIJ】



3148 (出所) 第 78 回会合資料 78-4 (IIJ 説明資料) より抜粋

3149 【図5-13 IIJの提案するFTTHアクセスサービスとのセット割引額の按分方法】

- 3150
- 3151
- 3152
- 3153
- 3154
- 3155
- 3156
- 3157
- 3158
- 3159
- 3160
- 3161
- 3162
- 3163
- 3164
- 3165
- 3166
- 3167
- 当社は、企業会計基準の独立販売価格を基に会計処理をしており、「競争ルールの検証に関するWG」では、実際の会計処理に従いセット割引を按分・検証すべきと整理された。【NTTドコモ】
 - セット割引は、モバイル契約2回線目以降についても、単にモバイル契約により得られる割引ではなく、FTTHアクセスサービスとのセットにより得られる割引であるため、全てモバイルに適用するのではなく、FTTHアクセスサービスとモバイルサービスに按分することが適当。現行のガイドラインに示されたセット割引の按分方法が適正であり、変更する必要はない認識。【NTTドコモ】
 - 現行のガイドラインに規定されている割引額の算出方法は、会計処理上の基本的な考え方を踏まえて検討され、合理的な方法として規定されたもの。弊社としては、検証対象となった場合には、現行のガイドラインの算出方法のとおり検証実施に臨む考え。【KDDI】
- セット割引に要する費用は企業会計基準に従い、FTTHアクセスサービスとモバイルサービスの独立販売価格を基に按分しており、指針のとおり適用することが適切と考える。【ソフトバンク】

3168 <ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス(共用型)とのセット割引>

- 3169
- 3170
- 3171
- 3172
- モバイル市場の競争に大きく影響があると考える「ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス(共用型)とモバイルのセット割引」についても考慮を要望。【MVNO委員会】
 - ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス(共用型)とのセット割引について、

- 3173 明らかにモバイルの収益を原資としていること、割引後のリテールプライスを強く
3174 訴求していること等から、考慮が必要。【IJ】
- 3175 • モバイルスタックテストにおいて、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス
3176 (共用型)とのセット割引を考慮すべきでないとする理由は、特にない。【NTT
3177 ドコモ】
- 3178 • 弊社FTTHアクセスサービスとのセット割引を利用しているユーザ数と比較して、
3179 弊社ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスとのセット割引を利用してい
3180 るユーザ数は限定的であるため、モバイル市場の競争へ与える影響については
3181 限定的であるとする。ルーターサービスとのセット割引をスタックテスト検証に
3182 て考慮する必要性については、当該割引サービスがモバイル市場の競争へ与
3183 える影響やかかる規制コスト等を踏まえ、本会合にて十分な検討が必要であると
3184 考える。【KDDI】
- 3185 • 仮に、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスとのセット割引を考慮する
3186 場合は、FTTH アクセスサービスのセット割引と同じ按分方法を適用することが
3187 合理的と考える。【NTTドコモ】
- 3188 • 仮に、ルーターサービスとのセット割引を考慮する場合、ガイドラインに規定され
3189 ているFTTHアクセスサービスとのセット割引の按分方法を適用することが適当
3190 と考える。【KDDI】
- 3191 <家族割>
- 3192 • 割引後の価格をMNOが強く訴求している「家族割」も考慮を要望。【MVNO委
3193 員会】
- 3194 • 家族セット割(複数回線契約割引)について、明らかにモバイルの収益を原資と
3195 していること、割引後のリテールプライスを強く訴求していること等から、考慮が
3196 必要。【IJ】
- 3197 • 家族セット割が適用されるサービスが仮に検証対象となった場合、現行のガイド
3198 ラインの規定を踏まえ、当該割引額を利用者料金へ考慮して、検証実施に臨む
3199 考え。【KDDI】
- 3200 • 家族割については、ガイドラインのとおり考慮する考え。【ソフトバンク】
- 3201 <特定決済方法割引⁴²>
- 3202 • 割引後の価格をMNOが強く訴求している「非通信サービス等とのセット割」も考
3203 慮を要望。【MVNO委員会】
- 3204 • 特定決済方法割引について、割引原資の出所は厳密には明らかではないが、
3205 自社グループ外へのキャッシュフローが存在しないこと、割引後のリテールプ
3206 ライスを強く訴求していることから、考慮が必要。【IJ】

⁴² 自社グループカード割等を指す。

- 3207 • 特定決済方法割引の原資が、金融サービス側から支出されている場合は、モバ
3208 イルスタックテストにおいて考慮すべきではないと考える。【NTTドコモ】
- 3209 • 「au PAYカード支払い割」は、非通信サービス等とのセット割引に該当すると考
3210 えるため、利用者料金への考慮は不要である考え。【KDDI】
- 3211 • ルーターサービスと同様、弊社カード割とのセット割引を利用しているユーザ数
3212 は限定的であるため、モバイル市場の競争へ与える影響については限定的で
3213 あると考える。カード割引をスタックテスト検証にて考慮する必要性については、
3214 カード割引がモバイル市場の競争へ与える影響やかかる規制コスト等を踏まえ、
3215 本会合にて十分な検討が必要であると考え。【KDDI】
- 3216 • 非通信サービス等とのセット割引については、現行ガイドラインのとおり考慮しな
3217 いことが適当と考える。【ソフトバンク】
- 3218 • 当社の特定決済方法割引は2023年10月から提供が開始されたばかりであり、ま
3219 ずは、当該割引がモバイル市場に与える影響等について、必要に応じて確認し
3220 ていくことから始めるべきと考える。【ソフトバンク】
- 3221 • 仮に、特定決済方法割引を考慮する場合は、FTTHアクセスサービスのセット
3222 割引と同じ手法で、モバイルサービス側と金融サービス側で割引額を按分する
3223 方法が合理的と考える。【NTTドコモ】
- 3224 • 仮に、カード割を考慮する場合における算定方法については、各社の会計処理
3225 上の基本的な考え方等を踏まえ、検討する必要があると考える。【KDDI】

3226 <データ接続料相当額の計算方法>

- 3227 • 前回検証においては、データ接続料相当額の算定に当たって、メインブランドを
3228 含めた全ブランド共通の値が採用されたが、メインブランドの値が含まれることで
3229 過少に算出されるおそれがあるため、対象プランごとの値や費用を採用すること
3230 が必要ではないか。【MVNO委員会】
- 3231 • データ接続料相当額の算出について、当社はプランごとに設備を割り当ててい
3232 ないため、対象プランに限定した最繁忙トラヒック量等は存在しない。【NTTド
3233 コモ】
- 3234 • 当社は全てのプランを同一のネットワークで提供していることから、プランごとに
3235 設備容量の上限値やデータ接続料を分けることは不適切と考える。現行の指針
3236 の考え方(全ブランド共通の値を採用)は適切と考える。【ソフトバンク】

3237 <営業費相当額の計算方法>

- 3238 • 前回検証においては、営業費相当額の算定に当たって、メインブランドを含め
3239 た全ブランド共通の値が採用されたが、メインブランドの値が含まれることで過少
3240 に算出されるおそれがあるため、対象プランごとの値や費用を採用することが必
3241 要ではないか。【MVNO委員会】

- 3242 • 営業費については、ブランド毎の新規契約者数で按分する方法が望ましい。【II
3243 J】
- 3244 • 営業費について、新規獲得費用(新規契約の獲得における販売手数料等)は、
3245 MNOサブブランドとMVNOで大きく異なることが想定されるため、ブランド毎の
3246 活動状況に応じて割り当てることが必要。ブランド毎の新規加入者で按分する
3247 考え方は、至近の競争状況を反映したものであることから、一定の合理性を有
3248 するものとする。【オペレーティング】
- 3249 • (プランごとに)直接把握できる営業費はごく一部の広告宣伝費及び代理店手
3250 数料等のみであり、コールセンターの運営費等の共通費用が大宗である点を踏
3251 まえれば、対象プランに限定した営業費を考慮する必要はないのではないか。
3252 【NTTドコモ】
- 3253 • 事業者は、契約者の将来の利用も見据えた料金設定を行っており、プランの提
3254 供開始時等には、認知及び契約者の早期獲得を目的として、重点的に費用投
3255 下することがある。そのため、単年度の営業費相当額を直課や按分により、プ
3256 ラン毎の営業費を算出した場合、早期の認知拡大に資する費用の支出抑制や、
3257 事業者による自由な料金設定や営業活動の制限につながる虞があるため、適
3258 切ではないと考える。【NTTドコモ】
- 3259 • プラン毎の営業費相当額の具体的な算出にあたっては、以下の課題もあり、対
3260 応は困難と考える。【NTTドコモ】
- 3261 • 広告宣伝費であっても容量別にプラン毎の訴求は行っていないため、プ
3262 ラン毎に直課することは不可能であること
 - 3263 • プラン毎の新規契約者数を用いて按分する方法は、営業費にコールセン
3264 ターの運営費等が含まれる点を踏まえれば、費用の態様に応じた適切な
3265 配賦基準ではないこと
 - 3266 • 収入額比を用いて按分する方法は、現状の指針においても、サービス毎
3267 の利用者料金に対して営業費相当額(接続会計における営業収益に対
3268 する営業費の割合)を乗じて算定していることを踏まえれば、すでに収入
3269 に応じた営業費相当額が考慮されていること
- 3270 • 営業費相当額の算定に当たり、営業費用をブランドごとに把握しようにも、ブラン
3271 ド単位で直課/配賦の費用を把握する仕組みがないため、ブランド単位での算
3272 出は困難。また、仮に、ブランドごとに把握する仕組みの導入を求められた場合
3273 でも、スタックテスト検証への対応のためだけに、ブランド単位で各部門におい
3274 て直課/配賦ごとに費用を登録・管理することに加え、配賦費用については適切
3275 な配賦基準で配賦する等、膨大な作業が必要となり、現実的に対応困難。【KD
3276 DI】
- 3277 • 営業費相当額について、ブランドやプランごとに区分することは極めて困難。現

3278 行の指針の考え方(全ブランド共通の値を採用)は適切と考える。【ソフトバンク】
3279 • なお、固定通信分野におけるスタックテスト検証において、各サービスブランド
3280 やサービスメニュー毎の営業費相当額を設定していないことから、モバイルス
3281 タックテストにおいてブランド毎に営業費相当額を算出することは不適切と考える。
3282 【ソフトバンク】

3283 ＜MNO・MVNO間の通信品質の同等性について＞

3284 • 検証対象の選定において、MVNOは、通信速度や冗長性等、MNOと同等の
3285 通信品質を確保することが困難であることへの配慮も必要ではないか。【MVNO
3286 O委員会】
3287 • MNOのサブブランドは、MVNOと遜色のない料金でありながら、通信品質は
3288 MNO並み、かつTVCM、広告出稿など、MVNOでは成しえない強力な販促
3289 施策を実施できる点に疑義。特に、通信品質がMNO並みといった点を踏まえ
3290 ると、MVNOに卸す通信品質の改善等が実現できるのではないか。【MVNO
3291 委員会】
3292 • MNOのサブブランド/廉価プランについて、通信品質水準等の適正性を確認し
3293 たい。【MVNO委員会】
3294 • モバイルスタックテストにおいては、当社ユーザへ提供する通信品質を基準に
3295 設備等費用を算出している。MVNOがMNOと同等の通信品質を求めるので
3296 あれば、MNO並みの帯域・冗長を調達することで、同等性を確保できるものと
3297 考える。【ソフトバンク】

3298 ② 構成員からの意見

3299 ＜総論＞

3300 • MNOとMVNOの間でイコールフットイングを確保するという目的で、価格圧搾に
3301 よる不当な競争を引き起こすことになるか否かを見ていくのがモバイルスタックテス
3302 トの趣旨であるため、そういった影響を考える上では、一般論としては、可能な限り
3303 正確な把握が重要であると考え。さはさりながら、作業コスト等もあり、積み残し
3304 の論点もあるので、検討は慎重に行う必要がある。

3305 ＜ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス(共用型)とのセット割引＞

3306 • 以前はFTTHアクセスサービスとのセット割引について議論を行ったが、様々な
3307 形のセット割引について、全て対応することは難しいかもしれないが、深掘りした
3308 議論が必要ではないか。
3309 • ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスとのセット割引について、モバイ
3310 ルスタックテスト指針に組み込んで考慮していくことが適当ではないか。

- 3311 ＜家族割＞
- 3312 • 以前はFTTHアクセスサービスとのセット割引について議論を行ったが、様々な
- 3313 形のセット割引について、全て対応することは難しいかもしれないが、深掘りした
- 3314 議論が必要ではないか。(再掲)
- 3315 ＜特定決済方法割引＞
- 3316 • 以前はFTTHアクセスサービスとのセット割引について議論を行ったが、様々な
- 3317 形のセット割引について、全て対応することは難しいかもしれないが、深掘りした
- 3318 議論が必要ではないか。(再掲)
- 3319 • 特定決済方法割引について、モバイルスタックテスト指針に組み込んで考慮し
- 3320 ていくことが適当ではないか。
- 3321 ＜営業費相当額の計算方法＞
- 3322 • 営業費について、広告を見ていると特定のサービスに限定したものが多いように
- 3323 思われるが、広告の内容で分けられないのであれば収入額比や新規加入者数
- 3324 で分けるのが適切かといった議論が考えられるのではないか。
- 3325 • ブランド単位での費用把握は各社とも事実上難しいということで、この点につい
- 3326 てはMNO各社の主張にも一定の合理性があるので、現行の方法(全ブランド
- 3327 共通の値を用いる方法)を維持することがよいのではないか。
- 3328 ＜MNO・MVNO間の通信品質の同等性について＞
- 3329 • MNO・MVNO間で本当にクオリティの差があるのかという点を、客観的なデー
- 3330 タにより確認することが必要ではないか。
- 3331 • 少ない帯域を契約するよりも多くの帯域を契約する方が通信品質上有利である
- 3332 ことは当然だが、サブブランドであることやMVNOであることを理由に通信品質
- 3333 の差異が生じることはないと考えて良いのか、今後検討していく必要があるの
- 3334 ではないか。
- 3335 (2) 考え方
- 3336 ＜検証時のFTTHアクセスサービスとのセット割引額の按分方法＞
- 3337 現行のモバイルスタックテスト指針に示された按分方法は、MNOにおける実際の
- 3338 会計処理を踏まえ、本研究会における議論を経て決定されたものであるため、当該指
- 3339 針のとおり、FTTHアクセスサービスとのセット割引に紐付く全てのモバイル回線につ
- 3340 いて、独立販売価格による按分の対象とすることが適当である。
- 3341 ＜ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス(共用型)とのセット割引＞
- 3342 ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスは、それ自体がMNOが指定設備を
- 3343 用いて提供するデータ伝送役務である一方で、少なくとも現時点ではMVNOから同

3344 等のサービスが提供されていない。また、同サービスとのセット割引について、現にM
3345 NO各社において、FTTHアクセスサービスとのセット割引と同様のセット割引が行わ
3346 れていること、一部のMNOにおいては一定の割合のユーザに当該セット割引が適用
3347 されていること等を踏まえれば、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスとのセ
3348 ット割引について、FTTHアクセスサービスとのセット割引と同様に、モバイルスタック
3349 テストにおいて考慮することが適当である。

3350 その際には、FTTHアクセスサービスとのセット割引と同じ按分方法を適用すること
3351 が適当である。

3352 なお、一部のMNOにおいては、モバイルルーターサービスとのセット割引やケーブ
3353 ルテレビサービスとのセット割引も行われているところ、総務省においては、ガイドライ
3354 ンの見直しの検討に当たり、これらのセット割引との関係についても慎重に検討するこ
3355 とが適当である。

3356 <家族割>

3357 家族割については、現行のモバイルスタックテスト指針において「検証対象サービス
3358 等を含む一部のサービス等にのみ適用される割引にあつては、当該一部のサービス
3359 等の利用者に占める現に割引を受ける者の割合に割引額を乗じた金額」を利用者料
3360 金から控除するとされているとおり、今回検証時から考慮することが適当である。

3361 <特定決済方法割引>

3362 現にMNO各社において特定決済方法割引(dカードお支払割、au Pay カードお支
3363 払い割、PayPay カード割)が行われていることや、今般の特定決済方法割引の原資や
3364 会計上の処理に係るMNO各社の説明を踏まえれば、特定決済方法割引について、
3365 モバイルスタックテストにおいて考慮することが適当である。

3366 その際には、割引の原資や会計上の処理に応じて、割引額のうちモバイルサービス
3367 に係る割引額を考慮することが適当である。

3368 <データ接続料相当額の計算方法>

3369 全てのプランを同一のネットワークで提供しているため、プラン毎の最繁時トラヒック
3370 量等を特定することが困難であるとの説明には一定の合理性があると考えられるため、
3371 前回検証と同様、全ブランド共通の値を採用することが適当である。

3372 <営業費相当額の計算方法>

3373 対象プランやブランドごとの営業費相当額を算出することについては、MNO各社
3374 から、事業者の自由な料金設定や営業活動の制限につながるおそれがあるため適切
3375 ではない、ブランド単位での費用把握の仕組みがないことから算出が困難であり、そ
3376 のような仕組みを導入することは現実的ではない、ブランドごとの新規契約者数又は
3377 収入額比により按分することは実態を適切に反映していない、といった意見が示され

3378 た。
3379 接続会計を基に直近5年間の平均値によって営業費相当額を算出するという現在
3380 の方法は、各社のモバイルサービスにおける平均的な営業費相当額を算出するという
3381 点で、一定の合理性があると考えられることから、引き続き現在の方法を維持すること
3382 が適当である。

3383 ＜MNO・MVNO間の通信品質の同等性について＞

3384 検証対象サービス等の選定後に実際にMNOにおいて検証を行う際には、MNO
3385 の通信品質を前提として、MNOの接続料等と利用者料金との関係について確認を行う
3386 ため、仮にMNO・MVNO間に通信品質の差異がある場合でも、検証結果には影響
3387 しないと考えられる。

3388 MNO・MVNO間の通信品質の同等性については、モバイルスタックテストに限ら
3389 ず、モバイル接続料の適正性向上の観点等からも、引き続き状況を確認していくこと
3390 が適当である。

3391 ＜次回以降の検証に向けた方針＞

3392 今回検証対象となっただれのサービス等についても、利用者料金による収入と当
3393 該サービス等の提供に必要と考えられる設備等費用の差分が営業費相当額を下回ら
3394 ないものであり、当該対象サービス等の利用者料金と接続料等との関係は価格圧搾
3395 による不当な競争を引き起こすものではないと認められたことから、今回の検証対象と
3396 なったサービス等については、利用者料金の低廉化や接続料等の上昇等、今回の検
3397 証からの状況変化がみられない限りにおいては、再度の検証を行わないことが適当で
3398 ある。

3399 本件検証の実施時期については、モバイルスタックテスト指針の規定に基づき、臨
3400 時の検証を含めて柔軟に検討することが適当である。特に各社により新たな料金プラ
3401 ンが発表された場合であって、競争事業者から具体的な課題に基づく要望が寄せら
3402 れた場合には、当該料金プランを検証する合理性について有識者会合において速や
3403 かに検討することが適当である。

3404 今回検証においては、検証に用いた考え方や数値について一部公表していると認
3405 められるところ、検証の透明性を高める観点から、引き続き可能な範囲で検証内容を
3406 公表することが適当である。

3407 また、モバイルスタックテスト指針については、今回の検証の結果及び本研究会に
3408 おける議論を踏まえ、必要に応じて見直されることが適当であり、次回以降の検証に
3409 向けて、特に以下の点について、総務省において見直しを行うことが適当である。

- 3410 ・ ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスとのセット割引について、FTTH
3411 アクセスサービスとのセット割引と同様に、モバイルスタックテストにおいて考慮
3412 すること

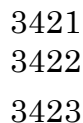
- 3413 • 特定決済方法割引について、モバイルスタックテストにおいて考慮すること

3414

3415

3416

3417 5G(SA方式)については、本研究会において、機能開放形態を①L3接続相当(サ
3418 ービス卸)、②ライトVMNO(スライス卸/API開放)、③L2接続相当、④フルVMNO
3419 (RANシェアリング)に類型化し、各機能開放形態に関するMNO・MVNO間の協議
3420 状況を把握するために累次のヒアリングを実施してきた。



【図6-1 各機能解放形態の構成イメージ】

3424 本研究会第五次報告書においては、4つの機能開放形態のうち、実現に向けたス
3425 ケジュールが見通せるものとして①L3接続相当(サービス卸)及び②ライトVMNO(A
3426 PIをモニタリング関連の機能のみに限定し、全てのMVNOが1つのスライスを共用す
3427 る限定的パターン)が挙げられた一方、②ライトVMNO(広範なAPI開放を行うパター
3428 ン)、③L2接続相当及び④フルVMNO(RANシェアリング)については、スケジュール
3429 が見通せない状況であることが明らかとなった。こうした実現に向けたスケジュール
3430 が不透明な機能開放形態については、MVNOの要望及び標準化動向等を踏まえつ
3431 つ、スケジュールを検討することが適当であること等が本研究会第五次報告書におい
3432 て整理された。

3433 その後、本研究会においては、令和4年3月、令和5年3月に、それぞれ事業者ヒア
3434 リングを実施し、各機能開放形態の協議状況について改めて確認を行った。本研究
3435 会第七次報告書においては、各機能開放形態等の協議状況について以下のとおり
3436 整理された。

3437 <① L3接続相当(サービス卸)>

3438 MVNO独自のサービス提供が困難であることから協議の申入れは限定的であるも
3439 の、同方式は既にMNO各社において機能開放済である。MNOにおいては、MV
3440 NOから提供の要望があった場合には適切に対応することが期待される。

3441 <② ライトVMNO(スライス卸/API開放)>

3442 実装が遅延しているものの、MVNOから一定の提供要望があることを踏まえれば、
3443 スライシング技術に関する国際標準化の動向やAPI開発の状況を勘案しながらMVN
3444 Oの検討期間を考慮した情報提供が行われることが適当である。

3445 <③ L2接続相当>

3446 MVNOからの要望が最多となっていることから、特にMVNOに対する適切な情報
3447 提供が期待されるところ、MVNOへの情報提供が少ない、国際標準化の遅延により
3448 協議が進展しない、MNO間でも協議に臨む姿勢に差があるとの指摘があった。L2接
3449 続相当についてはMVNOに対して積極的に情報提供するとともに、協議を適切に進
3450 めることが必要である。具体的には、国際標準化動向も踏まえて情報提供や大枠から
3451 の議論を始めるとともに、国際標準化の議論の決了後には速やかに協議を進展させ
3452 ることが適当である。

3453 <④ フルVMNO(RANシェアリング)>

3454 過去に類似事例のない役務提供形態であるため、MVNOの具体的な要望を踏ま
3455 えた上で技術的条件等の実現可能性の検討が必要であり、事業者間で基本的な認
3456 識合わせを進めていくことが望ましい。

3457 また、本研究会第七次報告書においては、「①～④の各機能解放形態に関する協
3458 議に加え、MEC⁴³の活用・連携についても、MNOは自社利用者向けサービスの提
3459 供開始スケジュールが見えてきた段階で、可能な限り早期にMVNOに情報提供する
3460 ことが適当」、また、ヒアリングにおいては、5G(SA方式)の協議のみならず、IMS接
3461 続に係る協議が停滞しているとの指摘がなされたところ、「MNOにおいては、IMS接
3462 続に係る協議についても、MVNOに対して積極的に情報提供するとともに、協議を適
3463 切に進めることが必要と考えられる」とした上で、「これまでの本研究会における議論を
3464 通じ、5G(SA方式)に関する事業者間の協議状況及び課題が一定程度明らかになっ

⁴³ モバイル・エッジ・コンピューティング。

3465 てきたところ、MVNOからはMNOによる情報提供が不十分である点や協議が進まな
3466 い点等が引き続き指摘されていることを踏まえ、総務省においては、MNOとMVNO
3467 間のイコールフットイングを確保する観点から、事業者間協議の状況を引き続き注視
3468 していくことが適当」とした。今般、これを踏まえて、5G(SA方式)の機能開放に関する
3469 MNO・MVNO間の協議状況について、改めて確認を行った⁴⁴。

3470 2. 5G(SA方式)の機能開放に関するMNO・MVNO間の協議状況

3471 総務省において、アンケート調査及び本研究会におけるヒアリングを通して、MNO
3472 3社及びMVNOに対し、5G(SA方式)の機能開放に関する協議の状況等について
3473 確認を行った⁴⁵。その結果は次のとおりである。

3474 (1)MVNOにおける5G(SA方式)の導入意向

3475 <導入意向の有無>

- 3476 ・ 導入意向あり。【日本通信／フリービット／センターモバイル／オプテージ】
- 3477 ・ 現時点では未定。【NTTコム】
- 3478 ・ 現状はなし。【ビッグロープ】

3479 <導入意向がない場合、その理由>

- 3480 ・ 現状としては、利用者メリットがそれほど大きくないため、サービスは予定していな
3481 い。【ビッグロープ】
- 3482 ・ 市場動向等を注視しており、現時点では未定。【NTTコム】

3483 <導入意向がある場合、主に検討している機能開放形態及びその理由>

- 3484 ・ ③L2接続相当、④フルVMNO(RAN シェアリング)の2類型。各種通信に対して
3485 MVNOが付加的な処理・制御を実施することが可能である形態と認識している
3486 ため。【日本通信】
- 3487 ・ 業務の幅が広がるため、③L2接続相当を検討中。②ライトVMNO(スライス卸
3488 /API 連携)、④フルVMNO(RAN シェアリング)に興味はあるが、情報がそろっ
3489 ていない。【センターモバイル】
- 3490 ・ 収支を踏まえた上で、現行のMVNOサービスと同等の自由度や柔軟性を確保
3491 するため、③L2接続相当を検討中。【オプテージ】

3492 <導入意向がある場合、現時点でのサービス提供開始希望時期>

- 3493 ・ 令和6年度中を予定。【センターモバイル】

⁴⁴ IMS接続に係る協議状況については、第3章参照。

⁴⁵ アンケート及びヒアリングは、モバイル音声卸における代替性の検証に係る事実確認(第3章参照)及び移動通信分野における改正電気通信事業法の施行後の指定設備卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況等の確認(第4章参照)と併せて行った。

3494 (2)MNOにおける5G(SA方式)のサービス展開の展望

3495 <自社の5G(SA方式)サービス展開のロードマップ>

- 3496 • 当社は、お客さまの利用場所やシーン等のニーズに合わせて5G(SA方式)の
3497 提供エリアを展開していく。5G(SA方式)の契約者数や対応端末販売数の目標
3498 等については、サービス戦略に係る内容であるため、回答は差し控える。【NTT
3499 ドコモ】
- 3500 • 令和6年度以降、SA本格化に向け5G新周波数(sub6基地局)の活用を本格化
3501 していく。5G(SA方式)の特性を活かしたサービス展開については、現在様々な
3502 実証実験を通じ、ユースケースの発掘に取り組んでいる。【KDDI】
- 3503 • 当社の5G(SA方式)サービスについては、順次5G(SA方式)サービスを展開し
3504 ていく方針。そのサービスを利用した拡販策についても、具体的な時期や数量
3505 (契約者数や対応端末販売数等)は経営上の機密情報に該当することから回答
3506 を差し控えるが、ネットワークの展開状況を見つつ検討していく計画。【ソフトバン
3507 ク】

3508 <MEC・スライシングを活用した自社サービスの提供予定>

- 3509 • 当社のサービス戦略に係る内容のため、回答は差し控える。なお、当社が MEC・
3510 スライシングを当社のお客さまへサービス提供するにあたっては、可能な限り早
3511 期にMVNOに情報展開する考え。【NTTドコモ】
- 3512 • MEC・スライシングについては、5Gの高速・大容量・低遅延の特性を活用できる
3513 よう、映像伝送、映像分析、遠隔操作・遠隔操縦等の様々な実証実験を行って
3514 いる。これらの実証実験等を通じて、安定的な通信環境を提供するため、技術的
3515 な課題の検討を行い、様々なユースケースの発掘に取り組んでいる。【KDDI】
- 3516 • 接続料の算定等に関する研究会(第81回)にて回答のとおり、GSMAの標準化
3517 ロードマップ上、国際ローミング構成において任意のスライスを用いた相互接続
3518 や MEC 提供の商用開始時期が明確になっておらず、提供の見通しは立ってい
3519 ない旨、MVNOと認識共有済。【KDDI】
- 3520 • 当社の商用開始のスケジュールが見えてきた段階で情報提供を実施の上、MV
3521 NO からの具体的な要望があれば、協議に応じる考え。【KDDI】
- 3522 • MEC について、一般的に、AR/MR/VR やクラウドゲーミングでの活用、コンテン
3523 ツ配信高速化等に寄与すると想定しており、具体的なサービス提供に向け検討
3524 を進めているところ。【ソフトバンク】
- 3525 • スライシングについて、低遅延・高速等の特徴を踏まえた活用をすることを想定。
3526 【ソフトバンク】

3527 (3)MVNOにおける、5G(SA方式)の各類型についてのMNOとの協議
3528 状況

3529 <導入意向がある場合、MNOとの協議状況>

- 3530 • 5G(SA方式)について、まだMNOから情報がおりにきていないため不明。【セ
3531 ンターモバイル】
- 3532 • 5G(SA方式)の相互接続に関する協議を開始。当社から接続構成の提示を行
3533 ったものの、国際標準の策定遅れを理由に協議が停滞。【オプテージ】

3534 <導入意向がある場合、MNOとの協議状況>

- 3535 • 現状は行っていない。【ビッグロブ】
- 3536 • 導入する場合の接続条件等について、必要に応じてMNOに対して情報提供依
3537 頼を実施している。【NTTコム】

3538 <MNOとの協議等における課題や問題の有無>

- 3539 • 現時点では特になし。【朝日ネット／センターモバイル／NTTコム／CTY】
- 3540 • MVNOの要望を聞くというよりも、MNO側から「接続するのであればこのパター
3541 ン」という例を、非公開を条件に示すようにしていただきたい。情報の非対称性が
3542 ある状況で、MVNOの個別要望を聞きながら協議をするという姿勢では、お互
3543 いに労力の無駄が多すぎ、時間がかかりスタートが遅くなってしまう。【フリービッ
3544 ト】
- 3545 • 国際標準の策定遅滞により協議が停滞していることが課題であるため、国際標準
3546 の策定次第、MNOより速やかに接続方法についての提案をいただきたい。【オ
3547 プテージ】

3548 (4)MNOにおける、5G(SA方式)の各類型についてのMVNOとの協議
3549 状況

3550 <各機能開放形態における協議の最新状況>

- 3551 • ①L3接続相当については、令和4年8月に機能開放済。②ライトVMNOについ
3552 ては未定。③L2接続相当については、MVNOとの間で要求仕様の確定に向け
3553 た累次の議論を実施。3GPPにおける国際ローミングの標準化動向(直接接続
3554 方式について令和5年10月までに確定、中継接続方式については継続議論中
3555 であり、令和6年3月までに確定予定)を踏まえ、既に確定した情報での接続が
3556 実現可能であるか検討した上で、MNO網とMVNO網を直接接続する構成を当
3557 社より提案するなどしている。④フルVMNOについては未定。【NTTドコモ】
- 3558 • ①L3接続相当については、令和4年2月に機能開放済だが、MVNOからの協
3559 議の申し入れはなし。②ライトVMNOについては未定。③L2接続相当につい
3560 ては、一部MVNOから協議要望を受けて、提供に向けた協議を実施中。仕様変

3561 更等により国際ローミングに係るGSMAの標準化作業が遅れており、それに伴
3562 い通信機器ベンダーの機能実装や開発のロードマップがまだ確定していない状
3563 況。具体的な費用やスケジュールの提示にあたって、標準化のステータスが確
3564 定的ではないものの、想定される設備構成や、一定の仮定の下での超概算額の
3565 提示可否等の継続検討を行い、引き続き協議を進めていく考え。④フルVMNO
3566 については未定。【KDDI】

3567 • ①L3接続相当については、令和5年3月に機能開放済。②ライトVMNO(API
3568 をモニタリング関連の機能のみに限定し、全てのMVNOが1つのスライスを共用
3569 する限定的パターン)については、令和6年度以降に提供開始予定であり、法人
3570 ユーザ向けAPI機能について、提供時期含め継続検討中。③L2接続相当につ
3571 いては、令和4年11月からMVNOとの協議を開始済。標準化動向等について、
3572 最新の状況としては、国際ローミング(ハブ接続)の標準化は3GPPの Release18
3573 (令和6年3月見込み)に組み込まれる予定であり、標準化完了後、ベンダー側
3574 の開発が行われると想定。なお、現時点で国際標準化がなされている部分につ
3575 いては構成等の確認を実施済み。④フルVMNOについては未定。【ソフトバンク】

3576 <MEC・スライシングに係る協議の最新状況>

3577 • MEC・スライシングについては、5Gの高速・大容量・低遅延の特性を活用できる
3578 よう、映像伝送、映像分析、遠隔操作・遠隔操縦等の様々な実証実験を行って
3579 いる。これらの実証実験等を通じて、安定的な通信環境を提供するため、技術的
3580 な課題の検討を行い、様々なユースケースの発掘に取り組んでいる。【KDDI】
3581 (再掲)

3582 • 接続料の算定等に関する研究会(第81回)にて回答のとおり、GSMAの標準化
3583 ロードマップ上、国際ローミング構成において任意のスライスを利用した相互接続
3584 や MEC 提供の商用開始時期が明確になっておらず、提供の見通しは立って
3585 いない旨、MVNOと認識共有済。【KDDI】(再掲)

3586 • 当社の商用開始のスケジュールが見えてきた段階で情報提供を実施の上、MV
3587 NO からの具体的な要望があれば、協議に応じる考え。【KDDI】(再掲)

3588 3. 主な意見

3589 以上の結果について、構成員から次の意見があった。

3590 • MVNO委員会からの意見の、国際標準化が未完了であることを理由に具体的
3591 な検討・協議が停滞しているという点について、MNOからの説明にあるとおり、
3592 国際標準化が一部完了するなど、多少進んでいるということであれば、協議を進
3593 展させていただきたい。

3594 • MVNO委員会からの説明によれば、5G(SA方式)の交渉は一進一退で、進展
3595 の度合いはあまり芳しくないようである。MVNOの現在の主力領域は客単価の

3596 低い低容量帯プランであると考え、ヘビーユーザを対象とした5G(SA方式)
3597 の領域への進出に苦戦している状況について、MVNO振興として制度的に何
3598 らかの後押しをするといった配慮が必要ではないか。

3599 • 5G(SA方式)の機能開放により競争が機能することで、新しいサービスやマー
3600 ケットが創出されるといった点が期待されている。やはり、MNOとMVNOの間
3601 のイコールフットイングについて、MVNOがMNOと同時期に同等のサービス
3602 を提供できることが5Gにおける競争を機能させるという意味で大事なポイントと
3603 考える。その上で、5G(SA方式)の事業者間協議について、これまでも状況を
3604 確認してきたが、議論が深まっていないという認識であり、非常に懸念を持って
3605 注視してきた。ただし、L2接続相当については、国際標準が定まるとのことなの
3606 で、今後は協議がよりスムーズにスピードアップしていくこととなると理解した。
3607 • これまで、事業者間協議がなかなか思ったように進んでこなかった状況だったが、
3608 少し進展があるという点に安心した。

3609 4. 考え方

3610 MVNO委員会からのヒアリングにおいては、5G(SA方式)のビジネス展開や提供
3611 エリア情報など、将来展開に関する情報が乏しく、MVNOとしてビジネス判断や顧客
3612 への訴求が困難である点や、提供方法・技術条件等について、国際標準化が未完了
3613 であることを理由に具体的な検討・協議が停滞している点、また、網改造費や接続料
3614 等、コストの規模感が現時点で不明といった点についての懸念が示された。

3615 また、MVNOに対する個社アンケートの結果、MVNOにおける5G(SA方式)の導
3616 入意向について、導入意向があるMVNO、現時点では未定、現時点ではないとする
3617 MVNOが存在することが確認された。①L3接続相当(サービス卸)、②ライトVMNO
3618 (スライス卸/API開放)、③L2接続相当、④フルVMNO(RANシェアリング)の4類型
3619 について、いずれの類型についても導入意向を持つMVNOが存在したが、「MVNO
3620 が付加的な処理・制御を実施することが可能である形態と認識しているため」、「現行
3621 のMVNOサービスと同等の自由度や柔軟性を確保するため」といった理由から、特に
3622 ③L2接続相当について検討を行っているMVNOが多い結果となった。

3623 MNOに対するアンケートの結果、5G(SA方式)サービス展開のロードマップにつ
3624 いては、具体的な形では明らかにされていないことが確認された。また、MECやスライ
3625 シングの活用についても、各社が具体的なサービス提供に向け検討を進めている段
3626 階であり、具体的な商用開始時期は明確になっていないことが確認された。

3627 MNOとMVNOの協議状況については、各機能開放形態について、前回ヒアリン
3628 グ時から一定の進捗はみられるものの、新たな機能開放には至っていないことが確
3629 認された。こうした状況を踏まえ、各類型について以下のとおり考えることが適当である。

3630 ＜① L3接続相当(サービス卸)＞

3631 MVNO独自のサービス提供が困難であることから協議の申入れは限定的であるも
3632 のの、同方式は既にMNO各社において機能開放済である。引き続き、MNOにおい
3633 ては、MVNOから提供の要望があった場合には適切に対応することが期待される。

3634 ＜② ライトVMNO(スライス卸/API開放)＞

3635 引き続き、提供時期が未定又は当初の想定よりも後ろ倒しとなっている。MVNOか
3636 ら一定の提供要望があることを踏まえれば、スライシング技術に関する国際標準化の
3637 動向や API 開発の状況を勘案しながらMVNO側の検討期間を考慮した情報提供が
3638 行われることが適当である。

3639 ＜③ L2接続相当＞

3640 引き続き、MVNOの導入意向が強く、MNO各社とも協議を実施している。MVNO
3641 からは、提供方法・技術条件等について、国際標準化が未完了であることを理由に具
3642 体的な検討・協議が停滞している点、また、網改造費や接続料等、コストの規模感が
3643 現時点で不明といった点についての懸念が示された。他方で、一部のMNOからは、
3644 国際ローミング標準化が 2024 年3月確定予定であることを踏まえ、これまでに確定し
3645 た情報を元に検討した網構成案をMVNOに提案したとの説明があった。こうした状況
3646 を踏まえ、国際標準化の確定後には速やかに協議を進展させることが適当である。

3647 ＜④ フルVMNO(RANシェアリング)＞

3648 引き続き、各社とも提供時期について未定である。過去に類似事例のない役務提
3649 供形態であるため、MVNOの具体的な要望を踏まえた上で技術的条件等の実現可
3650 能性の検討が必要であり、事業者間で基本的な認識合わせを進めていくことが望まし
3651 い。

3652 5G(SA方式)に関する事業者間の協議状況については、MVNOからはMNOに
3653 よる情報提供が不十分である点や協議が進まない点等が引き続き指摘されていること
3654 を踏まえ、総務省においては、MNOとMVNO間のイコールフットイングを確保する
3655 観点から、事業者間協議の状況を引き続き注視していくことが適当である。

3656 また、MNOにおいて、5G(SA方式)のビジネス展開や提供エリア情報、MECやス
3657 ライスの活用の予定など、将来展開に関する情報が乏しく、MVNOとしてビジネス判
3658 断や顧客への訴求が困難であることから、L2接続相当の機能開放の実現時期等を含
3659 めた、5G(SA方式)機能開放のロードマップが必要と考えられる。

3660 なお、ライトVMNO、フルVMNOといった新たな機能開放形態については、MVN
3661 Oの具体的な要望を踏まえた上で、技術的条件等の実現可能性の検討が必要である。
3662 このため、MNOにおいては、スライシング等の5G(SA方式)ならではのサービスの進

3663 展に応じて、MNOからMVNOへの情報提供を充実させ、MVNOが実現したいサー
3664 ビス提供イメージを具体化できるよう、事業者間で基本的な認識合わせを進めることが
3665 望ましい。

3666 5. L2接続相当のアンバンドル機能化に向けて

3667 特にL2接続相当の機能開放については、既にMNOは5G(SA方式)の提供を開
3668 始しており、今後の競争環境を考えれば、今後、アンバンドル機能と整理することが必
3669 要であると考えられるが、その時期等については、市場における競争状況や事業者間
3670 の協議状況、MVNOのニーズ等を踏まえて適切に判断することが重要と考えられる。

3671 具体的には、5G専用のコア網(5GC)等、5G(SA方式)の提供に係る設備は既に
3672 第二種指定電気通信設備に該当していると考えられることを踏まえれば、5G(SA方
3673 式)のL2接続相当について、MVNOガイドラインに記載されたアンバンドル要件⁴⁶を
3674 満たす場合には、二種接続料規則を改正し、L2接続相当を同規則第4条のデータ伝
3675 送交換機能の一類型と位置づける⁴⁷ことが考えられる。

3676 本研究会第82回会合においては、事業者間協議状況及びアンバンドル要件への
3677 適否等を踏まえ、L2接続相当のアンバンドル機能化の是非、アンバンドル機能と整理
3678 する場合における具体的な機能提供開始時期及び接続料の算定方法について検討
3679 を行った。

3680 (1)主な意見

3681 ① 事業者からの意見

3682 <L2接続相当のアンバンドル機能化の是非>

3683 (MNOからの意見)

- 3684 ・ 当社は、5G(SA方式)L2接続相当についてMVNOからの要望を踏まえ、真摯
3685 に協議を重ねており、本研究会第 81 回にてプレゼンしたとおり、標準化動向を

⁴⁶ MVNOガイドラインにおいては、①他の事業者から機能のアンバンドルに係る要望があること、②アンバンドルすることが技術的可能であること、③アンバンドルに当たって二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないこと、④必要性・重要性の高いサービスに係る機能であることの要件を満たした場合にアンバンドル機能を設定するとされている。

⁴⁷ MVNOガイドラインにおいては、データ伝送交換機能がアンバンドル機能と位置づけられているが、二種接続料規則において、データ伝送交換機能とは「第二種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者(以下「他事業者」という。)が設置する当該電気通信設備と第二種指定電気通信設備をGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続した上で、当該他事業者が設置する電気通信設備と特定異動端末設備との間で専ら符号又は映像の伝送交換を行う機能(無線設備規則委員会規則第十八号)第四十九条の六の四又は第四十九条の六の五で定める条件に適合する無線設備であつて、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのものを使用した符号又は映像の伝送交換を行うものを除く。」とされており、5G(SA方式)のL2接続相当はこれに該当しない。

3686 踏まえ接続構成を自ら提案も実施しているところである。5G(SA方式)L2接続
 3687 相当は、①～④全てのアンバンドル要件を満たす場合は、アンバンドル機能に
 3688 整理することが適当だと考えるが、現時点ではその状況にはない認識。なお、当
 3689 社は、5G(SA方式)L2接続相当がアンバンドル機能と整理されるか否かに関わ
 3690 らず、機能提供に向けて引き続きMVNOと真摯に協議を実施していく考え。【N
 3691 TTドコモ】

- 3692 • 5G(SA方式)L2接続相当については、現時点においては、アンバンドル要件
 3693 のうち、②アンバンドルすることが技術的に可能であることや、③アンバンドルに
 3694 当たって二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないことについて、
 3695 まだ明確に満たしている状況にはないとする。この点、MVNOからの要望の
 3696 実現に向けて引き続き真摯に協議していく考え。【KDDI】
- 3697 • また、MNOのサービス提供開始時期や要望を受ける時期(①他の事業者から
 3698 機能のアンバンドルに係る要望があること)も同じであるとは限らず、設備構成も
 3699 異なる可能性が考えられる。一部のMNOが4要件を満たさない段階で「アンバ
 3700 ンドル機能」と位置付けた場合、当該MNOは二種接続料規則違反となる恐れが
 3701 あることから、「アンバンドル機能」と整理するかどうかやその時期等については
 3702 慎重に検討する必要があると考える。【KDDI】
- 3703 • MVNOガイドラインには、『上記アンバンドルの要件を全て満たさない機能でも、
 3704 上記④必要性・重要性の高いサービスに係る機能であること、の要件を満たし、
 3705 いずれかの事業者に他の事業者からの要望があり、上記②・③の要件を満たす
 3706 可能性がある場合には、接続又は卸電気通信役務による提供が望ましいため、
 3707 事業者間協議の更なる促進を図るものとして、「開放を促進すべき機能」に定め
 3708 る。』とされている。こうした点を踏まえれば、まずは引き続き協議状況を注視し、
 3709 当該機能がアンバンドル要件に照らしてどのような状況にあるのか丁寧に議論を
 3710 行い、必要に応じてまずは「開放を促進すべき機能」に設定するなど、段階的に
 3711 検討を進めていくことが必要と考える。【KDDI】
- 3712 • 5G(SA方式)L2接続相当については、同等の仕組みである国際ローミングの
 3713 自社ユーザへの提供についても具体的な提供時期は検討中。したがって、アン
 3714 バンドル機能についてはMNO各社において本方式の仕様・提供時期について
 3715 の具体的な見通しが見えた段階で改めて整理すべきと考える。【ソフトバンク】

3716 (MVNOからの意見)

- 3717 • 5G(SA方式)L2接続相当について、アンバンドル機能と整理することが望まし
 3718 いと考える。【日本通信】
- 3719 • MVNOが今後も継続的に事業を行っていくには、5G(SA方式)の提供は必須
 3720 であると考えことから、アンバンドル要件に該当し、アンバンドル機能と整理す
 3721

3722 ることができるのであれば、MNOとの協議の促進が図られるものとする。【IIJ】
3723 • アンバンドル機能として整理することが適当であるとする。【フリービット】
3724 • MVNO事業者による柔軟かつ自由度を持った5G(SA方式)サービス創出のためには、アンバンドル機能として機能開放いただくことが必要とする。【オプテージ】
3725
3726
3727

3728 ＜L2接続相当をアンバンドル機能と整理する場合における具体的な機能提供開始時期＞
3729

3730 (MNOからの意見)

- 3731 • 5G(SA方式)L2 接続相当についての協議状況は、本研究会第81回における
3732 当社プレゼン資料のとおりであり、具体的な機能提供開始時期は現時点では未
3733 定。【NTTドコモ】
3734 • 5G(SA方式)のL2接続相当と同等の仕組みである、国際ローミングを提供した
3735 タイミングで機能提供することが適切と考えており、アンバンドル機能の整理によ
3736 るものではないとする。また、接続料については、ネットワーク構成が5G(NSA
3737 方式)でのL2接続と同等になるのか、5G(SA方式)の特徴の一つであるスライス
3738 をどのようにMVNOに提供するのか不透明であることから、アンバンドル機能化
3739 の是非の検討において、あるべき接続料体系等(何が接続料となるのか網改造
3740 費用となるのか等)も踏まえ丁寧に議論すべき。【ソフトバンク】
3741

3742 (MVNOからの意見)

- 3743 • MNOは既に5G(SA方式)の提供を開始している状況であることから、早期に機
3744 能提供されることが望ましいとするが、国際ローミングに係る国際標準化が令
3745 和6年3月に完了予定で、その後の各種ローミングガイドラインの策定作業が行
3746 われることを想定すれば、令和7年度当初から機能提供開始が現実的ではない
3747 かとする。【IIJ】
3748 • 手続きやMNO側での検討もふまえ、令和6年度中が適当であるとする。【フリー
3749 ビット】
3750 • 機能提供開始時期については、既にMNO各社が5G(SA方式)サービスを開
3751 始済みであることから、MNOとMVNO間のイコールフットイング確保に向け可
3752 能な限り早期の提供が必要とする。【オプテージ】

3753 ＜L2接続相当をアンバンドル機能と整理する場合における接続料の算定方法＞

3754 (MNOからの意見)

- 3755 • 接続料の算定は、接続料研(第33回)にてプレゼンしたとおり4G・5G(NSA方
3756 式)と5G(SA方式)を別々に設定する場合、5G(SA方式)の立ち上げ期におい

- 3757 て高額になることが想定されるため、一体として設定することが適当だと考える。
- 3758 【NTTドコモ】
- 3759 • 接続料は、設備構成と、当該設備に係るコストに応じて算定するものとする。
- 3760 【KDDI】
- 3761 • 接続料については、ネットワーク構成が5G (NSA方式) でのL2接続と同等にな
3762 るのか、5G (SA方式) の特徴の一つであるスライスをどのようにMVNOに提供
3763 するのか不透明であることから、アンバンドル機能化の是非の検討において、あ
3764 るべき接続料体系等 (何が接続料となるのか網改造費用となるのか等) も踏まえ
3765 丁寧に議論すべきであり、それがなされていない現状において接続料のあるべ
3766 き算定方法について申し上げることは困難と考える。なお、仮に5G (NSA方式)
3767 でのL2接続と同等のネットワーク構成かつQoSであり、帯域課金を前提とするの
3768 であれば、4G・5G (NSA方式) と一体として設定することもあり得ると考える。【ソ
3769 フトバンク】
- 3770
- 3771 (MVNOからの意見)
- 3772 • 接続料については、現時点においてMNOが5G (SA方式) による提供エリアが
3773 限定的あることを考えれば、別々に設定した場合、高額な接続料になることが考
3774 えられる。そのため、MVNOが継続的に事業をしていくには、4G・5G (NSA 方
3775 式) と一体として設定すべきではないかと考える。【IIJ】
- 3776 • 5G SAのみ単独で算出した場合、高額な接続料になると想定されます。もし逆
3777 にサービス開始当初から4G・5G NSAと同等の接続料となるようなら別々に設
3778 定して良いと考えます。MNO側に試算いただき、その結果で判断いただければ
3779 と思います。本来の5GであるSAについては、手に入りやすい価格とし、広く使
3780 える環境を整え、魅力あるユースケースを発信することが最優先であると考えて
3781 おります。【フリービット】
- 3782 • 接続料について、今後、一般消費者向けサービスとして、4G/5G (NSA方式) と
3783 5G (SA方式) が一体的なモバイルサービスとして提供されることが想定されるの
3784 であれば、基本的には接続料を一体として設定することは一定の妥当性を有す
3785 るものと考えます。一方、5G (SA方式) の開始当初は5G (SA方式) サービスを
3786 導入・提供していないMVNOが多数存在することも想定されるところ、仮に4Gの
3787 みを提供している事業者にとって大きく不公平が生じるような場合は、例えば、一
3788 定期間について別々に接続料を設定するなどの考慮が必要と考えます。【オペ
3789 テージ】
- 3790 ⑤ 構成員からの意見
- 3791 • 国際標準化が間もなく完了するという微妙な時期であることも踏まえ、ある程度短

いスパンで協議状況を追っていかねばならないという観点から、L2接続相当に係る協議状況等について、MNOから総務省に対して四半期ごとに報告をしていただくことが妥当ではないかと考える。

- 具体的な制度設計の準備・議論をスピードアップして始めなければならないので、MNOからは今まで以上にこまめに報告いただくことが必要であり、四半期ごとに報告いただくことで結構だと考える。
- L2接続相当について、接続ルールを準備しなければならないということで、まずは方向性を定めて議論を始めていかねばならないと思っている。その意味で、基本的には、アンバンドル機能の要件に従ってアンバンドル機能化の議論を進めていく必要がある。現状要件を満たしていないとの意見もあったが、どの要件が今後どのような形で整っていくのかも議論しながら、アンバンドル機能化や接続料について、できるだけ早く方向を定めて議論を始められるようにしていくべきと考える。
- 5G(SA方式)と4G・5G(NSA方式)を一体とするか、それとも別々に考えてコストを計算したほうが良いのかという点について、5G(SA方式)を推進する立場からすれば、初期の立ち上げを容易にするために一体とする方が良いと考えるが、例外的に、5G(SA方式)導入の意向がなく4Gで十分だというMVNOにとっては割高になるのではないかとという意見もあり、慎重に議論したい。
- 現在の4G・5G(NSA方式)のデータ接続料は帯域課金だが、5G(SA方式)で例えばIoTサービスを提供するので超多元接続しか使わないというMVNO向けの接続料を帯域課金にするのが良いのかどうかといったこともしっかり検討する必要がある。

(2) 考え方

L2接続相当が、アンバンドル機能の要件を満たす場合には、二種接続料規則を改正し、L2接続相当を同規則第4条のデータ伝送交換機能の一類型と位置づけることが考えられる。

他方、一部のMNOからは、現時点においては、アンバンドル要件のうち、②アンバンドルすることが技術的に可能であることや、③アンバンドルに当たって二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないことについて、必ずしも満たしていないとの考えが示された他、L2接続相当をまずは「開放を促進すべき機能」に位置づけるといった考え方が示された。

また、機能開放の時期について、現時点の状況を踏まえると、令和6年3月に予定される国際ローミングの標準化の確定後に速やかに協議が進展する場合であっても、L2接続相当の機能開放は令和8年度以降となる見込みである。

既にMNOは5G(SA方式)の提供を開始しており、少なくとも現行のMVNOサービスと同等の自由度や柔軟性を確保した形での機能開放が可能な限り速やかに実現される必要があることを踏まえれば、L2接続相当の機能開放を早急に進めることが必要であり、要件を満たす場合には速やかにアンバンドル機能と位置づけることが適当である。

については、事業者間協議が着実に進むよう、総務省において、協議の状況及び機能開放の時期についてMNOからの四半期ごとの報告を求め、その状況を注視しつつ、L2接続相当をアンバンドル機能と位置づけるタイミングについて検討を行うことが適当である。

この点について総務省においては、MNO3社に対して、L2接続相当の機能開放に係るMVNOからの要望やMVNOとの協議の状況について、検討課題、検討状況及び実現時期の見込みを含め、具体的に報告を行うよう要請を行った(令和6年4月22日)。

L2接続相当をアンバンドル機能と整理する場合における接続料の算定方法については、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」最終報告書(令和2年2月)を踏まえ、5G導入当初は、データ伝送交換機能の接続料について、4Gに係る接続料と5Gに係る接続料を一体として算定する方法が認められている。今後、5G(SA方式)のL2接続相当の機能開放に向けて、接続料算定の考え方について改めて整理することが必要と考えられる。

一部のMNO及びMVNOからは、4G・5G(NSA方式)及び5G(SA方式)に係る接続料を一体として算定することが適当との考え方が示された。他方で、当面、5G(SA方式)サービスを導入・提供しないMVNOも存在することも想定されるため、5G(SA方式)の進展により4G・5G(NSA方式)のみを提供する事業者にとって大きく不公平が生じることにならないか等については考慮が必要と考えられる⁴⁸。

については、本研究会においてモバイル接続料を検証する際に、MNO各社のネットワーク構成等を確認しつつ、まずは、既存の接続料(音声伝送交換機能及びデータ伝送交換機能)における費用及び需要等と5G(SA方式)に係る費用及び需要等の関係について検証を行い、引き続きL2接続相当の接続料算定について検討を進めることが適当である⁴⁹。

⁴⁸ 例えば、4G・5G(NSA方式)及び5G(SA方式)に係る接続料を一体として算定する場合には、5G(SA方式)に係る設備投資により原価が上昇することで、接続料が上昇する可能性がある。また、4G・5G(NSA方式)と5G(SA方式)の接続料を別々に算定する場合、需要の大部分を占めるMNOが5G(SA方式)に移行することにより、4G・5G(NSA方式)の需要が減少し、4G・5G(NSA方式)の接続料が上昇する可能性がある。

⁴⁹ 既存の接続料における費用及び需要等と5G(SA方式)に係る費用及び需要等の関係については、第2章参照。

第7章 第一種指定電気通信設備に係る接続関連システム経費の適正性の向上

1. 検討の経緯

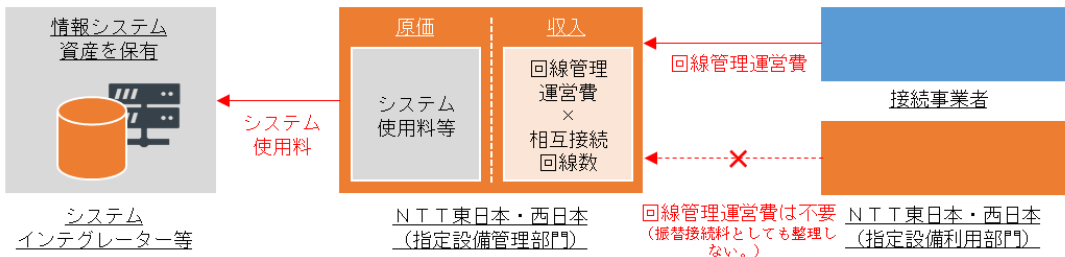
電気通信事業者が、自らの設置する電気通信設備を第一種指定電気通信設備と接続する際には、NTT東日本・西日本が整備・運用する情報システムを利用する必要がある場合がある。こうした場合に利用される情報システム(以下「接続関連システム」という。)の運用・改修等に係るコスト(以下「接続関連システム経費」という。)については、接続会計上、第一種指定電気通信設備に係るコストの一部として、それぞれ接続料の原価となっている。

接続料の原価となる接続関連システム経費については、接続料の算定方法の原則に照らせば、能率的な経営の下における適正な原価となる必要がある。特に、接続事業者のみがそのコストを負担し、NTT東日本・西日本の指定設備利用部門は負担しない整理とされているものについては、適正性・透明性を確保する必要があると考えられる(例えば、回線管理運営費については、接続事業者のみが受益するものであることを踏まえ、相互接続回線(加入者回線等のうち、接続事業者が利用する回線)の回線数を需要として算定されているため、指定設備利用部門との振替接続料の整理を加味せずとも、接続事業者からの接続料収入とコストが一致する。)

なお、NTT東日本・西日本は、原則として、接続関連システム等の整備・運用に関連する業務について、システムインテグレーター等の別会社に委託等を行っている。具体的には、接続関連システムの情報システム資産(ハードウェア、ソフトウェア)を自社で保有せず、委託先のシステムインテグレーター等に保有させている。

NTT東日本・西日本は当該システムの利用の対価として、システム使用料を支払い、改修を行う場合、委託先のシステムインテグレーター等に改修も委託し、必要な経費をNTT東日本とNTT西日本で按分している場合がある。

(回線管理運営費原価である場合のイメージ)



【図7-1 回線管理運営費原価である場合のイメージ】

これに関して、接続関連システム経費の適正性を確保するための取組については、

3886 これまでも累次にわたり行われており、例えば
3887 ・ NTT東日本・西日本が開催する接続事業者向け「システム意見交換会」におけ
3888 る接続関連システムの改修内容、コスト、接続料への影響等に関する説明及び
3889 意見交換の実施
3890 ・ 網改造に係るソフトウェア開発費の適正性に関する協議手続の設定（NTT東日
3891 本・西日本接続約款第 14 条及び第 15 条）
3892 ・ 手続費等に関するシステム経費の接続料算定根拠資料における内訳の開示
3893 等が行われている。
3894 こうした中、将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定⁵⁰等に際して、情報
3895 通信行政・郵政行政審議会が行った意見募集（本年5月 27 日（土）～6月 26 日（月）
3896 及び6月 29 日（木）～7月 12 日（水）実施）では、関係事業者から、システム開発経費
3897 の適正性・透明性に関する意見があった。
3898 ※同時期に実施した本研究会第七次報告書（案）に対する意見募集でも、加入光
3899 ファイバ接続料における残置回線の取扱いに関して必要となるシステム改修に関
3900 係して、概ね同旨の意見があった。
3901
3902 **【将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等に係る意見募集における関**
3903 **係事業者の意見】**
3904 ・ 接続制度の議論を経て制度変更を行う際や、NTT 東西殿の提案、または接続事
3905 業者が要望する運用変更の実現には、都度システムの改修が必要となります。シス
3906 テム改修の内容や費用については、定期的に NTT 東西殿から接続事業者向けに
3907 説明会が行われていますが、提示されるシステム改修費用が適正な金額であるか
3908 については、接続事業者側で確認する手段がありません。今後はシステム改修費
3909 の低減に向けた取り組みや、接続料に関わるコスト削減と効率化の推進も検討して
3910 いく必要があります。そのためには、調達条件などについての公開や透明性の確保
3911 が行われるべきと考えます。**【SNC】**
3912 ・ 左記の意見（注：SNC 意見）のとおり、制度変更・運用変更の際に、NTT 東・西殿に
3913 て実施されるシステム開発・改修については、かかる費用が接続料に算入されること
3914 から、その適正性・透明性の確保が必要であると考えます。したがって、今後も費用
3915 の削減・効率化等について対応いただくとともに、透明性確保の観点から、NTT 東・
3916 西殿においては、調達条件等のシステム開発・改修に関する情報を開示いただき、
3917 その適正性について総務省殿において検証をいただく必要があると考えます。（K

⁵⁰ NTT東日本・西日本は令和5年度末時点での電柱の耐用年数について検証を行った上で、その見直しに関する状況についての見解及び検証に用いたデータ等の関連データを、令和7年3月31 日まで、総務省に報告することとされており、その結果に基づいて、今後、所要の検討を行うことが適当である。

3918 DDI)

3919 ・ NTT 東西殿のシステム改修費用の公開について、SNC 殿の意見に賛同します。

3920 NTT 東西殿において実施されるシステム改修に関しては、基本的に総額のみが開

3921 示される状況であり、接続事業者から、細分化した機能ごとのコストの開示を求めた

3922 場合にも、開示いただけないことが多い状況です。接続料にも影響があるシステム

3923 改修費用について、NTT 東西殿において細分化した機能ごとのコストを提示し、接

3924 続事業者側で必要な機能を取捨選択し、システム改修費の低減化を図れるように

3925 すべきと考えます。(ソフトバンク)

3926 ・ 接続事業者様にご利用いただくシステム改修にあたっては、事業者説明会の場(シ

3927 ステム意見交換会)で、接続事業者様へ改修内容や費用についてご説明し、改修

3928 の是非について合意を図った上で進めているところです。また、システム改修にあ

3929 たっては関連システムとの連携にも配慮しつつ、システム関連コストの全体的な低

3930 廉化や品質の維持・向上を実現できるように調達をしているところであり、これらの点

3931 についても必要に応じて事業者説明会の場等で丁寧な説明を実施し、接続事業者

3932 様のご理解を得ながらシステム改修を進めていく考えです。なお、システム改修費

3933 の低減に向けた取り組みや、接続料に関わるコスト削減と効率化の推進については、

3934 株主やステークホルダーの負託に応える企業における当然の経営努力として、引き

3935 続き取り組む考えです。(NTT東日本・西日本)

3936

3937 これら意見に対して、同審議会は「ネットワークの仮想化等が進展する中、指定設備

3938 の機能においてソフトウェアの果たす役割は増大していくことが予想されるところ、今

3939 後、必要に応じ、総務省において検討を深めていくことが適当」との考え方を示してい

3940 る。

3941

3942 また、本研究会第 74 回会合では、残置回線に係るシステム改修等に関連して、構

3943 成員より次の指摘があった。

3944

3945 システム改修においては、後々、こういう情報や機能を追加しておけばよかったとい

3946 う状況となるようなことがないように、開発段階で各事業者の意見が反映されるよう、で

3947 きるだけ透明性のあるプロセスでシステム改修を進めていただきたいと思っています。

3948 そもそも、システム改修費は接続料で各事業者が応分の負担をするものなので、運

3949 用等をNTT東日本・西日本が行うとしても、それはNTT東日本・西日本のものというよ

3950 りは皆のものであるという考え方に立つべきだと考えております。その意味では、シス

3951 テム改修費についても、仕様書や見積りといった情報を関係者、あるいは総務省とで

3952 きるだけ共有できるような形も考えていただきたいと思います。

3953 大学でも、ある一定の金額を超える物品の購入やシステム改修に関しては必ず入

札や相見積りを取るなどの手続を踏むことになっていますので、今回のようなシステム改修のプロセスについても、透明性確保という観点で議論をしていただきたいと思います。

これらを踏まえ、本研究会では、NTT東日本・西日本の接続関連システム経費について関係事業者のヒアリングを行い、適正性・透明性の確保と簡素で効率的なシステム実現の観点から、必要な検討を行った。

2. 議論の経過

(1) 検討事項

接続関連システム改修経費の適正性・透明性の確保に係る現状に関して、

- (1) 事業者間において行われている現在の取組(接続事業者への説明等)の状況(→NTT東日本・西日本、接続事業者)
- (2) NTT東日本・西日本において、接続関連システムに係る委託等に関して行われている現在の取組の状況(→NTT東日本・西日本)
- (3) (1)及び(2)に関する問題意識と、関連する提案等(→接続事業者)

について関係事業者にヒアリングを行い、確認を行った。

加えて、接続関連システム改修経費の適正性・透明性の確保と簡素で効率的な接続関連システムを実現するために、

- (4) NTT東日本・西日本と接続事業者間の協議において留意すべき事項を整理しつつ、
- (5) 必要な情報開示は、どのように行われるべきか。情報開示に障壁がある場合、どのように対応すべきか。
- (6) NTT東日本・西日本と接続事業者間の協議を円滑化するために、接続約款等において必要な制度的措置はあるか。
- (7) NTT東日本・西日本における接続関連システムに係る委託コスト等の論点について、接続料の適正性の観点から検討すべき点はあるか。
- (8) 接続約款認可プロセス等における総務省の関与は必要か。必要である場合、どのようなものか。

等の接続関連システム改修経費の適正性・透明性を確保するための方策について、検討を行った。

3984 (2)主な意見

3985 ① 事業者からの意見

3986 <事業者間において行われている現在の取組(接続事業者への説明等)の状況>

- 3987 • 当社でシステム開発を行う際には、機能数や工数を精査した上で見積の妥当
3988 性を判断し、機能数・工数を詳細に把握することにより開発の主導権を握り、ベ
3989 ンダーの言い値で費用が高止まりすることを防止しているが、NTT東日本・西
3990 日本が開示している情報だけでは、開発費の根拠となる情報が不足。NTT東
3991 日本・西日本や委託先の経営情報に触れる内容もあるので、全て開示できない
3992 ことは理解できるが、現状の開示情報(総開発費、接続事業者が見える範囲の
3993 作業範囲等)だけでは妥当性の判断ができない状況。想定ベースで開発規模
3994 を推し量った上で適正性を判断することになり、健全な議論ができない。【SNC】
- 3995 • 影響箇所が同じ開発においても、想定機能数に大きくバラつきがあり、現状の
3996 情報のみで判断すると開発規模の適正性に違和感がある。適正な価格で発注
3997 する努力は、NTT東日本・西日本においても行われていると思うが、接続事業
3998 者から見えづらい。機能数や工数について、明らかに不自然であったり、(接続
3999 事業者において、)疑問があったりする場合に、指摘・確認することにより経費
4000 の低減に繋がるのではないかと。【SNC】
- 4001 • 双方向番号ポータビリティに係るシステム開発では、機能毎の開発費用の確認
4002 を求めたが、NTT東日本・西日本の任意での費用区分以外の情報は開示不
4003 可であった。コロケーション業務支援システムに係る開発では、コロケーション
4004 料金への影響額が非開示とされた。【ソフトバンク】
- 4005 • (接続関連システムの開発では、)NTT東日本・西日本都合のスケジュールが
4006 検討されているが、NTT東日本・西日本のシステムと連携して独自のシステム
4007 を構築しているところ、当社の開発スケジュールにも合わせた柔軟なスケジュー
4008 ル調整ができないケースがある。【ソフトバンク】
- 4009 • 6か月前に詳細資料の開示があるまで、個別の問合せに確実な回答を頂けな
4010 いため、想定を置いて先行的に(社内システムの)開発に着手するが、詳細資
4011 料の開示時に想定外の追加の仕様が合った場合、追加の工数・予算が発生し、
4012 最終的に当社のシステム開発が間に合わない場合がある。【ソフトバンク】
- 4013 • システム意見交換会では、活発な議論をするというよりは、結果をNTT東日本・
4014 西日本から共有されるという形が実態だと思うが、会合前に、要望した案件につ
4015 いて、個別にNTT東日本・西日本とやりとりしているのは事実。【ソフトバンク】
- 4016 • 開発着手前における改修費用の概算額は開示されているが、実績額(改修費
4017 用及びその接続料への影響額)が開示されていないので、概算・実績間差分
4018 の発生状況を接続事業者が確認できない。また、回線管理運営費に影響が生

- 4019 じる期間が開示されていないので、開発項目毎に減価償却期間が異なるのか
4020 等を接続事業者が把握できない。【KDDI】
- 4021 • NTT東日本・西日本で個別に協議することもあり、全て回答があるわけではな
4022 いが、ある程度情報開示いただいている。【KDDI】
- 4023 • 接続に係る利用者の利便の向上及び電気通信事業の円滑な運営を図るため、
4024 接続事業者の要望を聞き、使いやすさや安全性のほか、限りある経営資源の
4025 有効配分の観点からシステム開発内容・費用の最適化に向けて取組を進めて
4026 きた。今後も、接続事業者の質問に引き続き真摯に答えながら、接続関連シ
4027 ステムの開発費用の適正性・透明性の確保に向け、一層の情報提供や相互のコ
4028 ミュニケーションの活性化に努める。【NTT東日本・西日本】
- 4029 • これまでも、接続事業者とNTT東日本・西日本のオペレーションに係るトータル
4030 での業務効率化と品質向上による体験価値の向上を目指し、機能開発に取り
4031 組んでいる。接続事業者の要望等に基づき、年間約5～6件の機能追加を実
4032 施している。【NTT東日本・西日本】
- 4033 • 定期的(年に2回(目安))にシステム意見交換会を開催し、接続事業者の意
4034 見・要望を頂くため、接続関連システムに係る情報(開発内容、開発概算額、接
4035 続料への影響額、運用開始時期等)を示している。意見・要望については、要
4036 望事業者と協議の上、システム改修による実現が可能で、全接続事業者の利
4037 便性向上に資するものについては、システム意見交換会に検討内容を付議し
4038 ている。(会合での)意見の結果、開発内容を変更した事例もある。【NTT東日
4039 本・西日本】
- 4040 • 開発着手後、接続事業者の準備のため、提供開始日の6ヶ月前・3ヶ月前・1ヶ
4041 月前に具体的な仕様・操作方法等を伝達。【NTT東日本・西日本】
- 4042 <NTT東日本・西日本において、接続関連システムに係る委託等に関して行わ
4043 れている現在の取組の状況>
- 4044 • 新たなシステム開発については、社内ルールとして複数社から相見積を取得す
4045 ることを規定。ただし、あるベンダーが有している経営資源、能力等を利用しな
4046 いと施策が遂行できない場合は、特定のベンダーへの委託を認めている。その
4047 場合も、過去の実績から目標価格を設定し、委託先ベンダーから提出された見
4048 積内容を検証するとともに、コストを発生させる要因となる機能を見極めて、既
4049 存機能の流用や実現方法の代替案を提示する等の交渉を行い、開発費用の
4050 抑制に努めている。実際、当社の代替案の提示により、半額程度になった事例
4051 もある。【NTT東日本・西日本】
- 4052 • (既存ベンダー以外に委託する場合、)移行作業のため、稼働しているシステ
4053 ムを停止せざるを得ず、また、NTT東日本・西日本の他のシステムとの連携を
4054 勘案すると、連携部に係る試験・実装に莫大な開発期間・コストが必要。【NTT

4055 東日本・西日本】
4056 • 接続関連システムは、接続事業者を含めた電気通信事業全体の運営を支える
4057 基盤。秘匿性、安定的かつ安全な運用といった信頼性の確保も大切な要件と
4058 なるため、現在、既存ベンダーに委託しているが、一部の簡易なシステムではロ
4059 ーコードでの内製開発によるコスト低廉化等を検討。【NTT東日本・西日本】
4060 • 交渉の結果を案件ごとに具体的に説明いただくことが重要。接続約款変更認
4061 可申請で、総務省に対し交渉の状況や結果を説明いただき、総務省はこれを
4062 公表することが適当。【SNC】

4063 <今後の取組に係る提案等(情報開示関係)>

4064 • システム意見交換会を単純に開発費を通告する場ではなく、本来の趣旨どおり、
4065 システム改修の要否について意見交換する場とするため、開発費の妥当性を
4066 判断するために必要最低限の情報を開示いただきたい。改修が必要な機能数
4067 及び各機能の改修に必要な工数を追加的に開示いただきたい。【SNC】
4068 • 開発体制について、開発に必要な工数のほか、全体の体制・スケジュールを開
4069 示いただきたい。内容に応じてベンダーの了承が必要となるものもあると想定す
4070 るが、守秘義務のある(接続)事業者に対しては開示可能と考える。【SNC】
4071 (→ 委託は一次請までを基本としているが、規模に応じて二次請を活用する
4072 ことがある。案件毎の具体的な人員数等については、当社から具体的な指定
4073 をしておらず、委託先が状況に応じ最適な人員数を判断して業務を遂行して
4074 いるものであり、その契約の性格上、委託先の具体的な開発に係る人員数は
4075 把握することとしていない。当該情報は委託先にとって、委託元が求める仕
4076 様・納期に対応するために積み上げてきたノウハウであり、開示により競争上
4077 不利になり得るという観点で経営情報に該当すると認識。当社への規制の中
4078 で開示を義務づけることは不適切。【NTT東日本・西日本】)
4079 (→ 透明性を確保する観点からは、少なくとも機能ごとの開発規模・工数等の
4080 妥当性について、NTT東日本・西日本による検証の結果を説明いただく必
4081 要。【SNC】)
4082 • 費用対効果を踏まえた機能の取捨選択や、機能の性質(便益とその帰属主体)
4083 に着目した費用按分に関する議論のために、開発費用及び接続料・手数料・コ
4084 ロケーション費用等への影響は機能別で開示すべき。接続事業者の要望があ
4085 れば、工数が多い理由等、開発事項・規模に関する適正性の判断に資する
4086 情報も開示すべき。【ソフトバンク】
4087 • 開示不可の情報については、機能の取捨選択や開発額に係る議論があり、事
4088 業者から強い要望がある場合には、開示可能な範囲で接続事業者に説明する
4089 とともに、総務省等の守秘義務を持つ中立的な第三者に情報を開示し、適正
4090 性を確認する等の方法が考えられる。【ソフトバンク】

- 4091 • 実績額、回線管理運営費に影響が生じる期間を新たに情報開示いただきたい。
4092 【KDDI】
4093 • 今後、改修が予定されている案件(引込線転用、残置回線等)は開発規模が大
4094 きく、接続事業者に多大な影響が発生し、透明性・適正性が十分でない場合、
4095 事業者間の協議が難航することも想定。今回議論・整理された情報開示方法
4096 等については、可能な限り早期に実現・対応いただきたい。【KDDI】

4097 <今後の取組に係る提案等(スケジュール関係・その他)>

- 4098 • 運用開始日・詳細仕様の周知時期は、接続事業者のシステム対応に要する期
4099 間を踏まえて、協議の上で決定すべき。特に新システムの開発の場合、接続事
4100 業者側システムも大幅改修となるため、個別に依頼しているが、十分な開発期
4101 間と事前の試験環境を設定いただきたい。【ソフトバンク】
4102 (→ 提供開始日について、全接続事業者の合意があれば後ろ倒しする調整
4103 を検討する。【NTT東日本・西日本】)
4104 (→ 提示された提供開始日に開発が間に合わない接続事業者が一部のみの
4105 場合、その接続事業者の業務影響が考慮されることはないため、提供開始日
4106 は各接続事業者の意見を踏まえて決定するか、並行運用の期間を設ける等
4107 を検討することが必要。【ソフトバンク】)
4108 • 新機能の運用開始日をNTT東日本・西日本で統一していただきたい。最終的
4109 な運用開始のタイミングがNTT東日本とNTT西日本でずれるケースが多いが、
4110 並行運用の期間が生じると、接続事業者側の運用の負荷が非常に増大する。
4111 【ソフトバンク】
4112 (→ リリース時の不具合の対応のため、別日にリリースすることでリスク分散を
4113 行う必要があり、委託先の接続関連システムに係るスキル保有者の稼働に限
4114 られているため、統一は困難。【NTT東日本・西日本】)
4115 (→ 運用開始日を別日にしても、NTT東日本・西日本のいずれかで不具合
4116 が発生した場合に、もう一方がその影響を解消することはできず、リスク分散
4117 にならないため、運用開始日を統一しない理由にはならない。また、先行して
4118 システム改修を完了した事業者が、遅れてシステム改修を完了する事業者に
4119 運用開始日を合わせることに、多大な稼働を要するとは考えづらい。【ソフトバ
4120 ンク】)
4121 • 既存システムの保守運用及び更新が行う際も同様に追加的な情報を開示いた
4122 だいた上で、開発経費の低廉化に向けた交渉をお願いしたい。【SNC】
4123 • (検討する取組については、)接続事業者の意見の取りまとめ・再検討に時間を
4124 要するため、提供開始日が遅れる可能性がある。今後、当該スキームを取り入
4125 れた場合のスケジュール等を示しながら、接続事業者と丁寧に協議の上、取組
4126 を進めていく。【NTT東日本・西日本】

- 4127 • （ベンダとの交渉力を高め、コスト低廉化の努力をしてもらいたいという構成員か
4128 らのコメントに対し）「見極める目」を自社で持っているかが重要であり、今後も
4129 磨き上げていきたい。【NTT東日本・西日本】
4130 • 令和5 年度接続料においては、大幅な値上げがなされ、今後も報酬水準等の
4131 上昇が見込まれる中、接続料の適正化による競争の活性化の議論が必要。【S
4132 NC】

4133 ② 構成員からの意見

4134 <NTT東日本・西日本において、接続関連システムに係る委託等に関して行われ
4135 ている現在の取組の状況>

- 4136 • 意見交換会がどう機能しているのかという点が気になる。接続事業者からNTT
4137 東日本・西日本にコストに関する様々な意見や質問があっても、きちんと答えて
4138 もらえていないように思えた。
4139 • システム開発の内容が非常に大事であり、費用の妥当性やスケジュールに関し
4140 ては、改善の余地がある。接続料が上がれば利用者料金も上がるため、利用者
4141 としてもできるだけ接続料・システム改修費を抑えていただきたく、NTT東日
4142 本・西日本の対応・努力を期待したい。
4143 • ベンダーの方が情報を持っており、適正価格に関して交渉が難しい点があった
4144 と思うが、ノウハウや情報をためることで交渉力がつき、代替案の提示も含めて、
4145 より適正なコストを実現できるように努力されているようなので、引き続き頑張っ
4146 ていただけるよう評価したい。

4147 <今後の取組に係る提案等(スケジュール関係・その他)>

- 4148 • 接続料等に関わる改修であれば、基本的には費用に関して質問・要望された
4149 場合には答えるべき。答えられない事情があれば、NTT東日本・西日本で明
4150 確にしていきたい。
4151 • システム改修に関してのコストの在り方については長く議論してきたが、今回は
4152 以前に比べて一歩進んで、NTT東日本・西日本において前向きに取り組んで
4153 いただいていると感じる。接続事業者と一緒にコストを下げる努力をする観点で、
4154 接続事業者にも必要な情報を開示することで、ベンダーがコストをより適正化し
4155 ていく努力が生じるのではないかと期待できる。
4156 • 追加的な情報開示に関して、(NTT東日本・西日本の)努力は見えるが、それ
4157 で十分かについては、引き続き議論が必要。
4158 • 今回の対応については評価できる内容もあったが、ヒアリングで示された考えに
4159 基づき、具体的にどのように運用していくかが重要。総務省においては、例え
4160 ば接続約款に情報開示の手続きを整備する等、今回の議論を反映した対応が
4161 なされるようフォローアップをお願いしたい。NTT東日本・西日本においては、

4162 引き続きコストの低廉化に努めるとともに、システム調達における取組等をきち
4163 んと競争事業者の説明し、透明性の確保に留意すべき。

4164 3. 考え方

4165 <総論>

- 4166 • これまでの審議会・検討会等における議論は、(接続料の認可制を前提としつ
4167 つ)事業者間協議を通じて接続関連システム経費の適正性・透明性が確保され
4168 ることを期待してきた。
- 4169 • その点から現状を見ると、NTT東日本・西日本の行う「システム意見交換会」等
4170 の対応の中には、NTT東日本・西日本により自主的に行われているものもあり、
4171 結果として接続事業者の要望に応じた改修内容の見直しが行われた事例もある
4172 等、評価すべきと思われる。一方、NTT東日本・西日本が提示する情報につい
4173 ては、開発・改修する機能毎の詳細なコストが開示されておらず、接続事業者が
4174 当該機能・費用の必要性・合理性を判断するために十分とは言えないこと等の
4175 課題があったといえる。

4176 <情報開示のあり方>

- 4177 • 接続料原価たるシステム関連経費のコストについては、能率的な経営の下にお
4178 ける適正な原価と捉えられるものであることが必要であることから、適正な情報開
4179 示が行われることが原則である。このため、守秘義務を有する接続事業者にも
4180 開示することができない合理的な理由があることについてNTT東日本・西日本
4181 が説明できる場合等を除き、接続事業者の求めに応じて開示することを基本と
4182 すべきである。
- 4183 • 今回、NTT東日本・西日本において自ら、情報開示の充実に向けた方向性を
4184 示したことは望ましいと言える。その上で、今後の円滑な事業者間協議を制度的
4185 に裏付ける観点から、指定設備接続約款において、接続関連システム経費に
4186 関する①情報開示手続(開示の時期・契機を含む。)及び②開示する情報を具
4187 体的に規定することが適当である。
- 4188 • ②開示する情報については、まずは、下記の内容を明記することが適当である。
- 4189 • A) 開発・改修する想定機能数及び必須／付加の別
- 4190 • B) 機能毎の想定費用及び接続料(コロケーション料金・手数料等を含む。)
4191 への想定影響額／影響期間
- 4192 • C) B)の確定額
- 4193 • D) 開発規模に関する情報(想定ライン数)
- 4194 • 開示する情報については、機能毎に十分に細分された費用が開示されるか等
4195 の状況や、接続事業者の意見を踏まえつつ、今後も必要に応じて見直していく
4196 ことが適当である。

4197 ＜その他、適正性・透明性を確保するための方策＞

- 4198 • NTT東日本・西日本においては、相見積もりの取得やシステムインテグレータ
4199 一等の交渉等により、調達先が固定される中であっても情報の非対称性等に起
4200 因する非効率が生じないよう努めていることが認められ、接続料の適正性のため
4201 の取組として評価することができる。今後も、システム関連経費のうち接続料の
4202 原価となるものに関しては、引き続き、効率的なシステム調達に努めることが適
4203 当である。
- 4204 • その結果については、調達に係るノウハウを不当に明らかにすることにならない
4205 よう留意しつつ、必要に応じ、接続事業者にも説明することが、協議の円滑化・
4206 費用の透明化の観点から望ましい。
- 4207 • 事業者間協議において適正性を確認できない場合や、NTT東日本・西日本に
4208 よる効率的なシステム調達に疑義が生じた場合においては、接続事業者には開
4209 示できない個々の情報について説明を求める等して、総務省において、接続約
4210 款認可プロセスの中で適正性等を確認することが適当である。その上で、事業
4211 者間協議を通じて適正性・透明性を確保することが難しい場合には、改めて議
4212 論することが適当である。
- 4213 • 開発スケジュールの問題（詳細仕様の開示時期、提供開始日の調整（NTT東
4214 日本とNTT西日本間の提供開始日の統一、並行運用、試験環境の準備等の
4215 可否を含む。）等）については、調整を行うことによる具体的な支障についてNT
4216 T東日本・西日本が十分に説明を行うことを前提に、全ての接続事業者に影響
4217 があることに留意しつつ、接続事業者間で協議を行い、合意を得て進めることが
4218 適当である。
- 4219 • 加入光ファイバとの接続によるFTTHアクセスサービスの提供については、サー
4220 ビスの向上や多様化につながりやすい提供形態として、今後も多様な事業者によ
4221 って広く活用されることが期待される。加入光ファイバ接続料を接続事業者にと
4222 って利用しやすいものとするため、適切な接続料の算定方法については、今
4223 後も必要に応じて、議論を深めていくことが適当である。
- 4224

4225 第8章 加入光ファイバ等の提供遅延の改善

4226 1. 検討の経緯

4227 接続事業者が加入光ファイバ等の第一種指定電気通信設備との接続や通信用建
4228 物(局舎)におけるコロケーション⁵¹を希望する場合、NTT東日本・西日本において所
4229 要の手続・工事等を行う必要があるため、接続事業者による接続等の申込みから実際
4230 に接続等が可能となるまでには、一定の期間を要する。

4231 NTT東日本・西日本が行うこうした一連の手続・工事等に要する「標準的期間」に
4232 ついては、接続約款記載事項(電気通信事業法第 33 条第4項第1号ホ)とされており、
4233 接続約款に「具体的な期間」及び「当該期間内に対応できない場合」が規定されてい
4234 る⁵²(例えば、加入光ファイバにおいては、申込の到達した日から提供可能時期の回
4235 答まで原則3週間、当該回答に記載される提供可能時期まで原則1ヶ月以内とされ、
4236 この例外として「大量の申込みを一時に受け付けた場合」等が示されている。)

4237 また、NTT東日本・西日本によれば、光サービス卸においても、接続事業者と同等
4238 の対応で卸先事業者の工事等を行っているとのことである。このため、接続約款に基
4239 づく標準的期間の遵守状況は、接続事業者・卸先事業者の提供するFTTHアクセス
4240 サービス等の電気通信役務の利用者への提供開始までのリードタイムに直結し、利用
4241 者利便にも大きな影響がある。

4242 近年、接続事業者等より、加入光ファイバ等の提供遅延(標準的期間の遵守状況
4243 の悪化等)に関する指摘⁵³があったところ、そうした指摘を端緒として加入光ファイバ、
4244 局内光ファイバ、コロケーション等における提供が遅延している状況が明らかとなった
4245 ため、本研究会においては、提供遅延の実態及び状況を把握し、改善を図るべく、第
4246 六次報告書に向けた議論以降、継続的に議論を行ってきた。

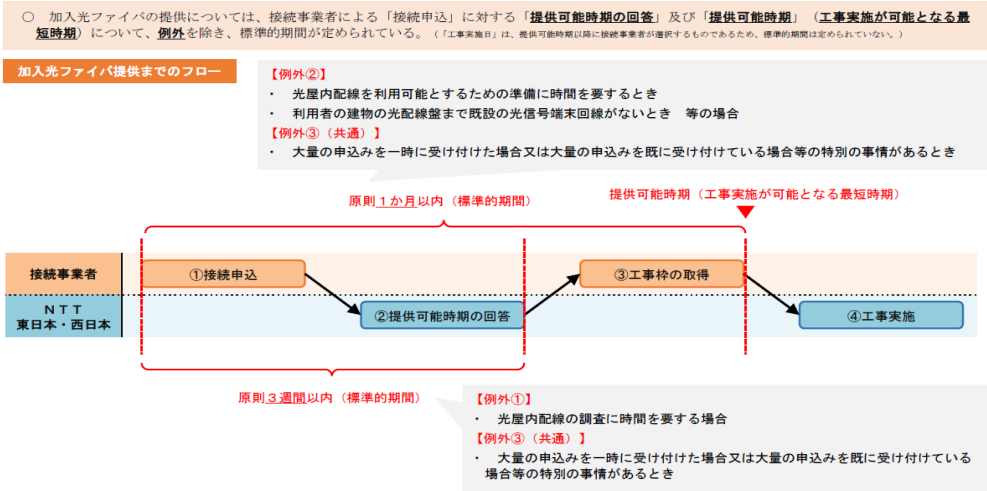
4247

⁵¹ 接続事業者が、第一種指定設備との接続(間接的な接続を含む。)に必要な装置を通信用建物、管路、とう道、電柱等を利用して設置すること

⁵² NTT東日本・西日本接続約款第34条の4第2項等

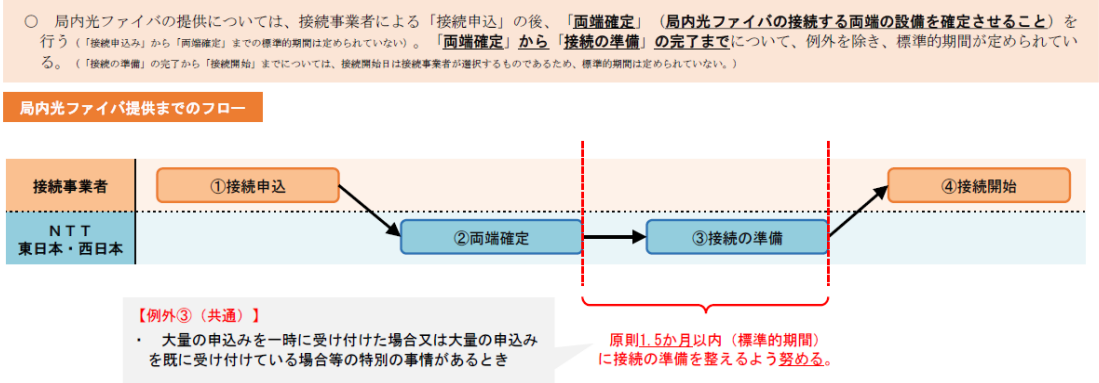
⁵³ 例えば、令和3年度の接続料等の改定に係る接続約款の変更認可(令和3年5月28日認可)に際して情報通信行政・郵政行政審議会が行った意見募集におけるSNC等の意見。当該意見を踏まえた同審議会の要望を受け、総務省はNTT東日本・西日本に対し、加入ファイバ等の提供遅延の状況について報告を要請しており(令和3年8月27日要請、同年9月24日報告)、その後、継続的にフォローアップを実施している。

4248 (加入光ファイバ提供までのフロー)



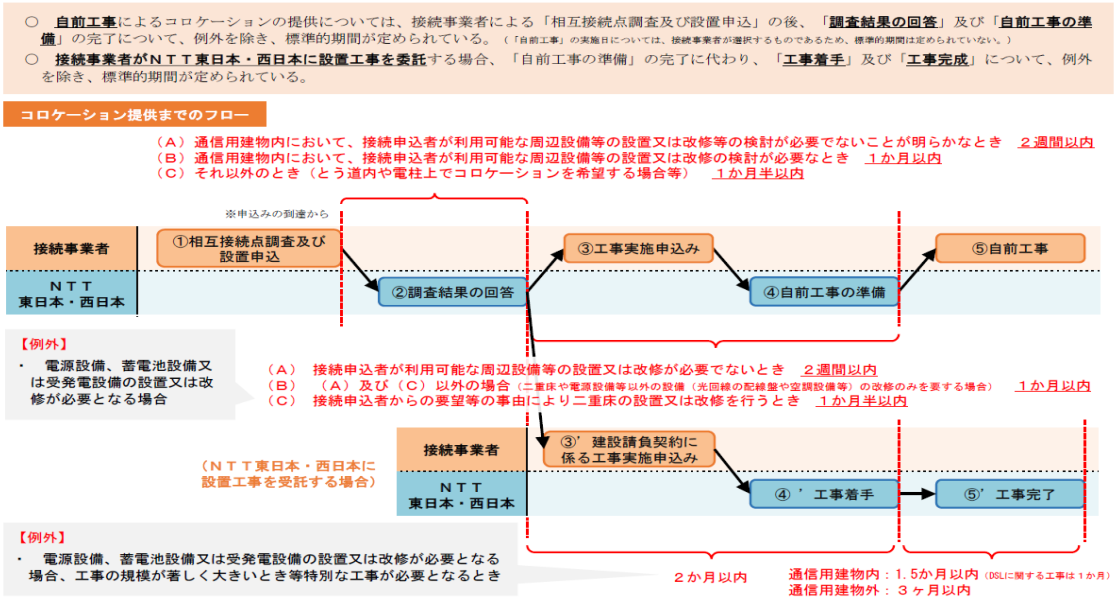
4249

4250 (局内光ファイバ提供までのフロー)



4251

4252 (コロケーション提供までのフロー)



4253

4254

4255

(出所) 第82回会合資料82-4(事務局資料)を基に抜粋・修正

4256

【図8-1 加入光ファイバ、局内光ファイバ及びコロケーションの提供までの流れ】

4257

本研究会第七次報告書においては、これに関し「総務省において、提供遅延及びその改善状況について引き続き注視していくことが適当」とされたことを踏まえ、総務省からNTT東日本・西日本に対し要請し、提供遅延及びその改善の状況について報告を求めた(令和5年10月10日総基料第201号)。

4261

今般、同社より当該要請に係る報告(令和6年2月28日付け)があった内容の概要について、事務局から報告(第82回会合)し、それを踏まえ、接続事業者等からヒアリングを実施した(第83回会合)ところ。

4262

4263

4264

2. 議論の経過

4265

(1) 報告の内容

4266

まず、NTT東日本・西日本の対応状況及び接続事業者等との協議状況について、主に次のような事項の報告があった(左欄は第7次報告書における指摘)。

4267

① 総論	
- 加入光ファイバ等の迅速な提供は、ブロードバンドサービスにおける利用者の利便にとって非常に重要な要素であることから、NTT東日本・西日本においては、引き続き接続事業者等との協議を継続することが適当。 - 今後、(…)NTT東日本・西日本においては、本報告書の取りまとめ以降も、	- これまで、提供遅延の状況の改善に向け、標準的期間を遵守し、開通までの期間短縮に係る利用者や接続事業者の要望に応えるべく、NTT東日本・西日本の間の運用の差異の解消や、物品枯渇の解消・予見性確保、光ファイバ開通申込受付システムの更なる機能拡充に取り組んできた。加えて、接続事業者との議論により、接続事業者において提供遅延の状況の自助的な改善に係る意識醸成も一定程度図られつつある。 - 今後は、計画しているシステムの機能拡充を遅滞なく進めつつ、更なる運用効率化の取組を継続し、必要に応じて接続事業者との協議を実施していく。 - システム意見交換会等における接続事業者との議論を経て、順次受付システム等の機能改善⁵⁴等

⁵⁴ 前回報告で言及されているもののほか、次の機能改善を実施。
✓ 加入光ファイバの廃止申込では、NTT東日本・西日本から接続事業者に問合せを行う際、接続申込時に入力された連絡先情報を利用していたが、問合せ先が不明となる場合があったところ、廃止申

実際の利用者対応を行う接続事業者からの要望については真摯に聴取し、業務の改善を図っていくことが適当。	を行っている。
② エリア、条件等ごとの提供遅延の状況	
• 一部のエリア、条件等において提供遅延が継続し、又は回復傾向が弱い状況については、その要因を確認し、引き続き改善を図っていくことが適当。特に、一部のエリアにおける局内光ファイバ⁵⁵については、標準的期間遵守率1	• 局内光ファイバにおける部材枯渇事象の解消については、その提供に用いる物品の納期について、確保すべき物品ラインナップの定期的な見直しや、サプライヤの最大製造能力の引き上げ交渉、物品納期の明確化等の各種取組を進めてきた結果、令和4年度第2四半期以降、部材枯渇は起きていない。 • 局内光ファイバに係る提供可能時期回答に係る運用について、エリアによって差異⁵⁶が生じていたことが判明したため、NTT東日本では令和5年2月に運用を統一し、NTT西日本でも運用の統一を進めていく予定。

込時にも事業者連絡先をシステムに入力可能としたことにより、NTT東日本・西日本及び接続事業者における対応コストを軽減。（令和5年8月）

- ✓ 加入・中継・局内光ファイバの申込みでは、通信用建物をプルダウン又は手入力（完全一致）により選択する必要があったところ、あいまい検索を可能としたことにより、NTT東日本・西日本及び接続事業者における対応コストを削減。（令和5年8月）
- ✓ 加入・中継・局内光ファイバの申込みでは、システムの「ファイル連携画面」で接続事業者が地図情報を送付する場合があるが、これまで、NTT東日本・西日本が当該情報をダウンロードしたのかについては接続事業者には開示されていなかったところ、NTT東日本・西日本が資料をダウンロードした履歴を当該画面に表示することにより、NTT東日本・西日本の対応状況の目安を共有。（令和6年2月）
- ✓ 加入光ファイバの申込み時において、接続事業者が資料をアップロードできる機能を追加することにより、情報不足による手戻りの発生を抑止。（令和6年2月）

⁵⁵ 第七次報告書までの議論において、北海道エリアの局内光ファイバで提供遅延が顕著な状況が見られたところ、NTT東日本・西日本からは、「申込みに対する稼働がアンマッチであったほか、北海道においては、（工事に必要な）物品の枯渇により申込が積滞しており、その状況を改善するのにも時間を要した。今後、数字は必ず改善していくと見込んでいる。」との回答があった。第七次報告書（案）に対する意見募集に係る本研究会の考え方では「再発する場合、特定のエリアにおいて著しい提供遅延を生じさせるおそれがあり、総務省においても問題の実態等を丁寧に確認することが適当」と言及。

⁵⁶ NTT東日本エリア（北海道エリアを除く。）及び東海エリアでは、①両端確定後速やかに提供可能時期を回答していたが、北海道エリア及びNTT西日本エリア（東海エリアを除く。）では、②両端確定後、工事調整・資材調達等を実施した後に提供可能時期を回答する運用としていたため、①に統一。

割以下という状況も見られたところ、改善の状況を注視することが適当。	
③ 開通リソースの確保、需要計画の精緻化等	
• エリア間の遅延状況の差異については、作業件数の増減に起因する側面もあると考えられるところ、NTT東日本・西日本においては作業件数の増減に対応できる工事体制等、所要のリソースの確保に努めることが適当。 • 一方、過剰にリソースを確保することは、NTT東日本・西日本が第一種指定設備の効率的な管理・運営を求められていることと逆行する結果も生じうることから、リソースの確保に必要な情報である接続事業者等からの需要計画の	(開通リソースを最大限活用するための取組) • NTT東日本・西日本双方において、エリアを跨いだ稼働支援が必要となるほどの稼働逼迫エリアは生じた旨の報告はなかった。 (需要計画⁵⁷の精緻化) • これまで同様、接続事業者から提示された需要計画に合わせて工事体制の整備に努める等の対応を継続。一方、接続事業者の需要計画と申込実績に一定程度の乖離が生じているため、接続事業者毎に需要計画と申込実績との差分等を提示し、需要計画の精度向上に向けて協議を進めている。 • 接続事業者での精度向上に向けた取組を継続実施いただくことで認識を合わせているが、一定程度の乖離は現在も発生している。また、接続事業者において計画に大幅な変更が生じることが判明した場合には、可能な限り速やかに情報共有いただくことも改めて依頼。 (申込みキャンセルの抑制⁵⁸、NTT東日本・西日本側にとって必要な情報の提出・提示) • NTT東日本・西日本から申込キャンセルに関する実績を提示し、改善に向けた協議を実施。キャンセル率が上昇・高止まり傾向にある接続事業者には、協議を通じ、その原因や今後の取組をヒアリングし、改善を促すことにより、全体的な傾向としてはキ

⁵⁷ 第六次報告書での「より実態に沿った体制を構築できるようにするために、どの程度の精度・タイムスパンの需要計画が提出されれば、NTT東日本・西日本においてより効果的な需要予測を行えるようになるか、まずは事業者間において、これまで以上に協議を進めることが適当」との指摘を踏まえ、前回報告では「接続事業者より、精緻な需要提示は難しい旨の回答があったことから、年間を通じた計画の平準化、計画と実績の乖離の抑制等に努めることについて継続して努力することについて認識を合わせた。」旨の報告があったもの。

⁵⁸ 前回報告では「接続事業者の申込み前の内容確認等に係る改善、提供遅延に起因するキャンセルの抑制等について認識を合わせた。」旨の報告があったもの

精緻化について、引き続き協議を進め、具体化を図ることが適当。特に、FTTHアクセスサービスを提供する接続事業者が提供エリアを拡大する際に、NTT東日本・西日本及び当該接続事業者間において円滑な情報交換がなされ、必要なリソースの確保を確保できるかについて留意することが適当。	キャンセル率が低減している状況。今後も実績を注視しつつ、必要に応じて協議を実施する予定。 • 申込に基づく正確な設備設計等を行うため、接続事業者に対し、申込不備の件数を提示し、より詳細な情報提供を依頼。NTT東日本・西日本の設備設計の正確性の向上に資する内容(建物の正式名称・住所や、PD盤等の相互接続点の情報等)を改めて案内する等、改善に向けて協議を進めている。今後も継続し、NTT東日本・西日本と接続事業者の双方で申込内容不備率の低減に努めることについて認識を合わせている。 (提供エリア拡大時の対応) • 提供エリアの拡大があった際の情報交換・リソースの確保について具体的な課題が生じた旨の報告はなかった。
④利用者への情報提供	
• 利用者への情報提供に関しては、利用者対応の視点に立った適切な情報提供の在り方の観点から、引き続きNTT東日本・西日本と接続事業者間で協議を継続し、NTT東日本・西日本は、接続事業者が必要とする情報を提供し	• 利用者への情報提供に係る協議⁵⁹については、個々の事例に即して接続事業者と協議の中で具体的な事例について認識を合わせており、未対応の案件はない。今回の報告期間において、接続事業者より同旨の意見は出ておらず、今後事例の提示があれば、適切に対応を進める予定。

⁵⁹ 第七次報告書までの議論において、「利用者への説明の際にNTT東日本・西日本の社名を出せないルールになっており、利用者が不信感を抱くケースがあるので、引き続き協議させていただきたい」旨の接続事業者意見を踏まえ、NTT東日本・西日本より、「接続事業者が提供するサービスに関する利用者対応を当該事業者の責任において実施する際に、当社起因で工事日が延期されたことを説明することについて、当社名の提示に係る特段の制限を設けていない。」、「NTT東日本・西日本が遅延の原因であることを説明できないことについては、要望元事業者と協議を進めた。引き続き、当社からの情報を基に、接続事業者において利用者に丁寧に説明いただき、利用者に理解いただくことが望ましいと考えており、設備設置事業者の社名を明らかにする必要がある具体的な事例については、丁寧に協議していく考え」である旨の説明があったもの。

ていくことが適当。 • その中で、接続事業者の利用者対応において設備設置事業者の社名を明らかにすることに合理性が認められる場合についてまで、設備設置事業者の社名を明らかにしない運用は適切ではないことに留意することが適当。	
⑤NTT東日本・西日本間の運用の差異・現場調査等	
• 工事日延期・当日事故付きの軽減、NTT東日本・西日本間の運用の差異、現場調査等については、必ずしも接続事業者とNTT東日本・西日本間の認識が一致しない点があるが、引き続き協議を進め、改善の進め方に合意が得られた点から、具体的な改善の取組を双方で進めていくことが適当。	• SNCから当研究会で指摘があった「サービス総合工事」に関するNTT東日本・西日本間の運用の差異については、意見を基に、当社のアクセス工事（設置場所の近くまで既設の光ファイバケーブルがない場合に、新たに光ファイバケーブルを新設する工事）の実施日の調整完了前に開通工事日を取得可能とすることで解消した。（令和5年 11 月） • ソフトバンクからの意見（（ソフトバンクがNTT東日本において実施していると指摘する）「稼働取得の一本化」についてNTT西日本でも実施すべき旨の意見）及び現場調査⁶⁰については、接続事業者等の意見を踏まえ引き続き協議を進めるとのことであり、具体的な状況・課題等に関する報告はなかった。
⑥工事日延期・当日事故付きの軽減	
• 工事日延期・当	• バックオーダーは、シングルスター方式の加入光

⁶⁰ NTT東日本・西日本によれば、利用者の建物等に起因し再工事となる事象を可能な限り回避するため、事前に回線設置場所の状況（配管設備の有無等）を調査し、開通工事の施工方法の検討を行うものの。

日事故付き⁶¹の軽減、NTT東日本・西日本間の運用の差異、現場調査等については、必ずしも接続事業者とNTT東日本・西日本間の認識が一致しない点があるが、引き続き協議を進め、改善の進め方に合意が得られた点から、具体的な改善の取組を双方で進めていくことが適当。	ファイバの申込み全体のうち、NTT東日本・NTT西日本とも数%（令和4年度第3・第4四半期実績）を占めており、そのうち、NTT東日本・NTT西日本ともに相当割合（同）が開通工事日当日に発生している。 • 接続事業者と協議を進め、情報管理の精度向上については、NTT東日本・西日本に起因するバックオーダーである「設場誤り」の改善に関し、新たな運用の要望があったが、これによるバックオーダー件数は僅少であることが判明したので、対策として、接続事業者からの情報提供（当該「設場」における既存加入光ファイバの回線ID、建物の詳細情報・ルート図等）を改めて依頼した。今後も要望があれば引き続き協議に応じていく。
⑦制度の見直し	
• 一部の接続事業者から提案のあった接続ルールの見直しについては、まずは事業者間の協議・取組により提供遅延の実態的な改善を図っていくことが先決。その上で、当該ルールが「接続	（コロケーション⁶²の提供遅延に係る見直し） • コロケーションに必要な電源設備や空調設備については、自社・接続事業者の需要に応じ、設備が不足する場合は、NTT東日本・西日本で必要な設備を構築し、円滑な接続の実現に努めてきた。 • その提供に当たっては、設備の空き状況（見込みを含む。）の詳細確認により既存設備での提供を検討する等、可能な限り早期に提供する取組を行っている。 • 提供までの期間の予見性確保に向け、提供予

⁶¹ 開通工事日当日に生じる工事日の延期や中止（バックオーダー）のこと。本研究会としては、第六次報告書（案）に対する意見募集において指摘があったところ。第七次報告書までの議論においては、NTT東日本・西日本より、「情報管理の精度の向上を引き続き要望」する旨の接続事業者意見を踏まえ、「当社データベースへのバックオーダー要因の登録等を徹底し、データベースの精度の向上を図っていく考え。また、当社が把握していない現場の情報を接続事業者が把握している場合、当該情報を当社に提示いただくことにより精度を高めることも可能」である旨、説明があったところ。

⁶² 第七次報告書までの議論において、接続事業者より、「コロケーションについて、空調設備や電源設備の増設が必要な場合に提供時期が遅延する。やむを得ないということは理解しているが、何かしら目安を設定いただくことが必要」との旨の意見があり、これを踏まえてNTT東日本・西日本より、「（接続事業者からの）申込に応じて増設を行うため、たまたま容量に空きがない状況に当たってしまう場合もある。こうした点も事業者間で連携しながら、準備を早めていくことが遅延を改善していくと思うので、引き続き努力していきたい」旨の説明があったもの

を円滑に行うために必要なもの」であり、提供遅延の改善又は提供遅延に係る利用者対応の改善に資することが明らかとなれば、必要に応じて、接続約款の変更等の制度の見直しを図っていくことが適当。	定日を接続事業者に事前通知(「インフラ回答」)している。当該通知は、可能な限り設計図面回答(立架位置、ケーブル敷設ルート等の図面の提示)と同時期に早期回答するよう努めている。 - 電源設備等の提供までの期間の目安等については、各工程における様々な長期化要因(外部要因を含む。)や提供までの期間の実績を説明し、画一的な期間を設定することが困難(接続事業者にとって有用な目安とならない)であることは一定の理解を得たところだが、インフラ回答の充実による予見性の向上のため、インフラ回答が申込から1ヶ月を超える見込みの場合、新たに「中間回答」として当該時点で回答可能な内容(回答時期の目途等)を通知する運用を開始(NTT東日本では令和5年6月開始、NTT西日本では令和6年1月開始)。当該接続事業者から追加の提案があれば、引き続き協議を行う。 (自前工事へのNTT東日本・西日本の立会⁶³の柔軟化) - ネットワークカメラ等を通じた立会(遠隔立会)により、移動時間を削減し、NTT東日本・西日本側の稼働を確保しやすくなるように取り組んでいる。(NTT東日本では相当数の利用、NTT西日本では利用実績なし(令和5年4月～令和5年12月)) - 遠隔立会の利用促進に向けた障壁となっている運用上の課題を聴取し、遠隔立会の利用可能条件等を再度説明し、協力を依頼。対象工程の拡大も実施している。要望事業者とは、引き続き協議を行う。 (接続約款の変更等) - 現状、改善への取組のうち、接続約款の変更等を伴うものはない。
---	--

4268

また、直近(令和4年9月から令和5年3月まで)の提供遅延の状況についても報告

⁶³ 第七次報告書までの議論において、接続事業者より、「自前工事に係る立会いの日程調整に時間を要するところ、現在試行されているオンラインでの立会いを拡充し、例えば接続事業者側のスマホカメラで実施できるようにするなど有効ではないか。」との旨の意見があったもの。

4269 があったところ、概要は次のとおりである。

4270 <加入光ファイバ:全国>

- 4271 • 提供可能時期の回答に関する、加入光ファイバ(以下「加入DF」という。)全体
4272 の標準的期間(3週間)⁶⁴遵守率は、NTT東日本においては、前回報告時同様、
4273 9割台を推移。NTT西日本では、令和3年度第2・第3四半期で遵守率の低下
4274 が見られたが、第4四半期以降の遵守率は回復傾向であり、令和4年度第3四
4275 半期以降も9割前後を推移。
- 4276 • 提供可能時期の標準的期間(1か月)遵守率(注釈 64 を参照)について、「例外
4277 ②」(光屋内配線の準備に時間を要する場合又は利用者の建物の光配線盤ま
4278 で既設の光信号端末回線がない場合等に1か月を超過することがある)に該当
4279 するものを除くと、NTT東日本の遵守率は、報告対象期間を通じて9割台後半
4280 で推移。NTT西日本の遵守率は令和4年度第3四半期以降も9割以上で推移。
- 4281 • 提供可能時期の回答に関し、「例外②」を含めた場合について、対象期間に
4282 「例外②」に該当した割合は、NTT東日本において全体件数のうち約 14%であ
4283 り、「例外②」に該当するものを含めた場合の4週間以内対応率も、令和4年度
4284 中を通じて約9割で推移。NTT西日本において、対象期間に「例外②」に該当
4285 した割合は約 23%であり、「例外②」に該当するものを含めた場合の4週間以内
4286 対応率は、令和4年度は8割弱で推移。シェアドアクセス方式よりシングルスター
4287 方式において提供可能時期の回答に係る遵守率の悪化が見られていたところ、
4288 シングルスター方式の遵守率の回復状況は地域によりばらつきがあり、回復の
4289 遅れがみられる地域としては、NTT東日本においては甲信越エリアで6割まで、
4290 NTT西日本においては中国エリアで1割以下まで悪化したのち6割まで回復し
4291 ているといった状況である。
- 4292 • シェアドアクセス方式の加入光ファイバ(以下「SA回線」という。)の工事には、
4293 接続申込時に提供可能時期回答が可能である「即決工事」と、光回線開通に向
4294 けたルート設計や必要な設備の構築等の要否を確認する必要がある、提供可
4295 能時期回答までに時間を要する「非即決工事」がある。即決工事では提供可能

⁶⁴ 加入光ファイバの提供については、接続事業者による「接続申込」に対する「提供可能時期の回答」及び「提供可能時期」(工事実施が可能となる最短時期)について、例外を除き、下記の通り標準的期間が定められている。(「工事実施日」は、提供可能時期以降に接続事業者が選択するものであるため、標準的期間は定められていない。)

○提供可能時期の回答:原則3週間以内(【例外①】光屋内配線の調査に時間を要する場合、【例外③(共通)】大量の申込みを一時に受け付けた場合又は大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときを除く)

○提供可能時期(工事実施が可能となる最短時期):原則1か月以内(【例外②】光屋内配線を利用可能とするための準備に時間を要するとき、利用者の建物の光配線盤まで既設の光信号端末回線がないとき 等の場合、【例外③(共通)】大量の申込みを一時に受け付けた場合又は大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときを除く)

4296 時期の回答の標準的期間遵守率が 100%となることは明らかであるため、SA回
4297 線は非即決工事のみ分析を行っている。なお、本報告の対象であるSA回線の
4298 うち、約4割が非即決工事に該当。一方、シングルスター方式の加入光ファイバ
4299 (以下「SS回線」という。)は全て非即決工事となる。

- 4300 • NTT東日本における「例外①」を除いた回線形態別の標準的期間遵守率は、S
4301 A回線(非即決工事)は令和4年度年間を通じて9割以上を維持。SS回線では
4302 令和4年度年間を通じて8割以上を維持。
- 4303 • NTT西日本におけるSA回線(非即決工事)は、令和3年度第2四・第3四半期
4304 で低下傾向であったが、令和3年度第4四半期から回復し、令和4年度第3四半
4305 期以降では9割弱まで向上。SS回線の標準的期間遵守率は、令和3年度は約
4306 5割台で推移していたが、令和3年度第4四半期から回復し、令和4年度第2四
4307 半期以降では8割弱を維持。
- 4308 • なお、NTT東日本・西日本によれば、SS回線の方がアクセス区間に係る工事
4309 の割合が高く、SA回線よりも検討期間が延びる傾向があること、またSA回線よ
4310 りSS回線の方が接続事業者への確認事項(回線設置場所の図面等)が多くな
4311 る傾向にあるため、結果としてSA回線よりSS回線の遵守率が低い傾向にあると
4312 のこと。
- 4313 • NTT東日本における、「例外②」を除いた回線形態別の標準的期間遵守率は、
4314 SS回線では令和4年度年間を通じ8割台を推移。なお、令和4年度は第4四半
4315 期のみ、減少傾向であり、この時期、回答件数が増加している。SA回線(非即
4316 決工事)の遵守率は、期間を通じて9割台で推移。
- 4317 • なお、「例外②」に該当した件数は、SS回線で約 30%、SA回線(非即決工事)
4318 で約 10%を占めている。「例外②」も含めた全件数において提供可能時期が4
4319 週間以内となった割合は、令和4年度年間を通じSS回線では約7割で推移。S
4320 A回線(非即決工事)は、約9割で推移。
- 4321 • NTT西日本における、「例外②」を除いた回線形態別の標準的期間遵守率は、
4322 令和4年度第3四半期以降、SS回線では8割台を推移、SA回線(非即決工事)
4323 では9割以上を維持している。
- 4324 • なお、「例外②」に該当した件数は、SS回線で約 45%、SA回線で約 23%を占め
4325 ている。「例外②」も含めた全件数において、提供可能時期が4週間以内となっ
4326 た割合は、令和4年度第3四半期以降、SS回線では5割前後で推移、SA回線
4327 (非即決工事)では約8割まで上昇している。
- 4328 • なお、NTT東日本・西日本によれば、SS回線の方が接続事業者への確認事
4329 項(回線設置場所の図面等)が多くなる傾向にあることから、結果として遵守率
4330 が低い傾向となっているとのことである。

4331 <加入光ファイバ:エリア別>

- 4332 • NTT東日本における、エリア別SA回線(非即決工事)の標準的期間遵守率は、
4333 令和4年度中を通じて9割以上を維持。SS回線の標準的期間遵守率は、全て
4334 のエリアで令和3年度第3四半期以降回復傾向だったものの、令和4年度第4四
4335 半期に甲信越、東北エリアで遵守率が低下傾向。
- 4336 • NTT西日本における、エリア別SA回線(非即決工事)の標準的期間遵守率は、
4337 令和3年度にかけて著しく低下したエリアもみられたが、令和4年度第3四半期
4338 以降は9割弱以上まで回復傾向。SS回線の標準的期間遵守率は、令和3年度
4339 にかけて標準的期間遵守率が低下したエリアがあったものの、令和4年度以降
4340 は遵守率が回復傾向。なお、中国地方は令和4年度 11 月に一部のMNOから
4341 の申込件数が増加し、エリア間支援等の対処策を講じたものの、第4四半期に
4342 掛けて申込みの滞留を解消することに時間を要したことから遵守率が低下した
4343 が、以降は回復見込み。
- 4344 • シングルスター方式の遵守率の回復状況はエリアによりばらつきが生じる要因
4345 は、NTT東日本・西日本によれば、下記の内容等、それぞれ中長期的(2年以上)
4346 に作用するものもあれば、短期的(1~2年程度)に作用するものもあり、時期
4347 単位で区切って見た際に、ばらつきとして発生しているように表れる
- 4348 • 検討稼働において、社内運用システムの更改に伴い新たなオペレーションを
4349 導入した際に、ルーラルエリアで新たにスキル者を募ることが困難であること
- 4350 • 設備構築稼働において、台風等の自然災害により設計稼働の不足が発生す
4351 ること、時期的な大量申込による各稼働のひっ迫が発生することがあること
- 4352 • 工事稼働において、スキルを有する者の退職等に伴い、特にルーラルエリアに
4353 においてスキルを有する者を募ることが困難であること
- 4354 • ルーラルエリアでは接続事業者の利用特性として、MNOの基地局用途での
4355 申込割合が多いため、アクセス工事の割合が高くなり、検討期間が比較的長
4356 期化しやすい傾向があること
- 4357 • NTT東日本における、「例外②」を除いたエリア別SA回線(非即決工事)の標
4358 準的期間遵守率は、いずれのエリアでも9割台で推移。「例外②」を除いたSS
4359 回線の標準的期間遵守率は、
- 4360 • 関東地方では期間を通じて約9割を推移。
- 4361 • 甲信越、東北地方では、令和4年度に入り回復傾向だったものの、第4四半期
4362 に減少傾向。
- 4363 • 北海道地方でも第4四半期に微減傾向があった。
- 4364 甲信越、東北地方では、令和4年度第3四半期から第4四半期にかけてMNO
4365 を中心に申込件数が増加し、第1四半期、第2四半期に比べ約2倍程度の申し
4366 込みがあった。

4367 • NTT西日本における、「例外②」を除いたエリア別SA回線(非即決工事)の標準的期間遵守率は、令和3年度にかけて著しく低下したエリアもみられたが、令和4年度第3四半期以降は9割以上を維持。「例外②」を除いたSS回線の標準的期間遵守率は、低調だった令和3年度から令和4年度にかけて回復し、そのまま横ばい傾向。なお中国地方は、令和4年度 11 月に一部のMNOからの申込件数が増加し、エリア間支援等の対処策を講じたものの、第4四半期に掛けて申込みの滞留を解消することに時間を要したことから遵守率が低下したが、以降は回復見込み。

4375 <加入光ファイバ:提供可能時期～工事実施までのリードタイム(全国)>

4376 • 提供可能時期～工事実施のリードタイムについては、NTT東日本において、令和4年度を通じて、4週間以内に実施された工事の割合は約7割台で推移。エリア別で見ると、甲信越地方において、約5～6割で推移。

4377

4378

4379 • NTT西日本においては、4週間以内に実施された工事の割合は、6割弱から6割強に上昇。エリア別に見ると、関西、北陸、中国、九州地方では、7割前後で推移。東海地方では6割前後で、四国地方では5割台で推移。

4380

4381

4382 <局内光ファイバ⁶⁵>

4383 • NTT東日本における、接続の申込み～提供可能時期の回答までのリードタイムについて、令和3年度第4四半期から令和4年度第1四半期にかけては2週間以内に回答した件数の割合が5割程度に低下したが、報告対象期間は約6～7割まで回復。

4384

4385

4386

4387 • NTT西日本における接続の申込み～提供可能時期の回答までのリードタイムは、令和3年度第3四半期の工事件数増加に伴い2週間以内の回答が1割台へ低下したものの、令和4年度以降回復傾向にあり、第4四半期には約4割まで回復。

4388

4389

4390

4391 • 局内光ファイバにおける両端確定～接続準備に係る標準的期間遵守率について、NTT東日本においては、令和3年度第3四半期から令和4年度第1四半期にかけて、全エリアで遵守率が低下。関東、甲信越、東北地方では、令和4年度第2四半期から第3四半期は約5割まで回復した。第4四半期は再度減少傾向だったものの、令和5年度第2四半期にかけて全エリアで回復している。

4392

4393

4394

4395

⁶⁵ 局内光ファイバの提供については、接続事業者による「接続申込」の後、「両端確定」(局内光ファイバの接続する両端の設備を確定させること)を行う(「接続申込み」から「両端確定」までの標準的期間は定められていない)。「両端確定」から「接続の準備」の完了までについて、例外(大量の申込みを一時に受け付けた場合又は大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるとき)を除き、原則1.5か月以内に接続の準備を整えるよう努めるという標準的期間が定められている。(「接続の準備」の完了から「接続開始」までについては、接続開始日は接続事業者が選択するものであるため、標準的期間は定められていない。)

4396 • 北海道地方では、工事体制の改善等に取り組んだ結果微増傾向はみられるもの、令和4年度第3四半期から第4四半期時点では低迷。引き続き改善に取り組んでおり、令和5年度第2四半期にかけて回復している。

4397

4398

4399 • NTT西日本においては、令和3年度から令和4年度第1四半期にかけて、全エリアで遵守率は低調であったが、令和4年度第2四半期以降に回復傾向。なお、報告対象期間以降についての追加的なNTT東日本・西日本からの報告では、

4400

4401 令和5年度第1四半期において遵守率が一時的に悪化しているが、物品管理システム更改に伴う物品納入遅れの影響であり、令和5年度第2四半期にかけて

4402

4403 回復しているとのことである。

4404

4405 <コロケーション⁶⁶>

4406 • コロケーションに係る調査申込全体における標準的期間遵守率は、報告対象期間においてNTT東日本・西日本ともに全エリアにおいて、10割で推移。

4407

4408 • 自前設置工事全体における標準的期間遵守率は、NTT東日本において、報告対象期間には、全てのエリアにおいて10割を継続。NTT西日本においては、

4409

4410 令和3年度第3四半期までは一部のエリアで遵守率の低下が見られたものの、

4411 令和3年度第4四半期以降は全てのエリアにおいてほぼ10割を継続。

4412 • コロケーションに係る自前設置工事の準備のうち、1か月以内に提供することとされているものについて、NTT東日本において、報告対象期間には、全てのエリアにおいて10割を継続。NTT西日本においては、令和3年度においては、第3四半期に約6割と低下するものの、第4四半期以降は9割台まで回復。令和4年度においては、ほぼ10割を維持。

4413

4414

4415

4416

4417 • コロケーションに係る自前設置工事の準備のうち、対応完了までに6週間を超過した申込みは、NTT東日本において、令和3年度の第3四半期から令和4年度の第4四半期まで全てのエリアにおいて0%で推移。NTT西日本においては、

4418

4419 令和3年度の第3四半期において近畿地方及び四国地方で増加しているものの、第4四半期においては、全てのエリアにおいて1割以下を推移。令和4年度においては、全てのエリアにおいて0%で推移。

4420

4421

4422

4423

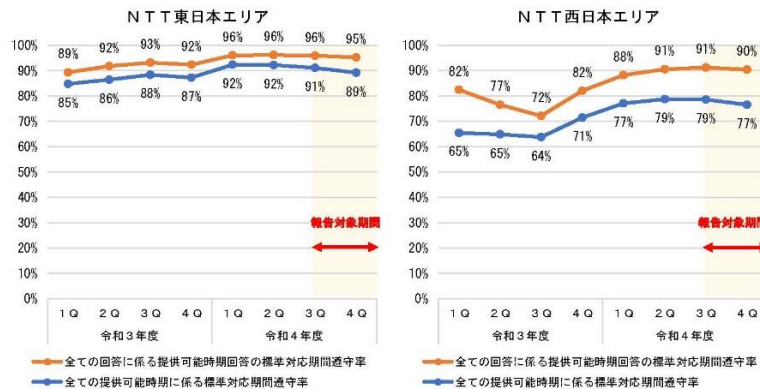
4424

4425

⁶⁶ 自前工事によるコロケーションの提供については、接続事業者による「相互接続点調査及び設置申込」の後、「調査結果の回答」及び「自前工事の準備」の完了について、例外を除き、標準的期間が定められている。（「自前工事」の実施日については、接続事業者が選択するものであるため、標準的期間は定められていない。）

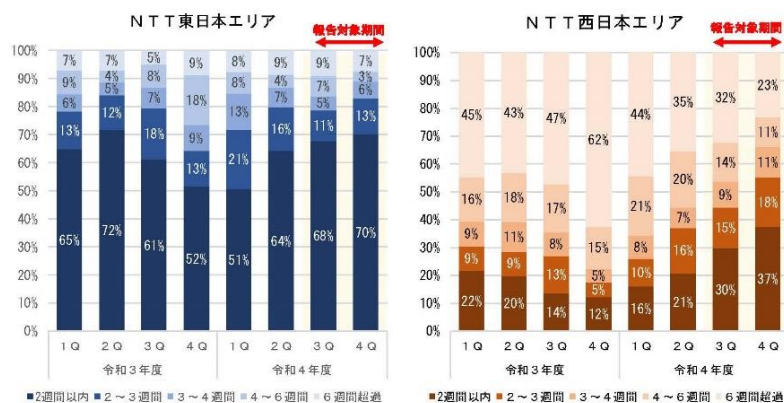
接続事業者がNTT東日本・西日本に設置工事を委託する場合、「自前工事の準備」の完了に代わり、「工事着手」及び「工事完成」について、例外を除き、標準的期間が定められている。

加入DFに係る標準対応期間遵守率



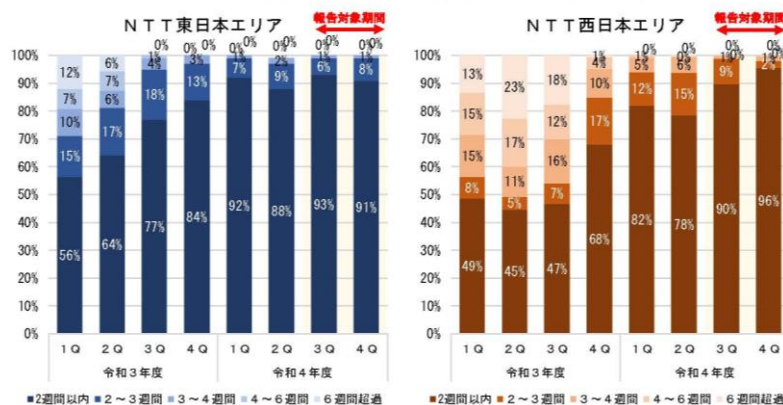
4426

局内光ファイバ(接続申込みから両端確定まで)のリードタイム



4427

コロケーションに係る自前設置工事の準備に係るリードタイム



4428

4429

4430

(出所)第82回会合資料 82-4(事務局資料)を基に作成

【図8-2 NTT東日本・西日本からの報告内容(提供遅延の状況関係)】

4431 (2)主な意見

4432 NTT東日本・西日本からの報告内容等を踏まえ、関係事業者及び構成員からは次
4433 の意見があった。

4434 ① 事業者からの意見

4435 (総論)

- 4436 • 提供遅延は、全体としては一定程度改善しつつあると認識。他方で、提供遅延
4437 は依然として課題がある。【SNC】
- 4438 • 接続事業者である当社としても、NTT東日本・西日本との協議を継続して実施
4439 するだけでなく、屋内工事の工事班の増班、情報提供時の精度向上、社内オペ
4440 レーションの改善等といった提供遅延を改善するための取組をこれまで積極的
4441 に推進。【SNC】
- 4442 • 光コラボに関する工事遅延、トラブルについては、NTT東日本・西日本の支援
4443 もあり、以前と比較し全国・地域での要望事項は減少しつつある。しかし、引き続
4444 き改善を要する課題があり、程度の多寡はあれど、いずれも特定のISPのみ発
4445 生している問題ではない。【JAIPA】
- 4446 • 遅延が改善された要因における需要面に関しては、近年の状況を踏まえると
4447 徐々に当社光サービスの需要が減少傾向にあり、また、直近においては接続事
4448 業者からの需要も全体的に落ち着きつつある状況。供給面に関しては、支店ご
4449 との標準対応期間遵守状況の管理を徹底し、支店間の細かな運用差分の統一
4450 等を行うことで、光ファイバの提供に係る運用改善に努めてきたところ。
- 4451 • また、局内光ファイバの部材枯渇に対し利用頻度の高い部材を一定数確保す
4452 るなどの各種施策を実施しており、その結果、加入光ファイバ(SS)の提供可能
4453 時期や加入光ファイバ(SA)の回答時期・提供可能時期に関する標準対応期
4454 間遵守率においては、直近のデータを踏まえると、全体的に改善傾向に向かっ
4455 ているものと認識。
- 4456 • 一方、加入光ファイバ(SS)や局内光ファイバの標準対応期間遵守率の地域ご
4457 との状況については、当社としても改善に取り組むべきであると考えており、地
4458 域ごとの遅延問題が発生した要因と実施した対応策、遅延が治まらない理由に
4459 ついて、実態を確認し、改善に努めていく考え。【NTT東日本・西日本】

4460 (条件等による提供遅延の状況)

- 4461 • 工事延期・事故付きによる開通遅延について、NTT東日本・西日本と発生状況
4462 を定期的に確認・対策を検討中。遅延問題は改善傾向(全国・エリア単位での大
4463 規模開通遅延は発生していない)。【ソフトバンク】
- 4464 • アクセス工事での同意取得が難航し、提供遅延に繋がるケースについて、NTT
4465 東日本・西日本において、地権者や近隣の住民の同意取得が難航することによ

4466 る工期の長期化が起こる場合がある。交渉の長期化を避けるべく、交渉期限を
4467 設ける等の一定のルールが必要ではないか、NTT東日本・西日本と継続協議
4468 中。【ソフトバンク】

- 4469 • 加入光ファイバの提供遅延は、全体としては一定程度改善しつつあるが、現在
4470 は納期が短い場合と、納期が1年以上など非常に長期化する場合と、二極化す
4471 る状況。また、改善の具体的な理由等は、接続事業者からは見えづらい状況。
4472 光ファイバ需要の安定化やNTT東日本・西日本の工事手続等の見直し等、改
4473 善した具体的な理由・効果や他の要因は見えづらい。【SNC】
- 4474 • 遅延した利用者には早期に工事日を示し、迅速に工事を実施する必要がある
4475 が、この点は根本的には解決していない。【SNC】
- 4476 • 今後の見通しはNTT東日本・西日本も明確な把握は難しいと考えられ、接続事
4477 業者による把握は一層困難。今後の提供遅延の状況・取組について、接続事
4478 業者が把握することができる仕組みが必要。【SNC】
- 4479 • 提供遅延の改善につながった状況や、NTT東日本・西日本のこれまでの取組
4480 を踏まえて、①接続事業者が光ファイバ需要を定点的に把握できる仕組み（遅
4481 延発生の予見性向上）、②NTT東日本・西日本の取組を総務省がフォローアッ
4482 プし需要情報の取りまとめ結果や遅延の兆候等があれば接続事業者に情報共
4483 有する仕組みなどが必要。【SNC】
- 4484 • 電柱共架や河川申請など、NTT東日本・西日本が長期化要因をコントロール
4485 できないのであれば、利用者への説明責任を果たすための詳細な理由を情報
4486 開示いただくことが必要。【SNC】
- 4487 • 工事日決定後、工事数日前に工事が再調整となる事例、光クロス品目変更工
4488 事において接続断が発生する事例、品目変更の完了連絡の遅延が発生する事
4489 例等について原因の究明と対処を要望。【JAIPA】
- 4490 • 新たな造成地への新規開通時の業務フローが不十分な事例について、ISPとN
4491 TT東日本・西日本が負荷なく手続きを行ない、利用者にスムーズにサービス
4492 を利用いただくためにより標準的な方法を策定すべき。【JAIPA】
- 4493 • 無派遣工事判定の誤りについて、無派遣工事の判定があいまいであるため、よ
4494 り標準的な判定を希望。【JAIPA】
- 4495 • 工事リードタイムについて、光クロスと光ネクストとは工事枠が別だが、光クロスの
4496 リードタイムは光ネクストよりも長い。工事枠を取得できない場合、工事枠がいつ
4497 ぱいなのか、需要が見込めず工事枠がないのか、ISPへの開示を要望。また、
4498 光クロスのリードタイムを光ネクストと同等にしていきたい。【JAIPA】
- 4499 • NTT東日本・西日本の地図物件情報DBが古く確認が発生する事例について
4500 最新化を要望。【JAIPA】

4501 (コロケーション等の提供遅延に係る見直し)

- 4502 • コロケーションについては、NTT東日本・西日本から、申込から設備構築までの
4503 詳細な工程や各工程における様々な長期化要因、リードタイム実績等を提示い
4504 ただいたところ。早期化と合わせて、空調や電源の設置が必要な場合の標準的
4505 納期を接続約款に規定することが適当。【SNC】
- 4506 • NTT東日本・西日本が所有する局舎内の工事等であれば、同社がコントロール
4507 できることから積極的に早期化を進めていただく必要。また、需要を見ながらバ
4508 ッファを持った設備の構築を行っていただく必要。【SNC】
- 4509 • 各工程の長期化要因は様々かつ複合しているため画一的な納期目安の設定
4510 は困難との状況は理解。そうであれば、例えば、複合している要因を先に分解し、
4511 一定の類型を設定していただいた上で、その標準的納期を設定いただく必要。
4512 【SNC】
- 4513 • NTT東日本・西日本が長期化要因をコントロールできるのであれば早期化を要
4514 望。そうでない場合には、状況に応じて、接続事業者への迅速な情報提供・情
4515 報共有が必要。【SNC】
- 4516 • 電源・空調設備の構築における納期については、ビル毎の設備状況によって必
4517 要となる関連工程の内容や規模が区々であることや、工事に必要な受注生産品
4518 の納期はメーカーの状況により変動すること等、外部要因も含む様々な要素が
4519 影響し、個々の申込毎に設備提供までの期間が区々であることから、例えば、
4520 一つの工事实績を取り上げその納期を標準的納期として接続約款に規定したと
4521 しても、接続事業者様の予見性向上に繋がるものではないと考える。【NTT東
4522 日本・西日本】
- 4523 • 一方で、設備提供予定日の回答がお申込みから1ヶ月を超える場合に、その時
4524 点で回答可能な内容(回答時期の目途等)を「中間回答」として通知する運用を
4525 開始しているところであり、接続事業者からの要望等があれば、本運用について、
4526 約款に規定することも検討する。【NTT東日本・西日本】
- 4527 • 設備提供予定日については、事前に、確実に記録が残る形(メール等)で連絡
4528 が行われるようにしていただく必要。【SNC】
- 4529 • 遠隔立会については用いる機材(WeB カメラ)等については、NTT東日本・西
4530 日本から貸出いただくことになっているが、貸出台数が少なく、また、翌日に返
4531 却が必要になるなどの制約がある。遠隔立会をより活用しやすくするという観点
4532 では、貸出台数を増やし貸与期間に柔軟性を持たせる、或いは、接続事業者
4533 側の工事担当による自前の WeB カメラの利用を認める等の対応の必要と考える。
4534 また、現在、遠隔立会では危険工程の確認が遠隔立会の対象となっている
4535 が、対象を拡大し、危険工程と施工結果確認を同日で受けられるなど対応いた
4536 だけると遠隔立会のニーズは増えるのではないかと考える。【ソフトバンク】
- 4537 • 当社では必要に応じて遠隔立会を活用しているところだが、現状でNTT東日

4538 本・西日本の現地立会者と遠隔立会者が同じである場合、遠隔立会の活用により
 4539 立会枠の枠数が増えるわけではないことから、運用には改善の余地があると考
 4540 える。遠隔立会の更なる活用については、例えば、遠隔立会を専門に行う担当
 4541 者を置いていただければ、立会いの枠が増え、活用が進むと考える。【SNC】
 4542 • また、遠隔立会では局舎との距離の問題がないことから、都市部に比べ立会い
 4543 の稼働数が少ないと想定される地方エリアの人材を活用することが効果的では
 4544 ないかと考える。遠隔立会に必要な機器や物品については、NTT東日本・西日
 4545 本の指定があるところ、その準備に係る工数・負担が大きいことからネットワーク
 4546 カメラのほか、スマートフォンを用いる簡易な仕組みとすることにより、遠隔立会
 4547 は大きく活用されるようになると考える。【SNC】
 4548 • 遠隔立会の利用促進に向けた取組として、本手続の対象工事を拡大。今後、よ
 4549 り接続事業者を活用いただきやすい手続とするために、引き続き、接続事業者
 4550 の要望を把握したうえで、更なる対象工程の拡大の検討等を含め、利用促進に
 4551 向けた改善に努める考え。【NTT東日本・西日本】
 4552 (需要計画の精緻化等)
 4553 • 計画値の精度向上については、月次で申請実績を確認し適宜計画の見直しを行
 4554 っているが、NTT東日本・西日本エリアそれぞれについては、全体として事
 4555 前に連携する計画値と申請実績との差分は減少傾向にある。また、地域別でみ
 4556 た場合には、申請数の差があることから一概には言えない部分があるが、NTT
 4557 東日本エリアの県別でみた場合、NTT東日本・西日本よりの閾値とされている
 4558 計画値の前後 20%の範囲に収まっている都道府県は、過去3年では改善傾向。
 4559 【ソフトバンク】
 4560 • 当社では加入DFを主に法人事業・基地局回線として利用している。法人事業
 4561 における申込キャンセルは利用者都合によるため、当社によるコントロールが困
 4562 難。基地局回線については、その建設計画は当社が行うため、オブリゲーション
 4563 (周波数割当て時にコミットしている電波発射の計画)の達成のため、NTT東
 4564 日本・西日本の加入DFに限らず他社回線等の複数の手段を同時並行で検討・
 4565 申込を実施するため、申込をキャンセルするケースがあったが、令和5年度から
 4566 はNTT東日本・西日本の加入DFを確実に利用するものを申請するように運用
 4567 変更している。ただし、NTT東日本・西日本で比較した場合、NTT西日本の
 4568 納期が長期化する傾向にあり、加入DFの納期が計画に見合わない場合にはキ
 4569 ャンセルせざるを得ないため、NTT西日本エリアが比較的キャンセル割合が高
 4570 く改善状況に差分が生じている。【ソフトバンク】
 4571 • 需要計画の精緻化については、需要予測の算出方法の見直しを行ったこと、N
 4572 TT東日本・西日本からの情報開示の改善もあったことにより、実績との差異が
 4573 小さくなっている。接続事業者としては、利用者に納期目安を丁寧にお伝えする

4574 ことなどにより、申込みキャンセルの抑制に努めている。また、従来から工事納
 4575 期が長引くと利用者が待ちきれずにキャンセルとなる傾向があるため、工事遅延
 4576 の収束に伴い、キャンセルが減少した面もある。申込後に工事日が取得できる
 4577 即決工事の拡大や、工事枠が充足した状況が実現出来れば、利用者の期待す
 4578 る納期とのギャップによるキャンセルは更に抑制できると考える。【SNC】

- 4579 • 需要計画の精緻化については、これまで接続事業者から需要計画を提示いた
 4580 だき、需要計画の精度向上に向けた協議をしてきた。今後も同様の取組を行っ
 4581 ていく考え。一方、現状接続事業者より提示いただく需要計画と申込実績には、
 4582 乖離が生じている状況。【NTT東日本・西日本】
- 4583 • 供給面に関する人的リソースの確保に関しては、人員減耗の中、人材育成等を
 4584 通じ取り組んでいるところであるとともに、エリア間支援に関しては、当社はこれ
 4585 までも災害等の有事の事態に対し被災エリア等への支援を行ってきたところ。限
 4586 られたリソースの中で運用を行っていることから、平常時において恒常的な支援
 4587 を行うことは困難な状況ではあるものの、オペレーションの更なる効率化やエリア
 4588 フリー化による業務運営の効率化等、人員の減耗に係る対処策を進めることで、
 4589 エリア間の格差是正に努めていく考え。【NTT東日本・西日本】

4590 (NTT東日本・西日本の運用の統一化等)

- 4591 • 申込時にNTT東日本・西日本から求められる情報について、エリア差・担当差
 4592 があり手続が長期化しているため、設計に必要な資料の明確化と統一化を要望。
 4593 その他の要因については、事例をもとに不備率低減に向けて取り得る手段を協
 4594 議中。【ソフトバンク】
- 4595 • NTT東日本・西日本の開通プロセスの運用差分について、NTT東日本におい
 4596 ては、開通工事から入線工事を1稼働で調整が可能であり、また、直近の実績
 4597 で4割は同日工事が実現できているため、NTT西日本の運用も統一するよう継
 4598 続協議中。【ソフトバンク】
- 4599 • NTT西日本における入線工事目途確認、調整が付かない場合の長納期回答、
 4600 短期間での入線工事日日程調整についても、NTT東日本と同様の運用を希望。
 4601 【ソフトバンク】

4602 (その他)

- 4603 • 利用者対応に必要な情報については、NTT東日本・西日本からの遅延理由の
 4604 開示が一定程度進捗し、事業者としても利用者の理解を得られるよう努力してい
 4605 る。【SNC】
- 4606 • 加入光ファイバのシェアドアクセス方式では、分岐端末回線はケーブル敷設区
 4607 間が短いため長期化するケースは少なく利用者をお待たせしてトラブルになる
 4608 可能性は低い、主端末回線は構築期間が長期化して利用者に迷惑をおかけ
 4609 してしまい苦情を頂くケースが非常に多い状況。加入光ファイバのシェアドアク

4610 セス方式では、光配線区画の拡大は提供納期が長期化するケースを減少させ
4611 るために有効な方策。【SNC】
4612 • NTT局舎の建替えについて、数年単位の余裕を持った切替期間の設定が必要。
4613 大規模ビル(数十ラック、回線収容数千回線規模)に関しては標準期間の
4614 ルール化が必要。また、切替方式について、利用者への影響を最小化するため、
4615 回線の二重設置切替は必須であり、NTT東日本・西日本と継続協議中。その
4616 際の二重設置期間の並行運用に係る新設側費用については、接続事業者に
4617 対して非請求とすべきとして交渉中。【ソフトバンク】

4618 ② 構成員からの意見

4619 (総論)

4620 • 提供時期の遅延については、全体的に回復傾向にあるという調査結果をお示し
4621 いただいたと認識しており、大変安堵している。ただ、地域的に少し課題が残っ
4622 ている場合があるようなので、今後、そういった点も含め、継続して報告いただき
4623 たいと思っている。【西村真由美構成員】
4624 • 大きな流れとして改善傾向であるとしても、標準的期間の遵守率が5割を切って
4625 いる時期もあるとか、報告いただいた最新の時期、令和4年度の第3・第4四半
4626 期に、季節的なこともあるのではないかと思います。悪化しているように見える
4627 ものもあり、ぜひ引き続き改善の努力をいただきたいと思います。【相田構成員】
4628 • 各社から状況が随分改善してきたという言葉もあったので、その点で前進してき
4629 ていると感じた。細かい点は御指摘のとおり、まだ課題が多々あるのは承知して
4630 いるが、かつて受付も紙ベースで、キャンセルがうまく連絡がいついていない等と
4631 いうところは、大分改善をしてきていると思う。長く議論しているので、継続的に
4632 課題は出てくるということなのかもしれないが、いずれにしても納期改善は、自助
4633 努力で両側の事業者ができることと、物理的な制約もある中で、よりベターな方
4634 法を選ばざるを得ないと思う。その中で、自社で対応できるところについては、今
4635 後とも継続して検討を進めていただくということが、私は望ましいと思う。【関口構
4636 成員】

4637 (条件等による提供遅延の状況)

4638 • 提供遅延について、改善の方向にあるとは聞いているが、やはり最終的に多く
4639 の利用者の方々に迷惑、負担を強いることになるので、できるだけ早急に、改善
4640 していくかという点を考える必要がある。情報提供や予見性についても、まだま
4641 だできることがあるのではないかと思います。【佐藤構成員】

4642 (その他)

4643 • 個々の問題がたくさんあり、それら問題について、研究会で議論、情報共有でき
4644 るというのはいいことだと思う。手順や情報提供の話であれば問題ないが、中に

4645 は余計にコスト高にもなる部分があるだろう。例えば、テープ切替と二重設置切
4646 替の場合には二重設置のほうが優位するのだから、全体のコストは上がるのだ
4647 ろうと思う。これを誰が支払うかというのは別問題になるかと思う。【酒井構成員】

- 4648 • また、光配線区画についても、この主端末回線に対する光配線区画というのは、
4649 もともと多い加入者を持っている事業者にちょうどいいようにつくってあるのだと
4650 思う。それを広げること自体は、もしかするとコスト高が出てくるのではないかと
4651 いう気もする。さらに、例えば、1件ずつ工事するというのも当然コストが増えると思
4652 う。【酒井構成員】

- 4653 • よって、コストが増えるということを承知した上で、誰が払うのかということまで含め
4654 て議論するのではないかと思う。【酒井構成員】

4655 (今後の進め方)

- 4656 • 申込から開通の全体工程の様々な段階でいろいろな課題があると理解した。コ
4657 ストやパフォーマンス、時間軸を考えながら、早急に対応できるもの、全部一遍
4658 にできるできない、平面的に議論できないと思うので、どこかの仕分が必要かと
4659 思う。【佐藤構成員】
- 4660 • また、もう少し平面的ではなくて構造的に問題把握したいと思う。申込から開通
4661 の幾つかの工程での県別等のデータをまず広く見て、改善策も含めてこれから
4662 見ていく必要があるのではないか。また、データを見ていると、特定の県や地区
4663 で非常にほかと違った遅れの大きいところがあるので、深掘りして、工程のどの
4664 部分で大きな問題が起こって、東西の差や地域の差で大きな負担をユーザー
4665 に課すようなことが起こっているのか、少し深掘りした議論も必要だと思う。総務
4666 省においても、議論の進め方を検討いただきたい。【佐藤構成員】
- 4667 • 今回の提供遅延に関しては、意見交換会のような各社共通の場はないというこ
4668 とだが、いろいろな事情があって、個別の会社で対応したほうがやりやすいとい
4669 うような側面もあると思うので、検討の場をどういうふうにしていくのか等を含めて、
4670 今後の方針について検討いただきたい。【相田構成員】

4671 3. 考え方

4672 (現状分析)

4673 加入光ファイバ等の提供遅延に係るNTT東日本・西日本からの報告結果について、
4674 その内容及び接続事業者等からのヒアリング結果を踏まえると、マクロでは改善傾向
4675 にあり、NTT東日本・西日本及び接続事業者等における取組については、評価され
4676 るべきと考えることが適当である。

4677 しかし、例えば、シングルスター方式の標準的期間遵守率等は、エリアによりばらつ
4678 きが見られた。また、特に、NTT西日本エリアでは、対前年同期比では改善傾向にあ
4679 るものの、遵守率が低調な地域もあることから、特に改善の余地が残ると言える。

加えて、接続事業者等からは、さらなる予見可能性向上やコロケーションの早期提供に向けた措置等の必要性を指摘する声が寄せられた。

構成員からも、改善の方向は評価しつつも、利用者の負担を勘案して、さらなる改善を早急に行っていくべきという指摘や、NTT東日本・西日本と接続事業者との間に情報の非対称性があることを踏まえて、情報提供や予見可能性向上の観点についてもさらなる改善が期待されるという指摘、問題を構造的に把握する必要があり、特に地域差等について、原因や改善策について深掘りした議論の必要性があるという指摘、コロケーションに関する接続事業者等の要望に関して対応を検討すべきといった指摘が寄せられた。

このため、ミクロでは、改善・克服すべき課題が依然として存在することから、これらについて実効性のある対策を講じる必要があると言える。

したがって、NTT東日本・西日本においては、個別事象という説明にとどまるのではなく、克服すべき課題の解決のために引き続き接続事業者等との協議を継続し、原因を具体的に特定した上で、必要な対策を講じることが適当である。また、総務省においては、メリハリの利いたフォローアップを実施すべきであり、NTT東日本・西日本及び接続事業者等による状況の改善に不十分な点があれば、その要因を検証した上で、更なる対応を検討していくべきである。

また、提供遅延の改善については、NTT東日本・西日本の対応を前提として、接続事業者等の対応も重要である。今回、需要計画の精緻化等や、申込みキャンセルの抑制といった点について、接続事業者から対応状況等について説明があったところ、引き続きNTT東日本・西日本及び接続事業者等が連携して改善に向けた取り組みを講じるべきである。

(エリア毎の納期回答の逼迫状況等の情報開示)

加入光ファイバ等の提供遅延に係るNTT東日本・西日本からの報告においては、次の品目について、四半期別・エリアブロック別・主要な接続事業者別の数値を集計している。

- ・ 加入光ファイバ(シェアドアクセス方式(「即決」と「非即決」で別に集計))
- ・ 加入光ファイバ(シングルスター方式)※特定光信号端末回線(フレキシブルファイバの接続メニュー)と併せて提供される場合を除く。
- ・ 局内光ファイバ
- ・ コロケーション(標準的期間が2週間のもの、1か月のもの、1.5 か月のもので別に集計)

今回の報告結果においては、改善傾向が認められるものの、一部エリアにおいては、なお標準的期間遵守率が低調な状況が確認される。この点、NTT東日本・西日本においては、エリア毎の納期回答の逼迫状況等を接続事業者向けに開示しているところ、当該情報開示の運用について、接続約款において明示的に定めることが適当である。

4716 また、対前年同期比で遵守率が改善していない、低位に留まっているエリアについて
4717 は、NTT東日本・西日本において、その要因を分析し、その結果に応じて所要の対
4718 策を講じるべきである。

4719 (コロケーション等の提供遅延に係る見直し)

4720 コロケーションに必要な電源設備や空調設備については、NTT東日本・西日本に
4721 おいて、同社・接続事業者の需要に応じ、設備が不足する場合は、必要な設備を構
4722 築し、また、その提供に当たっては、設備の空き状況(見込みを含む。)の詳細確認に
4723 より既存設備での提供を検討する等、取組が行われてきた。

4724 NTT東日本・西日本では、この提供予定日を接続事業者に事前通知(「インフラ回
4725 答」)しており、また今回、インフラ回答が申込から1か月を超える見込みの場合、新た
4726 に「中間回答」として当該時点で回答可能な内容(回答時期の目途等)を通知する運
4727 用を開始(NTT東日本では令和5年6月開始、NTT西日本では令和6年1月開始)し
4728 た旨、及び接続事業者から追加の提案があれば、引き続き協議を行う旨、報告があっ
4729 た。

4730 この点、現在、「中間回答」は接続約款上の義務ではないが、接続約款上の申込手
4731 続として明文化することで、NTT東日本・西日本及び接続事業者間の適切な運用を
4732 確保することが適当である。また、あわせて通知項目等を具体的に規定するべきであ
4733 る。

4734 また、コロケーションの提供遅延に係る接続事業者からの具体的な要望については、
4735 NTT東日本・西日本において、これらを真摯に聴取し、対応を検討することが適当で
4736 ある。予見可能性の向上はきわめて重要な論点であるところ、特に、第一種指定電気
4737 通信設備との円滑な接続を実現する観点から、電源設備及び空調設備について、計
4738 画的な増設に向けた対応を検討すべきである。例えば、まずは事業者間で事前照会
4739 手続等の活用や改善を含めた検討が行われることが望ましいと考えられる。一方、仮
4740 に効果が不十分と認められるときには、接続事業者との間で予め需要及び費用が確
4741 定した場合の対応を含め、NTT東日本・西日本において、構成員から指摘のあった
4742 踏み込んだ措置(システム化、増設基準の精緻化等)も排除せずに、接続事業者の予
4743 見可能性向上のために実効性のある検討を行うべきである。

4744 さらに、ネットワークカメラ等を通じた立会(遠隔立会)の活用による稼働コストの削減
4745 といった取組については、引き続き、NTT東日本・西日本及び接続事業者双方にお
4746 いて、具体的な改善の取組を進めていくことが適当である。

4747 その他、局内光ファイバの提供について、標準的期間(1か月半)を遵守できていな
4748 いケースが多数あるため、NTT東日本・西日本は、個別案件であるという説明にとど
4749 めるのではなく、運用の実態を確認した上で、構造的な原因がある場合には、その内
4750 容に応じて具体的な改善策を示すべきである。

4751 (需要計画の精緻化等)

4752 需要計画の精緻化等については、NTT東日本・西日本において、接続事業者から
4753 提示された需要計画に合わせて工事体制の整備に努める等の対応を継続している一
4754 方で、一部、接続事業者の需要計画と申込実績に一定程度の乖離が生じている状況
4755 がある。このため、接続事業者毎に需要計画と申込実績との差分等を提示し、需要計
4756 画の精度向上に向けて協議を進めている旨、報告があったところ。

4757 この点、引き続き、NTT東日本・西日本と接続事業者間で、需要計画の精緻化や
4758 申込みキャンセルの抑制に向けた、具体的な情報交換や円滑な協議を進めるよう協
4759 力し、必要に応じて取組の深掘りを行うことが適当である。その一方で、FTTHアクセ
4760 スサービスにおいて需要予測が困難であることを踏まえれば、今後、当該需要計画を
4761 基にどのような対応を行ったか、NTT東日本・西日本と接続事業者間で事後的に情
4762 報交換をするといった対応を検討することも考えられる。

4763 (NTT東日本・西日本の運用の統一化)

4764 NTT東日本・西日本間の運用等の差異については、これまでも本研究会において、
4765 接続事業者等から指摘があったところ、一部について運用の統一化が行なわれた旨、
4766 また、その他の事項についても協議等により改善に向けた取組が図られている旨、報
4767 告があった。

4768 この点、申込時に求められる情報の格差による手続きの長期化等、接続事業者等
4769 から具体的な課題が提起された点を中心に、引き続き、具体的な改善に向けた協議・
4770 取組をNTT東日本・西日本及び接続事業者の双方で進めていくことが適当である。
4771 (その他)

4772 利用者への情報提供に係る協議⁶⁷については、個々の事例に即して接続事業者と
4773 協議の中で具体的な事例について認識を合わせており、未対応の案件はないことや、
4774 今回の報告期間において、接続事業者より同旨の意見は出ておらず、今後事例の提
4775 示があれば、NTT東日本・西日本において、適切に対応を進める予定との報告があ
4776 ったことから、まずは、NTT東日本・西日本と接続事業者間で協議を行うことが適当で
4777 ある。その際、接続事業者から求めのある事項を考慮し、必要があれば、当事者間の
4778 責任分担の明確化といった対応を検討するべきである。

4779 その他、一部接続事業者から指摘のあったNTT東日本・西日本の局舎移転につ
4780 いては、接続事業者の予見性が十分に確保されることに留意しつつ、まずはNTT東

⁶⁷ 第七次報告書までの議論において、「利用者への説明の際にNTT東日本・西日本の社名を出せないルールになっており、利用者が不信感を抱くケースがあるので、引き続き協議させていただきたい」旨の接続事業者意見を踏まえ、NTT東日本・西日本より、「接続事業者が提供するサービスに関する利用者対応を当該事業者の責任において実施する際に、当社起因で工事日が延期されたことを説明することについて、当社名の提示に係る特段の制限を設けていない。」、「NTT東日本・西日本が遅延の原因であることを説明できないことについては、要望元事業者と協議を進めた。引き続き、当社からの情報を基に、接続事業者において利用者に丁寧に説明いただき、利用者に理解いただくことが望ましいと考えており、設備設置事業者の社名を明らかにする必要がある具体的な事例については、丁寧に協議していく考え」である旨の説明があったもの。

4781 日本・西日本と接続事業者間において、適切に対応を進めることが適当である。
4782 本報告について、本研究会第七次報告書を踏まえ、総務省からNTT東日本・西日
4783 本に対し要請し、提供遅延及びその改善の状況について報告を求めているところ(令
4784 和5年 10 月 10 日総基料第 201 号)、メリハリのついたフォローアップのために、次々
4785 回の報告に向けて要請内容を見直すべきである。なお、次回は、令和5年4月から令
4786 和6年3月までの状況について、令和6年6月 30 日までに報告がある予定のところ、現
4787 状の改善傾向が持続し、重大な事案の発生等が特に認められない場合には、本研究
4788 会に状況報告を行なうこととし、必要があると認められる場合に、ヒアリングを実施する
4789 ことが適当である。

4790

第9章 市場変化に対応した外国政府等との協定等に関する 見直し

1. 検討の経緯

電気通信事業法第40条は、電気通信事業者が電気通信業務に関し、外国政府等⁶⁸との間に重要な事項を内容とする協定又は契約を締結、変更又は廃止しようとする場合には、総務大臣の認可を要することを定めている。これは、外国政府や外国企業との間で締結する協定等は、電気通信事業者が国際電話サービス等を提供する元となる契約であり、その内容如何が我が国の利用者の利益に重大な影響を与えかねないものであるため、認可の対象とされているものである。

具体的な認可対象については、電気通信事業法施行規則第27条において定められている。過去の規制緩和により、データ伝送サービス、専用サービス、国際電話の付随的サービスに係る協定等は認可の対象外とされ、現状では、電話等の役務の提供に関する提携を内容とする協定又は契約の一部の事項⁶⁹と、本邦に陸揚げされる海底ケーブルの建設保守に関する協定又は契約が認可対象とされている。このうち、電話等の役務の提供に関する提携を内容とする協定又は契約については、具体的には、国際電話、携帯電話の国際ローミング、衛星通信等の提供に関する提携を内容とする協定等が認可対象となっている。

一方で、外国政府等との協定等に係る電気通信役務の動向としては、IP電話、ビデオ通話、メッセージサービス等の普及により、国際電話の利用は低下傾向であるほか、携帯電話の国際ローミングについて、音声ローミングのみならずデータローミングが広く利用されている。また、衛星通信については、衛星コンステレーションの実現により、衛星通信の高速化が可能となり、ブロードバンドサービスへの利用のほか、携帯電話基地局のバックホールとしても活用され、今後はスマートフォン等が衛星と直接つながる衛星直接通信によるサービスが提供される予定であるなど、こうした電気通信役務を取り巻く環境は大きく変化している。

⁶⁸ 外国政府又は外国人若しくは外国法人

⁶⁹ 一部の事項は、電気通信事業法施行規則第27条第1項において以下のとおりとされている。

- ・電気通信回線を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、その区間並びにこれにより取り扱う電気通信役務の種類及び対地
- ・電話等の役務の提供に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額。ただし、金額が増加しないことが明らかなき等を除く（金額が増加しないことが明らかな協定等の変更については、電気通信事業報告規則に基づき、毎報告年度経過後二月以内に当該報告年度に変更した協定等について総務大臣に報告することが求められる）。
- ・電話等の役務の提供に関し、取り扱う通信量の割合。

4816 今般、こうした状況を踏まえ、電気通信事業法第40条に基づく外国政府等との協定
4817 等の認可の対象等について検討を行った。

4818 2. 議論の経過

4819 (1) 検討事項

4820 外国政府等との協定等に関係する電気通信役務の動向を踏まえて、電気通信事
4821 業法第40条に基づく外国政府等との協定等の認可に関し、以下の点について検討を
4822 行った。

4823 ① 認可対象の見直し

- 4824 • 現在、電話等の役務の提供に関する提携を内容とする協定等が重要な事項を内
4825 容とするものとして認可対象とされているが、携帯電話の国際ローミングについて、
4826 音声ローミングに加えデータローミングも広く利用されていることや、今後、スマー
4827 トフォンが衛星と直接つながる衛星直接通信によるサービスが提供される予定で
4828 あり、外国企業の電気通信設備を介してスマートフォン向けのデータ役務が提供
4829 されることを踏まえれば、データ役務等の提供に関する提携を内容とする協定等
4830 についても認可対象に追加することが必要か。
- 4831 • 他方で、データ役務等の提供に関する提携を内容とする協定等を広く認可対象と
4832 した場合、これまで認可対象としていなかった、国際ISP間の協定等や衛星を利用
4833 した放送事業者向けの映像伝送サービス、衛星を利用したIoTサービス、バッ
4834 クホール回線としての衛星の利用など、必ずしも利用者の利益に直接影響しない
4835 協定等も認可の対象となる。このため、例えば、電気通信回線設備を用いる電気
4836 通信役務や、一定の規模を有する電気通信役務など、利用者の利益に及ぼす影
4837 響が大きい役務の提供に関する提携を内容とする協定等に認可対象を限定する
4838 ことについてどう考えるか。

4839 ② 事業者間精算料金の変更に係る認可

- 4840 • 現在、電話等の役務の提供に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額(事業
4841 者間精算料金)については、値上げの場合は認可対象、金額が増加しないことが
4842 明らかな場合は電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)に基づく年
4843 度末報告の対象とされているが、事業者間精算料金の変更のみを内容とする協
4844 定等の変更については、事後報告のみとすることについてどう考えるか。
 - 4845 ➤ 携帯電話の国際ローミング協定における事業者間精算料金の値上げのうち
 - 4846 約半数は、相手国における税率変更によるもの。また、個別の事業者間精算
 - 4847 料金の値上げは、必ずしも利用者料金の変更に直結していない。

4848 ➤ 携帯電話の国際ローミングは、GSMA(GSM Association)のルールに基づき事業者間で協定が締結されており、相対契約により割引料金を適用する場合を除き、全事業者に共通的な標準料金が提示される仕組みとなっており、
4849 日本 of 事業者のみが不当に高い事業者間精算料金を設定される恐れはないと考えられるか。
4850
4851
4852

4853 ③ その他

4854 • 認可対象を変更する場合には、必要に応じて、認可に当たっての審査基準を見
4855 直すことが適当か。その他、検討すべき点はあるか。

4856 (2) 主な意見

4857 検討に当たり、本研究会において、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル株式会社、スカパーJSAT株式会社(以下「スカパーJSAT」という。)及びJSAT MOBILE Communications株式会社(以下「JSAT MOBILE」という。)スターリンクジャパン合同会社(以下「スターリンクジャパン」という。)からヒアリングを実施した。

4861 また、総務省において、衛星移動通信サービス又は衛星アクセスサービスを提供している事業者に対しアンケート調査を実施したところ、

- 4863 • 株式会社海外コミュニケーションズ
- 4864 • 株式会社キュービック・アイ
- 4865 • 有限会社SKY-FIX COM JAPAN(以下「SKY-FIX COM」という。)
- 4866 • 株式会社日本KVHインダストリーズ
- 4867 • ナビコムアビエーション株式会社
- 4868 • マリサット通信サービス株式会社(以下「マリサット通信サービス」という。)
- 4869 • 株式会社IPモーション(以下「IPモーション」という。)
- 4870 • シンガポールテレコム・ジャパン株式会社
- 4871 • 株式会社Orbital Communications(以下「Orbital Communications」という。)
- 4872 • マーリンク株式会社(以下「マーリンク」という。)
- 4873 • パナソニックアビオニクスコーポレーション
- 4874 • スカパーJSAT
- 4875 • NTTコム
- 4876 • 有限会社アイティ企画(以下「アイティ企画」という。)
- 4877 • アイピースタージャパン株式会社
- 4878 • KDDI

4880 の16社から回答があった。

4881 各論点に係る事業者及び構成員の意見は次のとおりである。

4882 ① 事業者からの意見

4883 <認可対象の見直し>

4884 (データ役務等に拡大することに反対しない)

- 4885 • スマートフォンの普及及び利用状況等を踏まえれば、認可対象をデータ役務に
- 4886 拡大することは一定の合理性がある。【NTTドコモ】
- 4887 • データ役務等の提供に関する提携を内容とする協定等についても認可対象とす
- 4888 ることには反対しない。【スカパーJSAT】
- 4889 • 昨今の電気通信事業の動向を鑑みると、(データ役務の追加は)やむを得ない。
- 4890 【JSAT MOBILE】
- 4891 • 現在の電気通信役務の動向を踏まえれば、認可対象の見直しが必要であるとい
- 4892 う点については理解。【スターリンクジャパン】

4893 (事後報告のみとすべき)

- 4894 • データサービスについては、現在事前手続き不要なところ、認可対象の拡大によ
- 4895 りスケジュール等ビジネスへの影響も生じるため、事後報告のみとしていただきた
- 4896 い。【ソフトバンク】

4897 (対象は最小限にすべき)

- 4898 • サービス動向を踏まえ、規制緩和に主眼を置いた認可対象の見直しは必要であ
- 4899 り、認可対象の追加については慎重であるべき。事前規制が、外国の事業者等
- 4900 との連携によるイノベーションの創出を阻害する可能性にも配慮しつつ、対象は
- 4901 真に「利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務」とすることに賛同する。個別に
- 4902 サービスの特性を踏まえて、規律による担保が必要なサービスに限定すべき。一
- 4903 定以上の契約者数がある場合に限るべき。【KDDI】
- 4904 • 仮に事前認可の対象とする場合、その対象範囲は必要最小限とすることを要望。
- 4905 加えて、事前認可の必要性について定期的に検証し、対象の縮小や届出への
- 4906 移行等の検討を要望。【ソフトバンク】
- 4907 • 認可対象については、利用者の利益に及ぼす影響を考慮し、現在の技術や市
- 4908 場動向を踏まえた議論や精査をいただいたうえ、利用者保護の観点から真に必
- 4909 要なものに限定していただきたい。【楽天モバイル】
- 4910 • 利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務の提供に関する提携を内容とする協
- 4911 定等に限定すべきであり、その指標としては、役務提供先の契約数(例:100万以
- 4912 上)とすることが良いと考える。【スカパーJSAT】
- 4913 • 利用者の利益に大きな影響を及ぼす事業の提供に関する提携を内容とする協
- 4914 定などに対象を限定することは合理的。しかし、どこで線引きをするかという基準
- 4915 についてはしっかりと議論することが必要。また、既に役務提供を開始しているサ

- 4916 一ビスが認可対象となる規模に到達した場合、その段階で認可されないという事
4917 態は避けるべき。【スターリンクジャパン】
- 4918 (その他、個別の意見)
- 4919 • 認可対象をデータ役務に拡大する場合、クラウドSIMイネーブラー等が提供する
4920 クラウドSIMを活用した国際ローミングも対象になると認識。レンタルWi-Fiサー
4921 ビスは一定の規模を有し、利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務であると想
4922 定。【NTTドコモ】
- 4923 • 携帯電話の国際ローミングについては、GSMAのルールに基づき事業者間で
4924 協定が締結されており、日本の事業者のみが不当に高い事業者間精算料金を
4925 設定される恐れはないと考えられること等を踏まえ、認可対象とする必要はないと
4926 考える。【楽天モバイル】
- 4927 • 外国衛星通信事業者より衛星回線をIRU⁷⁰契約により、電気通信回線設備として
4928 設置する場合、電気通信事業変更登録申請等の手続きにおいて、当該IRU契
4929 約で使用期間全体にわたる合理的な使用料金の設定がされていること等につき、
4930 総務省に確認されており、電気通信事業法第40条に基づく外国政府等との協定
4931 等の認可と二重の手続きとなることは避けて頂きたい。【スカパーJSAT】
- 4932 • もし衛星アクセスサービス等が対象になった際には、過度に手続きが煩雑になっ
4933 たり、認可に時間がかかりすぎたりということがないように配慮いただきたい。【ス
4934 ターリンクジャパン】
- 4935 ＜衛星移動通信サービス又は衛星アクセスサービスを提供している事業者に対す
4936 るアンケート調査における意見＞
- 4937 (衛星通信に係る音声役務及びデータ役務いずれも認可対象外とすべき)
- 4938 • 衛星移動通信サービスについて、外国事業者等の電気通信設備を介して役務
4939 を提供する場合は、IRU方式による設置が必要となっており、登録手続きにおい
4940 て契約書により継続的に支配・管理している状態にあることを示していることから、
4941 外国事業者等から一方的に契約を破棄されるといった恐れは比較的小さいとも
4942 考えられる。
- 4943 複数の衛星により様々なサービスが提供されており、それらは代替性のある状
4944 況。更に、衛星移動通信サービスの契約数は少ないことを踏まえれば利用者へ
4945 の影響は限定的。

⁷⁰ IRU(indefeasible right of user:破棄し得ない使用权)とは、契約(契約以外の協定等の形式を含む。)によって定められ、関係当事者の合意がない限り、破棄又は終了させることができない長期安定的な使用のこと。他者の所有する光ファイバ等についてIRUの設定を受けた事業者は、当該光ファイバ等を継続的に支配・管理している状態にあると認められる。使用权を取得する電気通信事業者の同意なしに契約を破棄することができないこと、使用期間全体にわたる合理的な使用料金の設定がされていること等がIRUの要件とされている。

4946 認可対象にデータ役務が追加された場合、今後利用者の需要に応じて、多様
4947 なサービスやプランを追加する都度認可が必要となるため、柔軟なサービス提供
4948 の機会が妨げられるだけでなく、サービス展開において国際的にも遅れをとるこ
4949 とも懸念。

4950 更に、音声役務とデータ役務がセットとなるプランもあり、引き続き音声のみ認
4951 可対象とされた場合、音声役務がセットであるか否かによって、データ役務のサ
4952 ービス提供の自由度が変わることになるため、音声役務も認可対象から外し、柔
4953 軟なサービス提供の機会を確保することが必要ではないかと考える。【KDDI】

4954 (事前認可の対象が拡大することで、ユーザが不利益を被り、かつ日本の航空会社
4955 が国際競争上不利になることを懸念)

4956 • データ役務が事前認可の対象となった場合、認可基準を満たすよう契約変更を
4957 し、内容を総務省に開示することについて、各衛星事業者と交渉することとなる。
4958 その結果、当社は該当する衛星を使用できなくなり、当該衛星がカバーするエリ
4959 アにおいてサービスを提供できない又は通信速度の低下を招く、あるいは、衛星
4960 事業者が合意する場合であっても、より高い使用料を求められること等により、最
4961 終的にはユーザ(日本の航空会社及びその旅客)にとっての不利益となる。

4962 また、外国籍航空機内では、当社が衛星事業者と契約した直後から最新の通
4963 信エリアと通信速度によるサービスが提供される一方で、日本国籍の航空機内
4964 では、事前認可までの間、新たに調達した通信容量を使用できないことになる。
4965 ユーザの保護を目的とした規制が、かえって本邦のユーザにとって不利益に作
4966 用している。当社の通信サービスに対する新たな規制は、日本の航空会社の国
4967 際競争力を現状よりも更に削ぐ結果になる。当社は、同じ空域をカバーする複数
4968 の衛星を調達するよう努めており、同じ空域の通信回線を多重化している以上、
4969 個々の衛星にかかる契約内容を規制する必要性は乏しい。当社のサービスは、
4970 飛行中の一時的なインターネット接続サービスであり、万が一、サービス提供が
4971 一時的に中断する事態が発生したとしても、ユーザの不利益は限定的。当社の
4972 ような機内の一時的な通信サービスに対する事前規制の必要性は高くない。【パ
4973 ナソニックアビオニクスコーポレーション】

4974 (データ役務に拡大することによるサービスへの影響、競争力の低下を懸念)

4975 • 仮に(データ役務が)認可の対象となった場合、過度に手続が煩雑になり、認可
4976 に時間がかかることにより、新しい種類のサービスを適時に提供することに支障
4977 が生じ、競争力の低下につながるおそれがある。【IPモーション】

4978 • 新たなサービスの開始にあたり、認可及び手続が増える事により、中小事業者に
4979 にとっては参入が難しくなるとともに、消費者の観点からは世界的なサービス導入

- 4980 に平行して日本国内でのサービス導入が遅れる事によって、国内ユーザーのサ
4981 ービス水準が世界的に遅れる事を懸念。【アイティ企画】
- 4982 • 現状で電気通信事業法第40条に基づく事前認可の対象とされていないデータ
4983 役務等を新たに認可対象に追加する場合、認可対応を考慮した事業計画策定
4984 が必要となり、柔軟なビジネス展開に影響が出る懸念がある。【NTTコム】
- 4985 (対象は最小限にすべき)
- 4986 • 一定の規模を有する電気通信役務等、利用者の利益に及ぼす影響が大きい役
4987 務の提供に関する提携を内容とする協定等に認可対象を限定することが望まし
4988 い。どこで線を引くかは慎重な議論が必要。【IPモーション】
- 4989 • 利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務、事前認可の対象とすることが必要な
4990 役務及び契約数が一定数以上である役務等、必要最低限とした上で事後報告
4991 対象とすることが望ましいと考える。【NTTコム】
- 4992 (その他)
- 4993 • 小規模事業者への負担を考慮していただきたい。また、サービス開始に時間が
4994 かかるような作業が少なくなるように配慮をお願いしたい。【SKY-FIX COM】
- 4995 • 利用者の利便性という観点からしても、既に(電気通信事業の)登録・変更登録
4996 時に衛星通信路のIRUや回線制御権の確保を要件とされているため、さらに40
4997 条認可の対象とすることは屋上屋を重ねるものではないか。一方では、衛星事業
4998 者のサービス態様が多様になっていることを考えると、登録・変更登録時にIRU
4999 +回線制御権確保の要件を審査するのではなく、それらは40条認可時の考慮要
5000 素として吸収し、他の考慮要素と合わせて柔軟な判断も可能となるのであれば、
5001 それは合理的ではないかと思う。【マーリンク】
- 5002 • 40条の精神として、外国通信事業者から法外な料金提示を抑止し、国内の利用
5003 者が不利益を被ることを排除するためと認識しているが、電気通信事業法が制定
5004 された昭和59年の状況とは現在は異なっていると思料している。【マリサット通信
5005 サービス】
- 5006 • 通信料金は相対契約が認められていることから、この趣旨を尊重しなければなら
5007 ないと思う。【Orbital Communications】
- 5008 <事業者間精算料金の変更に係る認可>
- 5009 (事後報告のみとすることに賛同)
- 5010 • 変更契約は、税金の値上げや精算料金の値上げが太宗だが、精算料金の改定
5011 は利用者料金への値上げに直ちにつながるものではないため、事後報告のみと
5012 することに賛同。【NTTドコモ】
- 5013 • 事業者間精算料金の変更のみを内容とする協定等の変更について、事後報告
5014 のみとすることに賛同。【KDDI】

- 5015 • 事業者間精算料金のみの変更を事後報告にすることについて、実態上の懸念
5016 等もなく、賛同。【ソフトバンク】
- 5017 • 携帯電話の国際ローミングについては、GSMAのルールに基づき事業者間で
5018 協定が締結されており、日本の事業者のみが不当に高い事業者間精算料金を
5019 設定される恐れはないと考えられること等を踏まえ、認可対象とする必要はなく、
5020 事後報告のみとすることについて賛同。【楽天モバイル】
- 5021 • 事業者間精算料金(料金の値上げ・値下げ)のみをないようとする協定などの変
5022 更については事後報告のみとすることについて、賛成。現行では、外国法人との
5023 通信料金の契約が1セントでも変更があった場合に事前認可が必要となっており、
5024 過度な規制。より効率的な制度の検討をお願いしたい。【JSAT MOBILE】

5025 <その他>

5026 (審査基準について)

- 5027 • 審査基準を見直すことに賛同。事前規制の予見性を確保するためにも、サービ
5028 スごとに「認可を要する理由」と「審査基準」との適用関係を明確にしてい
5029 たい。【KDDI】

5030 (電気通信事業報告規則に基づく報告について)

- 5031 • 報告すべき事項は必要最低限のものにしていいただきたい。事後報告は年度末の
5032 状況を見て、前年度末比で変化があった場合のみでよいのではないかと。【KDD
5033 I】

5034 (その他)

- 5035 • 認可対象を変更する場合や、審査基準等を見直す場合は、契約類型ごとの認
5036 可対象の変更内容や、審査基準の見直し内容等について、事前周知・公表い
5037 いただきたい。【楽天モバイル】

5038 ② 構成員からの意見

- 5039 • 衛星を使ってデータサービスのみを行っている事業者については、これまで電
5040 気通信事業法40条は関係してこなかったということもあるので、こうした事業者も
5041 含めて丁寧に意見を聞くことが良い。
- 5042 • (事業者間精算料金の値上げに係る変更について、)原則はやはり認可が必要
5043 だが、携帯電話の国際ローミングに関してはGSMAのルールの基づき協定が締
5044 結されている実態を踏まえて免除するというような、原則と例外という考え方もで
5045 けるのではないかと。
- 5046 • 明確に白黒つけるのは難しい点もあるかと思うので、今後、衛星との直接通信に
5047 よるサービスの提供状況やその他の状況を踏まえながら、適宜見直しをしていく
5048 ことが良い。

5049 3. 考え方

5050 ① 認可対象の見直し

5051 事業者からは、データ役務等の提供に関する提携を内容とする協定等についても
5052 認可対象とすることには反対しないといった意見があった一方で、一部の事業者から
5053 は、現在事前認可等が不要なサービスが認可対象となることでビジネスへの影響も生
5054 じることから、事後報告のみとすべきといった意見もあった。また、認可対象について
5055 は、サービスの特性や契約数等を考慮し、利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務
5056 の提供に関する提携を内容とする協定等に限定すべきとの意見が多かった。

5057 このため、国際電話、携帯電話の国際ローミング、衛星通信のそれぞれについて、
5058 サービス特性やサービス規模、事業者からの具体的な意見等を総合的に勘案し、利
5059 用者の利益に及ぼす影響が大きいと考えられる役務について検討し、当該役務の提
5060 供に関する提携を内容とする協定等に限定して、認可対象とすることが適当である。

5061 <国際電話(音声のみ)について>

5062 サービスの特性としては、国際電話の相手方となる外国の事業者との提携が必要
5063 不可欠であり、当該事業者との間で、設備使用料を支払い合うことが必要となる。相手
5064 方となる外国の事業者が独占的な事業者等の場合、理論上は「競り合わせ」や「バイ
5065 パス」により、不当に高い事業者間精算料金を設定される恐れがある。

5066 サービス規模の観点からは、国際電話の通信回数、通信時間はピーク時から大幅
5067 に減少⁷¹している。他方で、固定電話及び携帯電話の基本的に全ての利用者が国際
5068 電話を利用可能と考えれば、利用可能な契約者数・回線数は大きいことから、一定の
5069 規模を有すると考えられる。

5070 事業者ヒアリングにおいては、国際電話の利用状況を踏まえた議論を求める意見は
5071 あったが、認可対象外とすべきとの意見はなかった。

5072 以上を踏まえれば、国際電話については、利用者の利益に及ぼす影響が大きい役
5073 務と考えられることから、引き続き認可対象とすることが適当である。

5074 <携帯電話の国際ローミング(音声・データ)について>

5075 サービスの特性としては、音声ローミングに加え、データローミングについても、ロー
5076 ミング相手方となる外国の携帯電話事業者との提携が必要不可欠であり、当該事業
5077 者との間で、設備使用料を支払い合うことが必要となる。ただし、GSMAのルールに
5078 基づき事業者間で協定が締結されており、日本側事業者のみが不当に高い事業者間
5079 精算料金を設定される恐れはないと考えられる。

⁷¹ 「通信量からみた我が国の音声通信利用状況(令和4年度)」によれば、令和4年度の通信回数(発信)はピーク時(平成19年度)から▲94.8%、通信時間(発信)はピーク時(平成19年度)から▲96.2%。

サービス規模の観点からは、主にMNO4社が音声ローミング及びデータローミングを提供中であり、MNO4社の携帯電話の基本的に全ての利用者が国際ローミングを利用可能と考えれば、利用可能な契約者数は大きい。

特に、海外でのデータ通信の利用については、国際ローミング以外にも海外Wi-FiレンタルやeSIMによる現地通信サービスの契約といった選択肢も存在するものの、MNO各社から海外ローミング用の定額料金プランが提供されており、データローミングの利用が拡大しており、現時点においては、音声ローミングに加え、データローミングについても、一定の規模を有していると考えられる。

なお、携帯電話事業者間の国際ローミング協定においては、音声(3G)ローミングとデータローミングで異なる事業者間精算料金が設定されているが、VoLTEローミングはデータローミング扱いとされており、現在は認可対象外となっている。

事業者ヒアリングにおいては、GSMAのルールが存在することから、携帯電話の国際ローミング協定については認可対象とする必要はないとの意見があった。

以上を踏まえれば、携帯電話の国際ローミングについては、音声ローミング・データローミングともに利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務と考えられることから、音声ローミングについて引き続き認可対象とするとともに、データローミングについて認可対象とすることが適当である。

<衛星通信(音声・データ)について>

端末系伝送路設備として衛星を用いて提供される電気通信役務としては、主に衛星移動通信サービス⁷²と衛星アクセスサービス⁷³が存在する。いずれについても、サービスの特性としては、外国企業等が所有する衛星の利用に当たり、外国企業等との提携が必要不可欠であり、当該外国企業に対し設備使用料の支払いが必要である。

他方で、現在では多様な衛星が存在しており、日本側電気通信事業者は事業の開始に当たって提携先を選択可能と考えられる。また、事業の開始に当たり、日本側電気通信事業者が他者の衛星を利用して電気通信回線設備を設置する場合、IRUの設定が求められることから、使用契約が安定的であることや、合理的な使用料金が設定されていることが前提となっている。

⁷² 衛星移動通信サービスは、「利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備(その一端が移動して用いられる電気通信設備と接続されるものに限る。)を用いて提供される電気通信役務であつて、電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第四条第一項第二十号の八に定める携帯移動地球局を用いて提供されるもの」(電気通信事業報告規則第1条第2項第5号)

⁷³ 衛星アクセスサービスは、「端末系伝送路設備として人工衛星を用いて提供されるものであつて、インターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務(主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。)」(電気通信事業法施行規則 様式第4 注3)

5107 また、衛星移動通信サービス、衛星アクセスサービスともに、山間部、離島、海上等
5108 での通信手段として活用されており、特に音声役務(衛星携帯電話)については、災
5109 害等の緊急時の連絡手段としての重要度が高い。

5110 サービス規模の観点からは、国際電話や携帯電話の国際ローミングに比べると、現
5111 在の衛星移動通信サービスの回線数は大きくなく、その多くは音声役務(衛星携帯電
5112 話)と想定される。他方で、今後、衛星コンステレーションにより、衛星とスマートフォン
5113 等が直接つながる衛星直接通信によるサービスが提供される予定であり、これが携帯
5114 電話(音声、データ通信)と組み合わせて携帯電話利用者向けに広く提供される場合
5115 には、利用可能な契約者数・回線数は大きくなり、一定の規模を有することが想定され
5116 る。

5117 事業者からは、データ役務に認可対象を拡大することによる利用者への影響等を
5118 懸念する意見が多かった。一部の事業者からは、音声役務及びデータ役務いずれも
5119 認可対象外とすべきといった意見があった。

5120 以上を踏まえれば、衛星通信のうち、音声役務については、利用者の利益に及ぼ
5121 す影響が大きいとまでは言えないことから、引き続き認可対象とし、データ役務等
5122 については、利用者の利益に及ぼす影響は必ずしも大きくないと考えられることから、
5123 引き続き認可対象外とすることが適当である。

5124 ただし、今後、衛星直接通信によるサービスが提供され、これが携帯電話と組み合
5125 わせて携帯電話利用者向けに広く提供される場合等には、利用者の利益に及ぼす影
5126 響が大きくなることも想定されることから、そのような場合には、必要に応じて、改めて
5127 認可対象について検討することが適当である。

5128 <クラウドSIMを利用したレンタルWi-Fiサービスについて>

5129 クラウドSIMとは、クラウドサーバー上に複数のSIMカードを挿入し、利用者が専用
5130 端末を利用する地域に合わせて、現地のSIMカード等が選択、ダウンロード等される
5131 仕組みである。一部のレンタルWi-Fiサービス提供事業者等がこのような仕組みを利用
5132 してサービスを提供している。レンタルWi-Fiサービス提供事業者が自らクラウドサ
5133 ーバーを設置している場合や、国内外の他社のクラウドサーバーを利用している場合
5134 が想定され、前者の場合にはSIMカードの調達に当たり外国の携帯電話事業者と役
5135 務提供契約を、後者の場合には外国企業との間でクラウドサーバーの利用契約等を、
5136 締結している可能性がある。

5137 海外渡航者や外国人訪日客等が一時的に利用するものであり、サービスの規模は
5138 大きくないと想定される。

5139 事業者ヒアリングにおいて、一部の事業者から、データローミングを認可対象とする
5140 場合にはクラウドSIMを活用した国際ローミングも対象になることが想定されるとの意
5141 見があった。他方、レンタルWi-Fiサービス事業者からは、クラウドSIMに利用するた

5142 めの外国の携帯電話事業者等からの現地SIMの調達は、携帯電話事業者間の国際
5143 ローミング協定とは異なるとの意見があった。

5144 レンタルWi-Fiサービス事業者が、海外での通信サービスの利用のためのSIMを
5145 販売等することは、電気通信事業法上の電気通信業務に当たらず、電気通信事業法
5146 第40条が対象とする「電気通信業務に関する協定又は契約」に該当しないと考えられ
5147 る。

5148 日本国内で利用されるサービスについては、外国の携帯電話事業者のSIMカード
5149 が利用されることは想定されず、SIMカードの調達のための外国企業等との契約等は
5150 想定されないが、外国企業との間でクラウドサーバーの利用契約等を締結している場
5151 合には「電気通信業務に関する協定又は契約」に該当する可能性はある。他方、クラ
5152ウドサーバーの利用が不当に高額である場合等には、そのような仕組みを利用せず
5153にサービスを提供することが可能であり、当該利用契約が利用者の利益に及ぼす影
5154響は大きくないと考えられる。

5155 以上を踏まえ、クラウドSIMを利用したレンタルWi-Fiサービスについては認可対
5156象外とすることが適当である。

5157 ② 事業者間精算料金の変更に係る認可

5158 事業者からは、事業者間精算料金の変更のみを内容とする協定等の変更について
5159 は、事後報告のみとすることに賛同する意見が多かった。

5160 国際電話については、相手方となる外国の事業者が独占的な事業者等の場合、
5161 「競り合わせ」や「バイパス」により、事業者間精算料金が不当に高くなる恐れがあるこ
5162 とから、事業者間精算料金の変更のみを内容とする協定等の変更であっても、引き続
5163 き事前認可の対象とすることが適当である。

5164 一方、携帯電話の国際ローミングについては、GSMAのルールに基づき事業者間
5165 で協定が締結されており、日本の事業者のみが不当に高い事業者間精算料金を設
5166 定される恐れがないこと、衛星通信については、IRU契約により衛星回線を電気通信
5167 回線設備として設置する場合には、IRU契約で使用期間全体にわたる合理的な使用
5168 料金の設定が前提となっていることを踏まえれば、事業者間精算料金の変更のみを
5169 内容とする協定等の変更については、事後報告のみとすることが適当である。

5170 ③ その他

5171 事業者からは、認可対象となるサービスごとに審査基準を明確化することを希望す
5172 る旨の意見があった。

5173 総務省においては、認可対象の見直しを行う際には、審査基準についても見直しを
5174 行うことが適当である。

5175 審査基準について見直しを行う際には、携帯電話の国際ローミングについては、

5176 GSMA のルールに基づき事業者間で協定が締結されており、日本の事業者のみが
5177 不当に高い事業者間精算料金を設定される恐れがないこと、衛星通信については、
5178 IRU 契約により衛星回線を電気通信回線設備として設置する場合には、IRU 契約で
5179 使用期間全体にわたる合理的な使用料金の設定が前提となっていること等を踏まえ
5180 た審査基準とすることが適当である。